

第3章 各国における知的財産制度を巡る状況に関する調査

I. 営業秘密の保護について—国際的側面に着目して

名古屋大学大学院法学研究科 鈴木將文

1. はじめに

我が国では、2000年代初頭以降、不正競争防止法による営業秘密の保護の制度が、対象行為の拡大や罰則の導入・厳格化により、拡充されてきている。これは、知的財産全般について見られる、経済・社会におけるその重要性の高まり、デジタル化・ネットワーク化の進展による侵害の深刻化、国際的な経済活動の活発化等を背景としたものといえる。近年では、さらにビッグデータや人工知能（AI）を活用した産業の発展に関連して、データの保護のために、営業秘密の保護制度が一定の役割を果たすことも期待されている¹。

営業秘密の保護が益々重要となっていることは、我が国にとどまらない。例えば、米国では、2016年に連邦法として営業秘密の民事的保護を図る法律（the Defend Trade Secrets Act. 以下「DTSA」という）が初めて導入された。また、EUでも、同じく2016年に、営業秘密の保護に関する指令（以下、「EU 営業秘密保護指令」又は単に「EU 指令」という）²が制定された。

このように、営業秘密の保護の強化が国際的に進む一方、経済活動の国際化や人の越境移動も一層活発化する中、国境を超える行為（海外で完結する行為を含むこととし、以下「越境的行為」という）と営業秘密の保護が問題となる事例が増えていくと予想される。そして、我が国の不正競争防止法は、すでにそのような国際的な事例に対応する規定を設けている。また、不正競争行為一般あるいは営業秘密に係る不正行為について、国際裁判管轄や準拠法に関する議論もある程度行われてきている。しかし、これまでの議論では、越境的行為と営業秘密保護の関係について、具体的な規定内容に即した検討が十分行われていないように思われる。特に、我が国の不正競争防止法の2015年改正で導入され、またEU指令にも盛り込まれた、営業秘密侵害品の流通規整は、営業秘密保護の制度として従来の不正行為類型とは性質が異なるものであり、越境的な行為との関係でも検討すべき点を持つと思われる。そこで、本稿では、営業秘密保護制度と越境的行為の関係につき、我が国の不正競争防止法における国外犯や営業秘密侵害品の流通規整に関する規定等につき、米国及びEUの動向も参照しつつ、検討を加えることとしたい。

* 本稿は、令和元年度第4回国際知財制度研究会（2020年1月29日開催）において筆者が行った報告に基づくものである。なお、筆者は、同報告を踏まえて、鈴木將文「営業秘密の保護の国際的側面に関する覚書」（特許研究69号（2020.3）掲載予定）を執筆した。本稿は、同論文を一部省略しつつ利用していることをお断りしておきたい。本稿では省略した米国裁判例の具体的内容の紹介等については、同論文を参照いただければ幸いである。

¹ ビッグデータの保護を目的として、2018年の不正競争防止法の一部改正で導入された限定提供データの保護の制度も、営業秘密保護制度と連携して利用されることが期待されているといえる（同法2条7項の「限定提供データ」の定義において、秘密として管理されているものが除外していることを参照）。

² Directive (EU) 2016/943 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure.

2. 不正競争防止法の営業秘密保護関係規定について

(1) 越境的行為に対する不正競争防止法の適用

越境的行為に関する不正競争防止法の適用可能性について、まず刑事規定については、我が国裁判所に提起された刑事事件において当然に不正競争防止法が適用され、その規定の対象に対して同法が適用されることになる。

これに対し、民事事件については、我が国の裁判所が裁判管轄を有する事件であることを前提とすると³、裁判例及び通説は準拠法選択の問題となるとする（不正競争防止法を絶対的強行法規ととらえる立場からは、同法を当然に適用することになるが、そのような見解は少ない）。そして、多数の裁判例及び多数説は、営業秘密に係る不正行為を含む不正競争行為に対する差止め、損害賠償等の事件の法律関係の性質は不法行為であるとし、法の適用に関する通則法 17 条に基づき、原則として結果発生地の法、例外として加害行為地の法を適用すると解している⁴。しかし、営業秘密に係る不正行為について、どこを結果発生地・加害行為地ととらえるかについては、説が分かれている⁵。

なお、民事事件で我が国の不正競争防止法が適用される場合、対象行為が国外で行われたものであっても同法が適用されると解されている⁶。営業秘密についても、属地的性格を持たず、「世界中で保護を受けるような普遍的な権利と同様にとらえられている」との評価がある⁷。

営業秘密の保護法制は、多数国間条約で大枠が定められているものの⁸、各国の法制度は差異がある⁹。しかし、営業秘密に係る不正行為は、そもそも契約又は物理的な管理によっ

³ 渉外的要素を持つ民事事件に係る我が国の国際裁判管轄については、差し当たり、中西康ほか『国際私法〔第2版〕』146頁以下（2018年）参照。営業秘密不正行為に係る事件については、川合弘造＝根本拓「営業秘密侵害と不法行為地管轄」ジュリスト1495号85頁（2016年）参照。

⁴ 道垣内正人「不正競争をめぐる国際民事訴訟事件の国際裁判管轄と準拠法」小野昌延ほか編『不正競争の法律相談Ⅰ』38頁（2016年）参照。

⁵ 営業秘密の保護体制の所在地とする説、営業秘密の取得、使用、開示が行われた地とする説、被害企業にとっての市場地とする説、損害が発生した営業所等の所在地とする説、被害企業の主たる営業所在地とする説などがある。飯塚卓也「営業秘密の国際的侵害行為に関する適用準拠法」高林龍ほか編者代表『現代知的財産法講座Ⅱ 知的財産法の実務的発展』387頁（2012年）、出口耕自「国際不正競争の準拠法」日本国際経済法学会年報23号106頁（2014年）、道垣内・前掲44頁以下、山内貴博＝井上聡「営業秘密侵害に関する訴えの準拠法についての一考察」NBL1148号58頁（2019年）等参照。

⁶ 飯塚・前掲394頁は、知財高決平成21年12月15日平成21（ラ）10006号（信用毀損行為に関する事例）について「日本法を準拠法と指定した場合には国外の行為についても我が国不正競争防止法が適用されることを認めた点に実務上重要な意義を持つ」と評価している。ただし、このような適用手法は、準拠法として選択した以上、当然といえるかもしれない。契約準拠法についての議論であるが、櫻田嘉章「判批」ジュリスト1332号294頁（2007年）、横溝大「判批」別冊ジュリスト210号（国際私法判例百選〔第2版〕）106頁（2012年）参照。

⁷ 知財高判平成30年1月15日平成29（ネ）10076号に関する判タ1452号82頁（2018年）のコメントは、最判平成26年4月24日民集66巻4号329頁において執行判決の対象となった米国カリフォルニア州の営業秘密保護法に係る米国判決が、営業秘密の日本国内における使用等の差止めをも命じていることに触れつつ、「営業秘密については、属地的性格を有しないとされている」、「営業秘密について、生命・身体・名誉・信用等、世界中で保護を受けるような普遍的な権利と同様にとらえられているようにも思われる」と述べている。

⁸ TRIPS 協定 39 条 2 項参照。

⁹ 後述するように、米国の DTSA や EU の営業秘密保護指令が制定されたのは、各国間

て法的又は事実上の保護がなされている情報を不正な手段で取得する行為及びそれと連続性を持つ行為であって、一般的な契約法又は不法行為法上も違法性を認めることができる。営業秘密保護に関する特別の制度は、一般法による保護のみによるよりも一層効果的かつ効率的に保護を実現し、ひいては公益的な目的に資するためのものといえる¹⁰。このように、営業秘密保護の必要性及びその法的根拠は、一般的な民事法の中に見出すことができることから、属地的な性質を認める必要はないであろう。

（２）具体的規定

（a）不正競争行為類型

上記のように、不正競争防止法 2 条 1 項 4 号ないし 10 号の営業秘密に係る不正競争行為は、我が国の裁判所において、事件について裁判管轄が肯定され、準拠法として同法が選択された場合に、外国の行為に対しても適用があり得る。ここでは、2015 年法改正によって導入された同項 10 号に焦点を当てて検討する。

2 条 1 項 10 号 第 4 号から前号までに掲げる行為（技術上の秘密（営業秘密のうち、技術上の情報であるものをいう。以下同じ。）を使用する行為に限る。以下この号において「不正使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）

同項 10 号は、営業秘密侵害品の流通に関する規定であり、同項 4 号ないし 9 号が営業秘密それ自体を対象とする行為（取得、使用又は開示の行為）について定めているのとは異なり、営業秘密（技術上の秘密に限る）を使用する行為により生じた物を対象とする行為について定めている¹¹。この規定については、次のような問題がある。

第一に、営業秘密「により生じた物」の範囲が非常に広くなり、かつ、これに該当する

¹⁰ 営業秘密保護の目的は、我が国の不正競争防止法の解釈としては、公正な競争の確保（同法 1 条）と事業者の営業上の利益の保護（同法 3 条 4 条参照）と説明することになるが、理論的には異なる見解がある。特に欧米では、営業秘密の保護につき、不正競争防止と知的財産保護のいずれを目的と解すべきかについて議論がなされている（我が国では、不正競争防止を知的財産制度の一部と理解するのが通例であるが、欧米では両者を異質なものととらえる傾向が強い）。See, e.g., Mark Lemley, *The Surprising Virtues of Treating Trade Secrets as IP Rights*, 61 Stan. L. Rev. 311 (2008)（営業秘密保護は知的財産制度の目的を実現することから、営業秘密を知的財産と位置付けることが適切であると主張する）。

¹¹ 2 条 1 項 10 号の適用が問題となった裁判例として、知財高判平成 29 年 4 月 27 日（平成 28 年（ネ）10107 号）（営業秘密該当性を否定し、請求棄却）、知財高判平成 30 年 3 月 26 日（平成 29 年（ネ）10007 号）（控訴人（一審被告）による 2 条 1 項 8 号及び 10 号の行為を認定し、損害賠償を認容）がある。いずれも、被疑行為者が、不正取得や不正使用等の行為をしたうえで侵害品を譲渡して旨の主張がなされており、侵害品の譲渡のみが問題となった事例ではない。

か否かの判断が極めて困難となる可能性がある。

例えば、特許法では、特許発明を実施した製品について、そもそも特許発明に関しクレーム（特許請求の範囲）の制度を設け、これに基づいて発明の技術的範囲を定めることにしているところ（特許法 70 条 1 項・2 項）、クレーム解釈について精緻な理論が発達していることは周知のとおりである。それでも、実際に被疑侵害物件が特許発明を実施しているか否かの認定は困難を極めることが少なくない。また、特許発明が単純方法の発明である場合、当該方法を使用して生産された物を対象とする行為に特許権は及ばない（特許法 2 条 3 項 2 号・3 号、68 条参照）。

ところが、営業秘密「により生じた物」については、具体的な営業秘密の内容自体が（そもそも秘密であることもあって）不分明であることが多く、ましてこれから「生じた物」の認定は容易でないことが多いであろう。さらに、営業秘密が方法の発明に当たる場合（たとえば、生産過程の一部に係る秘密の場合）、これを使用して生産された物も文言上は秘密「により生じた物」に当たり得ると思われ、特許の場合よりも侵害品の範囲は広いことになる¹²。不正競争防止法 2 条 1 項 10 号が、譲受人について主観的要件（故意又は重過失）を求めていることは、行為者が予期せず不正競争行為の責めを負わされる可能性を軽減するであろうが、それでも行為者と裁判所の判断が食い違う可能性は否定できず、予見可能性・法的安定性について問題があるといわざるを得ない。

第二に、不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の定める行為は、行為時において営業秘密が同条 6 項の定める要件を充たすものであることを求めている。これは、2 条 6 項の規定する要件を充たす営業秘密に対する行為のみを不正競争行為とする 2 条 1 項 4 号ないし 9 号と大きく異なる点である。すなわち、10 号では、物の生産時に、営業秘密を使用していたことは必要であるが、その後、この物を譲渡等する時点では、当該営業秘密だった情報は 2 条 6 項の要件を充たしている必要はない（例えば、秘密性を失っていてもかまわない）。この点は、物の流通に関する行為類型としてやむを得ない面があるが（物が流通すれば、必然的に秘密ではなくなることが多いと思われるため）、秘密でなくなった情報を利用した物の流通を無制限に規整する必要があるかは疑問である（なお、2 条 4 号ないし 9 号については、15 条の消滅時効の規定があるが、2 条 1 項 10 号は 15 条の対象とされていない）。また、行為者にとって、主観的要件が設けられているとはいえ、予見可能性を欠くおそれも否定できない。

以上の問題は、国内で完結する行為についても認められるが、越境的行為の場合、例えば、営業秘密を使用した物の生産が海外でなされ、これを輸入する行為が問題とされる場合、行為者にとって予見可能性が低いという問題は一層深刻になるとと思われる。したがって、（越境的行為に限らず一般的に）主観的要件の認定は厳格に行うべきと考えられる。

¹² 小倉秀夫『不正競争防止法：平成 27 年改正の全容』9 頁（2015 年）は、製造ライン外での技術や他社との差別的要因ではない汎用的な検査技術・測定技術が不正取得され、これらを製品の生産活動に活かしたとしても「使用する行為により生じた」とはいえないと述べる。妥当な解釈と思われるが、それでは製造ライン内の技術、汎用的でない検査・測定技術が使用された場合につきどう解するかは、やはり困難な問題である。

(b) 刑事罰

刑事罰に関しては、次のように国外犯規定と海外重罰規定が設けられている。

21 条 1 項 9 号 不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、自己又は他人の第 2 号若しくは第 4 号から前号まで又は第 3 項第 3 号の罪に当たる行為（技術上の秘密を使用する行為に限る。以下この号及び次条第 1 項第 2 号において「違法使用行為」という。）により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者（当該物が違法使用行為により生じた物であることの情を知らないで譲り受け、当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供した者を除く。）

21 条 3 項 次の各号のいずれかに該当する者は、十年以下の懲役若しくは三千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 1 号 日本国外において使用する目的で、第 1 第 1 号又は第 3 号の罪を犯した者
- 2 号 相手方に日本国外において第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 8 号までの罪に当たる使用をする目的があることの情を知って、これらの罪に当たる開示をした者
- 3 号 日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外において第 1 項第 2 号又は第 4 号から第 8 号までの罪に当たる使用をした者

21 条 6 項 第 1 項各号（第 9 号を除く。）、第 3 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 4 項（第 1 項第 9 号に係る部分を除く。）の罪は、日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密について、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

不正競争防止法 21 条 6 項は、営業秘密侵害罪（営業秘密侵害品の譲渡等に係る罪を除く）に関し、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」に係る行為については国外で実行された場合も処罰の対象とする旨を定めている。

また、同条 3 項は、国外で使用する目的での不正取得・領得（同項 1 号）、及び国外で使用する目的を持つ者に対する開示（同項 2 号）について、海外重罰を定めている。さらに「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」についての国外における不正使用行為を処罰する旨を定め（国外犯規定）、かつ国内で実行される不正使用行為よりも刑を重くしている（同項 3 号）。

なお、不正競争防止法 21 条 1 項 9 号は、2015 年法改正において 2 条 1 項 10 号が導入されたことに伴い、図利加害目的で営業秘密侵害品の譲渡等を行う行為（譲受時に営業秘密侵害品であることについて故意である場合に限る）につき、罰則を設けている。上記 21 条 3 項 3 号に該当する行為（国外における営業秘密使用行為）により生産された物を、我が国に輸入する行為も、21 条 1 項 9 号により罰則の対象となる。

これらの罰則規定については、「日本国内において事業を行う営業秘密保有者の営業秘密」

に係る国外の行為が罰せられる点が議論の余地がある。すなわち、文言上、当該営業秘密とその所有者の我が国における事業との間の関係は求められておらず、例えば、A 国に主たる営業所を置く事業者 X が、我が国でも事業を行っており、B 国で実施した研究開発の過程で作出した技術上の秘密を、B 国に存在するサーバに保管していたところ、Y が B 国において、当該秘密を不正取得し、これを使用して製品を製造し、Z が、Y の不正使用行為を知りつつ、当該製品を日本に輸入しているという事例を想定すると、Y は 21 条 3 項 3 号により、また Z は 21 条 1 項 9 号により、それぞれ罰則の対象となり得ると読める。このように我が国との関係が希薄な場合についてまで、罰則を適用する必要があるかについては、疑問がある¹³。

（c）水際措置

不正競争防止法 2 条 1 項 10 号に掲げる行為を組成する物品については、輸出（関税法 69 条の 2 第 1 項 4 号）及び輸入（69 条の 11 第 1 項 9 号）がともに禁止される¹⁴。我が国の水際措置については、専ら行政府の判断に委ねられる点において、客観的かつ公正な手続保障の観点から大きな問題を抱えているが¹⁵、営業秘密侵害品の輸出入については、侵害品該当性の判断の難しさや、秘密の保持手続の不完全性により、一層深刻な問題を惹起していると思われる。

3. 米国と EU の最近の立法等について

（1）米国

（a）DTSA の制定

米国では、営業秘密の保護に関する民事救済については、従来、州法¹⁶が法的根拠とされていた。連邦法としては、1996 年に制定された経済スパイ法（the Economic Espionage Act）が、営業秘密の不正取得等（外国政府に利する「経済スパイ」と保有者以外の経済的利益のための営業秘密の「窃盗」（theft））について罰則を科していた。

このような状況に対し、連邦法として営業秘密保護に係る民事救済措置を定める DTSA

¹³ このような事例については、実際上は、起訴に至らず、特段の問題は生じないかもしれない。しかし、外国が我が国と同様の規定を設け、我が国企業が処罰対象となる可能性を考えると、刑罰規定は合理性のある範囲内にとどめておくべきであると考えられる。なお、営業秘密関係の刑罰規定につき批判的に検討するものとして、帖佐隆「刑事罰による営業秘密の保護」小野昌延ほか編『不正競争の法律相談Ⅱ』363 頁（2016 年）。

¹⁴ 輸出又は輸入が禁止される貨物に係る認定手続きにつき、関税法 69 条の 3 及び 69 条の 12、経済産業大臣の意見聴取等の手続きにつき、同法 69 条の 7 及び 69 条の 17 参照。

¹⁵ 鈴木将文「模倣品・海賊版対策」ジュリスト 1326 号 114 頁、118 頁（2007 年）（不正競争防止法上の不正競争行為についても、輸入差止申立制度の対象とされ、さらには、輸出についても取締制度が拡大されることにより、税関に権利侵害についての専門的判断を期待することの困難性、輸入者等の手続保障の不十分性が一層深刻な問題となっている、と指摘する）参照。

¹⁶ 州法の多くは、統一州法委員会（the Uniform Law Commission）が 1979 年に策定し 1985 年に改訂した統一営業秘密法（the Uniform Trade Secrets Act）に基づき定められたものである。

が、2016 年 5 月に施行されるに至った¹⁷。連邦法が導入された理由としては、営業秘密の重要性が高まり、州による法・規整（コンプライアンス・プログラム等）の食い違いや州際取引への対応が不十分などの問題があったとされる¹⁸。また、提案者は、外国政府・企業による営業秘密不正取得への危惧を強調していたことも注目される¹⁹。

経済スパイ法及び DTSA の対象となる営業秘密は、州際通商又は国際通商向けの商品・役務に係る営業秘密とされている²⁰。また、産業スパイ法及び DTSA は、我が国の不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の定める営業秘密侵害品の流通に係る規定を設けていない（ただし、後述するように、営業秘密侵害品の輸入については水際措置を講じることが可能とされている）²¹。

（b）越境的行為の扱い

米国では、DTSA 施行後に、同法が外国の行為に適用されるかが活発に議論されている²²。特に、経済スパイ法には国外犯規定があり²³、同規定が民事事件にも適用されるかが問題となる。経済スパイ法の同規定は、外国でなされた行為についても、行為者が米国市民である場合又は当該行為を促進する行為（an act in furtherance of the offense）が米国内で行われた場合につき、「本章（18 U.S.C. §1831 以下）」が適用される旨を定めている。DTSA による規定も、連邦法典上、経済スパイ法による規定と同一の章に位置付けられており、また、上記国外犯規定は DTSA 制定時に改正されていないことから、一見、上記国外犯規定が民事事件にも適用されるように読めるが、同規定の文言は刑事規定の適用を前提としているようでもあり、その趣旨は不明確である。

この点について、まだ裁判所の判断は出ていないようであり、学説は大きく分かれてい

¹⁷ DTSA は、経済スパイ法に基づく規定が並ぶ合衆国法典 18 編 90 章に、1831 条以下の規定を追加する形で、条文化されている。なお、DTSA の施行は、営業秘密保護に係る州法の効力に影響しない。DTSA を紹介する日本語文献として、浅井敏雄「2016 年米国連邦民事トレードシークレット保護法の概要」パテント 69 巻 15 号 98 頁（2016 年）。

¹⁸ DTSA の立法過程について、John Cannan, A (Mostly) Legislative History of the Defend Trade Secrets Act of 2017, 109 Law Library J. 363 (2017) 参照。なお、研究者からは、連邦法制定に否定的な意見も出されていた。Professors' Letter in Opposition to the "Defend Trade Secrets Act of 2014" (S. 226) and the "Trade Secrets Protection Act of 2014" (H.R. 5233) (Aug. 26, 2014); Professors' Letter in Opposition to the "Defend Trade Secrets Act of 2015" (S. 1890, H.R. 3326) (Nov. 7, 2015); Statement of Professor Sharon K. Sandeen Before The United States Senate Committee on The Judiciary (Dec. 2, 2015).

¹⁹ 上院司法委員会委員の Coons 上院議員のプレスリリース（"Senate, House leaders introduce bipartisan, bicameral bill to protect trade secrets," 2015 年 7 月 31 日付け）参照。

²⁰ DTSA の施行後の動向については以下を参照。David S. Levine & Christopher B. Seaman, The DTSA at One: An Empirical Study of the First Year of Litigation under the Defend Trade Secrets Act, 53 Wake Forest L. Rev. 105 (2018); Elizabeth A. Rowe, Snapshot of Trade Secret Developments, 60 Wm. & Mary L. Rev. Online 45 (2018-2019).

²¹ Sharon K Sandeen, Implementing The EU Trade Secret Directive: A View From The United States, 39 EIPR 4, 6 (2017)（EU 指令の侵害品の流通に関する規定は、米国の統一営業秘密法及び DTSA に見られない規定と述べる）。

²² See, e.g., Rochelle Dreyfuss & Linda Silberman, Misappropriation on a Global Scale: Extraterritoriality and Applicable Law in Transborder Trade Secrecy Cases, 8 Cybaris® 265 (2017); Jeffrey A. Pade & Thomas A. Counts, Trade Secrets Litigation Concerning Foreign Acts, 85 Def. Counsel J. 1 (2018); Elizabeth A. Rowe & Giulia C. Farrior, Revisiting Trade Secret Extraterritoriality, 25 B.U. J. Sci. & Tech. L. 431 (2019); John Dustin Hawkins, The Defend Trade Secrets Act and Foreign Theft: The Application of the Act to Extraterritorial Misappropriation, 26 J. Intell. Prop. L. 289 (2019). なお、我が国の国際私法におけるアプローチと異なり、米国における準拠法選択では法（日本でいう実質法）の内容を考慮して法選択がなされることから（樋口範雄『アメリカ涉外裁判法』（2015 年）参照）、DTSA の地理的適用範囲が検討されている点に留意する必要がある。

²³ 18 U.S.C. §1837 (Applicability to conduct outside the United States).

る。すなわち、上記規定が、DTSA により導入された民事措置についても適用されることを肯定する説、これを否定しつつ民事措置については同規定の定める要件（制限）なしに外国行為も対象となるとする説、これを否定しつつ民事措置について外国行為は対象とならないとする説などが唱えられている²⁴。

（c）水際措置

米国における水際措置については、関税法 337 条に基づく国際貿易委員会（ITC）による排除命令（exclusion order）が問題となる。関税法 337 条は、物品の輸入行為（the “importation of articles”）が不公正な競争方法又は不公正な行為（“[u]nfair methods of competition [or] unfair acts”）に当たり、米国産業に損害を与える恐れがある場合につき、国際貿易委員会（ITC）に排除命令（輸入差止命令）の権限を認める規定である。

そして、米国企業の営業秘密を外国で不正に利用して製造された物品が、米国に輸入されようとする場合、同規定に基づき ITC が差止めを命じることを肯定する裁判例がある²⁵。このように、米国では、外国で営業秘密を使用され、生産された物品の輸入を関税法 337 条に基づき差し止めることとなっているが、同条の要件は非常に抽象的であり、排除命令の対象となるかどうかの予見可能性に欠ける面があると思われる。

（2）EU

EU では、それまでメンバー各国がばらばらに営業秘密法制を設けていたのに対し、それらの調和を図るため、2016 年に EU 営業秘密保護指令が制定された²⁶。ここでは、紙幅の関係から、営業秘密侵害品の流通に関する規定に焦点を当てて検討する。

EU 指令 4 条 5 項は、営業秘密侵害品（“infringing goods”）に関する制度の導入を求めている。具体的には、同規定は、営業秘密侵害品の生産、提供若しくは拡布、又はそれらを目的とする輸入、輸出若しくは保管につき、行為者が営業秘密が不正に使用されたことを知り、又は知るべきであった場合、当該行為を営業秘密の不正使用と認めるべき旨を定めている。これは、我が国の不正競争防止法 2 条 1 項 10 号に類似しているが、以下の点において異なっている。

²⁴ 諸説については注 22 に挙げた文献を参照。SHARON K. SANDEEN & ELIZABETH A. ROWE, TRADE SECRET LAW IN A NUTSHELL 362 (2018) は、DTSA の域外適用可能性に関わらず、不正行為が生じた国で訴訟を提起することが望ましいであろうと述べる。

²⁵ TianRui Grp. Co. v. Int'l Trade Comm'n 661 F.3d 1322 (Fed. Cir. 2011); Sino Legend v. Int'l Trade Commission, 623 Fed. Appx. 1016 (Fed. Cir. 2015), cert. denied sub nom. Sino Legend (Zhangjiagang) Chem. Co. v. Int'l Trade Comm'n (9 Jan. 2017). 前者の判決については、Dreyfuss & Silberman, *supra* note 22, at 298-310 の分析を参照。同文献は、関税法 337 条の適用事案は営業秘密不正行為に対する民事事件ではないし、米国市場のみを守るものであるから、排除命令の発動は問題ないとする。ただし、CAFC の本判決につき、関税法 337 条(a)(1)(A)が米国産業への損害の恐れを問題にしていることをもっと強調すべきであったとし (*id.* at 307-308)、さらに、「米国内で、米国又は外国の企業により開発された営業秘密」を「米国営業秘密」とよんで、米国営業秘密を利用した物品の輸入を止めることは関税法 337 条の国内における適用であるとする (*id.* at 308)。

²⁶ EU 指令の日本語による解説として、Gert Würtenberger（事務局訳）「欧州連合における営業秘密及びノウハウの保護：EU 営業秘密指令（EU）2016/943」AIPPI-Japan 65 巻 1 号 7 頁（2020 年）。See also, Rembeert Niebel et al., The EU Trade Secrets Directive: All Change for Trade Secret Protection in Europe?, 13 J. of Intellectual Prop. L. & Practice 445 (2018).

第一に、営業秘密侵害品の範囲につき、EU 指令の方が広く定義されている。我が国では技術上の秘密を使用した物に限定されているが、EU 指令ではそのような限定はなく、しかも、「そのデザイン、特徴、機能、生産方法又はマーケティングが、違法に取得、使用又は開示された営業秘密によって著しく利益を受けている商品」とされている（EU 指令 2 条 (4)）。なお、営業秘密侵害品の定義に照らすと、その提供、拡布、輸入等の行為の時点で、営業秘密の要件が充たされている必要はないように解される点は、我が国の不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の場合と同様である。

第二に、EU 指令における主観的要件は実質上、故意又は過失といえるところ、これは我が国の場合（故意又は重過失）よりも緩やかである。

第三に、EU 指令は、刑事罰や水際措置については特段の規定を置いていない²⁷。

このように EU 指令 4 条 5 項は、全体として我が国不正競争防止法 2 条 1 項 10 号よりも緩やかな要件のもと、営業秘密侵害品の流通に係る行為を違法としており、不正競争防止法の同規定について指摘した懸念が、EU 指令の規定については一層強く妥当すると思われる²⁸。

4. 結語

本稿では、断片的ではあるが、我が国、米国及び EU の営業秘密保護制度に関し、特に国際的な側面を念頭に置きつつ検討した。同制度は、いずれの国でも拡張されつつあり、とりわけ、営業秘密自体を対象とする行為から、営業秘密を使用した物に係る行為も規整対象となっている。しかし、営業秘密という情報（無体物）に係る行為に関しては、規整対象の外延が明確となるよう、慎重に要件が定められていた一方、物に係る行為については、規整対象の外延が不明確で曖昧になってしまっている。我が国の制度についてそのような問題を指摘できるが、米国や EU の制度は一層大きな問題を抱えているように思われる。今後、同様の制度が他の国々にも普及していく可能性がある中、我が国企業を含む事業者が、意図しない不正行為の責めを負わされるようなことのないよう、主要国の制度の批判的検討を行い、必要に応じて制度の改善を図っていく必要があると考える。

²⁷ EU 指令は、メンバー国に対し、表現の自由や公益目的の情報提供などを阻害しないことを条件として、指令が定めるよりも高水準の保護を定めることを許容しており（EU 指令 1 条参照）、罰則や水際措置を講じることも可能であろう。

²⁸ EU 指令 4 条 5 項又はその原案段階の規定につき批判を述べるものとして、Tanya Aplin, A Critical Evaluation of the Proposed EU Trade Secrets Directive, Kings College London Legal Studies Research Paper Series, paper no. 2014-25, 22 (2014)（故意の対象、「著しく利益を受けている」との要件の曖昧さ等を批判）；Richard Arnold, Lionel Bently, Estelle Derclaye, & Graeme Dinwoodie, The Legal Consequences of Brexit Through the Lens of IP Law, 101 *Judicature* 65 (2017)（「著しく利益を受けている」との要件の認定の困難さ、「違法に」取得等されたとの要件に係る準拠法の不明確さを指摘）；Nari Lee, Hedging (into) Property? - Invisible Trade Secrets and International Trade of Goods, in *CONSTITUTIONAL HEDGES OF IP* (Tuomas Mylly & Jonathan Griffiths eds., forthcoming)（包括的に批判。Nari Lee 教授に、草稿段階の本論文を見せていただいたことに謝意を表する）を参照。

Ⅱ．情報・データの越境移転をめぐる法的諸課題

伊藤 一頼

1．越境移転規制において問題となる情報の種類

本稿では、情報・データの国境を超えた移転（越境移転）に関する諸国の法制度を分析し、そこに含まれる法的な諸課題を整理する。かかる検討を行う前提として、まず越境移転規制の対象となりやすい情報の種類を整理しておきたい。ここでは試論的に、以下の3つの類型に分けて考えてみる（表1も参照）。

第1に、購買履歴・位置情報・医療記録・犯罪歴などといった「個人情報」に相当する情報がある。第2に、顧客データや経営管理上の情報など、企業活動において重要な価値を持つ「産業情報」がある。先端的な技術や知識（広義の知的財産）も、結局は情報の一種であると考えれば、この産業情報の範囲に含まれると言えよう。法律上の保護が付与された知的財産権の中にも、営業秘密やビッグデータ（限定提供データ）など、越境移転の対象となりやすい産業情報が含まれている。第3に、軍事機密や武器関連技術など、国家安全保障に影響を与える「安全保障情報」がある。国際テロ等に関与した犯罪容疑者個人の情報も、越境的なアクセスが問題となりやすい安全保障情報であると言える。

以上の3つの種類の情報については、そこで重視される価値が各々異なるという点に留意する必要がある。個人情報に関しては、まずその内容をむやみに他者に知られないこと（プライバシーの保護）が基本的な要請であり、さらに近年では、みずからに関する情報の所在や加工のあり方を自分自身で決定すること（情報の自己コントロール）も重視されるようになってきている。これに対し、産業情報に関しては、情報の効果的な分析・活用を通じて経済的な利得を生み出すことが重視されるであろう。安全保障情報に関しては、他国との関係における国家安全保障の確保、及び国内社会における治安の維持が主たる関心事となる。

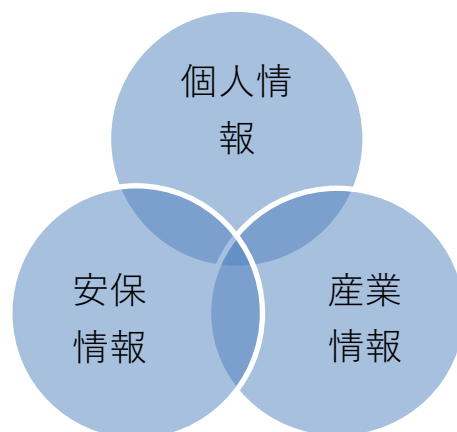
そして、情報の越境移転を制限することは、これらの価値の実現を促進する場合もあれば阻害する場合もあることに注意しなければならない。個人情報に関しては、越境移転を制限することがプライバシーの保護に寄与しうる一方で、例えばあるプラットフォームに蓄積された情報を他のプラットフォームに移動させること（データ・ポータビリティ）が越境移転規制により不可能あるいは煩雑になるとすれば、それは情報の自己コントロールを妨げる要因となりうる。産業情報に関しては、越境移転を制限して貴重なデータや高度な技術を国内に囲い込むことで国際競争上の優位性を確保しうる面がある一方で、情報を他国へと移転・集約して効率的に活用することが難しくなれば、情報が持つ経済的・商業的な価値は大きく損なわれることになる。安全保障情報に関しても、軍事機密等の国外への流出を防止することは国家安全保障の観点から当然必要ではあるが、その一方で、例えば国外に存在する犯罪容疑者情報へのアクセスが認められなければ、治安維持にとって重大な支障が生じる恐れがある。

表1 越境移転に関連する情報の類型

情報の種類	該当する情報の例	重視される価値
個人情報	購買履歴、位置情報、医療記録、犯罪歴	プライバシー保護、情報の自己コントロール
産業情報	顧客データ、経営管理情報、先端技術、広義の知的財産、一部の知的財産権（営業秘密、限定提供データ）	情報の活用による経済的利得の創出
安全保障情報	軍事機密、武器関連技術、犯罪容疑者情報	国家安全保障の確保、治安維持

さらに事情を複雑にするのは、これらの3つの情報類型が必ずしも相互排他的ではなく、むしろ同一の情報が複数の類型に重複して帰属するという点である（図1を参照）。例えば、購買履歴や位置情報などは個人情報としての性格を持つが、同時に産業情報としての利用価値も高い。プライバシー保護の観点からは、これらの情報の越境移転を規制することが有効であるが、それは情報をグローバルな規模で収集し活用することで経済的利得を創出するという産業情報としての価値と対立してしまう。また、本来は産業情報であるような先端技術が、軍民両用の可能性を持つ安保情報としての性格を帯びることもあり、それを理由に国際取引が制限される場合もある。特に近年はそうした趣旨の規制が米国を中心に強まっているが、そこには国際競争上の優位性確保という産業情報の観点からの思惑も込められており、それらの2つの情報類型の相乗作用により越境移転規制が増幅されるという結果が生じている。

図1 各種情報の相互関係



以下では、プライバシー保護を目的とした情報の越境移転規制が、EUを中心に全世界的に強化・拡充されつつあるという現象を主な検討対象とするが、それは決して個人情報の

範疇のみにとどまる問題ではなく、産業情報・安保情報としての利用可能性を制限することにもつながりうるという点に注意を払う必要がある。したがって、各々の情報類型における越境移転規制のあり方を全く別個の問題として切り離して考えることは適切ではなく、むしろ類型間の重複があることを前提に、バランスのとれた規制を追求していくべきであろう。

2. 産業情報/安保情報の保護を目的とした越境移転規制の強化

上述のように、米国は近時、特に中国への産業情報及び安保情報の流出を食い止めることを目的に、多くの分野にわたって規制を強化してきており、その動きは米国以外にも次第に波及しつつある。これらはいずれも、広い意味での情報の越境移転規制であると言えるが、本稿では専らプライバシー保護の観点からの越境移転規制を分析の対象とするため、これらの情報類型に関する詳細な検討は割愛し、下の表2においてその概要を示すにとどめる。

表2 産業情報/安保情報の保護を目的とした越境移転規制強化の概要

越境移転の形態	越境移転規制の手法	越境移転規制の事例
貿易	先端技術・軍事機密に関わる製品の輸出管理強化	各種の国際的輸出管理レジーム
投資	対内直接投資の審査体制強化	(米)外国投資リスク審査現代化法(FIRRMA)
	対外直接投資における合弁要求・技術移転要求・情報開示要求等の禁止	(米)通商法 301 条に基づく対中制裁
個人の行動	営業秘密の法的保護の強化、外国(人)に対する技術提供の規制、スパイ防止法	不正競争防止法、外為法、特定秘密保護法等による規制
調達取引	政府調達・民間調達における特定(国)企業の製品の排除	(米)国防権限法、(日)情報通信機器の調達に関する運用指針
サイバー侵入	サイバー防衛強化、サイバー犯罪の処罰	サイバー犯罪条約、タリシ・マニュアル

3. 個人情報の保護を目的とした越境移転規制に関する諸国の動向

以下では、諸国が個人情報の保護に関して導入している法制度を、特に越境移転規制のあり方に着目しながら検討していきたい。まず、プライバシー保護の観点からの規制が最も強力に行われている EU の状況を概観し、それとの比較において、他の諸国及び地域的経済協定における越境移転規制の動向を把握する。

(1) 欧州連合(EU)

EU では、2018 年 5 月 25 日に一般データ保護規則 (General Data Protection Regulation: GDPR) が施行された。これは 1995 年のデータ保護指令を改正したものであり、GDPR で新たに導入された要素としては、域外適用、忘れられる権利、データ・ポータビリティ、プロファイリング規制、データ侵害通知、データ保護影響評価、高額の制裁金などがある。EU の法秩序においては、プライバシーは明確な人権 (基本権) としての保障がなされており (EU 基本権憲章 7 条、欧州人権条約 8 条)、さらに個人情報の保護も基本権として位置づけられている (EU 機能条約 16 条、EU 基本権憲章 8 条)。ここでの個人情報保護とは、プライバシー保護よりも広い概念であり、情報の処理に関する本人のコントロール・自己決定権・人格的自律をも含む。

(a) 用語の意味

GDPR で用いられる語句のうち、本稿での分析に関連するものについて、その意味を以下で簡単に説明しておきたい。

①「処理(processing)」とは、自動的な手段であるか否かにかかわらず、個人データまたはその集合物に対して行われるあらゆる作業又は一連の作業をいう。ここには、収集、記録、編集、構造化、保存、修正、復旧、参照、利用、移転による開示、周知、提供、整列、結合、制限、消去、破壊などが含まれる。したがって、単にサーバー上のデータを読み取るだけであっても処理に含まれることになる。

②「個人データ(personal data)」とは、特定されたまたは特定可能な自然人に関係するあらゆる情報をいう。個々のデータでは個人を特定できなくても、他のデータと組み合わせることで集合的に分析することで個人を特定できればそれも個人データとなる。

③「データ主体(data subject)」とは、取り扱う個人データが関連する当該個人をいう。例えば EU 内の顧客や従業員などが含まれる。

④「管理者(controller)」とは、個人データの取扱いの目的及び手段を決定する者をいう。GDPR 違反があった場合には管理者がその責任を負うことになる。

⑤「処理者(processor)」とは、管理者を代理して個人データの取扱いを行う者をいう。他社の依頼によって個人データを扱うクラウド事業者や分析事業者などが該当する。

(b) 適用対象 (域外適用の可能性)

GDPR は、EU 域内に所在する企業等の行為だけでなく、域外においてなされる行為に対しても適用される、いわゆる域外適用の要素を含んでいる。これは後述する情報の越境移転規制と並んで、プライバシー保護を世界全体において確保しようとする姿勢のあらわれであると言える。

域外適用がなされる第 1 のケースは、EU 域内に拠点を持つ企業等に関して、GDPR3 条 1 項が次のように定めていることから生じるものである。

本規則は、その処理が EU 域内で行われるものであるか否かを問わず、EU 域内の管理者または処理者の拠点の活動に係る個人データの処理(the processing of personal data in the context of the activities of an establishment of a controller or a processor in the Union)に適用される。

すなわち、EU 域外の者がデータ処理を行っている場合であっても、そうした域外における処理と域内拠点における活動とが密接に関連(inextricably linked)しているような場合には、GDPR の適用対象になるのである（GDPR に関する「地理的適用範囲ガイドライン」1(b)(i)項を参照）。

域外適用の第2のケースとして、EU 域内に拠点を持たない企業等の行為に関して、GDPR3 条2項が次のように規定している。

本規則は、EU 域内に拠点を持たない管理者又は処理者が、EU 域内に所在するデータ主体(data subjects)の個人データを処理するときは、当該処理活動が次の事項に関連する場合に適用される。

ここでいう「次の事項」とは、以下の2つを指している。

①EU 域内のデータ主体に対して物品又はサービスを提供すること（データ主体による金銭の支払いを要するか否かを問わない）。これは、物品・サービス等の提供が EU 域内の個人を「ターゲット」にしている(targetting)と言いうるような場合が該当しうるのであり、例えば EU 域外の企業が運営するウェブサイトにおいて、EU 加盟国の言語及び購入の機会を伴った物品・サービスの提供がなされていれば、そこで取得された情報に関しては GDPR が適用されることになる。

②EU 域内で行われるデータ主体の行動のモニタリング。モニタリングとは、特にある人物に関する決定を行い、またはその選好・行動・態度などを分析ないし予測するために、当該人物のプロファイリングを構成する加工技術によりインターネット上で個人が追跡されることを指している。EU 域外の企業等がこうしたモニタリングを通じて取得した情報等に関しても GDPR が適用される。

（c）越境移転に対する制限

GDPR44 条は、明示の規定により認められる場合を除き、欧州経済地域(EEA)域内の個人データを、さらなる処理を目的として第三国へ移転すること、及び当初の第三国から別の第三国へと移転することを禁止している。域外への移転とは、当該データが物理的に移転していなくとも、域内に設置されたサーバー等に域外からのアクセスを与えれば、域外への移転であるとみなされる。このように GDPR は、域内で生成した個人データの越境移転を原則として禁止するという強い制約を設けているが、以下に挙げるように、その例外もいくつか用意している。

第1に、十分性認定(adequacy decision)を得るという手段がある（GDPR45 条）。十分性認

定とは、移転先の国において EU と本質的に同等の(essentially equivalent)プライバシー保護が保障されていることを欧州委員会が認定するものである。この認定が得られれば、国単位で包括的に個人データの越境移転が認められるようになるため、企業等にとっては最も利便性が高い手法であると言える。

第2に、適切な保護措置(safeguards)にしたがって移転を行うという方法がある(GDPR46条)。これは、上記の十分性認定が得られていない国において、個別の企業等の単位で、プライバシー保護にとって適切であると欧州委員会が認めた方策を講じることによって移転が可能になるものである。具体的には、拘束的企業準則(binding corporate rules; BCR)や標準契約条項(standard contractual clauses; SCC)に準拠することになる。BCRは、企業等の内部規則としてプライバシー保護体制を構築する形をとるため、当該企業の取引全体をカバーするのに対し、SCCは特定の取引の単位でプライバシー保護に関する条項を導入するものである。もっとも、いずれの方法も手続や方式が煩雑であり、大規模な企業以外は利用しづらい面がある。

第3に、その他の特定の状況における例外がいくつか認められる(GDPR49条)。具体的には、データ主体の明確な同意、データ主体や管理者等との契約の履行、公共の利益の重大な事由のために移転が必要な場合、などである。このうち、幅広い場面で一般的に活用しうるのは、データ主体の同意を得るという手法であろう。ただし、GDPR4条及び7条では、同意の定義及び要件が厳格に定められている。また、2018年4月に改正されたEUの「同意に関するガイドライン」によれば、①管理者の特定、②処理の目的、③個人情報のカテゴリ、④同意が撤回できること、⑤自動処理に基づく決定、⑥域外移転の可能性と適切なセキュリティ、が事前に通知されない限り、同意とはみなされない。これらの条件を全て満たす形で同意を得るためには、データ主体を特定したうえで、当該主体との間で複雑な手続を経る必要があるため、必ずしも容易に活用しうる手段であるとは言えない。

いずれにせよ、EUとの間で個人データの越境移転の余地を広範に確保するためには、上述のように国単位での十分性認定を獲得することが最も便宜にかなうと言えよう。しかし、欧州委員会は十分性認定を付与するための条件を厳しく設定しており、相手国の国内法制に関して多岐にわたる審査項目を設けている。具体的には、(a)法の支配、人権及び基本的自由の尊重、公共安全・防衛・国家安全保障・刑事法及び個人情報への公的機関のアクセスに関する立法及びその執行、他の第三国へのデータの再移転に関する規則、(b)実効的に機能する独立した監督機関の存在、(c)個人情報保護に関する多数国間又は地域的な仕組みを含む国際約束への加入、といった事項が審査される。これらの基準を満たして十分性認定を受けることができた国・地域は、現在ではまだ少数にとどまっている¹。

なお、十分性認定をはじめとするこれらの例外は、あくまでも越境移転の禁止を解除するための条件にすぎず、仮にかかる条件を満たして越境移転が認められたとしても、移転後のデータの処理行為には引き続きGDPRの実体規定部分が域外適用されることになる。このようにEUは、個人データの処理が領域性にとらわれずに行われることに鑑み、GDPRの域外適

¹ 2020年1月現在で十分性認定を受けている国・地域は次の通り。アンドラ、アルゼンチン、カナダ、フェロー諸島(デンマーク)、ガーンジー島・マン島・ジャージー島(英)、イスラエル、ニュージーランド、スイス、ウルグアイ、日本。

用と越境移転規制を通じて、EU 水準の個人情報保護体制が確保された国や企業等の間でしか個人データの流通を認めないという方針を採用していると言える。

(d) 安全保障に関わる個人情報の扱い

GDPR は 2 条 2 項(d)において、「公共の安全への脅威に対する予防及び防止を含む、犯罪の予防、操作、探知、及び訴追又は刑罰の執行を目的とする所管機関による個人データの取扱い」を GDPR の規律の対象外としている。それらの個人データは、GDPR と並んでデータ保護改革パッケージの一部をなす「刑事司法指令」の規律に服することになる。

同指令は、犯罪捜査等に関係する個人データであっても、それを域外国に移転するためには、次のいずれかの例外に該当しなければならないとしている。すなわち、①対象国が十分性認定を受けていること（指令 36 条）、②適切な保護措置が講じられていること（指令 37 条）（ここには、法的拘束力のある文書において個人データ保護に関する適切な安全措置が講じられている場合と、管理者が個人データ移転に関する全ての状況を評価し、適切な安全措置が存在すると結論づけた場合が含まれる）、③特定の状況における例外（指令 38 条）（ここには、データ主体又はその他の者の重大な利益の保護、データ主体の正当な利益の保護、加盟国または第三国の公共の安全への直接かつ深刻な脅威の予防、などが含まれる）。このように、刑事司法指令は個人データの扱いに関して、GDPR とほぼ同様の構造を持つ越境移転規制を採用しており、これは安全保障情報の国際的な共有・活用という要請との間で摩擦を引き起こす可能性もある²。

(2) 日本

日本は、2015 年の個人情報保護法改正（2017 年 5 月施行）により個人情報保護の強化を図り、EU から十分性認定を受けるための基盤を整えた。以下では、個人情報保護法の内容のうち情報の越境移転に関連する部分について概観する。

(a) 適用範囲

日本の個人情報保護法も、GDPR と同様に、法の適用範囲に関して域外適用の要素を導入している。個人情報保護法 75 条は、「…国内にある者に対する物品又は役務の提供に関連してその者を本人とする個人情報を取得した個人情報取扱事業者が、外国において当該個人情報又は当該個人情報を用いて作成した匿名加工情報を取り扱う場合についても、適用する」と規定する。

² ただし、刑事司法指令の発効以前にすでに第三国との間で締結された取決めについては維持されるため（指令 61 条）、例えば 2011 年発効の日 EU 刑事共助協定も引き続き効力を持ち、一定の範囲で情報共有が認められることになる。

(b) 越境移転の規制

個人情報保護法 24 条は次のように規定している。

外国…（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く…）にある第三者（個人データの取扱いについてこの節の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く…）に個人データを提供する場合には、…あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。

これは、個人情報の越境移転を行うための条件として、①相手国の個人情報保護体制が日本と同等の水準にあること（十分性認定）、②個人情報を扱う事業者が個別に適切な保護措置を講じていること、③本人の同意を事前に得ていること、のいずれかを満たすことを求めるものである。この制度設計は GDPR とほぼ共通しており、日本も EU と同様に、個人情報保護体制が一定の水準にある国や企業等の間でのみ情報の流通を認めるという考え方を採用したことになる。

(c) EU との間の十分性認定

このように日本における個人情報保護法制の整備が進展した結果、2019 年 1 月 23 日、個人データの越境移転の枠組みに関する日 EU 相互認証が成立した。これにより、日本は EU から GDPR 上の十分性認定を受けたことになり、EU から日本への個人データの移転が包括的に許容される形となった。

もっとも、欧州委員会は日本に十分性認定を与えるに当たり、いくつかの追加的な条件を要求した。まず、EU から移転された個人データに日本の政府機関がアクセスすることに関しては、刑法の執行および国家安全保障上の目的に必要かつ適切なものに限定され、独立した監視および効果的な救済メカニズムの対象となることの保証も与えることとされた。また、日本の個人情報保護法における保護水準が GDPR に比べて不十分である点をカバーする目的で、「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から十分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」が個人情報保護委員会によって作成された。この補完的ルールの内容は次のようなものである。

- ①要配慮個人情報に、性的指向や労働組合に関する情報を含める。
- ②6 ヶ月以内に消去される個人データは、個情法上は保護されないが、EU から移転されたデータに関しては保護する。
- ③利用目的も含め、取得の経緯を確認・記録する。
- ④他の第三国へのデータの再移転については、(i)移転先の状況についての情報を提供したうえで本人の同意がある場合、(ii)日本が十分性認定を行った国への移転である場合、

(iii)受領者による個人データの取扱いについて、適切かつ合理的な方法により、補完的ルールを含む個情法と同水準の個人情報保護に関する措置を連携して実施している場合、に限り認められる。

⑤個情法にいう「匿名加工情報」は保護対象外だが、ここには GDPR でいう匿名情報（復元不可能）と仮名情報（他の消去された情報と結び付けると復元可能）が含まれており、後者については日本においても保護対象とする。

なお、こうした補完的ルールは、EU から移転された個人データに対してのみ適用されるものであるため、日本国内で生成した個人データには相対的に低い保護しか与えられないという逆転現象が生じることになる。

（３）米国

米国は、プライバシー保護に関して EU ほど積極的であるわけではなく、むしろ情報の自由利用により経済効果を高めることに重点を置いている。それゆえ米国では、プライバシー保護に関する体系的な法制度が連邦レベルにおいて存在せず、EU が個人情報の越境移転に関する十分性認定を与えられるような条件は整っていない。しかし、EU と米国の間では、越境移転をある程度一般的に認めるための特別な取り決めが従来より締結されてきた。

まず 2000 年に、米 EU 間セーフハーバー協定が作成された。これは、EU から米国に移転された個人情報について、米国企業が EU の個人データ保護規範を遵守することをみずから宣言し、それを米国商務省が個別に認証することにより、当該企業が EU から情報を移転することを認めるものである。これにより、多くの米国企業が幅広く EU から個人情報を移転することが可能になっていた。ところが、2015 年に EU 司法裁判所(EUCJ)は、このセーフハーバー協定が無効であるとの判断を示した。これは、米国の公的機関がセーフハーバー原則に拘束されず、米国政府による個人データへのアクセスに関して EU 市民が是正を求める権利が保障されていないとの理由によるものである。

これに対応するため、2016 年に米 EU 間 Privacy Shield と呼ばれる枠組みが新たに作成された。これにより、米国政府の公的機関が個人データにアクセスする場合は、明確な制限・保護措置・監督の下に置かれること、無差別的・大量な監視(surveillance)を行わないこと、オンブズパーソンによる救済手続を設けることなどが新たに約束された。もともと米国は、主に安全保障の観点から、政府機関による個人情報の収集に依然として高い関心を持っており³、プライバシー保護を重視する EU との間で摩擦が生じる余地はまだ残っていると言える。

（４）中国

中国は、2017 年 6 月 1 日よりサイバーセキュリティ法（网络安全法）を施行している。

³ 米国は 2018 年 3 月に CLOUD（Clarifying Lawful Overseas Use of Data）Act を制定した。これは、外国のサーバーに保存されたデータに対する米国政府機関によるアクセスを（相手国との行政協定の締結が前提ではあるが）認めるための法律である。

同法の1条では、制定目的として、インターネット空間の主権や国の安全及び社会公共利益を保護するとともに、公民や法人等の組織の合法的な権益を保護して、経済社会情報化の健全な発展を促進することを掲げている。具体的な個人情報保護規範として、例えば22条3項では、ネットワーク運営者がユーザー情報を収集する場合、ユーザーから同意を得なければならない、またそれが個人情報に当たる場合は関連する情報保護規範に従うこととしている。

他方で、同法37条は、「重要な情報基礎インフラの運営者」の義務を規定している。これによれば、中国国内での運営から収集した又は生成した個人情報及び重要データは、中国国内に保存しなければならない(いわゆるデータ・ローカライゼーションの義務)。また、業務の必要上、それらの情報を国外に提供する場合がある場合には、国家網信部門及び国务院の関連部門が制定する弁法(行政法規)に従って、安全に関する評価を行わなければならないとしており、越境移転規制を導入している。ここでいう「重要な情報基礎インフラ」とは、(a)公共通信、情報サービス、エネルギー、交通、水利、金融、公共サービス、電子行政サービス等の重要な事業・分野の情報インフラ、(b)その他、いったんその機能の破壊・喪失またはデータ漏洩が発生すれば国家安全保障、国民の経済・生活または公共の利益に重大な危害を与えるおそれのある情報インフラ、を意味するとされる(31条)。これはかなり広範な定義であり、中国に進出している多くの企業が潜在的に対象になりうると思われる。また、「重要データ」とは、国家安全保障、経済の発展または社会公共の利益と密接に関係するデータを意味し、「移転」には中国国外からのアクセスを含むとされる。

中国は、情報の越境移転規制を設けている点ではEUや日本と共通性があると言えるが、そこには以下のような重要な相違点もあることに留意せねばならない。①越境移転規制の対象となる情報の範囲は、EUや日本は個人情報であるのに対し、中国の場合は個人情報に加えて「重要データ」をも含んでおり、広範な種類の情報が規律の対象となりうる。②越境移転が認められるための条件として、EUや日本は相手国が自国と同等のプライバシー保護水準を備えていることを基準とするが、中国は主として安全保障の観点から審査する仕組みとなっている。安全保障という概念自体が解釈の幅の広いものであり、政府当局の裁量の余地が大きいため、当事者にとっては予見可能性が著しく低下することになる。少なくとも、自国と同等の制度を備えている国や企業には移転を広く認めるという考え方をとっていないことは明らかである。③中国では、越境移転規制に加えて情報の国内保存義務も課されている。これにより、例えばある情報を他国に移転しえたとしても、当該情報を中国国内から消去することは許されず、中国政府機関等が当該情報にアクセスする余地が残されることになる。

以上のように、中国の越境移転規制は、個人のプライバシーの保護よりも、産業上・安

(5) その他の諸国におけるデータの越境移転の扱い

ベトナムは2018年6月にサイバーセキュリティ法を制定した(2019年1月施行)。ここでは、中国と同様に、個人情報の国内保存義務と、公安省の評価を経た場合のみ国外に移

転できるという越境移転規制が採用されている。

他方で、個人情報保護法制の整備を近時進めている新興諸国の多くは、プライバシー保護に関して同等性のある国に限って越境移転を認めるという EU モデルの規制を導入している（タイ、シンガポール、インド、インドネシア、マレーシアなど）。

このように、中国と EU のいずれのモデルを採用するにせよ、世界全体として見ると情報の越境移転規制を設ける国が増加しつつある状況にあると言える。その一方で、次に述べるように、一部の諸国が締結した地域的経済協定においては、無条件の自由な越境移転を相互に約束する例も見られる。

（６）地域的取決めにおけるデータの越境移転の扱い

包括的・先進的環太平洋パートナーシップ協定(CPTPP)の 14.11.2 条は、「各締約国は、対象者の事業の実施のために行われる場合には、情報（個人情報を含む。）の電子的手段による国境を越える移転を許可する」と規定する。また、14.13.2 条では、「いずれの締約国も、自国の領域において事業を遂行するための条件として、対象者に対し、当該領域においてコンピュータ関連設備を利用し、又は設置することを要求してはならない」として、締約国がデータ・ローカライゼーション義務を課すことに一定の歯止めをかけている。

このように、CPTPP は情報の越境移転の自由化を強く志向しているが、その前提条件として個人のプライバシーの保護にも配慮を行っており、14.8.2 条では、「各締約国は、…電子商取引の利用者の個人情報の保護について定める法的枠組みを採用し、又は維持する。各締約国は、個人情報の保護のための自国の法的枠組みを作成するに当たり、関係国際機関の原則及び指針を考慮すべきである」との規定を置いている。また、情報の越境移転の自由化に関する規定には例外事由も設けられており、公共政策の正当な目的を達成するための越境移転規制であれば、それが恣意的もしくは不当な差別となるような態様で実施されるのでない限り許容されることになる。

なお、これらの CPTPP の規定は、もともと米国が加入する予定であった環太平洋パートナーシップ協定(TPP)の条約文において規定されていたものである。また、米国が北米自由貿易協定(NAFTA)を刷新してカナダ・メキシコとの間で締結した新協定である USMCA にも、CPTPP と同様の越境移転自由化規定が含まれている。したがって、こうした越境移転の自由化やローカライゼーションの禁止というルールは、米国の立場を反映したものであると言ってよいだろう。上述のように、米国は情報の自由な流通による経済効果の向上を重視しており、地域的経済協定等を通じてかかる方針を他の諸国にも採用させることを企図していると考えられる。

４．情報の越境移転規制の WTO 協定整合性

上述のように、情報の越境移転を規制する動きが世界的に拡大しつつあるが、こうした規制を行う際の前提問題として、それが WTO 協定上の義務に整合するかどうかを検討しておく必要がある。

情報の越境移転は、例えばインターネットを介したデジタルコンテンツの取引という形

態をとる場合には、サービス貿易の第1モード（越境取引）に該当しうる。もしある WTO 加盟国が、WTO サービス貿易一般協定（GATS）の下で作成した約束表において、各サービス分野の貿易の第1モードに関しては制限をしないという約束を行っていれば、越境移転規制の導入は当該約束に反し GATS16 条違反となる可能性がある。また、情報の国際移動を主たる業務の一環として行っているような企業の場合には、ある国が越境移転規制を導入すれば、事実上その国への進出が困難になり第3モード（国外拠点）のサービス貿易が妨げられるため、当該国の第3モードの約束内容によってはやはり GATS 違反が発生しうる。さらに、例えば EU が米国に対して特別に認めているセーフハーバー協定や Privacy Shield のような手法は、最恵国待遇（GATS2 条）に違反する恐れがある⁴。

もっとも、こうした GATS の諸規定に対する違反は、例外条項により正当化される余地もある。GATS は 14 条において次のように規定している。

この協定のいかなる規定も、加盟国が次のいずれかの措置を採用すること又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、それらの措置を、同様の条件の下にある国の間において恣意的若しくは不当な差別の手段となるような態様で又はサービスの貿易に対する偽装した制限となるような態様で適用しないことを条件とする。

(a)公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置

(b)人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)この協定の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次の事項に関する措置を含む。

(i)欺まんの若しくは詐欺的な行為の防止又はサービスの契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)個人の情報を処理し及び公表することに関連する私生活の保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)安全

個人のプライバシー保護を目的とした法令の遵守確保のために越境移転規制が必要であるとするなら、それは(c)号(ii)に該当する可能性があり、また(a)号の「公衆の道徳」という概念も広範な事項を含みうるため、越境移転規制の正当化に際して援用できる可能性がある。また、安全保障の観点から情報の越境移転規制が必要であるという場合には、(c)号(iii)や(a)号の「公の秩序の維持」といった項目が利用しうるであろう。

もっとも、いずれの例外事由を援用するにせよ、各号に含まれている「必要な(necessary)」という要件を満たさねばならない。この必要性要件については、政策目的と規制手段との間に均衡性があるかどうか（balancing test）、及び、「より貿易制限的でない代替手

⁴ また、GATS7 条の相互承認の規定は、加盟国が一方的または合意により他国の規制に承認を与えることを認めるが、同 2 項は、相手国の側に相互承認協定を締結するための十分な交渉の機会を与えるよう求める。また 3 項は、サービス供給者の許認可等において、同様の条件が存在する加盟国の間に差別をもたらすような方法で（あるいは偽装された貿易制限となるような方法で）承認を行ってはならないとする。越境移転規制を解除するための十分性認定や Privacy Shield の仕組みは、その設計や運用方法によってはこれらの規律に反する可能性がある。

段」が存在しないかどうか審査されることになる。したがって、越境移転規制という手法を用いることが個人のプライバシー保護等にとって真に寄与することや、他のより緩やかな手段では政策目的を達成できないことなどを、規制を行う国が論証できなければならない。この点、例えば EU が十分性認定を厳しい基準で運用する一方で、それよりも柔軟な Privacy Shield 方式も米国に対して認めていることは、後者の方式を他の諸国にも一般的に利用可能にする余地はないのかという問いを惹起することになる。また、GATS14 条の柱書では、「恣意的もしくは不当な差別」となるような態様で措置を運用しないことを求めており、その意味でも Privacy Shield 方式の利用の機会を他の諸国に提供しないことは問題となりうる。

EU 以外の諸国においても、越境移転規制が政策目的の実現にとって必要である以上に厳格な形で設計されていたり、十分性認定を行うに際して、同様の状況にあるはずの国々を差別的に取り扱ったりすれば、例外条項の要件を満たさない不合理な規制を行っているとして非難される恐れがあろう。もっとも、例えば中国については、少なくとも十分性認定を得るための交渉の機会は与えるとしても、プライバシー保護体制の点で他の諸国と同様の状況にあるとは言えないとして異なる取扱いをする余地はもちろんありうる。それゆえ、WTO 協定上の規律を考慮したとしても、EU タイプの越境移転規制が、中国や権威主義的な国家を排除するようなデータ流通圏を生み出す結果となる可能性は排除されないと言える。

5. まとめ

本稿で検討したように、情報の越境移転をめぐるのは、それを規制するか否か、規制する場合にはどのような基準で越境移転を許容するかをめぐる、現在の国際社会ではいくつかの異なる考え方が併存・拮抗し、収斂をみていない状況にある。本稿の検討によれば、それらは大きく分けて表 3 のような 3 つのモデルに類型化しうられると思われる。

表 3 個人データの越境移転をめぐる規制類型

	特徴	重視・優先される価値
EU モデル	越境移転規制あり 条件付き自由流通	個人情報保護
中国モデル	越境移転規制あり 情報の国内への囲い込み	国家安全保障 情報資源の占有による産業上の優位性
米国モデル	越境移転規制なし 無条件の自由流通 (ただし産業・安保上の移転規制はあり)	情報資源の自由な流通と活用を通じた経済的利益の追求 国家による情報への介入の排除

日本の立ち位置としては、個人情報に関しては上述のように EU モデルを受容している

と言えるが、産業情報・安保情報の扱いに関しては、中国への対抗を意識した米国に近い立場をとっていると考えられる（日本が提唱する Data Free Flow with Trust という概念も、あくまでも相互に信頼関係が成立する国々の間での情報の自由流通というニュアンスを含んでいる）。しかし、冒頭に述べたように、個人情報と産業情報/安保情報としての性質が重複する場面においては、それぞれの拠って立つモデルが異なることにより軋轢が生じる恐れもあり、その点に関する方針や調整原理を確立することが今後の課題となろう。

全体的に見れば、上述のように、情報の自由流通よりも、越境移転を規制する傾向が諸国の間で強まっている。特に EU モデルは、十分性認定を通じて、個人情報保護の水準を国際的に収斂させる効果を持つ。これは、最も厳格な EU の保護水準（越境移転規制を含む）が多くの国に広まり、EU と法制を同化させた国がさらに他国との間で十分性認定を行うという連鎖構造により、高度な保護水準を備える国の間でのみ情報の「自由流通圏」が形成される結果を生み出すことになる。しかし、プライバシーの保護という価値は、個人データを産業情報ないし知的財産として活用するという価値とは対立する場合があります、EU モデルが国際的に広く普及した場合には、EU レベルの個人情報保護体制を持たない国との間でビジネスを展開することが難しくなる恐れもある。また、プライバシー保護の観点から越境移転規制が強化されれば、安保情報としての個人データへのアクセスをめぐる摩擦が生じうる。もちろん、プライバシー保護という価値は決して蔑ろにすべきではないが、個人情報を産業上・安保上の目的で利用することとのバランスをいかに取っていくかについては、今後検討を重ねる必要があるだろう。そこでは、個人情報保護の水準のあり方（EU レベルの保護が本当に適切なのか）や、越境移転を認めるための条件・方式のあり方（柔軟性に欠ける面がある十分性認定という方式を見直す必要はないか）といった点が議論の対象になると思われる。

いずれにせよ、情報の越境移転規制が要請される理由は、それぞれ公共政策上の正当性・重大性を有するものであるため、物品の貿易に関する国際レジームのように自由流通を基本原則とするような構造にはならず、むしろ条件付き自由化が主流になっていくと思われる。多数国間レベルの条約枠組みは、自由流通を基礎とする場合には形成されやすいが、情報の分野では越境移転を認めるための条件・基準や、その背後にある価値観の面で諸国間に大きな隔たりがあるため、現状では多数国間条約の作成は難しく、むしろ限定された国々の間でのブロック体制となる可能性も高いと思われる。

Ⅲ. 主要国・地域におけるデータ保護に関する法制度の概要

1. はじめに

近年では、有線・無線ブロードバンドネットワークの整備やスマートフォン・IoT 機器の普及、AI の進化などにより、多くのビッグデータを効率的に流通させ、活用していくための技術的環境が整いつつある。一方で、個人のデータをどのように安全に流通させるか、また、個人に係らない産業データ等の流通をいかに進めていくかが、総合的なデータ流通環境整備にとっての課題となっている¹。

かかる環境の下、我が国では、2015 年の個人情報保護法改正による「匿名加工情報」制度の導入、及び 2018 年の不正競争防止法改正による「限定提供データ」保護制度の導入等により、知的財産法によるデータ保護の法的インフラの整備が進められている。

また、我が国と同様、諸外国においても、データ保護に関する議論や法整備の取り組みは積極的に進められており、これらの状況を把握することは、我が国における制度検討の参考になるだけでなく、海外で事業展開を行う日本企業にとっても極めて有用である。

そこで、本稿では、我が国及び諸外国におけるデータ保護に関する法制度の概要を国別に整理して紹介するとともに、各国における議論の最新の状況を紹介する。また、各国の制度を比較検討し、我が国の制度との相違点を明らかにする。その際、保護対象となるデータの種類²としてはパーソナルデータ（ただし、「パーソナルデータ」を便宜上「個人データ」と表記する場合もある。）及び産業データに着目し公開情報調査を行いその結果をとりまとめた。

なお、本稿で取り上げた国・地域は、日本、EU、米国、中国、インドネシア、ベトナム、及びインドである。

2. 各国・地域におけるデータ保護に関する法制度の概要

（1）日本

わが国では、パーソナルデータは個人情報保護法によって保護されている。

これに対し、産業データについては、一定の要件を満たす場合に「営業秘密」や「限定提供データ」として不正競争防止法によって保護されている。

以下、我が国における個人情報保護法と不正競争防止法によるデータ保護制度の概要について説明する。

¹ 総務省「平成 30 年版情報通信白書」17 頁

² データの分類には様々な考え方があるが、本稿では総務省「平成 29 年度版情報通信白書」に倣うこととする。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/html/nc121100.html> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

（a）個人情報保護法によるパーソナルデータの保護

我が国では、平成 15 年（2003 年）に個人情報保護法が制定され、平成 17 年（2005 年）より施行された。制定の背景には、個人情報の漏えい事件³が多発していたことや、政府が住基ネット制度の導入を計画していたこと等の影響があったと言われている⁴。

制定当時の個人情報保護法は、個人情報を「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。」（法 2 条）と定義していた。また、同法は 5000 人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者については適用対象外としていた⁵。

しかし、情報通信技術の発展により、パーソナルデータの利活用、産業データの利用、事業活動のグローバル化等が進み、データを取り巻く環境が大きく変化してきたことを受けて、平成 27 年（2015 年）に大改正が行われ、平成 29 年（2017 年）より施行される運びとなった⁶。この改正により、5000 人以下の個人情報しか有しない中小企業・小規模事業者も同法の適用対象となった。

以下、改正個人情報保護法において、データ保護との関係で重要な規定を紹介する。

（i）「個人情報」の定義

改正法によれば、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報」であつて「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。）で作られる記録をいう。第十八条第二項において同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」（2 条 1 項 1 号）、及び「個人識別符号が含まれるもの」（2 条 1 項 2 号）と定義されている。（下線は改正箇所を示す）

このように、個人情報の定義に「個人識別符号」が追加されたことにより、指紋などの生体認証データ等も個人情報として保護されることが明確になった。

³ 例えば、1999 年 5 月に宇治市役所で約 20 万人分の住民基本台帳データが漏えいされた事件があった。

⁴ 岡村久道「個人情報保護法の知識」第 3 版（2016）32－34 頁

⁵ 改正前の「個人情報の保護に関する法律施行令」第 2 条

⁶ 個人情報保護委員会事務局「改正個人情報保護法について」（2016）

https://www.meti.go.jp/committee/kenkyukai/sansei/daiyoji_sangyo_chizai/pdf/003_02_00.pdf [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

(ii)「個人情報」の取扱い

「個人情報取扱事業者」⁷の主な義務は以下のとおりである。個人情報の取扱いについて事業者に明確な義務を課すことにより、消費者に不安を与えることなくデータの利活用が行われるようにしている。

【利用目的について】

個人情報の利用目的をできる限り特定し（法 15 条 1 項）、かつ、利用目的を本人に通知するか又は公表しなければならない（法 18 条 1 項）。

あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない（法 16 条 1 項柱書、ただし例外もある）。

【個人情報の取得について】

偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない（法 17 条 1 項）。

あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報⁸を取得してはならない（法 17 条 2 項柱書、ただし例外もある）。

【個人情報の管理について】

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない（法 19 条）。

個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない（法 20 条）。

【第三者への提供について】

あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない（法 23 条 1 項柱書、ただし例外もある）。

外国にある第三者に個人データを提供する場合には、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない（法 24 条、ただし例外もある）。

ただし、いわゆる「認定国」⁹に個人データを提供する場合は、本人の同意は必要とされない点に注意が必要である（法 24 条前段括弧書）。

⁷ 「個人情報データベース等を事業の用に供している者」をいう（法 2 条 5 項柱書）。

⁸ 「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」をいう（法 2 条 3 項）。

⁹ 「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるもの」をいう（法 24 条前段カッコ書）。

(iii) 「匿名加工情報」の定義

平成 27 年法改正により「匿名加工情報」に関する規定が新設された。これは、個人情報情報の取扱いよりも緩やかな規律の下、産業データの自由な流通・利活用を促進することを目的としたものである¹⁰。

「匿名加工情報」とは、所定の措置を講じて「特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの」をいう（法 2 条 9 項柱書）¹¹。

(iv) 匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報の作成にあたり、個人情報取扱事業者は、個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、特定の個人の識別や個人情報の復元ができないように個人情報を加工する義務や（法 36 条 1 項）、安全管理措置等の義務を負う（法 36 条 1 ないし 6 項）。

また、「匿名加工情報取扱事業者」¹²の義務は以下のとおりである。

匿名加工情報を第三者に提供するときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。（法 37 条）

匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号等の情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。（法 38 条）

匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表するよう努めなければならない。（法 39 条）

(v) 「個人情報保護委員会」の設置（法 59 条ないし 74 条）

2016 年 1 月 1 日より、内閣総理大臣の所轄の下に「個人情報保護委員会」が新設された。これにより、それまで各分野の主務大臣が有していた個人情報取扱事業者に対する

¹⁰ 個人情報法保護委員会事務局「個人情報保護法の基本」（2016）

¹¹ 法 2 条 9 項 1 号では、匿名加工情報を「個人識別符号を含まない個人情報（法 2 条 1 項 1 号）」を加工元とする場合と、「個人識別符号を含む個人情報（法 2 条 1 項 2 号）」を加工元とする場合の 2 つに分けて定義している。

¹² 「匿名加工情報を含む情報の集合物であつて、特定の匿名加工情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものその他特定の匿名加工情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるものを事業の用に供している者」をいう（法 2 条 10 項）。

監督権限が、個人情報保護委員会に一元化されることとなった。

同委員会は、事業者に対し、個人情報又は匿名加工情報の取扱いについて必要な報告や資料の提出を求めたり、立入検査を行ったりする権限を有する（法 40 条）。

また、同委員会は、法令に違反した事業者に対し、違反の程度に応じて指導・助言、勧告・命令を行うことができ（法 41 条、42 条）、これに従わない場合には罰金や懲役が科せられることもある（法 82 条ないし 88 条）。

（b）不正競争防止法による産業データの保護

不正競争防止法は、我が国がヘーグ改正条約に批准するにあたり条約上の義務を果たす目的で、昭和 9 年（1934 年）に制定された。同法は、特許法や商標法等のように積極的に権利を付与する「権利付与型」の法律とは異なり、違法な行為類型を「不正競争行為」として規制する「行為規制型」の法律である点に特徴がある。

不正競争防止法は、制定以来何度かの改正を経て、平成 5 年（1993 年）に全面改正が行われた。主な改正内容は、①条文のひらがな化、②法目的の明記、③不正競争行為の類型の拡充（著名表示冒用行為・商品形態模倣行為）、④損害賠償額の推定規定の新設、⑤法人重課規定の創設等であった。

その後、平成 11 年（1999 年）に行われた法改正により、デジタルコンテンツ保護の観点から「技術的制限手段」に係る不正行為が不正競争行為の類型に追加された。

また、平成 15 年（2003 年）から平成 27 年（2015 年）にかけて、営業秘密の保護を強化するための様々な法改正¹³が行われた。

さらに、平成 30 年（2018 年）には、ビッグデータ時代に対応する「限定提供データ」に係る不正行為が不正競争行為類型に追加されて現在に至っている。

以下、不正競争防止法において、データ保護との関係で重要な規定を紹介する。

（i）営業秘密の導入の背景¹⁴

営業秘密の保護に関する規定は、平成 2 年（1990 年）の不正競争防止法改正により創設された。技術革新における急速な進展、経済社会の情報化等を背景として、技術上又は営業上のノウハウなどの営業秘密の重要性の増大に伴い、ノウハウ取引等の機会が増え、他人の営業秘密を不正に取得、使用する等といった不正な行為が行われる可能性が増大したと指摘される。また、国際的にも、GATT のウルグアイ・ラウンドの TRIPS 交渉において、営業秘密の保護問題が交渉項目に挙げられていた。そこで、営業秘密保護規定の創設は、営業秘密の適切な保護に向けた動向を踏まえ、営業秘密に係る不正行

¹³ 主な改正項目として、営業秘密漏えい行為に対する刑事罰の導入（2003 年）、秘密保持命令等の導入（2004 年）、営業秘密侵害罪に対する刑事罰の強化（2009 年）、営業秘密侵害品の未遂犯・国外犯処罰の範囲拡大（2015 年）等が挙げられる。

¹⁴ 経済産業委員会調査室 鎌田 純一 「営業秘密保護の現状と課題」『立法と調査』No.354 p.62（参議院事務局企画調整室編集・発行、2014.7）

為に対し差止請求、損害賠償請求等を付与する等の保護措置を講じたものと位置付けられている¹⁵。これ以降、不正競争防止法における営業秘密保護規定は段階的に累次にわたり改正を経ている。

（ii）営業秘密の定義

不正競争防止法によれば、「営業秘密」とは「秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう。」（法 2 条 6 項）と定義されている。すなわち、ある情報が営業秘密としての保護を受けるためには、①秘密管理性、②有用性、③非公知性の 3 要件を満たすことが必要となる。

（iii）営業秘密の保護

【営業秘密に関する不正競争行為の類型】

不正競争防止法では、営業秘密に関する不正競争行為として以下の 7 つの類型を定めている。このうち、①から③までが不正取得類型、④から⑥までが正当取得類型である。

また、⑦の営業秘密侵害品に関する法 2 条 1 項 10 号は、営業秘密侵害品の流通を防ぐ目的で、平成 27 年（2015 年）の法改正で新設された規定である。

- ①窃取、詐欺等の不正手段によって営業秘密を取得する行為（以下「不正取得行為」）又は不正取得行為後の使用・開示行為（法 2 条 1 項 4 号）
- ②不正取得行為が介在したことを知って（悪意）又は重過失により知らないで営業秘密を取得・使用・開示する行為（同 5 号）
- ③営業秘密の取得後、不正取得行為が介在したことを知って（悪意）又は重過失により知らないで使用・開示する行為（同 6 号）
- ④営業秘密の取得後、不正な利益を得る目的又は保有者に損害を加える目的（以下「図利加害目的」）での使用・開示行為（同 7 号）
- ⑤営業秘密の取得後、図利加害目的での開示行為（以下「不正開示行為」）が介在したことを知って（悪意）又は重過失により知らないで取得・使用・開示する行為（同 8 号）
- ⑥営業秘密の取得後、不正開示行為が介在したことを知って（悪意）又は重過失により知らないで使用・開示する行為（同 9 条）
- ⑦営業秘密の不正使用行為により生じた物の譲渡・引渡・展示・輸出・輸入等（善意・無重過失で譲り受けた者を除く）（同 10 条）

¹⁵ 経済産業省知的財産政策室編著『逐条解説不正競争防止法 平成 23・24 年改正版』（有斐閣 2012 年）8 頁

【営業秘密に関する民事上の制裁】

不正競争によって営業上の利益を侵害された者又は侵害されるおそれがある者は、不正競争行為を行った者に対して、差止請求権（法 3 条）、損害賠償請求権（法 4 条）、信用回復の措置（法 14 条）等の請求権を有する。

【刑事的制裁】

営業秘密の侵害行為のうち、以下に示す場合は刑事罰の対象となり、10 年以下の懲役又は二千万円以下の罰金の対象となる。

- ①図利加害目的で詐欺等行為（詐欺、暴行、脅迫）又は管理侵害行為（不正アクセス行為等）により営業秘密を侵害した者（法 21 条 1 項 1 号）
- ②詐欺的行為又は管理侵害行為により取得した営業秘密を、図利加害目的で使用又は開示した者（同 2 号）
- ③営業秘密を保有者から示された者であって、図利加害目的で、営業秘密の管理に係る任務に背き、営業秘密が記録された文書・媒体の横領・複製等を行った者（同 3 号）
- ④営業秘密を保有者から示された者であって、営業秘密の管理に係る任務に背いて横領・複製等を行い、図利加害目的で使用・開示した者（同 4 号）
- ⑤営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であって、図利加害目的で営業秘密の管理に関する任務に背き、営業秘密を使用又は開示した者（同 5 号）
- ⑥営業秘密を保有者から示されたその役員又は従業者であって、在職中に営業秘密の開示の申込等をし、退職後に営業秘密を使用又は開示した者（同 6 号）
- ⑦図利加害目的で、違法開示行為によって営業秘密を取得し、使用又は開示した者（同 7 号）
- ⑧図利加害目的で、違法開示行為が介在したことを知って営業秘密を取得し使用又は開示した者（同 8 号）
- ⑨図利加害目的で、違法使用行為により生じた物を譲渡、引渡、輸出、輸入等する行為（同 9 号）

また、平成 27 年（2015 年）の改正では未遂犯処罰規定（法 21 条 4 項）が設けられたほか、海外重罰規定が設けられた。これにより、日本国外で使用する目的をもって違法性の高い態様で営業秘密を侵害した者や、相手方が国外で使用する目的を有することを知って不正な開示行為を行った者については、10 年以下の懲役又は三千万以下の罰金の対象となった（法 21 条 3 項各号）。

(iv) 限定提供データの導入の背景¹⁶

従来、データの不正使用に関する法制度としては、著作権法、特許法、不正競争防止法（営業秘密）、民法（不法行為、契約）があったが、保護客体が限定的であることや、救済措置が十分でないといった問題があった。

また、データベースについては、「その情報の選択又は体系的な構成によって創作性を有する」（著作権法 12 条の 2 第 1 項）ものだけが著作物として保護され、それ以外のデータベースは法律上の保護を受けることが困難であるという問題があった。

なお、裁判例の中には、データベースの複製について一般不法行為（民法 709 条）の成立を認めた例がある。例えば、「翼システム事件」中間判決（東京地裁平成 13 年 5 月 25 日中間判決）では、「民法 709 条にいう不法行為の成立要件としての権利侵害は、必ずしも厳密な法律上の具体的権利の侵害であることを要せず、法的保護に値する利益の侵害をもって足りるというべきである」とし、著作物性を満たさないデータベースの複製行為についても、「公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害するものとして、不法行為を構成する場合がある」として不法行為の成立を肯定した¹⁷。

もっとも、著作物に該当しないデータの不正使用行為について一般不法行為の成立が認められるのは、あくまで例外的なケースにとどまる¹⁸。

そのため、価値あるデータの保有者や利用者が安心してデータを提供・利用できる制度の整備に対する要望が高まり¹⁹、平成 30 年（2018 年）の法改正により、不正競争防止法に「限定提供データ」の保護に関する規定が新設された。

(v) 限定提供データの定義

「限定提供データ」とは、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によっては認識することができない方法をいう。次項において同じ。）により相当量蓄積され、及び管理されている技術上又は営業上の情報（秘密として管理されているものを除く。）」（法 2 条 7 項）と定義されている。

つまり、「限定提供データ」としての保護を受けるためには、①限定提供性（第三者への提供を禁止する等）、②相当蓄積性、③電磁的管理性（ID・パスワード等の利用）の 3 要件を満たす必要があり、具体例としては、判例データベースや、車両の走行デー

¹⁶ 経済産業省知的財産政策室「不正競争防止法テキスト 2019」

https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/201909_unfaircompetitiontext.pdf [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

¹⁷ また、同様に著作物性を否定されたものに民法 709 条が適用された例としては、知財高裁平成 17 年 10 月 6 日判決等がある。

¹⁸ 堀江亜以子「データベースの著作物性」,『著作権判例百選第 6 版』33 頁（2019）では、非著作物の無断利用行為について、①費用と労力をかけた創作的行為の存在、②営業活動の妨害や営業上の信用の侵害、③営利目的の利用の要件が認められる場合に不法行為が成立すると分析されている。

¹⁹ 経済産業省知的財産政策室「不正競争防止法平成 30 年改正の概要」

タ、小売販売業者のPOS加工データ等がこれに含まれる。

これにより、著作権法の「データベースの著作物」又は不正競争防止法上の「営業秘密に該当しないものについても「限定提供データ」として保護を受ける道が開かれた。

(vi) 限定提供データの保護

【限定提供データに関する不正競争行為の類型】

限定提供データに関する法規制は、契約に基づく自由な取引を前提としている。そのため、通常の正当な事業活動を阻害しない範囲で、悪質性の高い不正取得・不正使用行為のみを不正競争行為として定義している²⁰。

- ① 窃取、詐欺等の不正の手段により限定提供データを取得する行為（不正取得行為）、又は不正取得行為により取得した限定提供データを使用又は開示する行為（法 2 条 1 項 11 号）
- ② 不正取得行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用し又は開示する行為（同 12 号）
- ③ 限定提供データを取得した後に不正取得行為が介在したことを知って、その取得した限定提供データを開示する行為（同 13 号）
- ④ 保有者からその限定提供データを示された場合において、図利加害目的で、その限定提供データを使用する行為（その限定提供データの管理に係る任務に違反して行うものに限る。）又は開示する行為（同 14 号）
- ⑤ 限定提供データについて不正開示行為（14 号に規定する開示行為）であること、若しくはその限定提供データについて不正開示行為が介在したことを知って限定提供データを取得し、又はその取得した限定提供データを使用又は開示する行為（同 15 条）
- ⑥ 取得した後にその限定提供データについて不正開示行為があったこと又はその限定提供データについて不正開示行為が介在したことを知ってその取得した限定提供データを開示する行為（同 16 号）

限定提供データに関する不正競争行為は、営業秘密に関する不正競争行為と主に以下の点において相違している。

- ・ ④の類型（正当取得者からの取得）において図利加害目的に加えて背任的な行為態様が必要とされている。
- ・ ⑤及び⑥の類型において、「重過失」の場合が除かれている。
- ・ データの不正使用によって生じた物の譲渡行為は不正競争行為に該当しない。

²⁰ 経済産業省知的財産政策室「不正競争防止法平成 30 年改正の概要」（2018）

【民事的制裁】

不正競争によって営業上の利益を侵害された者又は侵害されるおそれがある者は、不正競争行為を行った者に対して、差止請求権（法 3 条）、損害賠償請求権（法 4 条）、信用回復の措置（法 14 条）等の請求権を有する。

【刑事的制裁】

現時点において、限定提供データの不正使用や不正開示行為に関する刑事罰規定は設けられていない。

（2）EU

EU におけるデータ保護の法規制のうち、パーソナルデータの保護に関するものとしては、2018 年 5 月より施行されている一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）がある。これは、EU を含む欧州経済領域（EEA）内で取得したパーソナルデータを、EEA 外に移転することを原則として禁止するものである。

一方、産業データの保護に関連する法規制としては、データベース保護指令（96/9/EC）及び営業秘密保護指令（2016/943/EU）がある。

そこで、以下、これらの法規制の概要を説明する。

（a）GDPR（一般データ保護規則）

（i）制定までの経緯²¹

欧州では、1939 年にドイツ政府が国内の全居住者を対象とした国勢調査を実施し、各居住者の年齢、性別、職業、信仰、祖父母に関する情報等を収集した。この情報に基づいて人種を選別し、大量虐殺が実施されたことに対する反省と教訓から、欧州人権条約（1953 年発効）では、「国家は個人のプライバシー権を妨げてはならない」と規定された。この規定は、欧州における個人情報保護に関する思想の根幹となっている。

GDPR の前身は、1995 年に EU が制定した「データ保護指令」である。ただし、EU の「指令（Directive）」は加盟国に直接適用されるものではなく、各国の国内法へ置き換える必要があるため、加盟国間でデータ保護に関する制度が異なっていた。

今回新たに制定された GDPR は、EU 加盟国に直接適用される「規則（Regulation）」であり、2018 年 5 月の施行と同時にデータ保護指令は廃止された。

²¹ デロイトトーマツ「欧州・中国を中心とするデータ保護主義の現状と通商ルールの展望」（2019）

(ii) 主な規定の内容²²

以下、2018年5月より施行されているGDPR（一般データ保護規則）の主な規定を紹介する。

【適用範囲】

GDPRは、管理者又は処理者がEEA域外で設立されたものである場合であっても、①EEAのデータ主体に対して商品又はサービスを提供する場合、又は②EEAのデータ主体の行動を監視する場合については適用される（2条、3条）。

【個人データの定義】

- GDPRの保護対象となる「個人データ」とは、EEA域内に所在する個人（国籍や居住地などを問わない）のデータである。
- 「個人データ」とは、「識別された又は識別され得る自然人（以下「データ主体」）に関するあらゆる情報を意味する。識別され得る自然人は、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子、又は当該自然人に関する物理的、生理的、遺伝子的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な一つ若しくは複数の要素を参照することによって、直接的に又は間接的に、識別され得る者をいう。」（4条）

【個人データの処理に関する義務】

- EU域内に拠点を持たない企業は、代理人を選任しなければならない場合があるとされており、その場合、EU代理人を、個人データが処理されるデータ主体が居住する加盟国の中のひとつに設置する。（27条(3)）
- 管理者は、適切な個人データ保護指針の採択、及びその実行を含め、処理行為が適法な個人データ処理の要件をはじめとするGDPRの要件を確実に遵守し、かつそれを実証できなければならない。（5条(2)）
- 管理者は、適切なセキュリティ措置を実施し、データの不慮又は不法な破壊、喪失、改ざん、無断開示・アクセスに繋がる保護安全性の侵害が発生した場合、監督機関及びデータ主体に通知しなければならない。（4条(12)、32-36条）
- 管理者は次のデータ主体の権利を尊重しその行使を円滑にする必要がある；情報権、アクセス権、訂正権、削除権（忘れられる権利）、制限権、データポータビリティの権利、異議権、及び自動的な個人の意思決定に関する権利（12～22条）
- 管理者はデータ主体から個人データを収集する場合、個人データ入手時に、データ

²² JETRO ブリュッセル事務所「EU 一般データ保護規則（GDPR）」に関わる実務ハンドブック（入門編）（2016）
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/01/dcfcebc8265a8943/20160084.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/01/dcfcebc8265a8943/20160084.pdf) [最終アクセス日：2019年12月25日]

主体に一定の情報を提供しなければならない。(13 条、14 条)

- ・ 管理者はデータ主体から処理が行われている個人データへのアクセスの請求があればそのコピーを提供しなければならない。(15 条)

【情報提供者・データ主体の権利】

- ・ 情報提供者は、不正確な自己の個人データの訂正を求める権利を有する。(16 条)
- ・ 一定の場合、データ主体は自分に関する個人データの削除を遅滞なく得る権利を有する。(17 条(1))
- ・ データ主体は、管理者に対して一定の場合に個人データ処理を制限する権利を有する。(18 条)
- ・ データ主体は、自分に係わる個人データを、構造化され、一般的に使用され、機械によって読み取り可能な形式で受け取る権利を有する。(20 条)
- ・ データ主体は、管理者又は第三者によって追求される適法な利益の目的のための処理の必要性に基づく自己の個人データの処理について異議を述べる権利を有する。(21 条)
- ・ データ主体は、自分に対する法的影響を生じ得るような、プロファイリングを含む自動処理のみに基づいた判断の対象にならない権利を有する。(22 条)

【個人データの処理に関する原則】

- ・ 個人データの処理に関して、管理者は下記の 6 原則を遵守しなければならない (5 条 1 項)。
 - ①適法性、公平性及び透明性の原則
 - ②目的の限定の原則
 - ③個人データの最小化の原則
 - ④正確性の原則
 - ⑤保管の制限の原則
 - ⑥完全性及び機密性の原則
- ・ 管理者又は処理者は、GDPR 6 条 1 項が定める項目のいずれかに該当しない限り、個人データの処理を適法に行うことができない。当該項目としては、個人データ処理に関してデータ主体が同意を与えた場合、管理者が従うべき法的義務を遵守するために処理が必要な場合、データ主体又は他の自然人の重大な利益を保護するために処理が必要な場合等がある。

【個人データの移転の法的要件】²³

- EEA 域外への個人データの移転は原則として違法である。
- ただし、「第三国、第三国内の地域又は一若しくは複数の特定の部門、又は、国際機関が十分なデータ保護の水準を確保していると欧州委員会が決定した場合、当該第三国又は国際機関への個人データの移転を行うことができる」（45 条）とされており、移転先の国・地域に「充分性」が認められた場合は例外的に適法となる。なお、日本と EU との間では、2019 年 2 月に充分性認定が発効している。
- 充分性認定がない場合は、適切な保護措置をとっており、かつ、データ主体の執行可能な権利及びデータ主体のための効果的な司法救済が利用可能な場合のみ、個人データの移転が許される。ここでいう「適切な保護措置」とは、拘束的企業準則（47 条）や、標準データ保護条項（46 条等）などによって講じるものとされている。

（iii）「個人データの取扱いに関する補完的ルール」²⁴

日本の個人情報保護委員会は、2018 年 9 月に「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（以下、「補完的ルール」）を公表した。これは日本が充分性認定を受けるという前提に基づき、個人データが移転された際に、当該個人データについて個人情報保護法に加えてより高い水準の保護を求めるものである。EU から個人データを域外移転された日本法人は、個人情報保護法だけでなく補完的ルールにも従う必要がある。

以下に、「補完的ルール」の主な内容を紹介する。

- EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データに、GDPR において特別な種類の個人データと定義されている性生活、性的指向又は労働組合に関する情報が含まれる場合には、個人情報取扱事業者は、当該情報について「要配慮個人情報」（個人情報保護法 2 条 3 項）と同様に取り扱うこととする。
- 個人情報取扱事業者が、EU 域内から充分性認定に基づき提供を受けた個人データについては、消去することとしている期間にかかわらず、「保有個人データ」（個人情報保護法 2 条 7 項）として取り扱うこととする。
- 日本法人が充分性認定に基づき EU 域内の個人データを提供される場合、提供を受ける際に特定された利用目的を含め、その取得の経緯を確認し、記録する。
- 充分性認定に基づき EU 域内から提供された個人データを、さらに第三国に移転する場合は、原則として、移転先の状況についての情報を提供した上で、あらかじめ本人の同意を得る必要がある。

²³ 大和総研「日本と EU の間で充分性認定が発効」（2019 年 2 月）
https://www.dir.co.jp/report/research/law-research/law-others/20190201_020609.pdf [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

²⁴ 「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」（個人情報保護委員会、2018 年 9 月）
https://www.ppc.go.jp/files/pdf/Supplementary_Rules.pdf [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

- ・ 十分性認定に基づき EU 域内から提供された個人情報、加工方法等情報を削除することで、「匿名化された個人を再識別することを何人にとっても不可能とした場合に限り」、匿名加工情報とみなす。

(iv) 加盟国が各国法により独自に定めることができる項目²⁵

- ・ GDPR は、主に以下の規定について、EU 加盟国が各国法により独自に定めることを認めている。
 - 処理の適法性 (6 条)、情報社会サービスに関する子供の同意に対して適用される条件 (8 条)、特別カテゴリーの個人データの処理 (9 条)、削除権 (忘れられる権利) (17 条)、データ保護影響評価 (DPIA) (35 条)、データ保護責任者の選任・地位 (37 条・38 条)、雇用に関する処理 (88 条)、守秘義務 (第 90 条)。
- ・ 罰則 (84 条) については、83 条に規定される 2 種類の制裁金 (「最大 2,000 万ユーロ、又は前会計年度の全世界売上高の 4%までのいずれか高い方」「最大 1,000 万ユーロ、又は全世界売上高の 2%までのいずれか高い方」) が課されない違反行為に関する規定を定めなくてはならない。

(b) 営業秘密保護指令 (2016/943/EU)²⁶

2016 年に採択された営業秘密保護指令 (2016/943/EU) は、EU において統一されていなかった営業秘密の保護制度について、共通の定義を提供し (2 条)、営業秘密侵害に該当する行為としない行為を明確にしている (3 条、4 条) が特徴的である。

以下、主な規定を紹介する。

【営業秘密の定義】

- ・ 営業秘密とは、「(a) 当該情報と類似する情報を通常扱う関係者 (circles) に属する者にとって、当該情報が集合として又は構成する正確な配列や構造が、一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること、(b) 秘密であることにより商業的価値があること、(c) 情報を合法的に管理している者によって、情報の秘密性を保つため合理的な措置が講じられていること」の全てを満たす情報をいう (2 条)。
- ・ 「独自の発見又は創作」、「リバースエンジニアリングに相当する行為」、「誠実な商慣習に従った行為」は営業秘密侵害に該当しない (3 条)。
- ・ これに対し、「誠実な商慣習に反する不正アクセスや不正使用」、「不正取得や秘密保持契約等の契約上の義務に違反した不正使用や不正開示」、「営業秘密が第三者に

²⁵ JETRO・地域分析レポート「EU 加盟各国で整備が進む個人データ保護法 - GDPR 施行開始に向けて」(2018 年 2 月)

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2018/bef14bc82cad6929.html> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

²⁶ 平成 29 年度産業経済研究委託事業「海外におけるデータ保護制度に関する調査研究」28 頁 (2017)

よって不正取得されたことについて知り得た場合の営業秘密取得、使用、開示」、
「悪意又は過失による侵害品の生産、提供」は営業秘密侵害に該当する（4 条）。

【救済措置】

- ・ 同指令では民事上の救済措置に関する規定のみが置かれており、刑事上の措置については記載がない。
- ・ 民事上の救済措置については、各加盟国は、司法当局が営業秘密保持者の請求に応じて、違法性のある使用行為・開示行為の差止めや、違法取得された営業秘密を用いた製品の排除、違法性のある使用、開示行為によって生じた損害の賠償等を命じることができるように保証しなければならない。

（c）データベース保護指令（96／9／EC）²⁷

データベース保護指令は、著作権による保護と、特別の権利（*sui generis*）による保護の両方を定めている点に特徴がある。主な規定としては以下のとおりである。

- ・ 「データベース」とは、「体系的又は方法論に基づいて配列され、かつ、電子的その他の手段で個別にアクセスが可能な、独立した作品、データ又はその他の独立した素材の収集物」をいう（1 条）²⁸。
- ・ 「コンテンツの選択又は配列によって作者の知的創作物を構成するデータベース」は、著作権によって保護される（3 条）。
- ・ コンテンツの入手、検証、プレゼンテーションについて、「相当の投資」がなされているデータベース（非電子的なものも含まれる）を作成した者には、データベースの「実質的な部分」の抽出及び再利用を阻止することができる権利が与えられる。（7 条、いわゆる「*sui generis*」の権利）。

なお、著作権による保護の場合、あくまで創作性が要求されており、「額に汗の理論」（作成に要した労力や投資を保護しようとする考え方）は採用されない。

これに対し、「*sui generis*」による保護の場合には、経済的資源、時間、努力や労力等を含む「投資」が保護される点に特徴がある。

（3）米国

米国では連邦制が採用されており、連邦法と州法が区別されている。連邦裁判所を専属管轄として規定されている事件（特許、商標、著作権等に関する事件）は連邦裁判所の管轄となり、それ以外の連邦法や条約に基づく事件、州を跨いだ事件等で訴額が一定

²⁷ 平成 29 年度産業経済研究委託事業「海外におけるデータ保護制度に関する調査研究」25 頁（2017）

²⁸ このため、「無造作に素材を集めただけのものはデータベースに該当しない」との指摘がある。

以上の事件は、連邦裁判所を管轄とすることができる。

このため、以下では、米国におけるデータの保護に関する規制について、連邦法と州法に分けて説明する。

（a） パーソナルデータの保護

（i） 連邦法²⁹

米国には、我が国の個人情報保護法のような包括的な連邦法は存在せず、特定の分野ごとにパーソナルデータを保護する連邦法が制定されている。

例えば、プライバシー法（Privacy Act of 1974）、公正信用報告法（FCRA: Fair Credit Reporting Act）、金融サービス近代化法（GLBA: Gramm-Leach Bliley Act）、児童オンラインプライバシー保護法（COPPA: Children's Online Privacy Protection Act）等がある。

COPPA が適用された事例としては、2019 年に中国の動画アプリ「TikTok」が、児童の個人情報を保護者の同意なく収集していたとして、COPPA 違反による制裁金 570 万ドルで連邦取引委員会（FTC）と和解した事例がある。

また、パーソナルデータについて上記のような連邦法が及ばない範囲についても、各企業が自ら公表したプライバシーポリシーを遵守するなど、自主規制による保護を基本とし、連邦取引委員会法 5 条「不公正又は欺瞞的な行為又は慣行」に該当する場合には、FTC が制裁金を課したり差止命令を発したりすることができる。

（ii） カリフォルニア州消費者プライバシー法³⁰

2018 年、カリフォルニア州議会がカリフォルニア州消費者プライバシー法（CCPA: California Consumer Privacy Act of 2018）を可決した。個人情報保護を強化するため、事業者に対する新しい義務を盛り込んでおり、各方面から大きな関心を集めている。

同法は 2020 年 1 月から施行が予定されており、現在、事業者は早急な対応を求められているところである。

以下、主な規定の内容を紹介する。

【対象となる事業者】

- ・ CCPA が適用される事業者は、カリフォルニア州で事業を行い、カリフォルニア州民の個人情報を収集する以下の 1～3 のいずれか 1 つの要件に該当する営利目的の法人である。なお、カリフォルニア州内に事業拠点があるかどうかにかかわらず、カリフォルニア州民の個人情報を収集していれば、この法律の対象となる。

²⁹ 小田哲明，クリス ミズモト「米国におけるデータの保護および国際間移転」，日本知財学会誌第 16 巻第 2 号 12-19 頁（2019）

³⁰ JETRO 地域・分析レポート「施行が迫る「カリフォルニア州消費者プライバシー法」（2019 年 6 月）
<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2019/71fb7278eaa2d8c6.html> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

- ①年間の総収入（annual gross revenues）が 2,500 万ドル以上であること
- ②5 万人以上のカリフォルニア州民の個人情報を処理していること
- ③カリフォルニア州民の情報を売却することで年間の収入の 50%を得ていること

【個人情報の範囲】

- ・ CCPA でいう「個人情報」（Personal Information）とは、カリフォルニア州民又は世帯について識別し、関連し、記載し、結び付け、直接又は間接的に合理的にたどることができるあらゆる情報を指すと広く定義している。
- ・ 例として、実名、仮名、電話番号、IP アドレス、メールアドレス、口座、社会保障番号、運転免許証、パスポート、商品・サービスの購入履歴、虹彩・網膜・指紋・掌紋・顔・声・DNA などの身体的・生体的特徴を含む生体情報、ウェブサイトの閲覧・検索履歴、位置情報データ、職歴・学歴などが列挙されているが、これらに限定されない。

【新たな消費者の権利】

- ・ CCPA は、消費者であるカリフォルニア州民に対して、大きく分けて以下の 5 つの権利を付与している。
 - ①事業者が収集した個人情報のカテゴリ、情報源、情報の用途及び収集した情報の開示先など、企業のデータ収集の運用について開示請求する権利
 - ②消費者による請求から過去 12 カ月の間にその消費者について収集した具体的な個人情報のコピーを受け取る権利
 - ③本人の個人情報を削除してもらう権利（ただし、例外あり）
 - ④事業者のデータ売却の運用について知り、その消費者の個人情報を第三者に売却しないよう求める権利（いわゆるオプトアウト）
 - ⑤消費者が、CCPA により付与された権利を行使したことを理由に差別されない権利
- ・ なお、消費者が事業者に対して権利行使をするに当たり、当該事業者の商品・サービスの提供を受けているなどの関係にある必要はない。

【事業者の義務】

- ・ 情報を収集する時点又はプライバシーポリシーにおいて、過去 12 カ月間に収集、売却又は開示された個人情報のカテゴリ、情報源、事業者が個人情報を共有する第三者、情報収集する全ての目的と情報の用途、過去 12 カ月の間に情報を売却した第三者のカテゴリ、情報の売却についてオプトアウトする方法を説明し、プライバシーポリシーを毎年更新しなければならない。
- ・ オプトアウトの方法としては、ホームページに「私の情報を売却しないで」という明確なリンクを設けることが例示されている。なお、16 歳未満の消費者の情報は原則として売却してはならないが、13 歳以上 16 歳未満については消費者の、13 歳未

満については保護者の積極的な同意がある場合に限り、売却（オプトイン）することができる。

- ・ 事業者は消費者から各種請求ができる手段について、通話料無料の電話番号に加え、ウェブサイトなど2通り以上用意しなければならない。
- ・ 消費者から請求を受けた場合、事業者は原則として45日以内に、本人に対して情報を開示する、請求に応じて個人情報を削除する又は個人情報の売却を停止する義務がある。

事業者として法令を順守するためには、プライバシーポリシーを更新すること、請求している消費者の本人確認をする手順を実施すること、45日以内に情報開示のために社内で個人情報を特定・発見することができるようにすること、特定の情報開示を電子的に行う方法を開発すること、売却禁止を求める消費者のオプトアウト（16歳未満の消費者に関してはオプトイン）に対応することなどが必要になる。

【罰則】

- ・ 消費者から情報の開示請求があった場合、事業者は45日以内に開示することが求められるが、これに対応できない場合、事業者は州司法長官から30日以内に違反を是正するよう通知を受ける可能性がある。
- ・ さらに、この通知後も違反が是正できない場合、消費者からの請求1件当たりの違反ごとに最大2,500ドル（故意だと認定される場合には最大7,500ドル）の罰金（民事罰）を科せられる可能性がある。

（iii）その他の州法

ネバダ州とミネソタ州では、消費者が開示に同意した場合を除き、インターネットサービスプロバイダ（ISP）が消費者に関する情報を秘匿しなければならない。

なお、両州ともに個人特定情報の開示を禁止している。

さらに、ミネソタ州では、ISPがネット閲覧行動やネット閲覧サイトについての情報を開示する前に、消費者の同意を得ることが義務付けられている。

（b）産業データの保護

（i）連邦経済スパイ法（EEA）による営業秘密の保護³¹

米国では、国際的な軍事技術情報のスパイ事件や営業秘密のデジタル化等を背景に、統一的に営業秘密の保護強化を図るため、刑事的制裁を科す連邦経済スパイ法（EEA:

³¹ 飯田圭ほか「米国における営業秘密保護の現状について」、パテント Vol.70, No.9（2017）
<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2892> [最終アクセス日：2019年12月25日]

Economic Espionage Act of 1996) が制定された。なお、EEA の改正法として連邦営業秘密保護法 (DTSA) 2016 年 5 月に制定されており、これについては後述する。

以下、主な規定の内容を紹介する。

【営業秘密の定義】

- ・ 「営業秘密」とは「有形又は無形を問わず、また、その保存、編集、記憶方法が物理的、電子的、図形的、写真若しくは文書によるか否かを問わず、様式、企画、編集物、プログラム装置、製法、デザイン、試作品、方法、技術、工程、手順、プログラム又はコードを含む、あらゆる形態・種類の財務、事業、科学、技術、経済又は工業に関する情報」であって、(A) その保有者が当該情報の秘密性保持のために合理的な措置を講じていること、及び (B) その情報が公衆に一般的に知られておらず、正当な手段により容易に解明できないことから、現実の又は潜在的な、独立の経済的価値を生じさせること、の両方を満たすもの」をいう (18U.S.C. § 1831(3))。

【禁止される行為】

- ・ EEA では、①外国政府による又は外国政府に便益を与えるための経済スパイによる営業秘密の不正取得等 (18U.S.C. § 1831)、及び②民間の個人・企業による営業秘密の不正取得等 (18U.S.C. § 1832) を禁止している。

【刑事罰】

- ・ 経済スパイによる営業秘密の窃取があった場合において、個人が有罪となったときは、最長 15 年の懲役、最大 500 万ドルの罰金又はその双方が科せられ、また企業が有罪となったときは、1000 万ドル又は窃取された営業秘密の価値の 3 倍額のいずれか高い方を最高額とする罰金が科せられる。
- ・ 民間の個人・企業による営業秘密の窃取の場合においては、個人が有罪となったときは 10 年以下の懲役、上限の規定のない罰金又はその双方、企業が有罪となったときは 500 万ドルを上限とする罰金が科せられる。
- ・ 未遂及び共謀罪も処罰の対象となる。

(ii) 連邦営業秘密保護法 (DTSA) による営業秘密の保護

連邦営業秘密保護法 (DTSA: Defend Trade Secret Act) は、EEA の改正法として 2016

年 5 月に制定された米国連邦法上の営業秘密保護法である³²。

DTSA が制定される以前は、営業秘密は州法によってのみ民事上の保護を受けることができたが、DTSA の制定により、連邦法によっても民事上の保護を受けることができるようになった。

DTSA では、営業秘密を不正利用された者は、「州際通商若しくは外国との通商に用いられる製品やサービスに関係するものである場合」又は「そのような通商に用いられることが意図された製品やサービスに関係するものである場合」に、連邦裁判所に民事訴訟を提起することができると規定している。(18 U.S.C. § 1836(b)(c))

インターネット取引が広く普及している現在、本要件を充足することはそれほど困難ではないと考えられている³³。

しかし、その一方で、DTSA 及び州法のいずれの法律によるべきかの調査及び検討が必要になるため、追加のコストが生じるとの指摘もある³⁴。

また、DTSA の施行後、連邦地方裁判所に提起される営業秘密訴訟の件数が 30% 以上増加したとの報告がある。下表に示すように、連邦地方裁判所に提起される営業秘密訴訟の件数は 2016 年以降増加を続けている。これは、従来、州法に基づいて州裁判所に提起されていた訴訟の一部が DTSA の施行により連邦裁判所にシフトしたためとの指摘もある³⁵。

連邦地方裁判所に提起された営業秘密訴訟件数の変遷 (2009－2018.6)

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
訴訟 件数	933	888	887	883	911	905	866	860	1134	581

また、DTSA 訴訟自体の件数を見てみると、下表のとおり、年間 700 件を超えるペースで DTSA 訴訟が提起されている。

³² EEA と DTSA との関係性について：「従来、営業秘密の保護を定めた連邦法としては、営業秘密の窃取等に関する罪を定めた連邦経済スパイ法が合衆国法典第 18 編第 90 章(18U.S.C.Ch.90)に規定されていたが、営業秘密の民事的保護に関してはもっぱら州法に委ねられてきた。そうした中で、合衆国法典第 18 編第 90 章を改正し、営業秘密の不正利用に対する連邦民事手続や救済等を新たに規定したのが、DTSA である。これにより、合衆国法典第 18 編第 90 章は、「営業秘密の保護」という表題の下、刑事的な規定(連邦経済スパイ法)と民事的な規定(DTSA)の双方を備えた連邦営業秘密保護法として再構成されることになった。」旨が紹介されている。山根崇邦「アメリカにおける営業秘密の保護(1)」北海道大学知的財産法政策学研究 Vo.53, p.4 (2019)

³³ 山根崇邦「アメリカにおける営業秘密の保護(1)」北海道大学知的財産法政策学研究 Vo.53 (2019) 22 頁
https://eprints.lib.hokudai.ac.jp/dspace/bitstream/2115/73425/1/53_01-Yamane.pdf [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

³⁴ 浅井敏雄「2016 年米国連邦民事トレードシークレット保護法の概要」(パテント Vol.69No.15) (2016)

³⁵ 山根崇邦「アメリカにおける営業秘密の保護(1)」北海道大学知的財産法政策学研究 Vo.53 (2019)、22～23 頁。表は同文献をもとに作成した。

DTSA 訴訟件数の変遷 (2016.5.11－2018.6.30)

時期	2016 Q3	2016 Q4	2017 Q1	2017 Q2	2017 Q3	2017 Q4	2018 Q1	2018 Q2
訴訟件数	112	123	142	214	192	171	200	185

以下、DTSA の主な規定を紹介する。

【営業秘密の定義】

- ・ 「営業秘密」とは、「有形又は無形を問わず、また、その保存、編集、記憶方法が物理的、電子的、図形的、写真若しくは文書によるか否かを問わず、様式、企画、編集物、プログラム装置、製法、デザイン、試作品、方法、技術、工程、手順、プログラム又はコードを含む、あらゆる形態・種類の財務、事業、科学、技術、経済又は工業に関する情報であつて、(A) 保有者が、その情報の秘密性を保持するために合理的な措置を講じていること、及び (B) 当該情報が、その情報の開示又は使用によって経済的価値を得ることのできる他の者に一般的に知られておらず、かつ、その者が正当な手段によっては容易に確認することができないものであつて、そのことによって現実に又は潜在的に独立した経済的価値を有するものであること、の両方を満たすもの」をいう。(§ 1839(3))
- ・ 下線部を除き EEA と同じ定義である。

【不正使用】³⁶

- ・ DTSA において、営業秘密の不正使用行為(misappropriation)とは以下のいずれかの行為を意味する(§ 1839(5))。
 - ①不正手段 (improper means) による営業秘密の取得
 - ②営業秘密が不正手段により得られたことを知っている者又は知り得た者による当該営業秘密の取得
 - ③不正手段により営業秘密を取得した者(「不正取得者」)による当該営業秘密の開示又は使用
 - ④営業秘密の無断開示又は使用の時点で次のいずれかの事項を知っている者又は知り得た者による当該無断開示又は使用
 - (a) 当該営業秘密が不正取得者から又は不正取得者を介して得られたこと
 - (b) 当該営業秘密がその秘密保持又は使用制限義務を生じさせる状況下で得られたこと
 - (c) 当該営業秘密がその保護を求める者に対し秘密保持又は使用制限義務を負う者から又は当該義務者を介して得られたこと

³⁶ 浅井敏雄「2016 年米国連邦民事トレードシークレット保護法の概要」(パテント Vol.69No.15) (2016)

⑤当該営業秘密が営業秘密であること及びそれが事故又は過失によって得られたものであることを知っている者による当該営業秘密の無断開示又は使用

- ・ 「不正手段」(improper means)には、窃取、贈賄・収賄、虚偽表示、秘密保持義務違反若しくはその教唆、又は電子的手段若しくは他の手段によるスパイ行為が含まれるが、リバースエンジニアリング、独立した解析・解明その他の合法的獲得手段は含まれない (§ 1839(6))。

【財産の差押命令】

- ・ 従来の州法やコモンローにはない DTSA に特有の新しい制度として、一方当事者の申立てによる財産の差押命令 (ex-parte seizure) がある。裁判所は、営業秘密の頒布等を防ぐため、一定の要件を満たす場合には一方当事者の申立てに基づいて財産の差押命令を発することができる。(§ 1836(2) (A))

【民事上の救済】

- ・ 営業秘密を不正取得された者は、民事上の救済手段として、差止請求、損害賠償請求(故意及び悪意の場合には2倍までの懲罰的損害賠償が認められる)、及び弁護士費用(故意及び悪意の場合)の請求が認められる。(§ 1836(b)(3))

【公益通報の場合の免責】

- ・ DTSA では、政府機関や裁判所に法令違反を通告する場合(公益通報)に営業秘密を開示する場合、当該開示行為について民事的責任及び刑事的責任を免れる旨が規定されている (§ 1833)。
- ・ 使用者は、営業秘密又は機密情報を管理する従業員(契約者やコンサルタントを含む)との間の契約書やポリシー文書において、この免責を通知しなければならない。これをしなかった場合、使用者は、当該通知を受けなかった被雇用者に対する訴訟において、懲罰的損害賠償及び合理的弁護士費用を請求できない。(§ 1833(b)(3))。

【従業員の転職の保護】

- ・ DTSA では、州法と抵触しない限り、使用者は従業者の転職を妨げることができない。ただし、営業秘密の不正取得のおそれがあることを証明できる場合(単に営業秘密を知っているというだけでは足りない)には、使用者は従業者の転職を妨げることができる場合がある (§ 1836(3) (A))。

(iii) 産業データの保護に関するその他の連邦法³⁷

権限なく又は権限を越えてコンピュータに不正にアクセスした場合、連邦法の刑法 1030 条に違反し、罰金や懲役が科される場合がある。

また、データを加工して得られた編集著作物は、著作物として著作権により保護を受けるが、Feist 連邦最高裁判決³⁸以降、著作物の創作性の要件として、「額に汗理論」（編集者の労力に報いようとする考え方）ではなく、最低限度の創造性が要求されることになった。このため、データ自体に価値があるものについては、著作権による保護は限定的になると考えられている。

(iv) 州法による営業秘密の保護³⁹

米国には、営業秘密保護の統一的な見解を示すモデル法として制定された統一営業秘密法（Uniform Trade Secret Act: UTSA、1979 年制定）がある。

UTSA が各州で効力を有するためには、各州で採択されることが必要であり、現在、マサチューセッツ州及びニューヨーク州を除いた全米各州で採用されている。

なお、マサチューセッツ州及びニューヨーク州では、UTSA を採用せず、依然として州のコモンロー（不法行為）によって営業秘密を保護している。

各州における制定法は、それぞれ大筋の内容では同じであるが、採択にあたり内容を変更することができ、各州において条文の解釈や適用が異なることもある。

なお、DTSA が制定される以前は、営業秘密侵害に対する民事上の保護は州法のみによって与えられていた。しかし、先に述べたとおり、2016 年 5 月に DTSA が成立したことにより、営業秘密の保有者は、「州際通商若しくは外国との通商」に関して、連邦地裁にも営業秘密の民事上の保護を求めることができるようになった。

ただし、DTSA は州法を無効とするものではなく（18U.S.C. § 1838）、UTSA をベースとする州法に基づく権利行使も依然として可能である。

以下、UTSA の主な規定を紹介する。

【営業秘密の定義】

- ・ 「営業秘密」とは、「(i) その開示若しくは使用によって経済的価値を得ることのできる他の者により、一般的に知られておらず、かつ正当な手段によって容易に解明されないことにより、現実には又は潜在的に独立の経済的価値を生じさせるものであって、かつ (ii) その秘密性を維持するため、当該状況のもとで合理的な努力をしている、製法、パターン、編集物、プログラム、装置、方法、技術又はプロセス

³⁷ 小田哲明，クリス ミズモト「米国におけるデータの保護および国際間移転」，日本知財学会誌第 16 巻第 2 号 12-19 頁（2019）

³⁸ FEIST PUBLICATIONS, INC. V. RURAL TELEPHONE SERVICE (1991)

³⁹ 飯田圭ほか「米国における営業秘密保護の現状について」、パテント Vol.70, No.9（2017）
<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2892> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

を含む情報」をいう（1.4 条）⁴⁰。

【不正取得行為の定義】

・ UTSA における「不正取得行為」の定義は、DTSA における「不正取得行為」定義と同一である（1 条(2)）。

①不正手段（improper means）による営業秘密の取得

②営業秘密が不正手段により得られたことを知っている者又は知り得た者による当該営業秘密の取得

③不正手段により営業秘密を取得した者（「不正取得者」）による当該営業秘密の開示又は使用

④営業秘密の無断開示又は使用の時点で次のいずれかの事項を知っている者又は知り得た者による当該無断開示又は使用

（a）当該営業秘密が不正取得者から又は不正取得者を介して得られたこと

（b）当該営業秘密がその秘密保持又は使用制限義務を生じさせる状況下で得られたこと

（c）当該営業秘密がその保護を求める者に対し秘密保持又は使用制限義務を負う者から又は当該義務者を介して得られたこと

⑤当該営業秘密が営業秘密であること及びそれが事故又は過失によって得られたものであることを知っている者による当該営業秘密の無断開示又は使用

・ UTSA では、「不正手段」（improper means）を、「窃取、贈賄・収賄、虚偽表示、秘密保持義務違反若しくはその教唆、又は電子的手段若しくは他の手段によるスパイ行為が含まれる。」と定義している（1 条（1））。DTSA と異なり、「リバースエンジニアリング」等の行為が「不正手段」から明示的に除かれていないが、運用上、これらの合法的獲得行為は「不正手段」を構成しないものとして取り扱われるとの指摘がある⁴¹。

【営業秘密の不正取得行為に対する救済】

・ UTSA における「misappropriation」は、不正な使用行為、不正な開示に加えて不正な取得行為（以下「不正取得等」）を含んでおり、利用可能な救済手段として、差止め、損害賠償請求（現実損害及び逸失利益）、不当利得返還請求及び合理的なロイヤリティ、並びに故意・悪意による場合には補填的損害賠償の 2 倍までの懲罰的損害賠償及び弁護士費用の賠償が認められる（2-4 条）。

・ UTSA は、裁判所に対し、「訴訟において主張されている営業秘密を保護しなければならない」と規定して営業秘密の保護を図っているが（5 条）、どのように営業秘密を保護するかは裁判所の判断に委ねられており、命令、イン・カメラ手続、記録の

⁴⁰ これは TRIPS 協定 39 条 2 項と同じである。

⁴¹ American Bar Association "UNIFORM TRADE SECRETS ACT WITH 1985 AMENDMENTS"(1986)
<https://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/us/us034en.pdf> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

封印等が用いられる。

(4) 中国

(a) サイバーセキュリティ法によるデータ保護

中国では、インターネットユーザ人口が急速に増加し、モバイル決済が広く普及しており、データ流通に関する法規制の必要性が高まっていた。

そのような中で、2017年6月にサイバーセキュリティ法（中国語では「中华人民共和国网络安全法」）が施行された。

同法は、サイバー空間における中国の国家主権の確保と安全保障、公共利益の維持を目的としており、個人情報保護に主眼を置く EU の GDPR より対象範囲が広い⁴²。

以下では、データ保護との関係で重要な規定を紹介する。

(i) 規制の対象⁴³

中国国内において「ネットワークを確立し、運営し、維持保護し及び使用する」企業は、「ネットワーク運営者」、「重要情報インフラ運営者」、「ネットワーク製品及びサービス提供者」等に分けられ（表2参照）、それぞれがサイバーセキュリティ法による規制を受ける。

⁴² デロイトトーマツ「欧州・中国を中心とするデータ保護主義の現状と通商ルールの展望」（2019）

⁴³ 日本貿易振興機構「中国におけるサイバーセキュリティ法規制にかかわる対策マニュアル」（2019）
[https://www.jetro.go.jp/ext_images/ Reports/02/2018/155b6354c9acea0c/cn-report_1910_2.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/Reports/02/2018/155b6354c9acea0c/cn-report_1910_2.pdf) [最終アクセス日：2020年1月30日]

用語	定義
ネットワーク運営者	ネットワークの所有者、管理者及びネットワークサービス提供者をいう（法 76 条）。ホームページを開設する一般企業もこれに含まれる。
重要情報インフラ運営者	ネットワーク運営者のうち、そのネットワーク施設又は情報システムの機能が破壊され、若しくは失われ、又はそのデータが漏えいすれば、国の安全、国の経済、人民の生活、公共の利益が著しく損なわれる可能性のあるような重要情報インフラを運営する者をいう。
ネットワーク製品及びサービス提供者	ネットワークに関連する設備又はソフト等を生産、販売する企業、クラウドコンピューティングサービス、データの処理及び保存サービス、インターネット通信サービス等を提供する事業者がネットワーク製品及びサービス提供者に該当する。

また、「ネットワーク運営者」に該当せず、「ネットワーク製品及びサービス提供者」にも該当しない個人及び組織であっても、サイバーセキュリティ法の規定を遵守し、ネットワークを適法に利用する必要がある⁴⁴。

（ii）パーソナルデータの保護に関する規定

サイバーセキュリティ法 76 条によれば、「個人情報」とは「電子又はその他の方法で記録される、単独又はその他の情報と結びつけることで自然人の身元を識別することができる各種の情報といい、自然人の氏名、生年月日、身分証明書番号、住所、電話番号が含まれるが、これらに限らない」とされている。

また、同法の第四章（40 条から 45 条まで）には、ネットワーク運営者が個人情報をいかに収集・使用・保管・送信するかについて定められており、内容は以下のとおりである。

【ネットワーク運営者の義務】

- ・ 収集したユーザ情報を秘密として厳格に保持するとともに、ユーザ情報保護制度を構築、整備しなければならない。（法 40 条）
- ・ 個人情報を収集、使用するにあたり、合法、正当、必要の原則を遵守し、収集、使用の規則を公開し、情報を収集、使用する目的、方式及び範囲を明示するとともに、被収集者の同意を得なければならない。（法 41 条前段）
- ・ 提供するサービスに関係のない個人情報を収集してはならず、法律、行政法規の規

⁴⁴ 法 27 条、44 条、46 条、48 条を参照。

定及び双方間の取決めに違反して、個人情報収集、使用してはならず、かつ法律、行政法規の規定及びユーザとの取決めに従い、その保存する個人情報を処理しなければならない。(法 41 条後段)

- ・ 収集した個人情報を漏えい、改ざん、毀損してはならず、被収集者の同意を得ずに他人に個人情報を提供してはならない。ただし、処理作業を経て、特定の個人を識別できず、かつ復元できない場合を除く。(法 42 条前段)
- ・ 技術的措置及びその他必要な措置を講じ、収集した個人情報の安全を確保し、情報の漏えい、破損、紛失を防止しなければならない。個人情報の漏えい、破損、紛失が発生した又は発生する恐れがある場合は、直ちに救済措置を講じ、規定に従って速やかにユーザに告知するとともに、関連の主管部門に報告しなければならない。(法 42 条後段)

【個人その他の組織の義務】

- ・ 個人は、ネットワーク運営者が法律、行政法規の規定又は双方間の取決めに違反して、その個人情報を収集、使用していることを発見した場合、ネットワーク運営者にその個人情報の削除を要求する権利を有する。(法 43 条前段)
- ・ 個人は、ネットワーク運営者が収集、保存したその個人情報に誤りがあることを発見した場合、ネットワーク運営者に訂正を要求する権利を有する。ネットワーク運営者は、削除又は訂正の措置を講じなければならない。(法 43 条後段)
- ・ いかなる個人及び組織も、窃盗又はその他不法な方法により個人情報を取得してはならず、個人情報を不法に売却又は不法に他人に提供してはならない。(法 44 条)
- ・ 法によりサイバーセキュリティの監督管理に係る職責を負う部門及びその人員は、職務中に知り得た個人情報、プライバシー及び営業秘密に対し厳格な秘密保持を行わなければならない、漏えい、売却又は不法に他人に提供してはならない。(法 45 条)

(iii) データの保存に関する規定

サイバーセキュリティ法によれば、「重要情報インフラ運営者」は、データの保存について以下の義務を有する。

- ・ 中国国内において収集・生成した個人情報及び重要データを、中国国内で保存しなければならない。(法 37 条前段)
- ・ 業務の必要により、確かに国外に提供する必要がある場合は、国家インターネット情報部門が国務院の関係部門と共に制定した規則に従って安全評価を行わなければならない。(法 37 条後段)。

サイバーセキュリティ法が公布された当初、個人情報及び重要データの中国国内での保存義務があるのは「重要インフラ運営者」のみであった。

しかし、2017 年 4 月に中国におけるインターネット安全の主管部門である国家網信弁が公布した「個人情報及び重要データ越境移送安全評価弁法（パブリックコメント）」により、当該義務を履行しなければならない主体が全てのネットワーク運営者に拡大された。

（b）反不正競争法による営業秘密の保護⁴⁵

中国では、反不正競争法の中に営業秘密保護に関する規定がある。反不正競争法は 1993 年に制定された法律であるが、近年の 2017 年法改正（2018 年 1 月 1 日施行）、2019 年法改正（2019 年 4 月 23 日施行）により、営業秘密の保護強化が図られている⁴⁶。営業秘密の侵害に関連する主な規定について以下に示す。

【営業秘密の侵害行為】

- ・ 事業者は、次の各号に掲げる営業秘密に係る侵害行為を実施してはならない。（反不正競争法 9 条 1 項）
 - （1）窃盗、賄賂、詐欺、脅迫、電子的手段による侵入又はその他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得すること。
 - （2）前号に定める手段を用いて獲得した権利者の営業秘密を開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。
 - （3）秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反して保有している営業秘密を開示、使用し、あるいは他人に使用を許諾すること。
 - （4）秘密保持義務又は権利者の営業秘密保持に関する要求事項に違反するよう他人を教唆、誘惑、幫助して権利者の営業秘密を獲得、開示、使用し又は他人に使用を許諾すること。

【営業秘密の侵害に対する責任主体】

- ・ 事業者以外のその他の自然人、法人又は非法人組織が前項に掲げた違法行為を実施する場合は、営業秘密を侵害する行為とみなされる。（反不正競争法 9 条 2 項）

【第三者による営業秘密の侵害】

- ・ 第三者は、営業秘密の権利者の従業員、元従業員又はその他組織、個人が第 1 項に掲げた違法行為を実施したことを知りながら又は知りうるにもかかわらず、当該営業秘密を獲得、開示、使用し、又は他人に使用を許諾した場合、営業秘密を侵害す

⁴⁵ （一財）知的財産研究教育財団・知的財産研究所「国際知財制度研究会報告書（平成 29 年度）」51－55 頁（2018 年 3 月）29－39 頁

⁴⁶ 改正内容は、中国中央政府の以下のウェブページにおいて説明されている。
http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

る行為とみなされる。(反不正当竞争法 9 条 3 項)

【営業秘密の定義】

- ・ 本法において営業秘密とは公衆に知られていない、商業的価値を有しかつ権利者が関連の秘密保持措置を取った技術情報、経営情報等の商業情報をいう。(反不正当竞争法 9 条 4 項)

【営業秘密侵害行為に対する救済措置】

- ・ 民事上の救済としては、差止請求(民法通則第 118 条)、損害賠償請求(反不正当竞争法 17 条)が可能である。なお、2019 年の反不正当竞争法の改正では、事業者が悪意をもって営業秘密に係る侵害行為を実施し、情状が重大である場合は、権利侵害により受けた実際の損失に応じて確定した金額又は権利侵害者が獲得した利益に応じて確定した金額の 1 倍以上 5 倍以下で賠償額を確定することができるとされている(同法 17 条 3 項)。また、同法改正では、法定損害賠償額の上限も 500 万元まで引き上げられている(同法 17 条 4 項)。
- ・ 刑事罰としては、営業秘密の権利者に対して重大な損害をもたらす場合、3 年以下の懲役又は拘留、罰金の対象となる。また、特別重大な結果をもたらした場合、3 年以上 7 年以下の懲役及び罰金の対象となる。(刑法 219 条)
- ・ 行政罰として、事業者並びにその他の自然人、法人及び非法人組織が営業秘密を侵害した場合、監督検査部門は違法行為の停止を命じ、違法所得を没収し、10 万元以上 100 万元以下の罰金を科すことができるとされており、情状が重大な場合は、50 万元以上 500 万元以下の罰金を科すことができるとされている。(反不正当竞争法 21 条)

(5) インドネシア

(a) パーソナルデータの保護^{47,48}

インドネシアでは、現時点においてパーソナルデータの保護に関する一般的な法律は制定されていない⁴⁹。

ただし、データの保護に関する規定は、電子情報と取引に関する 2008 年法律第 11 号、電子システムと取引の運用に関する政府規制 2019 年第 71 号(以下「GR 71」)及び電子システムにおける個人データの保護に関する 2016 年第 20 号の通信及び情報規

⁴⁷ 増田 浩之「個人情報保護法が未制定のインドネシアの個人データ取扱規定」(2019 年 5 月)

<https://www.ijj.ad.jp/global/column/column108.html> [最終アクセス日: 2019 年 12 月 25 日]

⁴⁸ AWS「インドネシアのデータプライバシー」(2019)

<https://aws.amazon.com/jp/compliance/indonesia-data-privacy/> [最終アクセス日: 2019 年 12 月 25 日]

⁴⁹ 法案は国会審議中であるが、その成立時期は明確になっていない。

則第 20 条 (行政規則第 20 条) に含まれている。

このうち、GR71 は従前の「電子システムと取引の運用に関する法律、政府規制 2012 年第 82 号」を改正したものであり、2019 年 10 月より施行された。

GR71 では、「EOS (電子システム運営者)」の定義を新たに設けたほか、データの地域適合化 (ローカライゼーション)、個人情報保護、忘れられる権利、削除を請求する権利のほか、データの流通を差止める手段や目的外利用の禁止等に関する規定が置かれている⁵⁰。

(b) 営業秘密の保護⁵¹

インドネシアにおいて、営業秘密は営業秘密法 (営業秘密に関する 2000 年 12 月 20 日付け法律第 30 号) で保護されるほか、刑法や競争法においても営業秘密保護に関連する規定がある。以下、主な規定を紹介する。

- ・ 営業秘密の範囲は「技術及び／又は事業の分野における、経済的価値を有し、一般に公衆に知られていない、生産の方法、処理方法 (調製)、販売方法、又は他の情報を含む」ものとされる (同法 2 条)。
- ・ 営業秘密は「その情報が秘密であり、経済的価値を有し、かつ必要な努力により秘密が維持される場合」に保護の対象となる (同法 3 条)。
- ・ 営業秘密が無許可で使用又は開示された場合、保有者は、民事上の救済として、差止めと損害賠償を請求することができる (法 11 条 1 項)。
- ・ 刑事罰規定もあり、無権限で故意に他人の営業秘密を使用する等の行為をした者には、最長 2 年の懲役及び／又は最高 3 億ルピアの罰金が科される (法 17 条)。

(6) ベトナム

(a) パーソナルデータの保護

(i) サイバー情報保護法⁵²

ベトナムでは、パーソナルデータの保護を目的としている法律としてサイバー情報保護法 (No. 86/2015/QH13) がある。以下、同法の主な規定を紹介する。

- ・ 「個人情報」とは、「一定の個人の特定に関連する情報」をいう (法 3 条 15 号)。

⁵⁰ One Trust Data Guidance “Indonesia: new 71 enters in force and “provides more legal certainty” (2019.11) <https://www.dataguidance.com/indonesia-new-gr-71-enters-into-force-and-provides-more-legal-certainty/> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

⁵¹ (一財) 知的財産研究教育財団・知的財産研究所「国際知財制度研究会報告書 (平成 29 年度)」51-55 頁 (2018 年 3 月)

⁵² 工藤拓人「ベトナムのインターネット上の個人情報保護に関する規定について」(2019) https://iconicjob.jp/blog/hrc/personal_information_protection_law/ [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

- ・ 「個人情報の取扱い」とは、「商業目的でネットワーク上において個人情報を収集、編集、使用、保管、供給、共有又は拡散する1つ又は複数の運営の実行」をいう（同17号）。

【個人情報を取り扱う者の義務】

- ・ 「個人情報を取り扱う者」が負う各種義務は、法16条から18条までにおいて主に規定されており、その概要は、以下のとおりである。
 - ① 個人情報のためのネットワーク情報の安全を確保すること（法16条2項）
 - ② 個人情報の取扱い及び保護に適用される方針の作成及び公表（法16条3項）
 - ③ 個人情報の収集及び使用の範囲及び目的に対する個人情報所有者の同意の取得後に個人情報を収集すること（法17条1項a号）
 - ④ 個人情報所有者の同意を得ずに当初と違う目的のために個人情報を使用しないこと（法17条1項b号）
 - ⑤ 個人情報所有者の同意又は政府の要請なく、第三者に対して個人情報を共有、漏えいしないこと（法17条1項c号）
 - ⑥ 個人情報所有者の要請を受けた場合には、個人情報のアップデート、修正又は削除を行うこと（法18条）。

（ii）EC（電子商取引）事業に関する政令⁵³

EC事業に関するパーソナルデータの保護については、サイバー情報保護法とは別に、政令（Decree）52/2013/ND-CPが發布されている。電子商取引ビジネスを行う過程において消費者の個人情報を取得した事業者は、Decree52号に定める個人情報の保護に関する規定、及び関係する法令等を遵守しなければならないとされている。

以下、同政令の主な内容を紹介する。

- ・ 個人情報を収集する事業者は、個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）を定め、公開しなければならない。この点は、サイバー情報保護法と同様である。
- ・ 電子商取引サイトを通じて個人情報の収集を行う場合には、個人情報保護に関する方針は、当該サイトの目立つところに記載され、公開されなければならない。当該方針には「個人情報の収集の目的」「個人情報の使用範囲」「個人情報の保存期間」等が含まれていなければならない。
- ・ 電子商取引サイトにおいて消費者の個人情報を収集し、使用する場合には、事業者は、当該消費者の事前の同意を取得しなければならない。これについてもサイバー情報保護法と共通している。

⁵³ 工藤拓人「ベトナムのインターネット上の個人情報保護に関する規定について」（2019）
https://iconicjob.jp/blog/hrc/personal_information_protection_law/ [最終アクセス日：2019年12月25日]

- ・ 第三者への情報提供については、消費者権益保護法に適合する必要がある⁵⁴。

(iii) サイバーセキュリティ法⁵⁵

ベトナムでは、近年、海外にサーバを置く外資系企業のサービス利用者が増加したことから、新たな法案の必要性が高まり、2018 年 6 月に新しいサイバーセキュリティ法 (No. 24/2018/QH14) が制定された (2019 年より施行)。

以下、主な規定について紹介する。

【ベトナム国内でのサーバ設置義務】

- ・ ベトナムにおいてテレコムネットワークスやインターネット上のサービス及びサイバー空間上のその他のサービスを提供し、個人情報のデータ・サービス利用者の関係のデータ・ベトナムにおいてサービス利用者により作成されたデータ等の収集、抽出、分析及び処理に関する活動を行う国内外企業は、政府により規定される期間以内にベトナム国内に当該データを保存しなければならない。(法 26 条 3 項)

【ウェブサイトに記載することが禁止される情報】

- ・ 機関、組織及び個人のウェブサイト、ポータルサイトには、本法の第 16 条第 1 項、第 2 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項に定める内容 (筆者注：暴動の煽動といった公共秩序を乱す情報、誹謗中傷等) を有する情報及び国家安全保障を侵害するその他の情報を提供、掲載、流通してはならない。(法 26 条 2 項、法 16 条)。

【法令違反に関する公安調査】

- ・ 企業は公安省の担当機関から書面による要求があった場合、当該機関にユーザの情報を提供しなければならない。また、担当機関は、暴動の煽動といった公共秩序を乱す情報についても、情報の削除やログの保存を企業に対して要求することができる (法 26 条 2 項、法 16 条)。

なお、これまで、大手 SNS 企業等は、ベトナムの機関・組織・個人に関するデータを香港やシンガポールのデータセンターに保管していることが多かったが、サイバーセキュリティ法の施行により、ベトナムにサーバを移転する必要が生じたため、大きな影響を受けているという指摘がある⁵⁶。

⁵⁴ 消費者権益保護法 6 条には、「法律が規定した場合を除き、消費者の承認がない限り、消費者情報を第三者へ譲渡してはならない」等の規定が置かれている。

⁵⁵ 工藤拓人「ベトナム サイバーセキュリティ法の概要～国内 Web サービス事業に影響大か」 (2019) <https://iconicjob.jp/blog/hrc/cyber-security/> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

⁵⁶ 工藤拓人「ベトナム サイバーセキュリティ法の概要～国内 Web サービス事業に影響大か」 (2019)

(b) 営業秘密の保護⁵⁷

ベトナムにおける営業秘密は、知的財産法（2005 年成立、2009 年改正）で保護がなされている。その他、民法、労働法、民事訴訟法、競争法及び関税法の規定の適用があり得る。

以下、知的財産法の営業秘密に関する規定の内容を紹介する。

【営業秘密の定義】

- ・ 営業秘密とは、財政的投資、知的投資から得られた情報であって、開示されておらず、かつ、事業において利用可能な情報である。（法 4 条(23)）
- ・ 営業秘密は、それが次の要件を満たすときは、保護の対象となる。（法 84 条）
 - (1) 共通の知識でなくまた容易に取得されるものでもないこと
 - (2) 業として使用されるときは、それを所有又は使用しない者よりもその所有者に対して有利性を与えることができること
 - (3) それが開示されず、また容易に入手することもできないよう必要な措置を講じてその所有者が秘密を保持していること
- ・ 次の情報は、営業秘密として保護されないものとする。（法 85 条）
 - (1) 個人的地位の秘密
 - (2) 国家管理の秘密
 - (3) 安全保障及び国防の秘密
 - (4) 事業に無関係な他の秘密保持情報

【営業秘密の侵害行為】

- ・ 次の行為は、営業秘密に対する権利の侵害であるとみなす。（法 127 条）
 - (a) 営業秘密の適法管理者により取られた秘密保持措置に反する行為をなすことにより、営業秘密の具体的情報を入手又は取得すること
 - (b) 営業秘密所有者の許可なしに営業秘密の具体的情報を開示又は使用すること
 - (c) 秘密保持契約に違反すること、又は営業秘密を入手、取得若しくは開示するために秘密保持担当者を欺瞞、誘導、買収、強要、教唆若しくはその信用を濫用すること
 - (d) 営業秘密の具体的情報であって、製品に関する営業又はマーケティングのライセンス付与のための手続に基づいて他人により提出されるものを、所管当局により取られた秘密保持措置に反する行動により、入手又は取得すること
 - (dd) 営業秘密を、それが(a)、(b)、(c)及び(d)にいう行為の 1 に従事する他人により取得されたことを知りながら又は知る義務を有しながら、使用し又は開示すること

⁵⁷ （一財）知的財産研究教育財団・知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定レビュー調査『国際知財制度研究会』報告書（平成 29 年度） 69－77 頁（2018）

(e)第 128 条に規定する秘密保持義務を履行しないこと

【民事上の救済手段】

- ・ 営業秘密侵害行為に対する民事上の救済手段としては、侵害行為の差止め、公の謝罪及び訂正の強制、契約上の義務履行、損害賠償の請求、及び営業秘密侵害物品の廃棄等が可能である（法 202 条）。

【行政処罰】

- ・ 営業秘密の管理者は、知的財産法による行政処罰を求めて知的財産庁に申請できる（産業財産分野における行政処分に関する 2013 年政令第 22 条第 1 項）。侵害者には、最高 3000 万ベトナムドンの過料及び追加の制裁（侵害品及び 1～3 箇月の取引の停止を含む。）、及び是正措置（侵害要素の強制的除去又は強制的破壊、侵害品の強制破棄、事業、サービス又はウェブサイトから侵害品又は侵害サービスに関する情報の強制的除去、違法所得の強制的送金を含む。）が科せられる。
- ・ 営業秘密の侵害行為は競争法上、不公正な競争行為として禁止されており、その具体的な侵害行為につき規定がある（競争法第 39 条(2)、同法第 41 条）。競争法による行政処罰の申請（競争法第 58 条第 1 項）が認められた場合、侵害者には、1000 万ベトナムドンから 3000 万ベトナムドンの過料が科せられる。競争庁は、違反行為を行うために侵害企業が使用した証拠を没収することもある。

(7) インド

(a) 個人データ保護法によるパーソナルデータの保護

インドでは、最高裁判所がプライバシーは基本的人権であるという判決を下してから約 1 年後の 2018 年 7 月、個人データ保護法案の最初の草案が発表された⁵⁸。

現在、インドでは、情報保護とその管理については、2011 年個人情報保護に関する規則（Reasonable security practices and procedures and sensitive personal data or information、以下「SPDI 規則」）に準拠している。

しかし、現在審議中の個人データ保護法案が法律として成立すると、SPDI 規則は廃止され、個人データ保護法に置き換えられる予定である。

以下、現行の SPDI 規則と対比しつつ、個人データ保護法案（以下「法案」）の主な規

⁵⁸ KPMG 「インドのデータ保護制度間もなく施行」（2018）

<https://assets.kpmg/content/dam/kpmg/jp/pdf/2019/jp-personaldata-protection-bill.pdf> [最終アクセス日：2019 年 12 月 25 日]

定を紹介する⁵⁹。

【適用範囲】

- SPDI 規則は、インド国内の企業及び個人によるセンシティブ個人情報の取扱いに適用されるのに対し、法案は、政府、インドで設立された企業及びインドでの事業運営やインドの情報提供者のプロファイリングに関連する場合の海外法人による個人情報の処理に適用される。

【情報の種類とその取扱い】

- 法案では、「個人情報」、「センシティブ個人情報」及び「重要な個人情報」の3種類について取扱いを規定している。このうち、「個人情報」とは、SPDI 規則と同様、識別可能な自然人に関する情報を意味する。また、「センシティブ個人情報」は、財務情報、性的指向、カースト・部族、宗教的・政治的信念、遺伝などに特に関連する個人情報を意味し、SPDI 規則における定義よりも広い。最後に、「重要な個人情報」とはインドの国益に関係するものであり、現在の SPDI 規則にはなかった概念である。
- 法案では、個人情報とセンシティブ個人情報は、本人の同意、州の規定、法律又は裁判所の命令、緊急事態、当局が指定するその他の目的に基づく場合に処理することができる。

【情報提供者の権利】

- 法案によれば、情報提供者は、SPDI 規則の下で付与されていた権利（情報を確認する権利、同意を撤回する権利、同意を放棄する権利）に加えて、確認及びアクセスの権利、情報の移動についての権利、及び情報の削除についての権利を有する。

【当局の裁量】

- 法案によれば、当局はその裁量により、重要な情報受託者に対し、情報保護の影響評価、記録保持、情報監査、情報保護担当者の要件等の義務を追加で課することができる。

【インドでのデータ保存義務】

- SPDI 規則には、インド国内でのデータ保存義務に関する規定は置かれていないが、法案では、全ての情報収集者は、インド国内にあるサーバ又はデータセンターに個人情報データを保存する必要があること、及び、重要な個人情報はインドにあるサ

⁵⁹ Acuity Law 「インドの情報保護に関する近年の動向」 (2019)
<https://www.acuitylaw.co.in/al-knowledge-alerts-japanese/w8d7dwp6gp426dxxkxjl6bbpz8cdp8> [最終アクセス日:
2019 年 12 月 25 日]

ーバ又はデータセンターでのみ処理できることを新たに規定している。

【罰則】

- SPDI 規則では、約 1,500 米ドルから約 7,000 米ドルの罰金が規定されているが、法案では、70 万米ドル若しくは世界全体の総売上高の 2%から、210 万米ドル若しくは全世界の総売上高の 4%までの重い罰金となっている。

(b) 営業秘密の保護⁶⁰

インドでは、営業秘密保護に関する制定法は存在せず、秘密保持契約等の契約又はコモンローにおける衡平法に基づく保護がなされている。

そのため、営業秘密が契約上の秘密保持義務に基づき保護される場合には、1872 年インド契約法 (Indian Contract Act of 1872) により規制を受ける。また、コモンローにおける衡平法に基づく保護として、当事者間に契約関係がない場合であっても、秘密保持義務の存在が認められることがある。例えば、デリー高等法院は、契約に明示的に守秘義務条項がない場合であっても、一定の場合には秘密保持義務が示唆され得るとの立場をとっている (John Richard Brady v. Chemical Process Equipments Pvt. Ltd. 事件)。

営業秘密侵害に対する民事上の救済手段としては、差止請求及び損害賠償請求がある。

また、営業秘密侵害に関する刑事罰規定は存在しないが、一定の場合にはインド刑法上の背任罪等が適用される余地がある。また、営業秘密が文書化され、コンピュータ、コンピュータシステム又はネットワーク上に保存されている場合において、許可なく当該情報にアクセスしたときには、2000 年インド情報技術法の規定が適用される可能性もある。

3. まとめ⁶¹

以上略述のとおり、近年、世界の各国・各地域において、データ保護に関する法規制の整備が進められているが、その方向性には、国や地域により特色がみられる。

以下、各国・地域ごとのデータ保護に関する法規制の特徴をまとめて表に示す。

⁶⁰ (一財) 知的財産研究教育財団・知的財産研究所「各国知的財産関連法令 TRIPS 協定レビュー調査『国際知財制度研究会』報告書 (平成 29 年度) 77-82 頁 (2018)

⁶¹ 『「新産業構造ビジョン」一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来』(2017 年 5 月 30 日、産業構造審議会 新産業構造部会事務局)
<https://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170530007/20170530007-2.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 12 月 25 日]

国・地域	個人データの保護	産業データの保護
日本	・個人情報保護法(2015 年改正)により、個人情報の流通を規制。 ・違反した事業者は行政処分や刑事罰の対象となる。	・営業秘密と限定提供データは不正競争防止法（2018 年改正）により民事上の保護を受ける。 ・営業秘密侵害行為は刑事罰の対象。 ・著作物に該当するデータベースは著作権で保護。 ・上記以外は契約による保護が基本。
EU	・GDPR(2018 年)により個人情報の流通を規制。 ・GDPR により、域外への個人データの移転は原則として禁止。	・営業秘密は営業秘密保護指令(2016 年)により民事上の保護を受ける。 ・データベースは DB 保護指令(1996 年)により著作権と固有の権利が与えられる。 ・上記以外は契約による保護が基本。
米国	・包括的な連邦法はなく、特定の分野ごとに個人情報保護に関する法規制を設けている。 ・カリフォルニア州法（2018 年）では、個人情報の保護について厳格に規制している。	・営業秘密は州法（UTSA,1979 年）と連邦法（DTSA,2016 年）により民事上の保護を受ける。なお、営業秘密侵害行為は EEA(1996 年）により刑事罰の対象となる場合がある。 ・不正アクセス行為は刑法（連邦法）により処罰の対象となる場合もある。 ・上記以外は契約による保護が基本。
中国	・サイバーセキュリティ法（2017 年）により個人情報の流通が規制される。 ・データの国内保存義務がある。	・営業秘密は反不正競争法（2019 年改正）により民事・刑事の両面から保護。 ・営業秘密に該当しないデータも、サイバーセキュリティ法で流通が規制される場合がある。
インドネシア	・包括的な法律はなく、特定の分野ごとに個人情報保護に関する法規制を設けている。	・営業秘密は、営業秘密法（2000 年）、刑法等により民事・刑事の両面から保護。 ・上記以外は契約による保護が基本。
ベトナム	・サイバー情報保護法（2015 年）、電子商取引事業指令（2013 年）、サイバーセキュリティ法(2018 年)により、個人情報の流通を規制。 ・データの国内保存義務がある。	・営業秘密は、知的財産法（2005 年）、民法、労働法等により民事上の保護を受ける。 ・営業秘密侵害行為は行政処罰の対象。 ・上記以外は契約による保護が基本。
インド	・SPDI 規則（2011）により個人情報の流通を規制。なお、現在審議中の「個人情報保護法案」には、データの国内保存義務がある。	・営業秘密の保護に関する法律はなく、契約法又はコモンローにより保護を受ける。 ・上記以外は契約による保護が基本。

この表から分かるように、個人データについては、いずれの国・地域においても、データの流通を規制する何らかの法規制が設けられている。ただし、その法規制の内容は異なっており、例えば、米国は特定の分野ごとに個人情報保護に関する法規制を設け、日本は個人情報保護法により個人情報の流通を規制しているがいずれもデータの国内保存義務は課していない。これに対して、中国とベトナムでは、一定の条件下、事業者に対し、収集した個人データを国内サーバに保存する義務を課している。また、現在審議中のインドの個人情報保護法案にも同様の規定が設けられている。

そのため、データの国内保存義務のある国で事業を行う外国企業は、その国の域内に専用のサーバを設置してデータを保存・管理する必要がある、費用面・業務面の両方において負担となる可能性もある。

次に、産業データについては、ほとんどの国・地域において営業秘密の保護に関する法規制が設けられている一方で、営業秘密に該当しないデータの取扱いについては、国・地域ごとにばらつきがある。EU や米国では、営業秘密に該当しない産業データの流通は原則として自由であるとされる⁶²。また、日本では営業秘密に該当しない産業データの流通は原則として自由であるが、所定の限定提供データに関して一定の条件のもと、新たに不正競争防止法において保護される。さらに、中国では、営業秘密に該当しない産業データであってもデータの移転が規制される場合があるため、注意が必要である。

いずれの国・地域においても、データ保護に関する法規制は導入されたばかりであることから、我が国としては、各国におけるデータ保護規制の規律の程度や範囲に関する相違点や特徴及び今後の運用実態を注視しつつ、そのような相違点や特徴及び運用実態が、我が国の事業者が各国において事業を行う際の障害とならないように可能な限り望ましいデータ保護のあり方や統一に向けた取り組みの可能性を検討していくことが今後の重要な課題であると思われる。

以上

⁶² 産業データの利活用権限は契約で規定される。なお、欧州では特定分野（金融、医療等）に関する産業データの域外流通について個別規制があるとされる。『「新産業構造ビジョン」一人ひとりの、世界の課題を解決する日本の未来』（2017年5月30日、産業構造審議会 新産業構造部会事務局）

IV. スペアパーツの意匠権に関する修理条項について

1. スペアパーツ問題と修理条項の概要^{1 2 3}

複合製品⁴の構成部品（スペアパーツ）の外観がその製品の全体的外観に従属している場合、その製品の製造業者は、その製品の意匠権に加えて部品の意匠権をも有することによって、当該製品だけでなく当該部品に対しても権利行使可能となり、その結果当該部品の市場において修理用部品としての模倣品をも排他できることになる。このようなスペアパーツ意匠保護のあり方について、特に自動車業界において複数のステークホルダー間で見解の相違が見られる⁵。例えば、一方において独立部品メーカ団体等から、スペアパーツに対して意匠保護が及ぶとなると、意匠権者以外の他の業者は当該部品市場に参入することができず、その製品の使用者は、修理用に必要となる当該部品を、その製品の製造業者から高い価格で購入しなければならなくなると指摘されてきた。他方において、完成品メーカ団体等の立場からは、スペアパーツに対する意匠保護が制限される場合、可視的な自動車パーツに対する高額な研究開発コストの回収が困難になること、自動車業界における雇用状況に与える影響や安全性の観点からの消費者保護が損なわれること等の指摘がなされている。

このような問題は「スペアパーツ問題」として、欧州連合（European Union：EU）で活発に議論されてきた。しかしながら、EUにおいては、自動車部品を典型例とする複雑な製品の交換部品であるいわゆるスペアパーツに対して、意匠権による保護を受けていたとしても、一定条件下、権利行使が認められない意匠法上の修理条項（条文内容は2.（1）において後述する）という規定を採用する加盟国があり、欧州共同体意匠規則も、そのような修理条項を採用しているため、EU全体で法律の調和が全く図れていないのが現状である。EU加盟国における状況について、2016年に欧州委員会から公表

¹ 茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page7-13（2017年）

² Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser「An International Perspective on Design Protection of Visible Spare Parts」（Springer、2017年）

³ アインゼル フェリックス＝ラインハルト「〔欧州〕意匠法上の“修理条項”の商標の使用への適用可能性について」知財管理 66 巻 7 号 845 頁～（2016年）

⁴ 共同体意匠規則 3 条（c）によれば「複合製品」とは、交換することができ、分解及び再組立を可能にする複数の構成部品によって構成されている製品をいう。」と定義されている。

⁵ なお、修理条項が自動車業界で議論されている背景として、以下の文献は沿革的な理由と実質的な理由を挙げている。①沿革的な理由として「EUにおける修理条項を巡る議論は、沿革的に、自動車産業に関連する判例や事件に起因するものであったということ」及び、②実質的な理由として「マスト・マッチ意匠にかかる修理部品について、消費者や独立系部品製造業者等のサードパーティのもつ利害関係との調整が、産業的な規模の課題となるアフターマーケットを形成している製品は、さほど多くないと思われ」、「修理部品問題において、主として議論されているのは、このような利害状況が存在する自動車の修理部品についてである。」と指摘している。今村哲也「修理部品(spare parts)の意匠保護に対する権利制限の可能性」渋谷達紀＝竹中俊子＝高林龍編『別冊 NBL No.130 I.P. Annual Report 知財年報 2009』320 頁～（2009年12月）

された「欧州における意匠保護の法的レビュー」⁶によれば、以下の表のとおりに整理される。

表 EU 加盟国の状況

スペアパーツの保護の状況	EU 加盟国
複合製品の構成部品に関して修理条項が存在する	イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ポーランド、イギリス、スペイン
修理条項が存在しない ⁷	オーストリア、フランス、ドイツ、リトアニア、ポルトガル、スロベニア、スウェーデン、チェコ、デンマーク

この問題の背景として、自動車の部品の中には、オリジナルパーツと外観を同じくするものでなければ消費者の期待を必然的に裏切ってしまう事実上販売不可能なもの（いわゆる **must-match-parts**）が存在するところ、EU の加盟国の中には、ドイツやフランスのように、自動車及び部品のメーカーが数多く存在する国がある一方、スペインのように、そのような産業が発展途上である国が存在し、その結果、自国産業の育成の観点から各国の利害が対立することになり、EU 加盟国内で当該問題に対する法的な調和を図ることが困難であった経緯があるとされる。

また、スペアパーツ保護を巡る欧州を中心とする動きが我が国に与える影響の可能性も議論されてきた⁸。第一に、自動車産業を含む我が国産業が EU において受ける現実的不利益の可能性である。二次市場における意匠権の保護を解放することにより、EU 部品製造業者は、意匠権の制約を受けずに修理用スペアパーツの市場に参入することができることになり、EU 各国においてスペアパーツの意匠権を有する EU 域外企業も影響を受け得るためである。第二に、EU の議論に見られる修理条項導入の動きが、自動車等の複合製品の構成部品の製造を行う他の国々に波及する可能性である。実際に、過去に米国で提出されたデザイン保護法案の検討の動きが欧州へ伝播して、欧州共同体意匠規則制定に影響を与えているとされている。

そこで、以下に EU、米国、アジア地域におけるスペアパーツに係る意匠の保護の状況、さらには修理条項と TRIPS 第 26 条第 2 項との整合性を巡る議論等について概観する。

⁶ 欧州委員会（EUROPEAN COMMISSION : EC）「Legal review on industrial design protection in Europe」136 頁～（Final Report - 15 April 2016）

<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/18921/attachments/1/translations/en/renditions/native> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁷ なお、同報告書によれば、スウェーデン及びデンマークでは構成部品の保護期間が短い（25 年間ではなく 15 年間）と報告されている。

⁸ 今村哲也「修理部品(spare parts)の意匠保護に対する権利制限の可能性」渋谷達紀＝竹中俊子＝高林龍編『別冊 NBL No.130 I.P. Annual Report 知財年報 2009』320 頁～（2009 年 12 月）

2. EUにおけるスペアパーツの保護の可能性

(1) EUにおけるスペアパーツに関する規定の背景及び経緯

EUにおけるスペアパーツ保護のあり方について1980年代まで遡ると、EU加盟国の意匠制度はほとんど調和されておらず、欧州司法裁判所は複数回判断を下し、スペアパーツに対しても意匠登録は可能であり、保護対象とはなり得るものの、権利行使において特定の場合は制限されるとした⁹。成文法については、1993年に公表された欧州共同体規則（共同体意匠規則）案¹⁰と欧州共同体指令（意匠指令）案¹¹は、意匠が組み込まれ又は適用される製品が最初に市場に置かれてから3年後には、第三者はその意匠を、複製製品をその本来の外観に回復させるように修理することを目的として自由に使用することができる旨を規定していた。しかしながら、欧州議会の反対を受けて、1996年欧州共同体指令案¹²では、登録日から意匠を使用する者は権利者にその使用に対する公正かつ合理的な報償金を支払うとする規定の導入が図られたが、これも見送られた。その後、欧州議会と閣僚理事会との調停手続において妥協が図られ、1998年に、以下の欧州共同体指令 98/71¹³が採択され、第14条において以下のとおり規定した。

欧州共同体指令 98/71 第14条

欧州委員会の提案により、本指令第18条に基づく改正がなされない限り、加盟国は複雑な製品の製造段階における外観を回復させることを目的とする修理のために意匠権にかかる部品の実施についての現在の法律を維持し、法律を改正する場合は、当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる。

このような考えは、「freeze plus」又は「stand still plus」と呼ばれる。

他方、2001年に採択された欧州共同体規則（共同体意匠規則）¹⁴第110条は、次のように、修理用部品に対する意匠権の制限に関する規定、いわゆる修理条項を定めた。

⁹ 意匠権者が市場において優越的な地位を有しそれを濫用した場合に権利行使制限されると判断したものと
して、C-238/87 AB Volvo/Eric Veng (Ltd) Slg 1988, 6211(Nr9)

¹⁰ Proposal for a European Parliament and Council Regulation on the Community Design, COM (93) 342 final,
3.12.1993.

¹¹ Proposal for a European Parliament and Council Directive on the legal protection of designs, COM (93) 344 final,
3.12.1993.

¹² Amended Proposal for a European Parliament and Council Directive on the legal protection of designs, COM (96)
66 final, 21.2.1996.

¹³ Directive 98/71/EC of the European Parliament and of the Council of 13 October 1998 on the legal protection of
designs, OJ L 289, 28.10.1998, p.28.

¹⁴ Council Regulation (EC) No 6/2002 of 12 December 2001 on Community designs, PJ L 3, 5.1.2002, p.1, amended
by Council Regulation No 1891/2006 of 18 December 2006 amending Regulations (EC) No 6/2002 and (EC) No
40/94 to give effect to the accession of the European Community to the Geneva Act of the Hague Agreement
concerning the international registration of industrial designs, OJ L 386, 29.12.2006, p.14.

欧州共同体規則 6 / 2002 第 110 条

- (1) 欧州委員会の提案に伴い、本規則の改正が施行されるまで、本規則第 19 条 (1) が規定する意匠権の効力は、複雑な製品の部品を当該製品において外観を回復させるための修理目的として使用する限りにおいて、及ばない。
- (2) (1) の欧州委員会の提案は、欧州共同体指令 98/71 第 18 条と同事項についての改正と同時に提案され、その内容も考慮される。

(2) EU におけるスペアパーツに関する規定の改正等について

欧州共同体指令 98/71 第 14 条及び欧州共同体規則 6 / 2002 第 110 条は、経過規定 (Transitional provision) として暫定的な内容を定めるものであり、欧州委員会の提案に基づいて改正されることが予定されていた。そして、欧州委員会は、2004 年に、前記欧州共同体指令 98/71 の第 14 条の内容を、欧州共同体規則 6 / 2002 第 110 条 (1) と同様に修理用部品に対して意匠権が制限されるものに改正する以下の提案を行った^{15 16}。

- 1 意匠としての保護は、複合製品の構成部品となっている意匠であって、当該複合製品をその本来の外観を回復させるように修理するために、この規定の第 1 2 条第 1 項の意味において使用されるものについては、存在しないものとする。
- 2 加盟国は、消費者が、競合するスペアパーツを十分な情報に基づいて選択できるように、スペアパーツの出所について十分な情報が与えられることを確保するものとする。

上記改正案は、2007 年に欧州議会によって修正のうで承認された。しかしながら、閣僚理事会の承認が得られず、2014 年に委員会によって取り下げられた¹⁷。その背景として、強力な自動車の完成品メーカー産業を有する加盟国の反対が指摘されている¹⁸。

¹⁵ Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council amending Directive 98/71/EC on the legal protection of designs - Extended impact assessment COM(2004)582 final SEC(2004) 1097 (14.9.2004) https://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/ia_carried_out/docs/ia_2004/sec_2004_1097_en.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹⁶ 欧州委員会による自由化の方向性の提案に大きな影響を与えたとされるのが以下の報告書である。European Policy Evaluation Consortium 「Impact assessment of possible options to liberalise the aftermarket in spare parts」 (Final report, 18 November 2003)

また、以下の文献において同報告書が、①意匠保護の効果によりアフターマーケットにおいて消費者は数パーセント高いスペアパーツを購入していること、②意匠権は自動車メーカーへ市場支配力をもたらしており、自由化は消費者の利益に寄与すること、③市場自由化により中小企業の市場参入が許容され雇用創出に資すること、④欧州自動車メーカーは、意匠権を依然として欧州域外において権利行使が可能であること等を指摘し自由化の利益が大きいという結論を導き出していることが紹介されている。毛利峰子「欧州における修理用部品の意匠保護に関する考察」村林隆一先生傘寿記念『知的財産権侵害訴訟の今日的課題』535-550 頁 (青林書院、2011 年 4 月)

¹⁷ Withdrawal of Obsolete Commission Proposals, OJ C 153, 21.5.2014, p.3

¹⁸ Kondrat, in Hasselblatt (ed.), Community Design Regulation (EC) No 6/2002 (2015) 616

（３）ドイツにおける意匠法改正による修理条項導入の動き

EU加盟国の中でも特に自動車産業を国の基幹産業とするドイツ政府は、2008年12月時点においては、修理条項の導入に慎重な姿勢であり、欧州委員会による意匠指令改正案に対してメリットがあるのか懐疑的であった¹⁹。また、修理条項導入の具体的方向性についても議論されていない状況であったとされる。しかしながら、近年、自動車大国であるドイツにおいても状況に大きな変革の兆しが見られ、ドイツ連邦政府は、2019年5月に公正な競争を強化するため、自動車部門の修理条項を規定しているとされる法務省からの法案（19/12084）²⁰を可決したことが報じられている²¹。自動車等の複合製品の形状関連のスペアパーツの競争を強化するために、修理目的で視認できるスペアパーツの意匠権を制限し、市場を開放する修理条項が導入されると指摘する²² ²³。法案はさらなる審議のために連邦議会に送られ²⁴、2019年9月に連邦議会（Bundestag）にて1回目の読会が行われたとのことであり²⁵、そこでは公正な競争を強化するために連邦政府による最初の草案を審議し、その後、連邦議会は全ての文書を法務及び消費者保護委員会に提出し更に議論されている²⁶。さらに、2019年10月には、法務及び消費者保護委員

¹⁹ その理由として、「自動車メーカーに対する影響の計算が十分なされていない。（中略）自動車メーカーは、多数の儲からないパーツを提供しなければならないし、場合によっては、数十年にわたり在庫を確保しておかなければならない。こうしたパーツの財源は、現時点では、売上げのよいスペアパーツからの収益で賄われている。修理条項が導入されれば、この種の補填関係を失うことになってしまう」という旨が指摘されている。特許庁委託 平成20年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」30頁（社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009年3月）

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

²⁰ 「Entwurf eines Gesetzes zur Stärkung des fairen Wettbewerbs」

https://www.bmji.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Dokumente/RegE_Staerkung_faierer_Wettbewerb.pdf;jsessionid=1ACBD83D39F48C9FED6436996FC5C548.1_cid334?_blob=publicationFile&v=2 [最終アクセス日：2019年11月19日]

²¹ Patent- & Rechtsanwaltskanzlei Dr. Meyer-Dulheuer & Partners LLP 「Abusive warning curbed by federal law」 (16. May 2019)

<https://legal-patent.com/design-law-en/abusive-warning-curbed-by-federal-law/> [最終アクセス日：2019年11月19日]

²² GVAのHartmut Rhl会長によれば、修理条項の導入によりスペアパーツの価格が下がることを保証できるようになると指摘している。また、公正競争法の草案に含まれる締切日の規定について言及しており、意匠が既に登録されているか、新しい規制が施行される前に登録されたスペアパーツは、自由化から免除され、最大25年間保護されるとする。カットオフ日以降に市場に登場するデザインの車両の所有者のみが、自由化の恩恵を受けることができるとされる。したがって、市場の完全な開放は2040年代までかかる可能性がある、とGVA会長は予測しているとされる（仮訳）。

²³ 「Stärkung des fairen Wettbewerbs」

<https://www.bundestag.de/presse/hib/653406-653406> [最終アクセス日：2019年11月19日]

²⁴ Mech Crunch 「New - Will the price slide in car spare parts soon come?」 (May 20, 2019)

<http://mechcrunch.com/2019/05/20/new-will-the-price-slide-in-car-spare-parts-soon-come/>

²⁵ <http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2484/248408.html> [最終アクセス日：2019年11月19日]

²⁶ 「Missbrauch von Abmahnungen soll eingedämmt werden」 (2019年9月26日)

<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2019/kw39-de-abmahnungen-657410> [最終アクセス日：2019年11月19日]

会での公聴会の対象となっており²⁷、今後も動向を注視していく必要があると考えられる。

（４）EUにおける関係団体の立場等

上記（３）に記載のとおり、近年、このようなドイツ国内での意匠法改正による修理条項導入検討の動きが見られるなか、その改正の動向に関連性があると思われる幾つかの関係団体が見解を公表している²⁸。そこで、以下では、EU 域内の自動車産業に関連する関係団体等の修理条項に関する現在までの見解を整理する。

（ａ）完成品メーカー団体等

ACEA（European Automobile Manufacturers' Association）²⁹は、2004 年当時、自動車用スペアパーツの工業デザイン保護を廃止するという欧州委員会の提案は、完全に不適切であるとの見解を示していた³⁰。ACEA によれば、この提案は歩行者保護指令と知的財産権を強化する EU の方針と矛盾し、実質的にコストを負担しない複製品との不公平な競争を生み出すことにより、欧州の自動車産業の競争力に悪影響を及ぼすと指摘しており修理条項導入に反対の立場であったと考えられる。

VDA（German Association of the Automotive Industry - Verband der Automobilindustrie e.V.）³¹ ³²は、以下のとおり修理条項の導入に関して否定的な見解を示している。VDA は、2019 年 5 月のドイツ意匠法に「修理条項」を導入するというドイツ内閣による決定は、産業知的財産権制度への重要な介入を構成する」として修理条項導入に否定的な立場を

²⁷ 公聴会では、消費者団体と小売団体の代表は、法案の確実性を高めるための措置として、この草案を歓迎したとされる。一方で、ハンブルクの弁護士 Nina Diercks 氏はこの見解を共有せず、不公正競争法（UWG）の修正案は、意味のある実用的な機能をほとんど持たず、とりわけ、連邦政府及び他の政治グループが想定する目標を達成するのに適さないと説明し、それどころか、それらがより大きな法的不確実性をもたらし、その結果、多くの法的手続きにつながることを懸念される旨を表明したとされる（仮訳）。
<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2019/kw39-de-abmahnungen-657410> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

²⁸ なお、ドイツ改正法案に対する意見は以下を参照

https://www.bmju.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/DE/Staerkung_fairen_Wettbewerbs.html

²⁹ ACEA（European Automobile Manufacturers' Association）はヨーロッパを拠点とする 15 の主要な自動車、バン、トラック、バスのメーカーを代表する組織であり、ヨーロッパにおける 29 の国内自動車メーカー協会と緊密な関係を持ち、世界中の自動車協会と国際問題に関する対話を維持するとされる。
<https://www.acea.be/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁰ EURACTIV「EU plans to liberalise car spare parts market under heavy fire」（2004 年 9 月 7 日）
<https://www.euractiv.com/section/competition/news/eu-plans-to-liberalise-car-spare-parts-market-under-heavy-fire/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³¹ VDA（German Association of the Automotive Industry）は、ドイツ連邦共和国の自動車産業の生産に関わる 620 社以上の企業で構成され、加盟企業は、自動車メーカー、自動車サプライヤ、及びトレーラー、特殊車体、バスの 3 つのメーカーグループに分かれているとされる。
<https://www.vda.de/en> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³² なお、VDA には、構成員として部品メーカーも含まれるとされる。
<https://www.vda.de/en/association/members.html> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

表明した³³。また、これに先立って、ドイツ連邦政府において閣議決定された修理条項導入の法案ドラフトに対する声明において、VDA は「デザイン保護の喪失が必然的に部品価格の下落につながる可能性があることは、経験的に証明されていない。むしろ、ドイツ自動車信託（Deutschen Automobil treuhand : DAT）による研究では、そのような保護のない国の部品価格が示されている。例えば、英国はドイツよりも価格が高くなっている。ドイツと比較して修理条項がある国の価格水準が著しく低いという統計的証拠はない。むしろ、修理条項のある国では、スペアパーツの価格が大幅に高い例がいくつか存在する。消費者にとっての価格優位性は、その後明らかになっていない。」との見解（仮訳）を表明している³⁴。一方で VDA は、当該声明において、「車両メーカーと統合サプライヤは、車両の寿命の間、スペアパーツプログラム全体を利用できるようにする必要があることを考慮する必要がある。」とも指摘し（仮訳）、自動車メーカーが修理用部品を長期にわたって保管するコストについても言及している³⁵。さらに、VDA は OEMS 及びサプライヤがイノベーションに投資できるように、包括的な世界規模の意匠保護が重要であること、並びに、自動車業界は、製品やブランドの盗用に効果的に取り組む必要があるとし、また、ドライバーの安全を確保するためには工業所有権の保護が必要であり、未承認の交換部品は、車両の安全性と価値の保持を損なう可能性があるため、顧客にとってははるかに悪い選択肢となり得ることを指摘している。特に交換部品の分野では、ブランド、パッケージング、製品が国際レベルで大量に偽造されていることは明らかであるとし、ドイツでのデザイン保護の廃止は、他の分野の知的財産権を緩和することも意味し、イノベーションの場としてドイツに損害を与え得るとも述べている。その上で、単一市場に適用される EU 内の統一された規制を待つ必要性を指摘している³⁶。

³³ 「VDA: Design protection is necessary for vehicle safety and value retention」（15 May 2019）
<https://www.vda.de/en/press/press-releases/20190515-design-protection-is-necessary-for-vehicle-safety-and-value-retention.html> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁴ 「Stellungnahme des Verbands der Automobilindustrie」（2018 年 10 月 4 日）
https://www.bmiv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2018/Downloads/04102018_Stellungnahme_VDA_Staerkung-fairer-Wettbewerb.pdf?__blob=publicationFile&v=2 [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁵ VDA は上記声明において、a) 規制対象の試験の欠落、b) 提案された法律の正当化の欠如、c) 修理条項による消費者価格の低下なし、d) 知的財産権によるスペアパーツ事業の市況の変化なし、e) 新しい車両の意匠保護では不十分であること、f) ブランドと著作権侵害は自動車産業にとって深刻な問題であること、g) 海賊版部品の品質と安全性の問題、及び h) 意匠保護の喪失による雇用の危険（仮訳）の観点からも見解を表明している。特に、「e) 新しい車両の意匠保護では不十分であること」において、「車両メーカーと統合サプライヤは、車両の寿命の間、スペアパーツプログラム全体を利用できるようにする必要があることを考慮する必要がある。この義務は、フリーの部品取引には関与しない。同じことが製造物責任の場合にも当てはまる。この場合、自動車メーカーとサプライヤも部品を作り直す必要がある。したがって、スペアパーツ事業を経済的に新車事業との一体として考えることが不可欠である」とも指摘している（仮訳）。

³⁶ <https://www.vda.de/en/press/press-releases/20190515-design-protection-is-necessary-for-vehicle-safety-and-value-retention.html> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

(b) 独立部品メーカー団体等

ECAR (European Campaign for the Freedom of the Automotive Parts and Repair Market) ³⁷ は、修理条項は、視認可能な部品の完全な保護を許可する制度と、視認可能な must-match parts の保護を許可しない制度との間で唯一の許容される妥協的解決策であることは明らかであると指摘しており ³⁸ ³⁹、修理条項の導入を支持していると考えられる。

CLEPA (European Association of Automotive Suppliers – Europäische Verband der Automobilzulieferer) ⁴⁰ は、「公正な競争の強化に関する法律」の草案に関連する修理条項の導入を歓迎する立場を表明している ⁴¹。

GVA (German Association of Car Part Distributors – Gesamtverband Autoteile-Handel e.V.) ⁴² ⁴³ は、上記ドイツ連邦政府において閣議決定された修理条項導入の法案ドラフト

³⁷ ECAR (European Campaign for the Freedom of the Automotive Parts and Repair Market) は 1993 年に設立され、欧州連合の自動車消費者だけでなく車両部品の生産者及び販売代理店、中小企業の大規模な横断セクションを代表する 5 つの独立した EU 組織の連合とされる。ECAR の目的は、自動車の目に見える交換部品（統合照明、自動車用ガラス、バックミラー等）の調和のとれた、自由で真の欧州内部市場の確立とされる。

<http://www.ecar-alliance.eu/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁸ ECAR (the European Campaign for the Freedom of the Automotive Parts and Repair Market) 「Repairs Clause: the right solution Free competition and fair prices for visible spare parts」(2017 年) <http://ry0xytffs.preview.infomaniak.website/wp-content/uploads/Facts-Deck-on-the-Repairs-Clause-2017-Final.pdf> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁹ その理由として、①意匠の保護を目に見えるスペアパーツに拡張することはルール意図の濫用であり、競争を促進する代わりに製品及び価格決定の独占につながり得ること、②デザイン保護は、製品自体ではなく、製品の外観のみを保護するものであり、その「技術的な」特徴は考慮されないこと、③デザインの保護は安全性の問題であるとの主張は、その意図した目的の誤用となり得ること、④修理条項は、欧州連合の雇用を維持するのに役立ち、既存の生産雇用を救済し欧州連合の新しい雇用創出を促進し得ること、⑤スペアパーツは、デザインの代替案はなく競争は不可能であること等を挙げている（仮訳）。

⁴⁰ 3000 社以上の企業を代表する欧州の自動車サプライヤの団体とされる。

<https://clepa.eu/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁴¹ CLEPA によれば、「消費者は、車両を選択する際にデザインを選択し、修理の場合、視認可能な部品の元のデザインにアクセスすることを余儀なくされる。意匠及び意匠への関連する権利は、修理の場合に消費者向けの初回部品の供給者を制限するものであってはならない。したがって、修理条項の導入は、自動車やその他の複合製品の修理における自由競争を強化するための必須条件であると考えている。CLEPA は、2009 年に欧州レベルでこのような修理条項を導入するよう求めており、現在の法案を明示的に歓迎する」（仮訳）旨を述べている。

「Stellungnahme des European Association of Automotive Suppliers」(2018 年 10 月 5 日)

https://www.bmjjv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2018/Downloads/05102018_Stellungnahme_CLEPA_Staerkung-fairer-Wettbewerb.pdf;jsessionid=1ACBD83D39F48C9FED6436996FC5C548.1_cid334?_blob=publicationFile&v=2 [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁴² GVA (German Association of Car Part Distributors) は、ドイツの自動車部品の卸売のための業界団体及び政治的擁護団体であり、消費者の利益のために、ドイツの部品貿易及び産業のメンバーの利益に資することを目的とし、GVA のメンバーは、独立系自動車部品貿易の売り上げの約 80%を占めるとされる。

<https://www.gva.de/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁴³ GVA によれば、「自由市場には、自動車メーカーの技術情報への包括的かつ実用的なアクセスが必要であり、このアクセスなしでは、スペアパーツの識別と割り当て、及び現代の車両の修理とメンテナンスはもはや不可能」との見解を示している。また、「部品産業がアフターマーケット全体に製品を供給し、自動車メーカーに供給する部品に独自の商標を付ける権利は法的に確立されており、実際に施行する必要がある」とも述べる。その上で、「消費者に不利益になるため、スペアパーツの意匠保護等、保護権の使用が競争を排除することを防止する必要がある」（仮訳）と指摘している。

https://www.gva.de/der_verband/ueber_den_gva/ziele.php [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

に対する声明において、公正な競争を強化するための法案の立法措置の1つとして、連邦法の迅速な実施と意匠法に修理条項を含めることを歓迎する旨を表明している（仮訳）⁴⁴ ⁴⁵。自動車のアフターマーケットで消費者の利益のために競争を強化するドイツのデザイン法の新しい規定が含まれており、フード、ウィング、ミラー、窓、ヘッドライト、テールライトなどの視認できる自動車のスペアパーツの修理条項の導入は、将来のデザイン保護から免除されるとしている。GVAによれば、結果としてスペアパーツの価格が下がる可能性があり、それにより利用者が著しく軽減されると予想するとの見解（仮訳）を示しており、修理条項導入に対し肯定的な立場であると考えられる。

FIGIEFA(International Federation of Automotive Aftermarket Distributors)⁴⁶は、欧州の意思決定者に、競争力のある欧州経済、環境、交通安全というEUの目標を達成するための独立系自動車アフターマーケットの実質的な貢献について通知するとし、また、車両交換部品、サービス、修理の市場は雇用創出を促進し、健全な環境をサポートし、自動車の管理における消費者の自由な選択を促進するのとの見解（仮訳）を示している。FIGIEFAは、欧州委員会に対し、意匠指令に修理条項を導入するという独自の提案に反する通知内におけるいかなる推奨も控えるよう要求するとしており、修理条項導入を支持する立場であったと考えられる⁴⁷。

（c）保険業界

ドイツにおける保険業界は、自由化されていない二次市場を深く憂慮していることが報告されており、自動車業界がスペアパーツを独占することで、スペアパーツの取引業者における価格競争が生じにくくなっており、その結果として価格が高く維持されることを問題として指摘しているとされる⁴⁸。また、上記ドイツ国内の修理条項導入の閣議決定に関連して保険会社の代表者等の自動車業界の多くの関係者が、視認できる交換部

⁴⁴ 「Bundesregierung billigt Gesetz zur Stärkung des fairen Wettbewerbs」（2019年5月15日）
https://www.gva.de/mediencenter/presse/pressemitteilungen/pressemitteilungen_artikel.php?uid_93_uid=410 [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁴⁵ 「Referentenentwurf eines Gesetzes zur Stärkung des fairen Wettbewerbs」（26.9.2018）
https://www.bmji.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2018/Downloads/09262018_Stellungnahme_GVA_Staerkung-fairer-Wettbewerb-Reparaturklausel.pdf;jsessionid=1ACBD83D39F48C9FED6436996FC5C548.1_cid334?_blob=publicationFile&v=2 [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁴⁶ FIGIEFA(International Federation of Automotive Aftermarket Distributors) は、自動車のアフターマーケットに影響を与える欧州及び国際的な法律の策定を監視し、欧州及び国際機関に対する会員の利益を代表することを役割とする組織であるとされる。
<https://www.figiefa.eu/> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁴⁷ Comments of FIGIEFA on the ‘CARS 21’ Final Report 「An independent aftermarket perspective」（28th April 2006）
<https://ec.europa.eu/docsroom/documents/3819/attachments/1/translations/en/renditions/native> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁴⁸ 特許庁委託 平成20年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」31頁（社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009年3月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

品の市場を自由化するための取り組みを何年も実施してきたとされ⁴⁹、従前の立場と変わらないことが示唆される。さらに PKV (Verband der Privaten Krankenversicherung e.V.)^{50 51} は、上記ドイツ連邦政府において閣議決定された修理条項導入の法案ドラフトに対する声明において、公正な競争のために提示された法案が追求する、権利行使機関の不正使用を抑制する目的を歓迎する旨等を表明している（仮訳）⁵²。

（d）消費者団体

AvD (German Automobile Club – Automobilclub von Deutschland e.V.)⁵³の会長は、意匠保護に賛成する自動車メーカーの主張として「消費者保護」が唱えられていることには説得力がないとの見解を示しており⁵⁴、修理条項導入に関して支持する立場であったことが窺える。

VZBV (Verbraucherzentrale Bundesverband)⁵⁵の経済部部長は、修理条項は製品の海賊版商品(products piracy)には相当しないこと、修理条項は製品の安全性を損なわないこと、及び雇用を脅かしているのは修理条項ではなく意匠保護であること等の主張に基づき、「修理条項の導入のみが、消費者の自由な選択と低価格を保証する」と指摘し⁵⁶、修理条項導入に関して肯定的立場であると考えられた。また、VZBV は、上記ドイツ連邦政

⁴⁹ Mech Crunch 「New - Will the price slide in car spare parts soon come?」 (May 20, 2019)
<https://mechcrunch.com/new-will-the-price-slide-in-car-spare-parts-soon-come/> [最終アクセス日：2020 年 1 月 30 日]

⁵⁰ 民間健康保険協会として普通会员と特別会員を有し、その会員企業は、ドイツの民間健康保険及び補足保険市場の及び全体をカバーするとされる。
<https://www.pkv.de/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁵¹ PKV は GDV (German Insurance Association – Gesamtverband der Deutschen Versicherungswirtschaft e.V.) の会員企業であり、GDV はベルリンに本拠を置くドイツ保険協会であり、ドイツの民間保険会社の連合体として (2019 年 8 月において) 約 460 の会員企業を有するとされる。

⁵² 「Stellungnahme des Verbandes der Privaten Krankenversicherung」 (2018 年 10 月 5 日)
https://www.bmfv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2018/Downloads/05102018_Stellungnahme_PKV_Staerkung-fairer-Wettbewerb.pdf;jsessionid=1ACBD83D39F48C9FED6436996FC5C548.1_cid334?_blob=publicationFile&v=2
[最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁵³ AvD はドイツで最も伝統のある自動車クラブの一つであり、ドイツ国内全土に広がっている団体とされる。
<https://www.avd.de/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁵⁴ 当時の Johann Grill 会長の見解としての報告されている。特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」31 頁 (社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁵⁵ VZBV は、ドイツの全ての消費者の政治、経済、行政に対する利益を代表する組織であり、連邦州の 16 の消費者センターと 26 の消費者保護組織の包括的な組織として、強力な消費者保護のために取り組んでいるとされる。
<https://www.vzbv.de/>

⁵⁶ 当時の Roland Stühr 部長の見解としての報告されている。特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」31 頁 (社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

府において閣議決定された修理条項導入の法案ドラフトに対する声明において、権利濫用の予防に関する規制を重要な点で歓迎し、競争の民事管理と消費者保護法の遵守のシステムはその価値を証明しているとの見解（仮訳）を表明している⁵⁷ ⁵⁸。

さらに上記ドイツ国内の修理条項導入の閣議決定に関連して消費者を含む自動車業界の多くの関係者が、視認できる交換部品の市場を自由化するために何年も取り組んできた⁵⁹、消費者団体としても従前の立場と変わらないことが示唆される。

（e）その他

Business Europe⁶⁰は、スペアパーツに関して、「加盟国のスペアパーツ保護に関するさまざまなルールは、企業によって問題と見なされており、その結果、このような規則は、EU 全体の法的確実性及び均一性を確保し、循環経済目標の達成に貢献するために調和させる必要がある」⁶¹との見解（仮訳）を示している。

また、ECTA (European Communities Trade Mark Association)⁶²のデザイン委員会は、（5）（b）において後述する「Acacia Srl v Pneusgarda Srl, in insolvency, Audi AG 事件及び Acacia Srl, Rolando D'Amato v Dr. Ing. h.c. F. Porsche AG 事件」に関連して、修理条項の適用範囲について、共同体意匠規則第 110 条（1）はリムには適用されず、適用されるべきではないとの見解（仮訳）を示している⁶³。ECTA によれば、共同体意匠規則第 110 条（1）は、特定のスペアパーツの流通市場を解放するという特定の目的を満たすために、「複合製品を修理して元の外観を復元することを目的とする」製品に対する保護範囲に該当する登録意匠の保護を否定するものであるところ、RCD（登録共同体意匠、Registered Community Design）の権利者は、当該 RCD に基づいて権利を主張できる製品の範囲が非常に制限されるため、これは RCD の所有者の知的財産権への実質的な侵害であると

⁵⁷ 「Stellungnahme des Verbraucherzentrale Bundesverbands (vzbv) zum Referentenentwurf für ein Gesetz zur Stärkung des fairen Wettbewerbs」（2018 年 10 月 5 日）

https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Gesetzgebungsverfahren/Stellungnahmen/2018/Downloads/05102018_Stellungnahme_vzbv_Staerkung-fairer-Wettbewerb.pdf;jsessionid=1ACBD83D39F48C9FED6436996FC5C548.1_cid334?__blob=publicationFile&v=2

⁵⁸ VZBVによれば、この法案は、主に競合他社及び競争団体による法的行為の濫用に向けられており、VZBVはこの基本的な方向性に同意する旨を述べている。

⁵⁹ Mech Crunch 「New - Will the price slide in car spare parts soon come?」（May 20, 2019）

<https://mechcrunch.com/new-will-the-price-slide-in-car-spare-parts-soon-come/> [最終アクセス日：2020 年 1 月 30 日]

⁶⁰ Business Europe の HP

<https://www.buinessurope.eu/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶¹ 「Intellectual property - Priorities for the next institutional cycle」 p.24 (16 September 2019)

https://www.buinessurope.eu/sites/buseur/files/media/reports_and_studies/september_2019_-_intellectual_property_priorities.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶² ECTA (European Communities Trade Mark Association)の HP

<https://ecta.org/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶³ ECTA (European Communities Trade Mark Association) Design Committee, ECTA Position Paper : Rim Designs and the "Repair Clause" (28 October 2016),p.2

<https://ecta.org/cgi?!g=en&pag=4497&tab=146&rec=343&frm=0&par=0> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

主張している（仮説）。このように ECTA は修理条項の適用範囲について制限的に解釈する立場であると考えられる。

（５）EU における修理条項に関する裁判例⁶⁴

以下では、修理条項に関する近年の重要な欧州司法裁判所の判断を紹介し、現段階における基本的な考えを整理する。

（a）修理条項と商標権侵害について（Ford Motor Company v wheeltrims srl 事件⁶⁵）

修理条項と称される共同体意匠規則第 110 条は、文言上、意匠権に関して規定するものであるところ、Ford Motor Company v wheeltrims srl 事件において、同条が商標法の分野にも適用され、商標権侵害の抗弁となるかどうか争われた。本件は、複数の自動車製造メーカの商標のデッドコピーを含むホイールカバーを商品として販売した自動車の取替部品の供給業者が、意匠指令 14 条を国内法化したイタリア産業財産権法第 241 条及び共同体意匠規則第 110 条で規定した修理条項を援用した事案である。トリノ地方裁判所は欧州司法裁判所の判断を求め、欧州司法裁判所は、2015 年 10 月 6 日の決定においてこの問題に回答し、自動車を修理することは、取替部品・付属品が当該自動車の元の外観を回復することを目的とするものであっても、当該取替部品・付属品に自動車メーカの商標を許諾なく使用することを正当化する根拠とはならないとし、否定的な判断を示した^{66 67 68}。この判断の理由として、欧州司法裁判所は、修理条項は、文言上、商標権保護に関連する規定ではなく意匠権に関するものであり、意匠権の保護にだけ一定の制限を課すものであることを指摘している。また、商標指令第 5 条から第 7 条までは、商標によって与えられる権利に関するルールの完全な調和を実現し商標権者の権利を画定していることなどを指摘している。

⁶⁴ Patent- & Rechtsanwaltskanzlei Dr. Meyer-Dulheuer & Partners LLP 「Repair clause for Spare parts: Motor vehicle rims in case law」 (19. February 2019)
<https://legal-patent.com/design-law-en/repair-clause-for-spare-parts-motor-vehicle-rims-in-case-law/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶⁵ Ford Motor Company v Wheeltrims srl (C-500/14), 6.10.2015, ECLI:EU:C:2015:680, [2016]ECDR 14.

⁶⁶ 茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page7-13 (2017 年)

⁶⁷ Yann Basire「欧州における商標法の最新判例について（2015 年 /2016 年）」パテント、70 巻 13 号 52 頁～ (2017 年)

⁶⁸ 以下の文献によれば、「欧州司法裁判所の判断は、スペアパーツ製造業者にスペアパーツにおいて他の商標権者の商標を認めなかった点で結論において当然の判断であったと評価することができる」との見解を示し、さらに、「先決問題としての許容性という観点からは疑問も残る」と指摘している。
アインゼル フェリックス＝ラインハルト「[欧州] 意匠法上の“修理条項”の商標の使用への適用可能性について」知財管理 66 巻 7 号 845 頁～ (2016 年)

(b) 修理条項の適用範囲について (Acacia Srl v Pneusgarda Srl, in insolvency, Audi AG 事件⁶⁹及び Acacia Srl, Rolando D'Amato v Dr. Ing. h.c. F. Porsche AG 事件⁷⁰)

共同体意匠規則前文第 13 項には、「保護される意匠を適用し又は組み込む製品が複合製品の構成部品であって、その意匠が当該複合製品の外観に従属している (dependent) 場合において……」 と規定している。一方で共同体意匠規則第 110 条自体には、構成部品の意匠が複合製品の外観に従属していることは明示的な要件として要求されていない。このため、修理条項の適用対象となるスペアパーツが、その意匠が複合製品の外観に従属し、需要者が自由に選択することができないもの、いわゆる must-match の部品に限定されるのかどうかは解釈の余地があり不明確であったとされる。そして個別の具体的事案において、must-match に当たらない自動車のリムへの修理条項の適用による意匠権の効力の制限の可否が訴訟において争われている。このような修理条項の適用が must-match 部品に限定されるかどうかという問題に関して、これまでの裁判例はナポリ控訴裁判所のものを除きほとんどは否定的に解しているとされ^{71 72}、学説も同様とされている⁷³。

このような状況において、ドイツの BGH (連邦通常裁判所)^{74 75}とイタリアのミラノ控訴裁判所は、共同体意匠規則第 110 条の適用範囲に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託した⁷⁶。BGH の付託事項 (C-435/16) の概略は以下のとおりである⁷⁷。

⁶⁹ Request for a preliminary ruling from the Corte d'appello di Milano (Italy) lodged on 18 July 2016-Acacia Srl v Pneusgarda Srl (in bankruptcy), Audi AG (Case C-397/16)

⁷⁰ Request for a preliminary ruling from the Bundesgerichtshof (Germany) lodged on 4 August 2016-Acacia Srl and Rolando D' Amato v Dr. Ing h.c.F. Porsche AG (Case C-435/16)

⁷¹ Bayerische Motoren Werke AG v Round & Metal Ltd, [2013] FSR 18

⁷² LG Düsseldorf, Urteil v. 10.3.2016, GRUR-RR 2016, 228-Autofelgen; LG Hamburg, Urteil. V. 18.9.2015, GRUR-RS 2015, 16872-Leichtmetallrad

⁷³ 例えば、Ruhl, Gemeinschaftsgeschmacksmuster (2, Aufl.2010)§110 Rdn 29

⁷⁴ 1 審・控訴審は原告の意匠権者の請求を認容したとされる。OLG Stuttgart, Urteil v. 11.9.2014, GRUR 2015, 380-Autofelgen.

⁷⁵ 以下の文献において、BGH は、自動車の「リムのような、形状拘束的(formgebunden)でない構成部品は共同体意匠規則 110 条 1 項の保護除外の適用範囲に含まれないとの見解を支持」したことが報告されている。茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page12 (2017 年)

⁷⁶ Request for a preliminary ruling from the Bundesgerichtshof (Germany) lodged on 4 August 2016-Acacia Srl and Rolando D' Amato v Dr. Ing h.c.F. Porsche AG (Case C-435/16); Request for a preliminary ruling from the Corte d'appello di Milano (Italy) lodged on 18 July 2016-Acacia Srl v Pneusgarda Srl (in bankruptcy), Audi AG (Case C-397/16)

⁷⁷ 茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page12 (2017 年)

- 1 共同体意匠規則第 110 条第 1 項に規定する意匠の保護除外の適用は、部品であつて、その形状が原則的に製品の全体の外観によって不変的に決定され、その結果、自動車のリムにみられるように需要者が自由に選択することができない部品に限られるかどうか。
- 2 上記質問 1 に対する回答が否定的である場合に、共同体意匠規則第 110 条第 1 項に規定する意匠の保護除外は、大きさ及び色彩に関しても当初の製品に一致する、同一の意匠の製品の供給に限って適用されるのかどうか。
- 3 上記質問 1 に対する回答が否定的である場合に、共同体意匠規則第 110 条第 1 項に規定する意匠の保護除外は、対象となる意匠を原則的に侵害する製品を供給する者が、当該製品が専ら修理目的のために購入され、それ以外の他の目的（製品全体のアップグレードやカスタマイズを含む）のためではないことを客観的に確保する場合に限って、その供給者のために適用されるかどうか。
- 4 上記質問 3 に対する回答が肯定的である場合に、対象となる意匠を原則的に侵害する製品を供給する者が、当該製品が専ら修理目的のために購入され、それ以外の他の目的（製品全体のアップグレードやカスタマイズを含む）のためではないことを客観的に確保するために、どのような措置を講じる必要があるか⁷⁸。

欧州連合司法裁判所が、付託された質問に答えることにより、修理条項の適用範囲が明確になることが期待されていたところ⁷⁹、2017 年 12 月に欧州連合司法裁判所から、この条項の適用に関する判決が出され⁸⁰、以下のとおり判示された⁸¹。

⁷⁸ (a) 供給者が、いずれの販売も専ら製品全体の当初の外観を回復する修理目的のために行われるという旨の注意書きを販売用パンフレットに記載することによって足りるのか、又は(b) 供給者が、需要者が供給される製品が専ら修理目的のみに使用されることを書面において記載することを要件として供給しなければならないのか。

⁷⁹ 茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page7-13 (2017 年)

⁸⁰ Acacia Srl v Pneusgarda Srl, in insolvency, Audi AG (C-397/16), and Acacia Srl, Rolando D'Amato v Dr. Ing. h.c. F. Porsche AG (C-435/16) 20 December 2017, ECLI:EU:C:2017:992

⁸¹ 「[意匠/EU] 欧州連合司法裁判所 (CJEU)、共同体意匠のスペアパーツ保護について判断」(創英国際特許法律事務所、最終更新日時: 2018-08-01)
<https://www.soei.com/blog/2018/03/20/%EF%BC%BB%E6%84%8F%E5%8C%A0%EF%BC%8F%E6%AC%A7%E5%B7%9E%E5%8F%B8%E6%B3%95%E8%A3%81%E5%88%A4%E6%89%80%EF%B3%88%8F%E5%8C%A0%EF%BC%89%E3%80%81%E5%85%B1%E5%90%8C%E4%BD%93%E6%84%8F%E5%8C%A0%E3%81%AE/> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

- 1 修理条項は、構成部品の形状が、完成品（複合製品）の外観によって恒常的に定められている場合にのみ適用されるというものではなく、完成品が市場に投入された際に元から組み込まれていた構成部品と同一の外観を備えている場合において適用されるべきである。
- 2 修理条項を適用するためには、意匠権者はスペアパーツの製造・販売を行う者に対して、市場における次のユーザに対して同条項が規定する各要件の順守を奨励することが義務となる。

上記判示内容のうち、1においては、修理条項の適用は自動車全体の外観・形状によって定まるような構成部品（must-match 部品）に限られるべきとする意匠権者である自動車メーカ側の主張は受け入れられず、修理条項は、共同体意匠規則第 110 条の文言通り、must-match 以外のスペアパーツにも適用され得ることが示された。一方、付託事項 2 の質問（must-match に限定されない場合に、大きさ及び色彩に関しても当初の製品に一致する、同一の意匠の製品の供給に限って適用されるのかどうか）については、「元から組み込まれていた構成部品と同一の外観を備えている場合」に適用がされることが示されており、欧州共同体規則 6/2002 の第 3(a)条によれば、製品又は部品の外観は、色彩や形状等により決定されることが規定されているところ、これら色彩や形状等が同一の外観を有する製品にのみ修理条項が適用されることを示したと解される⁸²。

判示内容の 2 については、製造・販売を行う者は自身が意匠権者ではない旨及びスペアパーツが複合製品の修理目的にのみ使用されなければならない旨を明示すること、製造・販売を行う者は、市場における次のユーザ（下流のユーザ）が修理条項に適合しない使用をする意図がないことを適切な方法で保証すること、並びに製造・販売を行う者が、構成部品が修理条項で規定する通りに使用されないことを知っているか、合理的に知り得る場合には販売することができないことを説示しており、意匠権者の立場では、スペアパーツに係る意匠権に基づいて権利行使を想定する場合には、スペアパーツの製造・販売者である独立系部品メーカ等が上記裁判例上課された要件を満たし義務を履行しているかを十分に確認・監視することが重要であると考えられる。

（6）EU における TRIPS 協定第 26 条第 2 項との整合性を巡る議論

スペアパーツ保護に関する修理条項については、意匠権の保護の例外を定める TRIPS 協定第 26 条第 2 項との整合性の問題が指摘されている。

⁸² なお、欧州連合司法裁判所は、その判決の中で、色彩や形状等が同一の外観を有する製品にのみ修理条項が適用されるとの解釈が、TRIPS 第 26 条第 2 項に整合的である旨言及している (Report of Cases Judgement of the court Joined Case C-397/16 and C-435/16 para. 76 参照)。

TRIPS 協定第 26 条第 2 項

加盟国は、第三者の正当な利益を考慮し、意匠の保護について限定的な例外を定めることができる。ただし、保護されている意匠の通常の実施を不当に妨げず、かつ、保護されている意匠の権利者の正当な利益を不当に害さないことを条件とする。

上記規定は、加盟国の意匠保護のあり方に一定のポリシースペースを与えている一方、当該例外規定により保護の例外が認められるためには、所謂、3-step test を満たす必要があるとされている。3-step test の各要件は、(i) 限定的例外であること、(ii) 通常の実施を不当に妨げないこと、(iii) 第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと、であり、これら三要件は累積的 (cumulative) に満たす必要があるとされ、即ち、いずれかの要件 1 つでも満たさない例外は、TRIPS 協定の例外規定と整合的とは言えないとされている^{83 84}。なお、TRIPS 協定における権利制限条項の解釈が争われた事案に関する WTO パネル報告として 3 例が報告されている⁸⁵。

以下 (a) では 3-step test における各要素について共同体意匠規則の修理条項及び同規則の修理条項と同旨の内容を提案していた欧州共同体指令 98/71 の改正案を巡る議論で見られる主張を中心として整理し⁸⁶、続く (b) 及び (c) において、TRIPS 協定第 26 条第 2 項との整合性について肯定的な見解と否定的な見解を紹介する。

(a) 各要素

(i) 「限定的な例外であること」について

当該要件を充足するという見解として、修理条項は、製品の外観を回復するために必要な複合製品の構成部品に対してだけ適用されること、及び、事実上自動車産業関係においてのみ重要な意義を有する規律であるとの理由に基づき、「限定的な例外」という

⁸³ TRIPS 第 26 条第 2 項の適用についてのパネル判断等は存在しないが、3-step test は同様の例外規定である TRIPS 第 30 条 (特許：与えられる権利の例外規定) において確立された判断手法であり、TRIPS 第 26 条第 2 項の判断においても適用されることが通説とされている。

⁸⁴ Kur 「Limiting IP protection for competition policy reasons - a case study based on the EU spare-parts-design discussion」, in Drexler (ed.), Research Handbook on Intellectual Property and Competition Law 313-345 (2008)

⁸⁵ 以下の文献において、WTO 紛争解決手続における 3 step test の解釈とその問題点が報告されており、その中で、3 step test に関する WTO パネル報告 (著作権の 3 step test (TRIPS 協定 13 条) についての判断を示した事案として米国著作権法 110 条 5 項に関する WTO パネル報告、TRIPS 協定 30 条に規定された特許権に関する 3 step test の解釈が示された事案としてカナダ医薬品特許パネル、TRIPS 協定 17 の解釈が示された事案として EC 農産品・食料関連商標・地理的表示パネル) が詳細に解説されている。これらのパネルの示した TRIPS 協定の解釈は、3-step test の解釈に大きな影響を与えているとされている。(参考) 小嶋崇弘「著作権法における権利制限規定の解釈と 3 step test (6・完)―厳格解釈から柔軟な解釈へ―」 知財法政策学研究 第 45 号 133 頁 (2014 年 10 月)

https://www.juris.hokudai.ac.jp/riilp/wp-content/uploads/sites/6/2014/11/45_05-連続_小嶋.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁸⁶ 今村哲也「修理部品(spare parts)の意匠保護に対する権利制限の可能性」 渋谷達紀＝竹中俊子＝高林龍編『別冊 NBL No.130 I.P. Annual Report 知財年報 2009』330 頁～332 頁 (2009 年 12 月)

要件を充足するという考え方が示されている⁸⁷。また、意匠法の目的との関係において説明する見解として、修理部品はその外観により新規の消費者を惹きつける機能を果たさないので、修理部品の意匠保護は典型的ではなく、例外的な場合であるとする説もある⁸⁸。

反対に、当該要件を充足しないとする見解として、修理条項は意匠権者の通常の排他的権利に反してマーケットに流通する複製品の量やその流通期間について制限していない点を指摘するものがある⁸⁹。「限定的な例外」は特定技術分野に限定することをもって、「限定的」とみなすことはできないとし、その例外に関する限定的な影響は個別評価する必要があるとの見解も示されている⁹⁰。

（ii）「通常の実施を不当に妨げないこと」について

当該要件を充足するとする見解としては、修理用部品についても意匠保護を認めることは、「通常の実施」を超える保護を与えることになる等が指摘されている。また、意匠権者は、複合製品の最初の販売の時点で（構成部品を含めた）法的保護を活用する完全な権利を有しているとも指摘されている⁹¹。

反対に、当該要件を充足しないとする見解としては、意匠権者の通常の排他的権利の効力を限定し、実質的な経済競争を惹起して、権利者から相当の商業上の利益を奪うため、通常の実施を不当に妨げることにつながる旨が指摘されている⁹²。

（iii）「第三者の正当な利益も考慮して、権利者の正当な利益を不当に害さないこと」について

ここでは、「意匠の権利者の正当な利益」及び「第三者の正当な利益」に分けて整理する。

まず、「権利者の正当な利益を不当に害さない」という要件を充足するとする見解としては、意匠権者は（複合製品の）最初の販売で（構成部品についても）投資を回収することができるので、正当な利益を不当に害しているとは言えないこと、二次的市場の修理部品に対して意匠権の効力に基づく排他的地位によってのみ回収する特別な投資は

⁸⁷ COM(2004) 582 final, SEC (2004) 1097, at 47.

⁸⁸ J. Drexler, R. M. Hilty, A. Kur, 「Design Protection for Spare Parts and the Commission's Proposal for a Repairs Clause. IIC - international review of intellectual property and competition law」, 36(4), 448-457 (2005)

⁸⁹ ACTA, 「Comments regarding the proposed modification of Directive 98/71 on the legal protection of designs」 (April 2004)

⁹⁰ J. Straus, 「Design Protection for Spare Parts Gone in Europe? Proposed Changes to the EC Directive : The Commission's Mandate and its doubtful Exception」, EIPR pages391-404 (2005)

⁹¹ COM(2004) 582 final, SEC (2004) 1097, at 47.

⁹² ACTA, 「Comments regarding the proposed modification of Directive 98/71 on the legal protection of designs」 (April 2004)

必須ではないこと、二次的市場の競合する部品業者が、通常、意匠権者のオリジナル部品製造業者に対してコスト面で優位性は有していないこと等が指摘されている⁹³。

反対に、「権利者の正当な利益を不当に害さない」という要件を充足しないとする見解としては、修理条項は、少なくとも補償なしには意匠権者の利益を不当に減少させる可能性を有するとの見解が示されている⁹⁴。

次に、「第三者の正当な利益」については、消費者は所有する複合製品における修理用の構成部品に関する取得方法を自ら選択する正当な利益を有すること、及び、部品製造業者は二次的市場に参画することに正当な利益を有すると考えられるという見解が示されている⁹⁵。

（b）肯定的な見解

マックスプランク知的財産法・競争法・租税法研究所の Drexl 教授らは、修理条項の導入は知的財産権の有効な保護に繋がり、欧州委員会の欧州共同体指令 98/71 の改正案は、TRIPS 協定第 26 条第 2 項に適合すると主張している⁹⁶。また、同研究所の Kur 教授は、欧州共同体指令 98/71 の改正案で提案された修理条項は、TRIPS 協定第 26 条第 2 項との関係で重大な欠陥があるとは認められないとも指摘し⁹⁷、整合性を支持する見解を示している。

⁹³ J. Drexl, R. M. Hilty, A. Kur, 「Design Protection for Spare Parts and the Commission's Proposal for a Repairs Clause, IIC - international review of intellectual property and competition law」, 36(4), 448-457 (2005)

⁹⁴ J. Strauss, 「Design Protection for Spare Parts Gone in Europe? Proposed Changes to the EC Directive : The Commission's Mandate and its doubtful Exception」, EIPR pages391-404 (2005)

⁹⁵ COM(2004) 582 final, SEC (2004) 1097, at 48.

⁹⁶ マックスプランク研究所の Dr. jur. Josef Drexl 教授、Dr. jur. Reto Hilty 教授、Dr. jur. Annette Kur 教授らは、修理条項と TRIPS 協定第 26 条第 2 項との関係について、GRUR Int. 2005 p.254 において以下の見解を示している。「(省略) TRIPS 協定第 26 条 (2) にしたがって、加盟国は、他の知的財産権と同一の条件の下で、意匠の保護 について限定的な例外を定めることができる。かかる例外は、保護の対象となる意匠権の通常の利用及び保護の対象となる意匠の権利者の合法の利益を損ねることがあってはならないと同時に、第三者の合法の利益 が考慮されなければならない。欧州委員会の提案した修理条項は既にこれらの要件を満たしている。」特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」3 頁 (社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月)

https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁹⁷ Kur 「Limiting IP protection for competition policy reasons - a case study based on the EU spare-parts-design discussion」, in Drexl(ed.), Research Handbook on Intellectual Property and Competition Law (2008) 313-345

(c) 否定的な見解

Bucerius Law School の Beldiman 教授らは、先行文献^{98 99}に基づきながら「修理条項は国際法（TRIPS 協定）の規範に違反する」という見解を報告している¹⁰⁰。TRIPS 協定第 26 条第 2 項は、権利者の正当な利益に悪影響を及ぼし、又は権利の通常の実施を妨げるような意匠権の範囲の例外又は制限を禁止しているところ、修理条項はこれらの要件を満たしていないという指摘もなされている¹⁰¹。

3. 米国におけるスペアパーツの保護の可能性

(1) 意匠法におけるスペアパーツの取扱い¹⁰²

米国においては、意匠は意匠特許(design patent)として特許法（合衆国法典第 35 巻）第 171 条において以下のように規律され保護が認められる。

第 171 条 意匠に関する特許

- (a) 一般製造物品のための新規、独創的かつ装飾的意匠を創作した者は、本法の条件及び要件に従い、それについての特許を取得することができる。
- (b) 本法の適用性 発明に関する特許についての本法の規定は、別段の定めがある場合を除き、意匠に関する特許に適用する。
- (c) 省略

また、いくつかの例外を除いて、新規性及び非自明性の要件も満たすことも要求され、その結果、意匠特許の登録には、新規性、独創性、非自明性及び装飾性の各要件の充足が必要となる。さらに、意匠そのものは特許法の規定に明示的に定義されていないが、

⁹⁸ Beier FK 「Der Musterschutz von Ersatzteilen in den Vorschlägen für ein Europäisches Musterrecht.」 GRUR Int 716–732 (1994)

⁹⁹ Straus J 「Ende des Geschmacksmusterschutzes für Ersatzteile in Europa?. Das Mandat der Kommission und seine zweifelhafte Ausführung. GRUR Int, Vorgeschlagene Änderungen der EU-Richtlinie」, pp 965–979 (2005)

¹⁰⁰ Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser 「Legislative Efforts Relating to Design Law in the Context of Spare Parts」 『An International Perspective on Design Protection of Visible Spare Parts』 p.37 (2017)

¹⁰¹ Beldiman 教授らは、修理条項と TRIPS 協定第 26 条との関係について、「第一に、意匠権の所有者は二次市場での排他的権利の使用を奪われるため、権利者の正当な利益が影響を受けることになる。第二に、知的財産権の利用は、独占権の付与から予想される経済的利益を著しく損なう全ての形態の競争を排除する権利を伴う。修理条項は、権利者がこの特定の競争を排除することを妨げるため、この権利を損なう。」とも述べている。さらに、「修理条項により特定の市場セグメントの保護が完全に排除されるため、TRIPS 協定第 26 条第 3 項に基づく 10 年間の保護要件にも違反するとされる。したがって、修理条項は、TRIPS 協定の下での国際法の命令と相容れない」という見解も紹介している。

Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser 「Legislative Efforts Relating to Design Law in the Context of Spare Parts」 『An International Perspective on Design Protection of Visible Spare Parts』 p.31 (Springer, 2017 年)

¹⁰² Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser 「Design Protection Relating to Component Parts of Complex Products (Spare Parts) in the EU and the U.S.」 『An International Perspective on Design Protection of Visible Spare Parts』 p.15～ (Springer, 2017 年)

判例法上、「意匠は、物品の形状又は表面装飾、あるいはその両方から構成される物品の視覚的外観から構成されなければならない」とされている¹⁰³。意匠特許について特許を付与することについての規定は特許法第 171 条のみであり、スペアパーツに対する特別の定義はないとされる。

一方で、意匠特許が判例法において上記のように定義された理由に関して、意匠特許の保護は装飾的な物品の創作を促進することを目的とするため、その性質上、物品の構造や機能的な側面に対して保護対象としないこと（クレームを認めないこと）などが挙げられる。機能から必然的に決定された形状に対しては、意匠特許としての保護を受けることができないとされる。したがって、スペアパーツについても、機能から必然的に決定された形状である場合には、意匠特許の登録を受けることができないことが指摘されている¹⁰⁴。

（２）修理条項に関する議論

上記のとおり、米国においては、外部から視認可能なスペアパーツの保護について意匠特許を取得する上での法律的な制限は現行法ではなく、また、権利を取得した場合に権利行使を制限するスペアパーツ特有の規定は確認されない。スペアパーツが、機能から必然的に決定された形状である場合には、意匠特許による保護対象から排除される。機能的意匠を保護対象から除外する点については、米国特許審査便覧¹⁰⁵においても、装飾性の欠如について判例法により確立された基本的な考え方が説明されている。しかし、これらの原則的な考え方が、個別の具体的事案においてある特定の自動車のスペアパーツの意匠が装飾性を具備するか否かについてどのように適用されるかについては、必ずしも明確なものではなかった。

このような状況のもと、Ford Global Technologies, LLC 社による独立系部品メーカーに対する ITC 提訴における 2007 年の侵害認定の決定¹⁰⁶が、独立系部品メーカー、消費者団体、保険業界等に対して大きなインパクトを与え、このことが一つの契機として米国でもスペアパーツについて特別の例外規定を設けるべきか否かの活発な議論の惹起につながったと考えられる。その結果、当時の特許法の改正論議とも関連して、消費者団体等の関連団体によるロビイングが行われ、早くも 2007 年にはカリフォルニア州下院議員の Zoe Lofgren 氏によってスペアパーツについて一定の権利制限を求める議員立法の法案（法案 H.R.5638）が提出されるに至った¹⁰⁷。

¹⁰³ Arner v. Sharper Image Corp., 39 U.S.P.Q.2D 1282 .

¹⁰⁴ 特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」87 頁～（社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹⁰⁵ 1504.01(c) 装飾性の欠如 [R-07.2015]

¹⁰⁶ In re Certain Automotive Parts, Investigation NO. 337-TA-557, 2007 WL 2021234 (ITS 2007).

¹⁰⁷ H.R.5638 — 110th Congress (2007–2008)

法案 H.R.5638

合衆国法典第 35 卷(35 U.S.C.)を修正し、一定の構成部品については、その他の製品を修復するために用いられる場合、侵害の例外とすること。

(a) 総論 合衆国法典第 35 卷第 271 条(35 U.S.C. 271)について、以下の新規定を末尾に追加することにより修正する。

(j) それ自体がその他の製品の構成部品となる製品は、その構成部品の唯一の目的が、元の外観を修復するための部品に係るその製品の修復である場合、米国での製造、使用、販売の申出又は販売、又は米国への輸入は侵害行為とならないものとする。

(b) 適用範囲 (a)項による修正は 2008 年 3 月 13 日以降になされた行為に対して適用される。

当該法案は、2008 年に下院司法委員会に上程され、裁判所・インターネット・知的財産権小委員会に付託されるとともに、並行して、USPTO により、リスニングツアーやそれに伴うタウンホール・ミーティングが開催され、自動車業界、保険会社、独立部品販売業者、消費者団体を含む様々な利害関係者・業界からの意見が提出された。このようにスペアパーツ保護に関する議論は一時期高まりつつあったものの、第 110 連邦議会第 2 期の会期の終了や政権交代、そして、米国発の金融危機が米国自動車業界へ深刻な影響をもたらした劇的な環境変化の過程で、議会における同法案の更なる立法化の動きはみられなかったとの経緯がある¹⁰⁸。

最初の法案が 2007 年に提出されて以来、その後もほぼ毎年のように再提出されるとされる。初期の法案は、元の外観を復元するために修復の目的で使用される侵害部品を免除したのみであったとされ、この広範な法案は、実用特許と意匠特許の侵害に適用される可能性があり、それはあらゆる種類の修理に適用され、自動車産業以外の産業を対象とし得るものであることが指摘されている。しかしながら、数年の間に、提案された法案の条件は徐々に改善され狭められた。2015 年から 2016 年の議会会期で提出された「自動車修理、貿易及び販売の推進法」(Promoting Automotive Repair, Trade and Sales Act : PARTS)¹⁰⁹は、自動車の特定の外部部品の意匠特許侵害の例外として機能するものとされる。対象となる部品の推奨例は、法案に明示的にリストされ、適用要件として、部品は「外観が類似又は同じ」でなければならず、自動車を修理し、元の製造時の外観を復元することを目的とする必要がある。また、共同体意匠規則第 110 条 (1) とは異なり、法案は意匠特許の所有者に販売目的で 30 か月の排他的期間を付与し、その後、

¹⁰⁸ 特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」 97 頁 (社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月)
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹⁰⁹ H. R.1057, Congressional session 2015–2016

意匠特許を主張することはできないとされる。その後も同様な法案が検討されており¹¹⁰、今後も議会が会期中にアクションをとらない場合、同一又は非常に類似したものが次の会期で提出される可能性が高いことが指摘されている¹¹¹。しかしながら、以前は自動車のスペアパーツに関するこの法案を支持していたとされる保険会社は、電子機器の構成部品がほとんど内部にあるため、電子機器に関する立法の取り組みを支持することに余り関心がないとも指摘されている¹¹²。

このような経緯により、現状、米国では、「must-match」部品であるスペアパーツであっても例外なく保護されているため、意匠権者でない者が許諾を得ることなく合法的に複製することはできない状況である¹¹³。

4. アジアにおけるスペアパーツの保護の可能性

(1) アジア各国¹¹⁴

アジアにおける旧英国領ではない国・地域（中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、台湾等）では、EU で議論されているスペアパーツの意匠保護の制限又は廃止に関する意匠指令改正案の「修理条項」にあたる規定は確認されておらず、スペアパーツについても各国・地域の意匠法の登録要件を満たせば登録は可能であり、意匠権侵害に対しては（スペアパーツに係る意匠という理由のみでは）意匠権の効力の制限を受けることなく権利行使できる。スペアパーツという概念に関して、欧州において問題が議論されているのはスペアパーツの内、複合製品の構成部品であって外部から視認可能な修理用交換部品（スペアパーツ）について、それ以外のスペアパーツと区別して異なる保護のあり方を検討する動きであるのに対し、アジアの多くの国・地域では、スペアパーツという概念において、外部から視認可能か否かによって区別するというような法制は採られていない。しかしながら、マレーシアにおいてはスペアパーツ保護のあり方に関して他のアジア諸国と異なる取扱いが規定されているとされ、これについて次に述べる。

¹¹⁰ S.812 - (PARTS) Act. 2017.

¹¹¹ Dana Beldiman, Constantin Blanke-Roeser 「Legislative Efforts Relating to Design Law in the Context of Spare Parts」 『An International Perspective on Design Protection of Visible Spare Parts』 p.48—49（2017）

¹¹² G. Gordon-Byrne, ‘CEO the Repair Association’, 17-Aug-2018.

¹¹³ Svensson, S., Richter, J. L., Maitre-Ekern, E., Pihlajarinne, T., Maigret, A., Dalhammar, C. 「The Emerging ‘Right to Repair’ legislation in the EU and the U.S.」 （2018）

¹¹⁴ 特許庁委託 平成20年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業 「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」 101-104 頁（社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

（２）マレーシア¹¹⁵

意匠法におけるスペアパーツの保護に関して、上記共同体意匠規則における修理条項とは異なる取扱いがされている。マレーシアにおいては、スペアパーツのうち特定の要件に該当するものは、そもそも意匠として登録が認められず権利として保護が受けられないという法制をとっている。具体的には、意匠法第 3 条(1)(b)(ii)において規定している「意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存するもの」は、「意匠」に含まれない。すなわち、マレーシア意匠法は、「意匠の創作者が、当該物品がその不可分の一部を構成することを意図している他の物品の外観に依存する意匠」を保護対象から除外しており、当該規定は **must-match** の意匠を排除する規定であるとされる。マレーシアにおいて当該規定が設けられている背景として、マレーシア意匠法が **must-match** 意匠の登録を認めない旧英国登録意匠法の影響を受けて構成されたものであることが挙げられる¹¹⁶。このため、部品がより大きな物品の一部として含まれ、当該部品の意匠登録が **must-match** 意匠に該当する場合には、意匠を構成しないとして拒絶され意匠登録は認められないことになる¹¹⁷。また、2013 年の訴訟においては、特定の自動車の構成部品（フロントバンパー、ボンネット等）が、自動車の不可欠な部品として自動車全体の外観・形状に影響を及ぼすとして **must-match** 意匠に当たると判示されたものがあり¹¹⁸、これは英国裁判例¹¹⁹を引用して判断されたものとされる。当該英国判決では、スペアパーツに係る意匠に関して、一方において独立して販売することが意図されている特定部品（サイドミラー、ホイール等）については、**must-match** 意匠該当性を否定し意匠として登録され得るが、他方において全体の外観・形状に強く影響を及ぼす特定部品（ドアパネルや外装パネル等）については **must-match** 意匠に該当するとして意匠として保護されない旨が示されている。

５．まとめ

以上略述のとおり、スペアパーツ意匠に関する修理条項について概要、保護の可能性、改正経緯、現在までの動き等について概観した。

¹¹⁵ 創英 IP ラボ「外国意匠制度概説Ⅰ ベトナム・タイ・インドネシア・マレーシア・インド編」89-90 頁（日本評論社、2015 年 7 月）

¹¹⁶ 特許庁委託 平成 20 年度産業財産権制度各国比較調査研究等事業「各国における意匠保護の及ばない範囲の実態調査研究報告書」109-111 頁（社団法人 日本国際知的財産保護協会、2009 年 3 月）
https://www.jpo.go.jp/resources/report/takoku/document/zaisanken_kouhyou/h20_report_03.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹¹⁷ 意匠出願についてマレーシアは無審査主義であるといわれているが、意匠に該当するか否かについては審査され、意匠法第 3 条(1)(b)(ii)に該当する場合には、拒絶理由が通知され、これに対して出願人は意見書を提出可能とされる。

¹¹⁸ VERESDALE LTD V DOERWYN LTD (HIGH COURT, ORIGINATING SUMMONS NO. 24IP-24-10/2013)

¹¹⁹ Ford Motor Company Limited and Iveco Fiat Spa's Design Application [1993] RPC 339

スペアパーツ意匠の保護について現在のところ EU 各国において調和がとれている状況にはなく、また EU としても意匠指令等の経過規定から新たな改正がされるには至っていない。

しかしながら、EU 加盟国単位では、修理条項導入を巡って動きが見られ、特にドイツにおいて、スペアパーツ保護の状況に大きな変化の兆しが見られる。従来、ドイツは EU 加盟国の中でも、修理条項の導入に慎重な姿勢であり、欧州委員会による意匠指令改正案に対してメリットがあるのか懐疑的であると指摘されていた。ところが、2019 年に連邦政府が意匠法改正法案による修理条項導入を閣議決定したことが大きな契機となり近年議論が盛んになっている。当該法案の閣議決定に先立って 2018 年には関係団体等から諸種声明が公表され、概して、自動車完成品メーカ団体等是否定的な見解を示し、独立部品メーカ団体、保険業界、消費者団体等は肯定的な見解を示すという基本的な構図の中で政策としては大きな方向性の転換が図られつつあり、まさに「freeze plus」又は「stand still plus」アプローチにおける「plus」（部品の市場の自由化）へ向かう可能性を見せている。

一方で、現行の共同体意匠規則の修理条項に関して欧州司法裁判所による重要な判断が示されている。特に修理条項の適用範囲について、「修理条項は、構成部品の形状が、完成品（複合製品）の外観によって恒常的に定められている場合にのみ適用されるというものではなく、完成品が市場に投入された際に元から組み込まれていた構成部品と同一の外観を備えている場合において適用されるべきであること」及び「修理条項を適用するためには、意匠権者はスペアパーツの製造・販売を行う者に対して、市場における次のユーザに対して同条項が規定する各要件の順守を奨励することが義務となること」が判示され、**must-match** でないスペアパーツについても修理条項が適用され得ること、「元から組み込まれていた構成部品と同一の外観」であることが要求されること、及び、提供者に課される義務が明らかとなった。

また、米国においてもスペアパーツに関して修理条項の導入が検討されている。現行法では、スペアパーツの外観について意匠特許を取得する上での法律上の制限及び権利を取得した場合の権利行使を制限する規定は確認されていないものの、修理条項に関する最初の議員立法の法案が 2007 年に提出されて以来、その後も同様な法案が累次にわたり再提出されており、成立の可能性は排除されない状況にある。

さらに、アジアにおける旧英国領ではない国・地域（中国、韓国、タイ、フィリピン、インドネシア、台湾）を見てみると、EU で議論されている修理条項にあたる規定は確認されていないものの、マレーシアにおいては、意匠法におけるスペアパーツの保護に関して、共同体意匠規則における修理条項とは異なる取扱いがされており、スペアパーツのうち **must-match** の意匠に該当するものは、意匠登録が受けられないという法制をとっており、**must-match** の意匠に係るスペアパーツの意匠保護を制限していると指摘されている。

このように、EU として意匠指令等の改正は現時点で具体的な見通しが立っていないものの¹²⁰、EU 加盟国単位でみれば国内法において修理条項導入に関連する動きもみられ、また米国では修理条項導入の議論が再検討され、さらには、依然として EU 域外へ類似の法改正の動きが波及する可能性も残るため、スペアパーツの保護のあり方を巡る各国動向を引き続き注視していくことが重要である。

加えて、修理条項については TRIPS 協定第 26 条第 2 項との整合性の関係において、国際ルール上の問題点の可能性及び解釈の余地が指摘されているところ、我が国としては、当該整合性に基づく適切な意匠保護の範囲を確保することは検討に値すると考えられる。

以上

¹²⁰ 意匠指令の改正に関しては、「2014 年の改正案取り下げを考慮すれば、近い将来に、改正作業が再開される可能性は高くないように思われる」との見解もある。
茶園成樹「諸外国の意匠制度 EU 意匠法におけるスペアパーツの保護を巡る最近の議論」
DESIGNPROTECT No.113 Vol.30-1, page9 (2017 年)

V. 米国及び中国の知財制度動向

1. はじめに

企業活動のグローバル化が進む現代において、新興国や途上国への企業の進出が進展しており、これらの国における知的財産保護の法制度・運用を注視していく重要性が一層高まる一方で、米国をはじめとする先進国においても、様々な分野における急速なイノベーションの創出を受けて競争の確保や知的財産の保護に関する政策を打ち出しており、知財保護を巡る法改正等の状況把握や情報収集の重要性は依然として変わらない。特に市場規模の大きさを考慮して米国及び中国における知的財産制度の改正状況は我が国企業へ与える影響の程度・可能性も大きいと考えられることから、その最新情報を把握することは、グローバルに企業活動を行う産業界にとっても有意義な情報となる。そこで、本調査研究では知的財産に関する米中両国の制度改正等を巡る近年の動向について公開情報調査を行い、その結果を以下に取りまとめた。

2. 米国の知的財産権に関する制度動向

(1) 知財に関する最近の連邦最高裁判例

本稿では、米国連邦最高裁判所で過去2年間に出された知的財産権に関する裁判例を、判決日が新しいものから順に紹介する¹。

(a) *Iancu v. Brunetti* 事件判決 (2019 年 6 月 24 日)²: 商標

【事件の経緯】

出願人の Eric Brunetti 氏が USPTO にアパレル関連の商標「FUCT」を出願したところ、USPTO は「不道德的又はスキャンダラスな (immoral or scandalous) 商標」であるとして、ランハム法第 2 条 (a) に基づき商標登録を拒絶した。

Brunetti 氏は、「不道德的又はスキャンダラスな商標」の登録を禁じるランハム法第 2 条 (a) は言論の自由を保障した憲法修正第 1 条に違反するとして CAFC に控訴し、2017 年 12 月、CAFC は「USPTO の判断は憲法違反である」との判断を下した。

USPTO はこれを不服として連邦最高裁判所に裁量上訴 (writ of certiorari) を行い、2019 年 1 月に当該裁量上訴が受理された。

【連邦最高裁判所の判断】

¹ 2019 年 12 月調査時点

² *Iancu v. Brunetti*, No. 18-302, 588 U.S. (2019)

事件の経緯と判決要旨は「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 6 月 24 日)」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190624.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

連邦最高裁判所は、2019年6月24日、本件について賛成6名、反対3名でCAFCの判断を支持し、「不道徳的又はスキャンダラスな商標」の登録を禁じるランハム法第2条(a)項は、言論の自由を保証した憲法修正第1条に違反すると判示した。

【解説】

本件と類似する過去の裁判例として、2017年6月19日の *Matal v. Tam* 事件判決³がある。連邦最高裁判所はこの判決の中で「軽蔑的な(disparaging)商標」の登録を禁じることは違憲であると判示したため、USPTOは、商標審査便覧(TMEP)に書かれている拒絶理由から「軽蔑的な商標」を除外する改正を行った。

そのため、今回の判決を受けて、今後、USPTOにおいて、拒絶理由から「不道徳的又はスキャンダラスな商標」を除外するなどの対応が取られる可能性があると言われていたところ、2019年7月にUSPTOは上記ランハム法の規定の適用を除外する Examination Guide を発行した⁴。

(b) *Return Mail, Inc. v. United States Postal Service* 事件(2019年6月10日)⁵: 特許

【事件の経緯】

Return Mail は配達不能郵便の処理方法に関する特許を有しており、アメリカ合衆国郵便公社(USPS)が実施しているサービスが、自社の特許侵害に当たると主張した。

USPS は当該特許の当事者系再審査を請求したが、Return Mail が手続中にクレームを補正したため、補正後のクレームがUSPTOにより有効と認められた。

そこで、USPS がビジネス方法レビュー(CBMR)を申し立てたところ、USPTOはReturn Mailの特許は「特許適格性がない」と判断した。

続く控訴審において、CAFCは「特許適格性なし」との認定を支持しつつ、政府機関であるUSPSもCBMレビューの申立人としての適格を備えていると判断した。

しかし、米国特許法では、レビューの申立人適格を「特許権者でない人(person)」と規定していることから(321条(a)項等)、Return Mailは、政府機関であるUSPSは「人」にあらず、申立人の適格を備えていないと主張して連邦最高裁判所に上告した。

【連邦最高裁判所の判断】

連邦最高裁判所は、「人(person)」という文言の解釈について「制定法上の明確な定義がないため、最高裁としては、『人』には統治者は含まれないという長年の解釈上の

³ *Matal v. Tam* 582 U.S. (2017)

⁴ 藤本 知哉、米国最高裁判例評釈「非道徳的、中傷的な商標の登録を禁止するランハム法第2条(a)の合憲性 *ANDREI IANCU v. ERICK BRUNETTI*, 588 U.S. ____」 IP ジャーナル 11 号、90 頁(一般財団法人知的財産研究教育財団、2019.12)

⁵ *Return Mail Inc. v. United States Postal Service*, No. 17-1594, 587 U.S. (2019)

事件の概要と判決要旨は「Osha Liang LLP News Letter 2019」を参考にした。

<https://oshaliang.com/wp-content/uploads/2019/07/Return-Mail-JP.pdf> [最終アクセス日: 2020年1月27日]

推定を適用する。」と述べ、「政府機関は USPTO の付与後審判手続において特許無効を主張する適格を備える『人』には該当しないと判示した（賛成 6 名、反対 3 名）。

ただし、最高裁は、上記の推定は「絶対的な鉄則」ではなく、「相反する法的意図について積極的な証明があった場合には無視することができる。」とも指摘した。

本件は、CAFC に差し戻しとなっていることから、上記の推定を覆す事情（積極的な証明）があるかどうかを再度審理した後に最終的な結論が出されるものとみられる。

（c）Fourth Estate Public Benefit Corp. v. Wall-Street.com 事件判決（2019 年 3 月 4 日）

⁶：著作権

【事件の経緯】

本件は、オンラインニュースを配信する Fourth Estate 社が、ニュースサイトを運営する Wall-Street.com を著作権侵害で提訴した事件である。Fourth Estate 社は、「契約を解除した場合はすべての記事を削除する」との条件で記事を配信していたが、Wall-Street 側は、契約の解除後も Fourth Estate 社の記事を掲載し続けていた。

なお、米国著作権法 411 条(a)では、著作権侵害訴訟を提起するためには、国外作品を除き、著作権局への「登録」又は「事前登録」⁷が必要であると規定されており、この「登録」が、著作権局への申請行為を指すのか、登録手続の完了を指すのかについては従来から争いがあった。

Fourth Estate 社は、訴訟提起の時点で著作権局に記事の著作権登録を申請していたが、手続が完了していなかったため、連邦地裁は訴訟要件を満たさないとして却下した。

続く控訴審でも、CAFC が連邦地裁の判断を支持したため、Fourth Estate 社は、著作権局への申請があれば「登録」の要件を満たすと主張して連邦最高裁判所に上告した。

【連邦最高裁判所の判断】

連邦最高裁判所は、法 411 条(a)の「登録」要件は、著作権局への申請行為ではなく登録手続の完了を意味すると判断し、CAFC の判決を支持した。

なお、訴訟手続の中で、Fourth Estate 社は「約 7 か月を要する登録手続完了まで待たなければならないとすれば、民事訴訟の機会が失われてしまう⁸」と主張したが、連邦最高裁判所は、裁判所にはどうすることもできない事情であるとしてこれを退けた。

⁶ Fourth Estate Public Benefit Corp. v. Wall-Street.com, 586 U.S. (2019)

なお、事件の経緯と判決要旨は「TorrentFreak (2019 年 3 月 5 日)」を参考にした。

<https://torrentfreak.com/rightsholders-cant-sue-without-a-copyright-certificate-supreme-court-rules-190305/> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁷ 「事前登録」は、公開前に著作権が侵害された場合に大きな影響を受ける著作物（映画、音楽等）に認められる。簡素な手続きで完了するが、最終的には正式な登録が必要となる。

⁸ 著作権侵害の発生から 3 年以内に侵害訴訟を提起する必要がある。

(d) **Helsinn Healthcare SA v. Teva Pharmaceuticals USA Inc. 事件判決⁹** (2019 年 1 月 22 日) : 特許

【事件の経緯】

Helsinn 社は、化学療法によって引き起こされる吐気・嘔吐を抑制するためのパロノセトロンに関する特許 (米国特許 8598219 号) の特許権者であるが、有効出願日の 1 年前の日よりも前に、訴外 MGI 社との間で、同特許発明に関するライセンス・購買契約を締結していた。また、両社はその契約の事実をプレスリリースにより公表していたが、秘密保持義務により発明の一部は非公開としていた。

Helsinn 社より特許侵害訴訟を提起された Teva 社は、Helsinn 社の特許は、2011 年米国特許改正法 (America Invent Act, 以下「AIA」) 102 条(a)(1)に規定される「on sale bar (販売による新規性の喪失)」により無効であると主張した。

連邦地裁は、改正前の特許法の下では発明の内容が公にならない販売行為も「on sale bar」の対象であったが、AIA の下では、発明の内容が公にならない販売行為は対象外であるとして、Helsinn 社と MGI 社のライセンス・購買契約は「on sale」に該当せず、特許は新規性を喪失していないと判断した。

これに対し、控訴審では、CAFC は、AIA の下でも、特許発明が販売されたことが公になっていれば、発明の詳細が公になっていなくても「on sale」に当たると判断した。

そして、本件のライセンス・購買契約に「on sale bar」が適用されることにより、発明の新規性が喪失しているとして、連邦地裁の判決を破棄した。

その後、Helsinn 社は、CAFC に対し、オンバンク (大法廷) による再審理を請求したが棄却されたため、「AIA の下で、特許発明の内容について秘密保持義務を負っている第三者に対する販売行為は、当該発明の特許性を判断するための先行技術となるか」という点について、連邦最高裁判所に裁量上訴 (writ of certiorari) を申し立て、2018 年 6 月に受理された。

ここで「on sale」の解釈に関して補足すると、連邦最高裁判所は、AIA 以前に出された Pfaff v. Wells Electronics 事件判決(1998 年)の中で、「on sale」に該当するには、①製品が販売のための商業的提供の対象であること、②発明の特許化の準備ができていなければならないことの 2 要件を満たす必要があるとした上で、「販売の詳細が開示されているかどうかにかかわらず、販売の申し出によって発明者が特許権を失う可能性がある」とも指摘した。この先例の下で、連邦最高裁判所は、「秘密裏に行われた販売行為によっても発明は公知となり得る」との解釈を示してきたという経緯があった¹⁰。

⁹ Helsinn Healthcare S.A. v. Teva Pharmaceuticals USA, Inc., No. 17-1229 (2019)

事件の経緯と判決要旨は「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 1 月 23 日) を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190123.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

¹⁰ Special Devices v. OEA (2001), Woodland Trust v. Flowertree Nursery (1998) 等。なお、株式会社 IP エージェントのウェブサイトも参照。

<https://www.ip-agent.biz/topics/detail.php?nid=238> [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

【連邦最高裁判所の判断】

連邦最高裁判所は、2019 年 1 月 22 日、全員一致で CAFC の判断を支持する判決を下した。

すなわち、AIA102 条(a)(1)の「on sale」の解釈は、Pfaff v. Wells Electronics 事件判決等で示された、AIA 以前の特許法の下での解釈と変わるものではないと指摘した。そして、出願日の一年前の日より前になされた出願人による特許発明の販売は、販売の相手方が秘密保持義務を負っており発明の詳細が公に開示されていない場合であっても、「on sale」に当たると判示した。これにより、Helsinn 社のパロノセトロンに関する特許は、新規性が喪失していることを理由に無効とされることになった。

(e) WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp. 事件判決 (2018 年 6 月 22 日)¹¹ : 特許

【事件の経緯】

WesternGeco 社は、海底の石油やガスの探索装置に関する特許権を保有しており、米国内で同探索装置を製造するとともに、石油会社からの依頼を受けて同探索装置を用いた海底資源の調査を行っていた。

他方、ION 社は、WesternGeco 社の特許発明の構成部品に相当する装置を米国内で製造し、WesternGeco 社の競合相手である海外企業に輸出していた。また、当該海外企業は、米国外で、当該装置と他の部品を用いて特許発明に係る探索装置を組み立て、石油会社から受注した海底資源の調査を行っていた。

そこで、WesternGeco 社は、ION 社が特許発明の構成部品を米国外に輸出する行為は米国特許法 271 条(f)(1)及び(2)2 に基づく特許権侵害にあたるとして訴訟を提起した。

連邦地方裁判所は、米国特許法 271 条(f)に基づく特許権侵害の成立を認めた上で、ION 社は、WesternGeco 社に対し、ION 社の行為により WesternGeco 社が被った海外での調査契約に関する逸失利益 (9,340 万ドル) と合理的ロイヤルティ (1,250 万ドル) を賠償金として支払うべきであると判断した。

ION 社が、「海外での実施行為に伴う逸失利益を賠償金と認定した地裁の判断は誤りである」と主張して CAFC に控訴したところ、CAFC は、「特許法は国内のみに適用され、外国での活動には及ばない」(Microsoft Corp. v. AT&T Corp., 550 U.S. 437, 454-455 (2007)) との推定により、特許法は逸失利益の回復を認めていないと判示した。

また、「米国外で外国企業によって交渉及び締結された調査契約についての損害を回復することはできない」とも判示した。

そこで、WesternGeco 社は米国最高裁に上告受理を申立て、これが受理された。

¹¹ WesternGeco LLC v. ION Geophysical Corp., 138 S. Ct. 2129 (2018)

事件の経緯と判決要旨は「JETRO NY 特許ニュース (2018 年 6 月 23 日)」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20180623.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

【連邦最高裁判所の判断】¹²

連邦最高裁判所は、域外適用の問題を判断するために最高裁によって確立されている2ステップの枠組みを用いた。この枠組みによれば、「第1のステップ」では、域外適用を否定する推定が覆されているかどうか問われ、「第2のステップ」では、事件が法令の国内適用を受けるかどうか問われる。

本件で、裁判所は「第1のステップ」の検討を行うことなく、裁量により「第2のステップ」を適用した。本件が法令の国内適用を受けるかどうかという点について、「裁判所では、法令の“注目点”を特定し、この注目点に関連する行為が米国領域内で行われたかどうかによって判断を行っている」と述べた上で、「本件では、法令の注目点に関連する行為は国内で行われた」と結論づけた。

多数意見の判断要旨は以下のとおりである。

米国特許法 284 条（損害賠償条項）の目的は、特許権者に対して特許侵害に関する完全な補償を与えることにあり、この条項の注目点は「侵害」である。

しかし、特許は様々な方法で侵害され得るため、裁判所は「発生した侵害の形式」（本件では米国特許法 271 条(f)(2)の下での侵害の形式）に着目し、この条項が国内での行為に注目しているかどうかを判断する。

同条項が規制する行為（注目点）は、「米国内で、又は米国から供給する」という行為であり、本件における注目点に関連する行為は、WesternGeco 社の特許を侵害する部品を供給するという ION 社による国内での行為であるから、明らかに米国内で行われたものである。

したがって、WesternGeco 社にもたらされた逸失利益の損害賠償は、米国特許法 284 条の国内適用にあたる。

【解説】

本事件は、海外で特許製品が組み立てられるように部品を輸出した侵害者に対し、米国外で生じた行為に基づく逸失利益の損害賠償を課した点で重要である。

しかし、このような逸失利益は米国特許法 271 条(f)(2)の下での全ての侵害に対して認められるとは限らず、事件特有の事情に影響を受けるだろうとの指摘もある¹³。

¹² Michael Sandonato ほか「WesternGeco LLC v. Ion Geophysical Corp. 事件」（2018 年 6 月）
<https://www.patest.co.jp/cafc/2018/cafc20180802.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

¹³ Michael Sandonato ほか「WesternGeco LLC v. Ion Geophysical Corp. 事件」（2018 年 6 月）
<https://www.patest.co.jp/cafc/2018/cafc20180802.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

(f) SAS Institute Inc. v. Iancu 事件判決¹⁴ (2018 年 4 月 24 日) : 特許

【事件の経緯】

ComplementSoft 社が、SAS 社のソフトウェア製品が自社の特許権を侵害しているとして特許侵害訴訟を提起したところ、SAS 社は、この特許に含まれる 16 個のクレーム全部について当事者系レビュー (Inter partes review、以下「IPR」) を請求した。

ところが、USPTO 特許審判部 (PTAB) は、クレーム 1、クレーム 3～10 についてのみ IPR の審理を開始すると決定し、クレーム 2、クレーム 11～16 については審理を行わなかった。このように一部のクレームのみを審理の対象とした理由について、PTAB は、「見込みのあるクレームに審理を集中し、時間的及び資源的な無駄を省くため」であったと述べている¹⁵。

そのため、SAS 社は、一部のクレームについてしか PTAB の判断が下されなかったことを不服として CAFC に控訴したが、CAFC は PTAB の判断を支持した。

SAS 社は連邦最高裁判所に上告し、「特許法 318 条(a)は、IPR 手続において、PTAB は請求人が特許無効を主張した全てのクレームについて審決しなければならないと規定するが、それにもかかわらず、一部のクレームの特許性に関してのみ最終決定書を発行することが許されるのか」という点について争った。

【連邦最高裁判所の判断】

連邦最高裁判所は、2018 年 4 月 24 日、本件について、賛成 5 名、反対 4 名で SAS 社の主張を支持し、「USPTO は IPR を申請された全てのクレームについて特許性の有無に関する審理を行わなければならない」との判断を下した。

(g) Oil States Energy Services LLC v. Greene's Energy Group LLC 事件判決¹⁶ (2018 年 4 月 24 日) : 特許

【事件の経緯】

Greene's Energy Group 社が、Oil States 社が保有する水圧破水技術に関する特許に対して IPR を申請したところ、USPTO の PTAB は特許を無効する審決を下し、続く控訴審でも、CAFC が PTAB の無効審決を支持した。

これを不服とする Oil States 社は連邦最高裁判所に上告し、「特許は行政機関で無効と判断されうる公権 (public rights) でなく、私有財産権 (private property rights) であるか

¹⁴ SAS Institute Inc. v. Iancu, 584 U.S. (2018)

事件の経緯と判決要旨は「JETRO NY 特許ニュース (2018 年 4 月 24 日)」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20180424-2.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

¹⁵ 判決文の 2 頁に記載がある。https://www.supremecourt.gov/opinions/17pdf/16-969_f2qg.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

¹⁶ J Oil States Energy Services, LLC v. Greene's Energy Group, LLC, 584 U.S. (2018)

事件の経緯と判決要旨は「JETRO NY 特許ニュース (2018 年 4 月 24 日)」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20180424-1.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

ら、憲法第3条（Article III）に従い、連邦裁判所のみで無効と判断されうる。」と主張するとともに、「USPTO の特許無効手続（IPR）は、所有権を、裁判所にも陪審にもよることなく奪うものであるから、司法権を定めた憲法第Ⅲ条及び陪審により審理を受ける権利を定めた同修正第7条に違反するのではないか。」という点を争った。

【連邦最高裁判所の判断】

連邦最高裁判所は、2018年4月24日、本件について賛成7名、反対2名でCAFCの判決を支持し、特許は公権であるから当事者系レビュー（IPR）は合憲であるとの判断を下した。

（2）知的財産に関する法制度改正動向

（a）特許

USPTO の発表¹⁷によれば、2019年9月末時点における特許審査におけるファーストアクション（FA）までの平均待ち期間（First Action Pendency）は14.7か月、最終処分までの平均期間（Total Pendency）は23.8か月であった。

同発表によると、2002年から2019年までの特許出願受理件数は35万3000件（FY2002）から66万7000件（FY2019）へと増加したが、2019年9月末時点におけるFA14.7か月という数字は、2002年1月以降で最短の数字であった。

このことから明らかなように、USPTO では、審査待ち期間を適正化するため様々な検討が行われている。

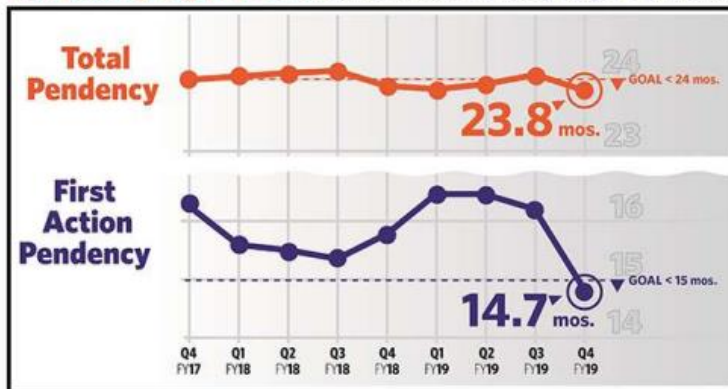
2018年3月には、Hirshfeld 特許局長が、「先行技術を自動的に特定するシステムを用いて特許審査プロセスを効率化する計画を進めている。」と発言していることから¹⁸、今後はAI技術等を活用したさらなる審査の効率化が期待されている。

¹⁷ USPTO website “Director's Forum: A Blog from USPTO's Leadership” (2019年10月)
https://www.uspto.gov/blog/director/entry/uspto_meets_critical_goals_to?utm_campaign=subscriptionce [最終アクセス日：2020年1月27日]

¹⁸ 「JETRO NY 特許ニュース（2018年3月21日）」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20180321_4.pdf [最終アクセス日：2020年1月27日]

MEETING OUR GOALS

Total Pendency Target < 24 months | First Action Pendency Target < 15 months



Source: USPTO website

(i) 特許適格性（米国特許法 101 条）に関する議論

現行の米国特許法 101 条（特許適格性条項）¹⁹は非常に広い解釈が可能であるため、従来、連邦最高裁判所は個々の事件の内容に応じた例外を示すことで対応してきた²⁰。

特に、2014 年 6 月の Alice Corp. v. CLS Bank International 事件（Alice 事件）において、連邦最高裁判所が「汎用コンピュータで抽象的アイデアを一般的に実施することを単に記述するだけのクレームは特許適格性を有しない」との判断を下したことから、CAFC でも特許適格性を認めない方向の判決が増えるようになったと言われている²¹。

そのような中で、近年、各方面から特許適格性の判断基準を明確化すべきとの声が高まり、2019 年、USPTO では特許適格性ガイドラインの改定が行われた。また、同時に、米国特許法 101 条そのものの改正に関する動きも進められている。

以下、特許適格性をめぐる議論の最新状況について紹介する。

1) 「2019 年改正特許適格性ガイドライン」の公表（2019 年 1 月）

USPTO は、2019 年 1 月 7 日、特許適格性の判断手法に関する新たなガイドラインである「2019 年改正特許適格性ガイドライン」（以下「2019PEG」）を発表し、同日より運用を開始した。

2019PEG では、最高裁判所によって特許適格性が認められない法的例外とされた「自

¹⁹ 現行米国特許法 101 条「新規かつ有用な方法、機械、製造物若しくは組成物又はそれについての新規かつ有用な改良を発明又は発見した者は、本法の定める条件及び要件に従って、それについての特許を取得することができる。」（日本特許庁による訳文）

²⁰ 服部健一、ジョン・P・コング 「米国特許商標庁の 101 条特許適格手段判断の最近の動向」、知財管理 vol.69 No.6、p777（2019 年 6 月）

²¹ ロジック・マイスター「Alice 判決から 5 年、米国特許法 101 条の無効率が低下中？」（2019 年 11 月）
<https://www.logic-meister.com/blog/41> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

然法則」、「自然現象」、「抽象的アイディア」という3つのカテゴリのうち、範囲が不明確であると指摘されていた「抽象的アイディア」について、過去の裁判例に基づいて「数学的概念」、「人間の活動を体系化する方法」、「精神的プロセス」に類型化した²²。

また、特許適格性の審査手法を以下のとおり改訂した²³。

【ステップ1】（このステップは、従来どおりである。）

審査官は、クレーム発明が101条で列挙する「機械」「製造物」「組成物」「プロセス（方法）」のいずれに属するかを判断する。どれにも属さない場合、特許適格性はない。

いずれかに該当する場合で、クレーム全体から判断して明らかに特許適格性がある場合は実体審査に進むが、特許適格性があるか明らかでない場合は次のステップに進む。

【ステップ2A-I】

クレームが、特許適格性が認められない法的例外である「自然法則」、「自然現象」、「抽象的アイディア」（数学的概念、人間の活動を体系化する方法、精神的プロセス）のいずれかを記載（recite）しているかどうかを分析する。いずれも記載されていない場合は特許適格性を有する。

【ステップ2A-II】

クレーム発明が、特許適格性を有さない法的例外を記載していると判断した場合、クレーム発明が全体として、法的例外を「実応用（practical application）に統合（integrate）」しているかどうかを判断する。

なお、2019PEGは、従来技術であるかどうかを考慮せず、「実応用」であるかどうかという基準を加えた点において改定前のガイダンスと異なる。また、いかなる場合に「実応用」といえるかについて、裁判例を引用しながら詳細に説明している。

例えば、①クレームの付加的限定が、コンピュータの機能の改善又は他の技術・技術分野の改善を反映している場合や、特許適格性を有さない法的例外を②病気等の特別の予防に効果があるように適応したり、③クレームに一体となっている特定の機械又は製造物に統合させたりしている場合、また、④クレームの付加的限定があるものを異なるものに変貌させている場合等においては、特許適格性を有さない法的例外が「実応用」に統合されていると判断されることになる。

【ステップ2B】

以上のステップで「特許適格性がない」と判断された場合は、「クレーム中の限定は、例外主題を特許適格性のある主題にするほど重要なものとしているか、発明的概念にし

²² 「JETRO NY 特許ニュース（2019年1月8日）」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190108.pdf [最終アクセス日：2020年1月27日]

²³ 服部健一、ジョン・P・コング 「米国特許商標庁の101条特許適格手段判断の最近の動向」、知財管理 vol.69 No.6、p767-779（2019年6月）

ているか」を判断する。

統計資料によれば、2019PEG の導入から 3 か月間に、審査官が「クレーム発明は抽象的アイディアである（特許適格性なし）」として拒絶した 274 件のうち 74 件（約 27%）について、USPTO 特許審判部（PTAB）では「特許適格性あり」と判断したという²⁴。

今後、審査官と PTAB での特許適格性に関する判断基準の統一化が期待される。

2) 「2019 年改正特許適格性ガイドライン」の改訂版公表（2019 年 10 月）²⁵

USPTO は、意見募集の結果を踏まえ、2019 年 10 月 17 日、2019PEG の改訂版（以下、「10 月改訂版 2019PEG」）を公表した。10 月改訂版 2019PEG は、2019PEG の内容を変更するものではなく、補足説明を加えるものである。例えば、特許適格性に関する審査事例の追加や、特許適格性を有さないとの判断に基づいて出願を拒絶する際に審査官が負うべき拒絶理由の説明責任の明確化などが行われた。

USPTO では、10 月改訂版 2019PEG に対する意見や、特許適格性の問題全般についての意見を、期限を定めることなく引き続き募集している。

3) 特許法 101 条の改正に関する議論

先述したように、現行の特許法 101 条は広い解釈が可能であり、裁判結果の予測性に欠けることから、産業界や法曹界からは、「特許法 101 条を抜本的に修正すべき」との声があがっている。

また、裁判所は、USPTO とは独立した組織であり、USPTO の内部基準である 2019PEG の影響を受けることはないと考えられる²⁶。

このような状況を受け、2018 年 5 月、AIPLA（全米知財法協会）と IPO（全米知的所有者協会）が共同で 101 条の改正案を発表した。同改正案の内容を以下に示す。

※下記の翻訳文は服部健一氏の論考²⁷から引用したものであり、下線部は現行条文かの追加部分、取消線は現行条文からの削除部分を示す。

²⁴ 服部健一、ジョン・P・コング 「米国特許商標庁の 101 条特許適格手段判断の最近の動向」、知財管理 vol.69 No.6、p767-779（2019 年 6 月）。

²⁵ 「JETRO NY 特許ニュース（2019 年 10 月 18 日）」を参考にした。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20191018.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

²⁶ USPTO の Iancu 長官は、2019 年 9 月にロンドンで開催された AIPPI World Congress において、「101 条に一貫性と予見性をもたらすため、USPTO では 2019 年 1 月に 2019PEG を公表したが、裁判所は行政府から独立しており、2019PEG に従う必要はない。また、これまでのところ、裁判所がこれに従おうという動きもない。」と述べたという。（JETRO NY 知財ニュース（2019 年 9 月 23 日）参照）

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190923.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

²⁷ 服部健一「米国特許ニュース」（2019 年 8 月）

<http://www.chizai.jp/IPnews/20190808WHDA.pdf> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

【101 条 特許適格主題 特許可能な発明】

(a) いかなる新しくかつ有用なプロセス、機械、製造物、組成物、あるいはそれら
のいかなる新しくかつ有用な改良を発明し、又は発見し、それらをクレームした者はい
かなる者も、本特許法が規定する制約、又は要件をその唯一の条件として、それらにつ
いて特許を得る権利があることができる。(現行 101 条の改正)

(b) 特許適格主題の唯一の例外 (新追加規定)

サブセクションの (a) のクレーム発明は、クレーム発明を全体として評価して、も
しも (i) 人間活動から独立して、又はそれ以前に自然に存在しているものであるか、
あるいは、(ii) 人間の心の中でのみ遂行されるものである場合の時のみに特許非適格
主題となる。

(c) 唯一の特許適格主題の基準 (新追加規定)

本条のサブセクション (a) と (b) におけるクレーム発明の特許適格性は下記の事
項を考慮せずに決定されなければならない。

(i) 本特許法の 102 条、103 条及び 112 条での要件と条件；

(ii) クレーム発明が作られた、又は、発見された態様；又は

(iii) クレーム発明が発明的概念を含んでいるか否か。

現行条文からの改正点は、以下の 3 点である。

現行の 101 条を 101 条 (a) とし、「新しく」という記載を削除する。(新しいか否か
は新規性 (102 条) の問題であり、特許適格性とは関係がないためである。)

(b) を追加し、今後、裁判所が判決で例外を追加できないようにする。

(c) を追加し、特許適格性判断の際に他の特許要件を考慮しないことを明記する。

一方、2019 年 5 月には、上院司法委員会知的財産小委員会の 5 名の議員が、バイオ・
薬品業界の要望を取り入れた 101 条の改正案を公表した。

この改正案の概要は以下のとおりである²⁸。

101 条に規定されている「新しく(new)」を削除する。

101 条に「クレーム発明全体から適格性を判断する」という規定を追加する。

100 条に (k) 項を加え、用語「有用な (useful)」は「あらゆる技術分野で具体的か
つ実用的な有用性を提供する人間の介入 (human intervention) による 発明又は発
見」を意味する旨定義する。

112 条 (f) 項の標題を「Element in Claim for a Combination (組合せに係るクレーム

²⁸ 服部健一「米国特許ニュース」(2019 年 8 月)

<http://www.chizai.jp/IPnews/20190808WHDA.pdf> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

の要素)」から、「Functional Claim Elements（機能クレーム要素）」に変更し、機能クレームの解釈方法について規定する。

その他、追加の提言として、101 条は特許適格性があることを前提(in favor of eligibility)に解釈されることや、特許適格性を判断する際には、これまで判決によって例外として示されてきた「抽象的アイディア」、「自然法則」、「自然現象」を適用してはならず、これらの例外を示した最高裁判決は全て破棄される。

特許適格性の判断は、クレーム発明が作られた態様を考慮せずに決定されなければならない、クレームの個々の限定が周知のものか、通常のものか、発明時の技術水準はどうであったか等、102 条（新規性）103 条（自明性）、112 条（記載要件）に関する他の考慮事項に関係なく決定されなければならない。

なお、この案に従った場合、特許適格性を否定されることはほとんどないと考えられるため、トロール特許に悩まされている情報産業界などから反発が予想されるとの指摘もある²⁹。

また、101 条の改正案については、産業界の意見が大きく割れることは間違いないため、改正までたどり着くのは容易ではないだろうとの声もあがっている³⁰。

（ii）特許レビュー（AIA レビュー）に関する最近の議論

米国では、2011 年に成立した改正米国発明法（AIA：America Invents Act）によって、新たな審判制度である当事者系レビュー（IPR：Inter Partes Review）、付与後レビュー（PGR：Post Grant Review）、ビジネス方法レビュー（CBMR：Covered Business Method Review）が設けられた（以下、これらのレビューを総称して「AIA レビュー」という）。

また、これらの制度を所掌する組織として、従前の特許審査・インターフェアランス部（Board of Patent Appeals and Interferences）に代わり、特許審判部（PTAB：Patent Trial and Appeal Board）が新設された³¹。

これらの制度は、裁判所の紛争処理件数を減らすこと、当事者の訴訟コストを削減すること、また、USPTO が付与する特許の質を高めることにより投資家の信頼性を強化することなどを目的として導入されたものである³²。

1) クレーム解釈基準の改訂

制度の導入以来、PTAB における AIA レビューの審理では、「明細書に照らして最も

²⁹ 服部健一「米国特許ニュース」（2019 年 8 月）

<http://www.chizai.jp/IPnews/20190808WHDA.pdf> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

³⁰ 「JETRO NY 特許ニュース（2019 年 4 月 25 日）」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2019/20190425-2.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

³¹ 守安智ほか「AIA 後の米国における特許付与後の手続き」, 特許懇, No.288, P32-41（2018 年 1 月）

³² 杉浦彩ほか「米国における当事者系レビュー制度の活用および現状について」（2015 年 9 月）

<https://www.yuasa-hara.co.jp/lawinfo/2410/> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

広い合理的解釈を行う基準」(Broadest Reasonable Interpretation、以下「BRI 基準」)を用いてクレーム解釈が行われてきた。

「BRI 基準」の下では、クレームの文言が広く解釈され、新規性又は非自明性違反に陥りやすいという特徴があった。

一方、連邦地方裁判所や国際貿易委員会(ITC)では、クレームを解釈する際に「Phillips 基準」(当業者が理解するクレームの通常かつ慣用的な意味及び審査経過に基づいてクレームを解釈する手法)を用いているため、クレームの範囲が比較的狭く解釈されることが多いと言われている。

このように、USPTO 特許審判部(PTAB)と裁判所とで異なるクレーム解釈基準を採用していたため、AIA レビューにおけるクレーム解釈と、同時に継続している民事訴訟におけるクレーム解釈とが一致しないという問題があった³³。

そこで、USPTO は、2018 年 10 月 10 日、AIA レビューにおけるクレーム解釈基準規則を改定し、裁判所と同様の「Phillips 基準」を採用することとした(同規則は 2018 年 11 月 13 日から運用開始)³⁴。これにより、今後は、AIA レビューと民事訴訟におけるクレーム解釈との間に齟齬が生じるおそれなくなるものと考えられる。

2) 特許クレーム訂正手続に関する試行プログラム³⁵

USPTO は、2018 年 10 月 29 日、AIA レビューにおける特許クレーム訂正手続の改定案を公表した。その後の意見募集を経て、2019 年 3 月 15 日、「AIA レビューにおける特許クレーム訂正手続に関する試行プログラム」を開始した。

この試行プログラムは、約 1 年後(2020 年春)に、試行期間中に得られた情報を基に再評価される予定であるが、現時点での概要を以下に示す。

AIA レビューで特許無効を主張された特許権者は、AIA レビューの審理開始決定から 12 週間以内にクレーム訂正の申立てをすることができる。

特許権者は、クレーム訂正の申立てにおいて、PTAB による予備的見解(preliminary guidance)の通知を希望するか否かについて意思表示を行うことができる。

AIA レビュー申請人は、特許権者によるクレーム訂正の申立ての期限日から 12 週間以内に反論(opposition)を提出することができる。

特許権者がクレーム訂正の申立てにおいて PTAB による予備的見解を要求した場合、PTAB は、レビュー申請人による反論の提出期限日から 4 週間以内に、訂正クレームの特許性等について、審決に対する拘束力を持たない予備的見解を作成する。

³³ 河野英仁「米国特許レビュー手続におけるクレーム解釈基準に関する規則改正」(2018 年 10 月)
<http://knpt.com/contents/cafc/2018.10.17.pdf> [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

³⁴ 「JETRO NY 特許ニュース(2018 年 11 月 12 日)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20181112-7.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

³⁵ 「JETRO NY 特許ニュース(2019 年 4 月 10 日)」
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190410-1.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

訂正クレームに対する AIA レビュー申請人の反論内容、及び/又は PTAB の予備的見解を踏まえて、特許権者が再度のクレーム訂正を希望する場合には、同特許権者は期限内にクレームの再訂正を申し立てることができる。

AIA レビュー申請人は、特許権者による再訂正の申立てがなされた場合、再び反論を行うことができる。反論提出期限は、通常は特許権者による再訂正の申立てから 6 週間以内とされる。かかる反論に対し、特許権者は 3 週間以内に弁駁書を提出することができ、それに対してレビュー申請人は 3 週間以内に再弁駁書を提出することができる。

以上のやり取りの後、口頭弁論が行われ、最終審決が下されることとなる。

(iii) 医薬品特許制度に関する改正動向

米国では医薬品価格の高騰が問題となっており、医薬品価格の低減や先発医薬品メーカーによる権利行使の適正化を図るための法案の提出や審議が行われている。

以下、主な法案及びその審議状況を紹介する。

1) 医薬品価格の高騰に対処するための法案の審議

- ・「Preserve Access to Affordable Generics and Biosimilars Act」(H.R. 2375) ³⁶

2019 年 4 月 30 日に下院司法委員会でも可決された法案であり、先発医薬品メーカーと後発医薬品メーカーとの間で特許訴訟の和解の際に行われる「pay-for-delay 取引」に対する規制を強化するため、連邦取引委員会法の改正を提案するものである。

この法案によれば、後発医薬品メーカーが先発医薬品メーカーから対価を受け取り、後発医薬品の開発や製品の上市時期を一定期間遅らせることに合意した場合、その取引は反競争的効果 (anticompetitive effect) を持つと推定されることになる。

なお、州レベルにおいても「pay-for-delay 取引」を規制する類似の動きがみられ中には連邦政府よりも先行している州もある。具体的にはカリフォルニア州において 2019 年 10 月に「AB-824 Business: preserving access to affordable drugs.」³⁷が成立している。カリフォルニア州の新しい「pay-for-delay」規制法は、企業が、競合薬の研究、生産、又は販売を遅らせるために競合会社に支払う製薬会社間の取引に向けられた米国内で最初の法

³⁶ 「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 5 月 3 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190503-2.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

³⁷ 「AB-824 Business: preserving access to affordable drugs.」 (Date Published: 10/08/2019)

https://leginfo.legislature.ca.gov/faces/billNavClient.xhtml?bill_id=201920200AB824 [最終アクセス日: 2020 年 2 月 4 日]

律とされ、当該法律に対する評価は関係者において賛否が分かれている³⁸。

・「Terminating the Extension of Rights Misappropriated Act」法案 (H.R. 3199、略称「TERM」法案)

2019 年 6 月 11 日に下院に上程された法案であり³⁹、先発薬品メーカーが、最初の医薬品発明の出願後に、同じ発明に小さな変更を加えた発明を次々と出願することによって独占期間を延ばそうとする行為を防止することを目的とするものである。

この法案では、特許権者が、ある医薬品に関して多数の特許を保有する場合、権利期間に一定の制限を加えることを提案している。

例えば、後発医薬品メーカーが FDA にジェネリック医薬品やバイオシミラー医薬品の申請を行う際に、先発医薬品に係る特許の有効性に異議を申し立てた場合には、特許権者は「先発医薬品に係る特許群のうち、最初の特許の権利期間満了の日をもって、当該特許群に含まれる他の特許について残存する権利期間を放棄した」とものと推定されること等が提案されている⁴⁰。加えて、特許権者が、残存権利期間を放棄したと推定された特許について、「先発医薬品に係る最初の特許でクレームされた発明とは特許的に区別 (patentably distinct) される発明である」ことを証明した場合には、上述した残存権利期間の放棄の推定は適用されないことも併せて提案されている。

・「Affordable Prescriptions of Patients Act」(S.1416)⁴¹

2019 年 6 月 27 日に上院司法委員会でも可決された法案であり、連邦取引委員会 (FTC) 法を改正し、先発医薬品メーカーが後発医薬品メーカーとの競争を回避するために採用している特許戦略を抑制しようとするものである。

具体的には、一つの製品を数多くの特許で包囲する行為 (patent thicketing)) や、剤形などを微調整して新たな特許を取得する行為 (product hopping)) などを「反競争的活動」

³⁸ Association for Accessible Medicines (AAM) として知られるジェネリック医薬品業界グループは、新しい法律を批判し、しばしば特許の有効期限が切れる前にジェネリック医薬品市場への参入を可能にする競争的取引を害すると表明したとされる。AAM の社長兼 CEO である Chip Davis 氏は、声明の中で、手頃な価格のジェネリック医薬品やバイオシミラーへの早期アクセスを拒否することで、法律がカリフォルニア州の患者に害を及ぼすと述べたと報告される。一方で、ラトガースロースクールの法学教授である Michael Carrier 氏は、新しい法律に対する AAM の異議に反対を表明しており、2013 年の最高裁判所は、これらの和解が独占禁止法に違反する可能性があるとして認定したところ、支払いと上市の遅延を伴う和解が反競争的であるという推定は、CA AG [カリフォルニア州検事総長] が訴訟を起こすのに役立つ (和解当事者がますます複雑な方法で支払いを偽装していると仮定して) ことを指摘している。Michael Carrier 氏はまた、この法律が特許期間の終了前の参入が必ずしも競争的ではないことを明確にしているとの見解も示している (仮訳)。Zachary Brennan 「New California Laws Set Sights on Pay-for-Delay Agreements, HIV Prevention」 (09 October 2019)

<https://www.raps.org/news-and-articles/news-articles/2019/10/new-california-laws-set-sights-on-pay-for-delay-ag>
[最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

³⁹ <https://www.congress.gov/bills/116/congress/house-bill/3199> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁴⁰ 「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 6 月 13 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190613.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁴¹ <https://www.congress.gov/bills/116/congress/senate-bill/1416/actions> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

とみなし、FTC が提訴できるようにすることを提案している⁴²。

・「Preserving Access to Cost Effective Drugs Act」(S.440 : PACED Act)⁴³

2019 年 6 月 27 日に上院司法委員会でも可決された法案であり、特許権に関する特定の
手続において、特許権者が主権免除 (sovereign immunity) を抗弁として提出できないよ
うにするよう提案するものである。

米国では、先住民族に「国内の非独立民族国家としての内在的な主権免除」が与えら
れており、「かかる部族による明確な放棄又は議会による (主権免除の) 廃止」がなされ
ない限り、先住民族に対する訴訟提起は一般的に禁止されている⁴⁴。

そのため、2017 年頃から、主に製薬会社の間で、先住民族に特許を譲渡して無効審判
を回避しようとする戦略がみられるようになった。

この法案は、そのような戦略を阻止しようとするものであり、特許法 305 条 (再審査
手続)、316 条 (当事者系レビュー)、326 条 (付与後レビュー) 等を改正し、審理にお
いて特許権者が主権免除を抗弁として提出できないようにすることが提案されている⁴⁵。

上記の各法案が成立するか否かは現時点では不明であるが、仮に成立した場合、先発
医薬品メーカーにとっては、多数の特許で先発薬を保護しようとする戦略や、自社特許を
先住民族に譲渡して主権免除を利用することで無効化を防ごうとする戦略が取れなくな
るため、結果として後発医薬品メーカーの参入が促進される可能性がある。

2) 「オレンジブック⁴⁶」と「パープルブック⁴⁷」に関する法案の審議

2019 年 5 月 8 日、「Orange Book Transparency Act of 2019」(H.R.1503) (以下「オレンジ
ブック法案」) 及び「Purple Book Continuity Act of 2019」(H.R.1520) (以下「パープル
ブック法案」) が下院で可決された。

オレンジブック法改正案は「Federal Food, Drug, and Cosmetic Act」を、パープルブッ
ク法改正案は「Public Health Service Act」をそれぞれ修正するものである。いずれの法案
も、米国食品医薬品局 (FDA) が発行する医薬品データベースの正確性と透明性を高め、
後発医薬品の市場参入を促進し、医薬品の価格を下げることを目的としている。

それぞれの法案の概要は以下のとおりである。

⁴² 「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 7 月 3 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190703-3.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

⁴³ 「JETRO NY 特許ニュース (2019 年 7 月 3 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190703-2.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

⁴⁴ レスティン・L・ケントン「Saint Regis Mohawk Tribe v. Mylan Pharms, Inc. 判決」(2018 年 7 月 24 日)

https://www.sternekessler.com/sites/default/files/Client%20Alerts/Translated%20Client%20Alert_Tribal%20Sovereign%20Immunity%20APPROVED.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

⁴⁵ https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190703-2.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

⁴⁶ オレンジブックには、FDA に承認された低分子医薬品の情報 (特許情報を含む) が掲載されている。

⁴⁷ パープルブックには、FDA に承認されたバイオ医薬品の情報が掲載されているが、特許情報は記載されて
いない。

なお、2019 年 12 月末時点において、いずれの法案も上院を通過していない⁴⁸。

【オレンジブック法案】

医薬品承認申請を行う者が、FDA に特許登録番号、特許有効期限などの情報を提供しなければならない場合を明確化する（現在は、「医薬品とその使用方法」をクレームする特許についての情報を提供しなければならないが、これを改定し、「薬の有効成分、製剤に関する特許、及びその薬の使用方法に関する特許」についての情報を提供しなければならないこととする）。

オレンジブックに掲載された特許について、USPTO 審判部又は裁判所において無効が確定した場合、当該特許に関する医薬品の承認を受けた者は、特許無効の確定から 14 日以内に FDA に通知すること、また、通知を受けた FDA は、速やかにその特許情報をオレンジブックから削除することを義務付ける。

【パープルブック法案】

低分子医薬品と異なり、バイオ医薬品については、パープルブックに特許情報が掲載されていないため、後発医薬品メーカにとって、特許の状況を把握しにくいという問題があった。このため、「オレンジブック法案」で規定されたものと同様の特許情報を、パープルブックにも掲載するという規定を追加する。

パープルブックを、検索可能な形式でウェブサイトを通じて公開するとともに、パープルブックに掲載される情報を定期的に更新するという規定を追加する。

(iv) AI 及び IoT に関する政策の動向

現在、AI（人工知能）及び IoT 技術については、世界的に研究され、実際の社会実装も進められている。

これらに関する米国での知的財産政策の動向は以下のとおりである。

1) AI に関連する特許出願状況⁴⁹

AI に関連する米国特許出願件数はこれまでに合計 8,500 件を超えており、そのうち特許査定が下されたものは 1,900 件である。

IoT 関連特許の発行件数は、2014 年に 25 件、2015 年は 107 件、2016 年は 368 件、2017 年は 1,334 件と年々増加している。主な技術分野としては、①通信及びネットワーキング、②クラウドサービス、③物理的デバイス、④ソフトウェアソリューションなど

⁴⁸ <https://www.congress.gov/bill/116th-congress/house-bill/1503> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

また、2019 年 3 月には、上記「パープルブック法案」とほぼ同趣旨の「Biologic Patent Transparency Act」(S. 659)（バイオ医薬品関連法案）が上院に上程されたが、こちらも審議は進んでいない

⁴⁹ 「JETRO NY 知財ニュース（2018 年 4 月 5 日）」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20180405-2.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

が挙げられる。

なお、IoT 関連特許の保有件数が最も多い企業は Cisco 社 (200 件)、次いで、Samsung 社 (151 件)、Intel 社 (136 件)、Qualcomm 社 (96 件)、IBM 社 (72 件) となっている。

2) AI 関連発明に関する意見募集

USPTO では、2019 年 8 月 27 日から 10 月 11 日まで、AI 関連発明に関する意見募集⁵⁰を行った。これは、AI 関連発明の特許審査の信頼性・予見性を向上させるために、さらなる審査ガイドラインを策定する必要があるかを調査することを目的として実施されたものである。

なお、USPTO では、「AI 関連発明」とは「AI を利用した発明」及び「AI によって開発された発明」を念頭に置いている。今回の意見募集にあたり、USPTO が関心のある事項として提示した論点は以下のとおり。

- ①「AI 関連発明」は、一般に、AI を利用した発明だけでなく AI によって開発された発明のことも指すと考えられるが、AI 関連発明を構成する要素とは何か。
- ②自然人が AI 関連発明の着想に貢献するケースとしてどのようなケースがあるか、また、どのような貢献をした場合に、当該自然人が AI 関連発明の発明者となるか。
- ③自然人以外のものが発明の着想に貢献するケースなどを考慮した場合、現行特許法の「発明者」に関する規定は変更する必要があるか。
- ④新たな発明を創造する AI に訓練を行った企業は、その発明の所有者となり得るか。
- ⑤特許適格性に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか。
- ⑥開示要件に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか。
- ⑦ AI システムには非常に予見性の低いものがあることを考慮すると、AI 関連発明の出願が実施可能要件を満たすためのベストプラクティスとはどのようなものか。
- ⑧AI は「当業者」のレベルに影響を及ぼすか。
- ⑨先行技術に関して、AI 関連発明に特有の問題はあるか。
- ⑩AI 関連発明のために必要となる新しい知的財産保護形態はあるか。
- ⑪AI 関連発明への特許付与に関して、USPTO が新たに審査すべき事項はあるか。
- ⑫他の主要国の特許庁における AI 関連発明についての政策や運用で、USPTO の政策・運用に有益と考えられるものはあるか。

⁵⁰ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-08-27/pdf/2019-18443.pdf> [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]
また、JETRO NY 知財ニュース (2019 年 8 月 27 日) も参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20190827.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

(v) USPTO 特許審判部 (PTAB)の手続に関する手順の改訂⁵¹

2018 年 10 月、USPTO 特許審判部 (PTAB) は、審判合議体の構成に関する標準運営手順である「Standard Operating Procedures 1」(SOP1)、及び、PTAB 審決の precedential (拘束力を持つ先例審決)、informative (拘束力を持たない参考審決) の選定に関する標準運営手順「Standard Operating Procedures 2」(SOP2) を改定した。

これは、USPTO 全体の透明性、予見性及び信頼性を高めることを目的とするものであり、改正の要点は以下のとおり。

【SOP1 改定版のポイント】

審判官 3 名超でパネル (合議体) を構成する際の手順を説明する。(3 名を超える審判官による合議は頻繁に行われるべきでなく、長官が承認した場合のみとする。) 審判官の割当ての手順や合議体の変更を当事者に通知する手順を詳細に説明した。

【SOP2 改定版のポイント】

長官、特許局長、首席審判官などから構成される「Precedential Opinion Panel」(POP) を設置する。

POP は係属中の案件で例外的に重要な問題等の再審理を行うために召集される。

既に下された審決について、長官が precedential (拘束力有り) 又は informative (拘束力なし) のいずれに指定すべきかを決定する際、POP がその作業を支援する。

既に下された審決を precedential 又は informative に指定する手順を明確化する。

(vi) 「Restoring America's Leadership in Innovation Act」(特許改革法案)⁵²

「Restoring America's Leadership in Innovation Act」(H.R. 6264) は、2018 年 6 月 28 日、下院に上程された。この法案を上程した共和党の Massie 議員は、自ら特許を取得するなど特許制度への造詣が深い人物であり、法案の内容は発明者の権利を強化する方向のものとなっている。法案の概要は以下のとおりである。

AIA で導入された先願主義を廃止して、先発明主義を復活させる。

AIA で導入された当事者系レビュー (IPR) と付与後レビュー (PGR) を廃止する。

特許法 101 条を改正して、「人間活動から独立し、かつ、人間活動に先立ち自然界で存在するもの、又は人間の心の中のみで存在するもの」を除く発明は、特許を受けられるものであることを明確化する。

Alice Corp. v. CLS Bank International 事件最高裁判決が規定した発明概念 (inventive

⁵¹ 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 10 月 5 日)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20181005-4.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁵² 「JETRO NY 知財ニュース (2018 年 7 月 11 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Ipnews/us/2018/20180711.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

concept) という要件を、特許適格性の判断基準から外すことを明確化する。

自動的な出願公開制度を廃止し、特許出願人が要望した場合のみ出願公開を行う。

裁判で特許権侵害が認定された場合は、特許権者は回復不可能な損害を被ったものと推定する。

このほか、2018 年 7 月にも、発明者の権利を強化することを目的とした「Inventor Protection Act」(H.R. 6557) が下院に上程されたが⁵³、現時点において、これらの法案の成立の見込みは立っていない。

(b) 商標・著作権関連

商標及び著作権に関する制度改正の動向を以下に紹介する。

(i) 商標手続に関する資格要件の追加⁵⁴

USPTO は、2019 年 7 月 2 日、連邦規則を改正し、法的永住権又は主要な事業所を米国外に有する商標出願人、商標権者又は商標レビュー手続の当事者が USPTO に対して行う全ての商標手続は、「米国弁護士の資格を有する者に代理されなければならない」との要件を追加した。本規則は 8 月 3 日から適用されている。

USPTO によれば、本改正は海外（特に中国）からの不適切な商標出願の増加に対応するためのものであり、本改正によって商標出願の正確性が向上することが期待される。

(ii) 「不適切な商標見本」に対する異議申立て⁵⁵

米国では商標の使用主義が採られているため、出願の際に商標見本を提出する必要がある、「不適切な商標見本」の提出がしばしば問題となっていた。

そこで、2018 年 3 月、USPTO は、第三者が「不適切な商標見本」であることを報告するための手続として、E メールを利用した試行プログラムを開始した。

本プログラムによれば、ある商標見本が、USPTO に提出するただけに創作されており、実際には商標が使用されていない可能性がある場合、誰でも公開後 30 日以内に E メールで USPTO に異議を申し立てることができる。

⁵³ 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 8 月 3 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20180803-2.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁵⁴ 「JETRO NY 知財ニュース(2019 年 3 月 18 日、7 月 3 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190318-2.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190703-1.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

⁵⁵ 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 3 月 21 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20180321_3.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

(iii) 「Fair Licensing Access for Government Act」(S.963 : FLAG 法案)⁵⁶

2019年4月1日、商標関連法案「Fair Licensing Access for Government Act」が上院に上程され、現在審議中である。

この法案は、州、地方自治体などが、旗、紋章などの公式記章 (official insignia) を連邦商標として登録できるようにするために、連邦商標法 (ランハム法) の改正を提案するものであり、USPTO や国際商標協会 (International Trademark Association : INTA) もこの法案を支持している。

(iv) 模倣品及び海賊版対策⁵⁷

トランプ大統領は、2019年4月3日、模倣品及び海賊版の不正売買問題への対応に関する大統領覚書を公表した⁵⁸。

この中で、大統領は、国土安全保障省長官に対し、商務省長官と協力のもと、また、他の政府関係機関と協議の上で、本覚書から210日以内に、模倣品及び海賊版の不正売買に関する状況及び勧告をまとめた報告書を作成し、大統領に提出するよう指示した。この報告書の作成に際し、大統領が作業を命じた項目は以下のとおりである。

- ①模倣品及び海賊版の製造地、不正売買された模倣品及び海賊版の種類についてデータ分析を行い、模倣品及び海賊版の輸入販売を行うために仲介業者 (オンラインマーケット業者、運送業者等) がどのように利用されているかを把握するとともに、模倣品及び海賊版の不正販売を促進する要因を特定する。
- ②仲介業者の既存のポリシー及び手続を評価し、オンラインマーケット業者を介して売買される物を含め、模倣品及び海賊版の輸入販売を最も効果的に抑制している企業の取組みを特定する。
- ③模倣品、海賊版の不正売買に対する法の執行を効果的に推進できる方策を特定する。
- ④仲介業者が模倣品及び海賊版の輸入販売を行わないようにするために当局が提供し得る適切なガイダンスを特定する。
- ⑤当局が、知的財産権保有者、消費者、仲介業者と模倣品及び海賊版の情報を有効に共有できるような方策を特定する。
- ⑥模倣品及び海賊版の不正売買をより効果的に検知し、差止め、起訴できるよう、現在及び将来にわたる当局のリソース上のニーズを評価し、適切な勧告を行う。

⁵⁶ 「JETRO NY 知財ニュース(2019年4月10日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190410-2.pdf [最終アクセス日 : 2020年1月27日]

⁵⁷ 「JETRO NY 知財ニュース(2018年4月10日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20190410-3.pdf [最終アクセス日 : 2020年1月27日]

⁵⁸ <https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/memorandum-combating-trafficking-counterfeit-pirated-goods/> [最終アクセス日 : 2020年1月27日]

(v) AI 関連の知的財産政策に関する意見募集

AI 関連発明に関する意見募集に続いて、USPTO では、2019 年 10 月 30 日から 12 月 9 日にかけて、AI に関する知的財産保護についての意見募集も行った⁵⁹。

これは、AI 関連の知的財産政策（特許を除く）について、さらなるガイドラインが必要かどうかを評価することを目的として実施されたものである。

意見募集にあたり、USPTO が関心のある事項として提示した論点は以下のとおり。

- ① 自然人の貢献なしに、AI アルゴリズム・プロセスによって創作された著作物は、米国著作権法の下で保護可能な著作物とされるべきか。
- ② 著作物が著作権保護の対象となるためには、自然人の関与（involvement）が必要であると仮定した場合、どういった関与があれば十分であるといえるか。また、AI によって創作された著作物の「著作者」と見なされるために、自然人がなし得る他の貢献はあるか。
- ③ AI アルゴリズム・プロセスが、著作権で保護された大量の資料を学習（ingesting）することにより形成されたものである場合、既存の制定法上の文言（例えばフェアユース）及び関連する判例法は、そのような著作物の利用の適法性の問題に十分に対応しうるか。
- ④ 著作権侵害に関する現行法の規定は、AI プロセスが他者の著作権を侵害する著作物を創作するような状況に十分に対応するものとなっているか。
- ⑤ 自然人以外の企業や団体は、AI による作品の著作権を保有できるか。例えば、著作物を創作する AI プロセスに訓練を施した企業は、その著作物の所有者となれるか。
- ⑥ AI の利用に関して著作権法の目的を推進するために取組むべき他の問題はあるか。
- ⑦ 商標調査における AI の活用は、商標の登録可能性に影響を及ぼすか。
- ⑧ AI は商標法にどのような影響を与えるか。既存の制定法上の文言は、市場における AI の利用に対処するのに十分といえるか。
- ⑨ AI はデータベースやデータセットの保護の必要性にどのような影響を与えるか。既存の法律はそうしたデータを保護するために十分といえるか。
- ⑩ AI は営業秘密保護のための法律にどのような影響を与えるか。営業秘密保護法（Defend Trade Secrets Act）は、市場における AI の利用に十分対応できるか。
- ⑪ 営業秘密の保護と、AI に関する特許・著作権等の知的財産権取得との適切なバランスを確保するために、何らかの法律、政策又は規則を変更する必要があるか。
- ⑫ USPTO が検討すべき、知的財産権に関するその他の AI 問題（特許に関するもの以外）はあるか。
- ⑬ 他国知財庁の政策・運用、又は他国の法制度で、AI に関する USPTO の政策・運

⁵⁹ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2019-10-30/pdf/2019-23638.pdf> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]
また、「JETRO NY 知財ニュース(2019 年 10 月 30 日)」も参照。
https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2019/20191030.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

用（特許に関するもの以外）の参考になるものはあるか。

（３）USPTO／USTRの動向

（a）2020年までの戦略計画

USPTO は、2018 年 11 月 29 日、「2018 年～2020 年の戦略計画（2018-2022 Strategic Plan）」を公表した⁶⁰。同計画に目標として掲げられている項目は以下のとおりである。

- ・信頼できる知的財産権の付与
- ・予想されるワークロードに対する特許、商標の審査能力の適正化
- ・情報技術（IT）の最新化
- ・顧客サービスの向上
- ・職員による目的指向と品質重視指向の促進
- ・国外における知的財産権の保護
- ・議会及び裁判所によるダイナミックな知財問題の監視と対応
- ・持続可能な資金調達システムの維持
- ・知的財産ポリシーの開発

さらに、この計画期間中、USPTO では下記の 3 つの戦略的目標と 1 つのミッションサポート目標を通じて前進を続けると宣言した。

目標Ⅰ：特許の品質と適時性（Timeliness）を最適化すること

目標Ⅱ：商標の品質と適時性を最適化すること

目標Ⅲ：世界の知的財産政策、権利行使、権利保護を向上するため、国内及びグローバルなリーダーシップを提供すること

ミッションサポート目標：卓越した組織性を実現すること

（b）対中国政策

近年、米国政府は中国による大規模な技術移転の促進や機密情報の不当取得について懸念を強め、対応策を検討している。以下にその概要を紹介する。

⁶⁰ https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/USPTO_2018-2022_Strategic_Plan.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

(i) トランプ大統領による行政措置の発表 (2018 年 3 月) ⁶¹

2018 年 3 月 22 日、トランプ大統領は中国の不公平な貿易慣行に対処するための行政措置を発表した。概要は以下のとおりである。

米国通商代表 (USTR) に対し、関税に関する製品リスト案と関税引き上げ案を発表するよう指示した。

USTR に対し、中国の差別的な技術ライセンス慣行に対処するため、WTO における紛争解決手続を求めるよう指示した。

財務長官に対し、米国にとって重要な産業・技術に関する中国からの投資に関する問題に対処するよう指示した。

また、USTR は、中国の知的財産の盗用問題等に関する通商法 301 条に基づく調査の結果、以下のような結論を出した。

中国は、米国企業から中国企業への技術移転を進めるために、合弁要件、株式制限、投資制限を含む外国による所有制限 (foreign ownership restrictions) 策を講じているほか、技術移転を要求するため行政審査を利用しており、これによって、米国の投資価値・技術価値・米国企業のグローバル競争力が損なわれている。

中国は、米国企業の投資活動や事業活動に対し、技術ライセンスに関する制限を含む実質的な制限を課しており、これにより米国の技術所有者は、技術移転に際して市場ベースの条件で交渉する能力を奪われている。

中国は、米国企業に対する組織的投資・買収を指示・促進し、中国企業に最先端技術と知的財産を取得させたり、重要産業の大規模な技術移転を促進したりしている。

中国は、米国企業のコンピュータネットワークへの不正侵入を実施・援助しており、これにより中国政府は、企業の機密情報 (知財・営業秘密・技術データ、交渉状況等) に不正にアクセスし、これらを利用して、科学技術の進歩、軍事的近代化、経済発展などの戦略的目標を設定している。

(ii) 通商標第 301 条に基づく調査報告書の改訂版公表 (2018 年 11 月) ⁶²

2018 年 11 月 20 日、USTR は中国の技術移転・知的財産問題に対する監視・執行活動の一環として、中国の技術移転・知的財産・イノベーションに関する法令、政策及び慣行についての通商法第 301 条に基づく調査報告書 (2018 年 3 月公表) の改訂版を公表

⁶¹ 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 3 月 23 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20180323.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

⁶² 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 11 月 26 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20181126-2.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 27 日]

した。報告書の概要は以下のとおりである。

中国は、2018 年 3 月の 301 条報告書での指摘、及び米国との度重なる会談にもかかわらず、行動や政策を改めておらず、むしろ、更なる不合理な行為を行っている。

中国は米国の商用コンピュータネットワークへの不正侵入を継続しており、これによって、中国政府は、技術情報、営業秘密、ビジネス上の機密情報等を不当に取得している。

(c) その他

(i) 「Small Business Innovation Protection Act」(中小企業イノベーション法)⁶³

「Small Business Innovation Protection Act」(S. 791) は、2018 年 7 月 18 日に上院で、同 9 月 25 日に下院で、それぞれ可決され大統領に送付された。

この法案は、中小企業庁と USPTO に対して、米国の内外での特許権の取得に関する対面方式又はオンライン方式の研修資料を共同で開発するよう義務付けることや、中小企業開発センターの特許関連情報を増やすことを提案している。

(ii) 標準必須特許 (SEP) の救済に関する政策声明⁶⁴

米国特許商標庁 (U.S. Patent & Trademark Office : USPTO)、米国国立標準技術研究所 (National Institute of Standards and Technology : NIST)、及び司法省反トラスト局 (U.S. Department of Justice, Antitrust Division : DOJ) は 2019 年 12 月、「標準必須特許 (Standards-Essential Patents : SEP) の救済に関する政策声明⁶⁵」(2019 年政策声明)を公表した。

当該政策声明は、技術革新及び産業競争力の促進のために、標準必須特許が侵害された場合に認められるべき適切な救済の範囲についての USPTO、NIST、及び DOJ 反トラスト局の関係政府機関における共通見解を示すものと指摘され、2013 年に USPTO と司

⁶³ 「JETRO NY 知財ニュース(2018 年 10 月 5 日)」

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2018/20181005-3.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 1 月 27 日]

⁶⁴ 柳澤、笠原「USPTO、国立標準技術研究所、司法省、SEP の救済に関する政策声明を公表」(JETRO NY 知的財産部、2019 年 12 月 23 日)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnews/us/2019/20191223.pdf [最終アクセス日 : 2020 年 2 月 4 日]

⁶⁵ 「POLICY STATEMENT ON REMEDIES FOR STANDARDS-ESSENTIAL PATENTS SUBJECT TO VOLUNTARY FRAND COMMITMENTS」(December 19, 2019)

<https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/SEP%20policy%20statement%20signed.pdf> [最終アクセス日 : 2020 年 2 月 4 日]

法省反トラスト局が公表した「SEP の救済に関する政策声明⁶⁶」（2013 年政策声明）に代替するものと位置付けられている。

2013 年政策声明は「FRAND 宣言がなされた標準必須特許に関する侵害事件では、通常の特許権侵害の場合とは異なる特別な法制が適用され、差止めや他の排他的救済が利用できない」旨を示唆するものであるとの誤解が生じているとも指摘されている。そのような状況は、特許制度のバランスを害する可能性があり、ひいては技術革新や動的市場競争に損なうおそれがある。そこで、USPTO と DOJ 反トラスト局は、2013 年政策声明を撤回し、今般、NIST を加えて新たに 2019 年政策声明を公表し、当該政策声明では、「標準必須特許の所有者による FRAND 宣言は、侵害の際に適切な救済措置を決定するための一要素」に過ぎず、「事件に関する事実を鑑みて特段の事情がない限り、標準必須特許に関する侵害訴訟においても、通常の特許侵害訴訟と同様に、差止めを含む全ての救済が認められるべきである」との当局の見解が明確化されていると評価される。

（４）まとめ

現在、米国では特許法 101 条（特許適格性）の法改正をめぐる動きが活発化している。特許適格性の問題は、特許付与の可否や無効理由に影響を与えるものであり、日本企業も少なからず影響を受ける可能性があるため、今後の動向が注目される。また、AIA レビューにおけるクレーム解釈基準が改正されたことで、レビュー審理においてクレームが狭く解釈され、従来よりも特許を無効化しにくくなることも予想される。

また、現在、連邦議会では、医薬品の価格を低減させることを目的とした様々な法案の審議が行われているところである。これらの法案の多くは、先発医薬品に係る特許権の行使に制約を加えることで後発医薬品の参入を促そうとするものであるため、法案が成立した場合、日本の先発医薬品メーカーも影響を受けるおそれがある。

このほか、米国は、模倣品・海賊版対策や、中国による技術情報の不正取得に対する措置等、対外的な知的財産政策にも積極的に取り組む姿勢を強めていることも注目に値するであろう。

⁶⁶ 柳澤、笠原「Delrahim 司法省反トラスト局長、司法省と USPTO が 2013 年に共同発表した SEP の救済に関する政策声明を撤回すると発言」（JETRO NY 知的財産部、2018 年 12 月 27 日）によれば、2013 年政策声明に関して、「2013 年の政策声明には、FRAND 宣言がなされた標準必須特許に基づく差止命令や排除命令が競争環境や消費者に与える影響に対する懸念が示されており、標準技術の実施者が FRAND 条件でライセンスを受けることを拒んでいない場合には、標準必須特許を保有する権利者の排他権（差止請求 権等）が公共の利益の観点から制限される可能性がある旨が記載されている。他方、同声明には、実施者が FRAND 条件でのライセンスを拒否する場合や、ライセンス交渉の席につかない場合などには、差止命令や排除命令が適切な救済となりうる点も記載されている」と報告されている。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_lpnews/us/2018/20181227-2.pdf [最終アクセス日：2020 年 2 月 4 日]

3. 中国の知的財産権に関する制度動向

(1) 商標法改正⁶⁷

(a) 背景

中国での商標出願件数が膨大であり、中には使用意図のない商標の登録出願や他人の商標の抜駆け登録等が多く含まれ、重大な問題となっていた。

2019 年 4 月 23 日、第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議で可決され、2019 年 11 月 1 日より施行されている。

(b) 主な改正内容

(i) 悪意の商標登録出願の抑制

使用を目的としない悪意の商標登録出願を、拒絶理由（4 条 1 項）、異議申立ての理由（33 条）及び無効理由（44 条 1 項）として明文化した。これに付随して、悪意による商標登録出願の抑制のため、これに係る商標登録出願手続の代理業務を行う専門事務所（中国語で「代理機構」と表現されている。）の注意義務を明文化した（19 条 3 項）。また、前記の義務に違反した代理機構による悪意による商標登録出願の代理、及び出願人の悪意による商標登録出願を行う行為を行政処罰の対象とした（68 条 1 項 3 号、同 4 項）。

(ii) 賠償額の引き上げ

商標専用権を侵害した賠償額について、悪意侵害があり、情状が特に重大である場合、その範囲は、通常の商標専用権侵害の場合に用いる算定方法（順に、①侵害による実際の損失、②侵害者の侵害により得られた利益、③商標許諾料の倍数）により確定した賠償額の 1 倍以上 3 倍以下から 1 倍以上 5 倍以下へ（63 条 1 項）と、その上限が引き上げられた。また、法定損害賠償金の上限も、300 万元から 500 万元に引き上げられた（63 条 3 項）。

(iii) 侵害品等の廃棄命令

商標を偽造、冒用した商品及びその製造に用いる材料、道具に対する取締措置を強化するため以下のような規定を設けた。法院が商標権紛争案件を審理する場合、権利者の請求により、商標を偽造、冒用した商品について、特別な事情を除き、廃棄処分を命ず

⁶⁷ 中国中央政府の HP

http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

ることができ、主に商標を偽造、冒用した商品を製造するための材料、道具の破棄を命ずることができ、且つこれについて補償行わず、或は特殊な場合において、前記材料、道具の商業ルートへの流入を禁止し、且つこれについての補償を行わないと規定した(63条4項)。また、商標を偽造、冒用した商品について、単に偽造、冒用した商標を取り除いただけでは商業ルートに流入させることができないとした(63条5項)。

(2) 専利法改正⁶⁸草案

(a) 背景

専利法は、2015年7月に国家知識産権局により作成された第4回改正法案が国務院に送付されて以来2019年1月4日に立法機関である全国人民代表大会常務委員会の審議を経て、最終段階の改正法案に対する意見募集が行われた。

最終段階の改正法案には、懲罰的損害賠償が新たに導入され(72条)、職務発明に関する条項が改正され(6条)、信義則に関する規定の創設(20条)、専利実施に係るライセンス規定の修正(49条～52条)等が盛り込まれている。

なお、2015年段階での改正法における部分意匠に関する規定や間接侵害に関する規定は最終段階の改正法案では削除されている。

(b) 主な改正内容

(i) 賠償額の引き上げ(2019年1月専利法修正案72条)

懲罰的損害賠償の倍数を引き上げている。適用要件については、2015年7月の国家知識産権局(CNIPA)により作成された改正案の段階で限定的に「人民法院は権利侵害行為の情状、規模、損害の結果等の要素に基づいて」を、2019年1月の全人代の審議を経て「情状が重大である場合」に修正され、倍数が2015年の国家知識産権局案の「1倍以上3倍以下」から2019年の全人代案の「1倍以上5倍以下」に引き上げられた。

また、法定賠償額も国家知識産権局が作成した改正法案の段階の「1万元以上100万元以下」から、全人代の審議を経て「10万元以上500万元以下」に引き上げられている。

(ii) 信義誠実の原則(2019年1月専利法修正案20条)

専利の出願及び専利権の行使においては、信義誠実の原則に従わなければならない。専利権を濫用して公共の利益と他人の正当な権利を阻害し、又は競争を排除・制限し

⁶⁸ 中国の全国人民代表大会の HP

<http://www.npc.gov.cn/npc/c35674/zlfxzaca.shtml> [最終アクセス日：2020年1月27日]

てはならない。

(iii) 専利の実施及び利用の促進

オープンライセンス（中国語で「開放許可」と表現されている。）制度を新設した。公的サービスを通じて専利技術の需要側と供給側との間の情報の非対称性問題を解決し、取引コストを削減し、専利の実施と運用を促すことを目的とする（49 条 1 項）。

専利権者は、CNIPA に対して他人に専利を実施させる意思があることを表明し、実施料の支払方法や算定基準を明らかにする。ただし、実用新型専利と外観設計専利を念頭にオープンライセンスの宣言を行う場合、専利権評価報告を提出しなければならない（50 条 1 項）。専利権者がオープンライセンスを撤回する場合、これを書面により提出しなければならない、CNIPA はこれを公告する（50 条 2 項）。

オープンライセンス宣言がなされた専利の実施を欲するいかなる機関や個人は、書面方式により専利権者に通知し、公告されたライセンス使用料の支払方法、基準に基づいてライセンス使用料を支払い、専利実施のライセンスを獲得する（51 条 1 項）。オープンライセンス期間中において、専利権者は当該専利に対して独占或は排他的なライセンスを設定してはならない（51 条）。

職務発明に係る専利権の実施及び利用を促進するために、使用者等の専利を受ける権利及び専利権の処分権を規定するとともに、従業者等に対する奨励についても明記した。具体的には、専利を受ける権利又は専利権を得た使用者等は、法規定に従ってこれらの権利を処分することができ、財産権インセンティブを付与し、株、新株引受権、利益分配等の方法を取ることで、従業者等にイノベーションによる新たな利益を共有させることができると規定している（6 条 1 項後段）。

(iv) 専利権の強化

2019 年 1 月の全人代修正案において、同一専利権に係る案件の集中処理（70 条）及び、インターネットに係る事案におけるプロバイダの責任範囲について明記した（71 条）。

また、立証責任については、人民法院は損害賠償額を確定するために、権利者が既に可能な限り挙証し、侵害行為に関連する帳簿、資料が主に侵害者に掌握されている場合には、侵害者に対して関係する帳簿、資料の提出を命ずることができ、侵害者をこれを提出しない又は虚偽のものを提出した場合、人民法院は権利者の主張と権利者が提出した証拠に基づいて賠償額を算定できると規定した（72 条 4 項）。

(v) CNIPA 専利法改正案からの主な変更点

2015 年 7 月の CNIPA 修正案で規定していた部分外観設計（CNIPA 修正案 2 条）に関する規定が、2019 年 1 月の全人代修正案では削除された。

CNIPA 修正案で規定していた專利行政部門による專利權侵害の取締りや罰金規定が全人代修正案で削除されている。具体的には、CNIPA 修正案において、專利行政部門は集団による專利權侵害、反復侵害等市場競争秩序を乱す故意の專利權侵害行為について取り締まることができ、侵害者の侵害行為に対して即時の停止を命じ、專利侵害品、専ら侵害品の製造或は侵害方法に用いる部品、道具、金型、設備等の没収、破棄を行うことができ、違法に得た売上げが 5 万人民元以上の場合はその金額の 1 倍以上 5 倍以下の罰金、売上げがないか違法に得た売上げが 5 万人民元以下である場合は 25 万人民元以下の罰金に処することができる」と規定していた（CNIPA 修正案 60 条 2 項）が、全人代の審議によりこの部分が削除された。

また、国の標準策定に参加した專利權者が、その策定過程において自ら保有する標準必須專利を披露しなかった場合、当該標準の実施者にその專利技術の実施を許諾したものとみなすと規定していた（CNIPA 修正案 82 条）が、全人代の審議後の專利法修正案では削除された。

（vi）その他

外觀設計專利について、中国を第一国として專利申請を行ってから 6 か月以内に同一專利に関する專利申請を行った場合に優先権を有すると規定し、外觀設計專利の国内優先権制度を新設した（30 条 2 項）。

また、專利權の保護期限のうち、外觀設計專利について、申請日より起算して 15 年と、その保護期間を延長した（43 条 1 項）。

さらに、医薬品專利の延長登録制度（43 条 2 項）を新設し、創新医薬品の商業ルートへの流入に向けた評価や批准に必要な時間の補償のため、中国の域内外で同時に商業ルートへの流入を申請した創新医薬品の發明專利について、國務院はその專利權の期限の延長を決定できると規定した。延長期限は、5 年を超えず、創新医薬品が商業ルートに流入してからの專利權の総有効期限は 14 年を超えないと定められている。

（3）反不正當競争法⁶⁹改正

（a）背景

反不正當競争法は、1993 年に施行されて以来、国内外の情勢の変化に伴い、營業秘密や知的財産權等に対する法的な保護の強化が図られ、2017 年に初めて改正された。その改正において、インターネット分野における不正競争行為の追加や營業秘密の保護等に関する改正を行った。

その後、中国政府は營業秘密の保護に対する法的保護の更なる強化等のビジネス環境

⁶⁹ 中国中央政府の HP

http://www.gov.cn/xinwen/2019-04/23/content_5385561.htm [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

の改善を重視する姿勢を見せた形で 2019 年に再度法改正を行った。

現行反不正当竞争法は、2019 年 4 月 23 日、第 13 回全国人民代表大会常務委員会第 10 回会議で可決され、即日施行されたものである。

(b) 主な改正内容

(i) 営業秘密の範囲の拡大

商業情報という概念を「技術情報」と「経営情報」を含む上位概念として位置づけ、更に「経営情報等」とすることにより、営業秘密の範囲を拡大させた。改正後、この法律における営業秘密とは「公衆に知られていない、商業的価値を有し、且つ権利者が関連の秘密保持措置をとった技術情報、経営情報等の商業情報をいう」とした(9 条 4 項)。

(ii) 営業秘密を侵害する行為類型の拡大

技術の発展に伴うハッカーやクローリング等による営業秘密の漏洩を反不正当竞争法でカバーしていくため、電子侵入手段を利用して他人の営業秘密を獲得する行為を営業秘密の侵害行為の 1 つの行為類型として定めた(9 条 1 項 1 号)。また、営業秘密侵害行為に対する教唆、誘惑、幫助等の間接的な侵害行為も営業秘密の侵害行為類型として明文化した(9 条 1 項 4 号)。

(iii) 営業秘密を侵害する行為主体の拡大

営業秘密を侵害する行為主体について、事業者のみならずその他の自然人、法人及び非法人組織にまで拡大した(9 条 2 項)。

(iv) 権利侵害行為に対する厳罰化

懲罰的損害賠償制度を導入し、悪意ある営業秘密の侵害行為について、情状が重大である場合、権利侵害により受けた損害又は権利侵害者が獲得した利益の 1 倍以上 5 倍以下の損害賠償額の判断ができるとした(17 条 3 項)。なお、この懲罰的損害賠償は、他の不正競争行為に係る損害賠償の判断にも適用される。

また、法定賠償の上限金額を 300 万元から 500 万元に引き上げ、行政処罰を強化し(17 条 4 項)、不正競争行為の停止及び過料に加え違法所得の没収を規定した(21 条)。

(v) 権利者の立証責任の緩和

民事訴訟手続における権利者及び被疑侵害者の立証責任に関する規定を反不正当竞争法において明文化し、権利者側の立証責任を一定程度緩和した(32 条)。

具体的には、営業秘密の保有者は初歩的な証拠を提出し、自ら主張する営業秘密に適切な管理措置を施していることを証明し、且つ合理的に営業秘密が侵害されていることを示し、被疑侵害者は権利者が主張する営業秘密が反不正競争法で定める営業秘密でないことを証明しなければならないと規定した（32 条 1 項）。

（4）著作権法⁷⁰改正

（a）背景

中国の著作権法は、1990 年に制定され、2001 年と 2010 年の 2 回に亘って改正を行ったが、著作権登録など極めて限られた部分的な改正にとどまっていた。その後、デジタル技術やインターネット技術の飛躍的な発展により、著作者の利益の保護及び利用者の利便性の向上の問題が益々顕著になり、2011 年に第 3 回の法改正の作業を始めた。

第 3 回の法改正に係る修正案は、國務院法制弁公室が版權局の著作権法改正草案に基づいて 2 回のパブリックコメントの募集を経て、國務院の審議に入っている段階であり全人代の審議過程に入っていない状況である。以下では、國務院における審議段階の修正案に基づいて改正内容をまとめている。

（b）主な改正内容

（i）著作権の権利体系の統合

17 種類の著作権を 13 種類の著作権に統合する。修正権、放映権、撮影権、編制権を削除し、その内容をそれぞれ作品完全保護権、演出権、改編権と複製権に統合させる。ラジオ放送権を放送権に修正し非双方向伝達の著作物にも適用する。隣接権の部分において、演出家の貸与権及び演出の視聴に対する報酬請求権を追加し、録音制作者に対して演出や放送の方式による利用に対する報酬請求権を追加し、放送事業者が有する権利を禁止権から許諾権に変更する。

（ii）利用と著作権者利益の保護

教科図書用（送審稿 47 条）、報道のための転載（送審稿 48 条）、放送用（送審稿 49 条）とする場合、事前に著作権者の許諾を得ることなく著作物を使用できるが、条件を明確に示した。具体的には、同 50 条において、初めて使用する前に著作権集中管理組織において登録を行うこと（50 条 1 項 1 号）、著作物を使用する際に著作者の氏名或は名称、著作物の名称と出典を明記すること（同 2 号）、著作物を使用後 1 か月以内に国

⁷⁰ 中国中央政府の HP

http://www.gov.cn/foot/2014-06/06/content_2695611.htm [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

務院著作権行政管理部門が制定した基準に基づいて使用料を支払うこと（同 3 号）等を定めた。

（iii）賠償額の引き上げ

著作権或は著作隣接権侵害による損害賠償額を算定する際に、権利者は実際の損失、侵害者の違法所得、ライセンス料の合理的な倍数或は 1 万人民元以下金額から選択することができる（送審稿 76 条 1 項）。

また、2 回以上の故意侵害の場合、法院は 76 条 1 項により算定した金額の 2 倍から 3 倍において賠償額を算定できると定めた（同 2 項）。さらに、法院が賠償額を算定する際に、権利者が侵害行為を抑止するための合理的な支出も含むべきと規定している（同 3 項）。

（5）技術輸出入管理条例⁷¹

（a）背景

2018 年 3 月末に公表された米国通商代表部（USTR）による 1974 年通商法 301 条の調査報告書において、技術輸出入管理条例等の中国の技術ライセンス規則により、中国国内企業に比べ米国企業が差別的に扱われていると問題視されていたことから改正された。

これを受け、2019 年 3 月 15 日に外商投資法が、第 13 回全国人民代表大会第 2 回会議を通過し、2020 年 1 月 1 日に施行された。当該法律の 22 条 2 項によれば、中国は外商による投資の過程において、自発の原則及び商業ルールに則った技術協力の展開を奨励し、行政機関及びその職員は行政的な手段を利用して技術移転を強要してはならないと定めた。これに基づいて、技術輸出入管理条例は、技術輸入契約に係る部分の条項を

⁷¹ 日本貿易振興機構（JETRO）の HP

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/03/7e0b87e5e6a0fcff.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

修正し、行政が技術に係る契約内容への関与を内容とする条項を削除した⁷² 73。

この条例は、2019年3月18日、中国国務院の「国務院が一部の行政法規を改正することに関する決定（国務院令第709条号）」により公布し、即日施行された。

（b）主な改正内容

（i）譲渡者の瑕疵担保責任と賠償責任に関する規定を削除

改正前の技術輸出入管理条例の24条では、技術契約における譲受人が契約の約定に基づいて譲渡人が提供する技術を使用する際に、他人の合法的な権益を侵害する場合、譲渡人がその責任を負うと規定していた。一方、契約法（中国語では、「合同法」と表現される。）353条では、譲受人が約定により専利を実施し、技術秘密を使用し他人の合法的な権益を侵害した場合、その責任は譲渡者が負い、当事者間で別途約定がある場合は除くとしている。技術輸出入管理条例の24条を削除することにより、契約法の規定を適用し、技術輸入契約時の当事者間の平等と私的自治の原則を表しているとされている。

（ii）技術改良成果の改良者への強制帰属に関する規定を削除

改正前の技術輸出入管理条例の27条では、技術輸入契約の履行中に、技術改良の成果は改良者に帰属すると規定し、技術譲渡者と技術改良者（契約上の譲受人）との協議の機会を奪っているとした。一方、契約法の354条では、当事者は互恵の原則に基づき、技術移転契約において専利の実施、技術秘密使用後の技術成果の共有方法について約定することができ、約定が存在しないか不明確である場合や、契約法の61条の規定によっても確定できない場合、その後の一方による改良技術成果をその他は共有できないと規定している。条例の27条を削除することにより、ストレートに契約法を適用す

⁷² 当該条例改正の実務上の留意点に関して、「実際に紛争が生じる場合、裁判所は果たして当事者自治を尊重し、競争法の角度から判断を下すことができるかについては今後の法執行の動向を見守る必要がある。とりわけ、この改正により当然に外国企業に対するバイアスが除去されたかは今後の運用次第ということになる。また、中国に技術輸出をしようとする日本企業にとって、ライセンス契約の交渉・ドラフト段階において、中国の現行法規における関連規定を理解し、専門家による競争法視点からのアドバイスを受ける必要がある。」との指摘がある。新井敏之，李可斐「米中貿易摩擦と中国技術輸出入管理条例の改正—その内容と実務上の留意点」（PAUL HASTINGS, 2019年4月）

[https://www.paulhastings.com/docs/default-source/PDFs/final_stay-current-米中貿易摩擦と中国技術輸出入管理条例の改正-その内容と実務上の留意点\(4232191_2\).pdf](https://www.paulhastings.com/docs/default-source/PDFs/final_stay-current-米中貿易摩擦と中国技術輸出入管理条例の改正-その内容と実務上の留意点(4232191_2).pdf) [最終アクセス日：2020年1月31日]

⁷³ 当該条例改正の外国企業への影響に関して「これらの強行規定は外国企業側にとって負担が大きく、外国企業と中国企業との間における技術提携の大きな障壁となっていた。本改正で上記三つの強行規定が削除されることにより、外国企業側の負担が緩和されることになるが、注意しなければならないのは、技術輸入輸出管理条例以外にも契約法、対外貿易法などの法律や関連する司法解釈にも類似する規定が存在するという点である。そのため、本改正において削除された条項に規定されている行為が、契約法、対外貿易法、関連する司法解釈等の他の法律により依然として制約を受ける場合もある。」との指摘がある。張 華威「中国：技術輸入輸出管理条例の改正を発表～外国企業の負担が緩和」（日本技術貿易株式会社、2019年3月29日）

<https://www.ngb.co.jp/files/pdf5c9df3c46da88.pdf> [最終アクセス日：2020年1月31日]

ることとなる。

（iii）技術輸入契約における制限的な条項を削除

改正前の技術輸出入管理条例の 29 条では、また 7 種類の限定的な規定を設けていたが、これらの規定は契約法 329 条及び最高人民法院の技術契約関連紛争審理に関する法律適用若干問題に関する解釈の 10 においてもなされている。外商投資法において外商投資者の国民待遇に関する規定が設けられている中で、行政法規としての条例の中の制限的な条項を削除し、契約法の技術輸入契約に係る制限的な条項で規定することが妥当であるとされた。

（6）最高人民法院の司法解釈

（a）「最高人民法院商標の権利付与・権利確認の行政案件審理に関する若干問題の規定」（2016 年 12 月 12 日に最高人民法院審判委員会第 1703 回会議を通過し、2017 年 3 月 1 日より施行。法釈〔2017〕第 2 号）⁷⁴

（i）背景

2014 年北京知識産権法院設立後、2015 年に当該法院が新規受理した商標紛争の一審案件が 7545 件に達し、そのうち商標の権利付与・権利確認に係る行政案件が全体の 73% を占め、翌年は 71.5% を占めた。これらの案件は件数が膨大であるだけでなく、社会的に広く注目され、対応する商標法の条文も複数あることから、その判断基準を統一化させるために司法解釈が策定された。

（ii）主な内容

1）案件の類型及び審理の範囲

当該司法解釈の 1 条において商標権の権利付与・権利確認に係る案件の類型について列挙している。

また、同 2 条において審理の範囲について規定しているが、原告の主張内容に基づいて法院の審理の範囲とする基本原則を規定した。ただし、原告が商標評審委員会の段階で主張したが訴訟の中で主張していない事由について、法院が商標評審委員会の裁決に明らかな不当が存在すると認める場合、職権により審理することができる。この場合、法院は当事者に意見を述べる機会を与えなければならない。

⁷⁴ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-34732.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

2) 商標法 10 条について

商標法 10 条は、商標として使用することができない標章について主に公共政策の観点から規定するものであり、商標の権利付与・権利確認の審査における絶対事由である。商標評審委員会は商標取消の審判のプロセスの中で職権によりこれを判断し、何人も当該条文を理由に異議或は無効請求を行うことができ、商標局も当該条項に基づいて登録商標の無効を宣告でき、5 年の除斥期間の制限を受けない。当該司法解釈の 3 条ないし 6 条においてはそれぞれ、商標法 10 条 1 項 1 号の国の名称等と同一又は類似する標章、同 7 号の欺瞞性を有する標章、同 8 号のその他の不良な影響を有する標章、同 2 項の商標の中に地名が含まれる標章についての理解を示した。

3) 立体商標の顕著性についての判断

立体商標は、2001 年の商標法改正において登録可能な商標類型として新設したものである。商標法は立体商標の顕著性の問題について特別に規定を設けていない。司法解釈の 9 条において、一般的な状況において立体商標は特別顕著性を有しないと強調した。実務において商標登録申請者は当該形状がオリジナルである或は自らが最初に使用し始めていたことを顕著性を有する理由とするが、同 2 項では、これらの要素は当然に顕著性を導くものでなく、依然として同 1 項で規定する関連公衆が当該標章を出所を表す印として認識しているか否かを判断基準とすべきと規定している。同 3 項では、使用によって顕著性を獲得した標章について規定した。

4) 馳名商標の保護について

当該解釈では、4 つの条文が馳名商標の保護問題に係る。12 条、13 条では、それぞれ商標法 13 条 2 項及び同 3 項における「混同を惹起しやすい」と「公衆を誤解させ、馳名商標登録者の利益が害されるおそれがある」の判断方法及び考慮要素等について規定した。14 条では、特殊な状況において、商標法 13 条と 30 条の転換適用の問題について規定した。また、25 条では商標法 45 条の「悪意による登録である場合、馳名商標の保有者は 5 年の時間的制限を受けない」における悪意による登録について規定した。

5) 商標法 15 条について

当該解釈の 15 条、16 条は、それぞれ商標法 15 条 1 項と 2 項の規定内容に係る。商標法 15 条は、代理人又は代表者による商標の抜駆け登録に関する規定である。

6) その他

当該解釈の 18 条ないし 23 条では、それぞれ在先権利一般、先にある著作権、氏名、

商号、キャラクター、先使用周知商標との関係性について規定した。

また、同 24 条において、欺瞞手段以外のその他の方法により商標登録の秩序を乱し、公共の利益を損害し、公共資源を不当に占用し、不当な利益を得ていた場合、法院はこれを商標法 44 条 1 項で規定する「その他の不正手段」に属すると判断できると規定した。

同 25 条では、法院が悪意による他人の馳名商標の登録であるか否かを判断する際に、引用商標の知名度、係争商標申請人が係争商標を登録申請した理由及び係争商標を使用した具体的な状況を総合考慮してその主観的な意図を判断しなければならないと規定した。さらに、引用商標の知名度が高く、係争商標登録申請者に正当な理由がない場合、法院は商標法 45 条 1 項で指し示す「悪意による登録」を構成すると推定できると定めた。

**(b) 「最高人民法院インターネット法院における案件審理に関する若干問題の規定」
(2018 年 9 月 3 日に最高人民法院審判委員会第 1747 回会議を通過し、2018 年 9 月 7 日より施行。法釈〔2018〕第 16 号)⁷⁵**

(i) 背景

2017 年 6 月 26 日、中国中央政府は「杭州インターネット法院の設置方案について」を採択し、同年 8 月 18 日に杭州インターネット法院を設置した。その後 2018 年 7 月 6 日に「北京インターネット法院、広州インターネット法院の設置方案について」を採択し、北京、広州においてもインターネット法院を設置した。これらのインターネット法院における判断基準を統一させ、当事者及びその他の訴訟関係者の権益を保護するために、最高人民法院は当該規定を策定した。

(ii) 主な内容

1) 全ての手続のオンライン審理の原則

1 条では、この基本原則について規定し、確実な「インターネット上の紛争のインターネット上の審理」を掲げた。所謂「全ての手続のオンライン審理」は、案件の受理、送達、調停、証拠交換、訴訟前の準備、法廷審理、判決等の訴訟手続をインターネット上で完成させるということである。ただし、当事者の申出或は案件審理の必要に応じて、訴訟手続を部分的にオフライン状態で進めることができるとしている。

⁷⁵ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-116981.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

2) インターネット法院管轄範囲の確定に関する基準

インターネット法院は、所在する市の特定類型のインターネット案件を集中管轄する基層人民法院として位置づけられている。2018年6月30日現在、中国のネットユーザは8.02億人に達しており、そのうちの携帯端末によるユーザが7.88億人であり、ネットユーザ全体の98.3%を占めているという。そこで、全てのインターネットに係る訴訟をインターネット法院で審理することが、合理性や実効性の観点から否定された。

インターネット法院で審理される事案の特徴としては、インターネット環境において生じる案件で、主な証拠もそこで生まれそこに保存されているというものである。

3) インターネット法院管轄の重要な紛争類型

2条によれば、主に6つの類型を重要な紛争類型と定めている。ネット売買契約紛争、ネットサービス契約紛争、ネット金融融資・少額融資紛争、ネット著作権の帰属・侵害紛争、ネット行政案件、上級人民法院の指定管轄の案件である。

4) 協議管轄の仕組み

3条によれば、当事者はこの規定の2条で規定する契約及びその他の財産権に係る紛争の範囲の中で、法に基づき争点と実際に連結点のある場所のインターネット法院を管轄法院として協議約定することができると規定した。

5) 訴訟関連データの接続の仕組み

ここでいう訴訟関連データとは、インターネット法院が具体的な案件審理の過程において、職権により自ら取り出したり当事者の請求により取り出したりする訴訟に係る電子証拠、身分情報及びその他の関連情報をいうものである。

5条の規定によれば、インターネット法院は、インターネット訴訟プラットフォームを構築し、これを当事者がオンライン訴訟活動を展開し裁判官がオンライン上で案件を審理する専用のプラットフォームとしなければならないと明確にしている。

6) オンライン上の訴訟規則

この規定では、民事訴訟法の枠組みに立脚し、民事訴訟法の司法解釈を部分的に調整適用することによりオンライン上の訴訟関連手続の規則を明確にした。具体的には、8条で身分認証の規則、9条で挙証規則、11条で電子データの信憑性認定の規則、12条ないし14条でオンライン訴訟審理の規則、15条で電子送達 of 規則について規定した。

7) 公告送達案件の簡易手続の適用

18 条によれば、公告送達を必要とする事実が明確で、権利義務関係が明らかな簡単な民事案件について、インターネット法院は簡易手続を適用して審理することができる」と規定した。

8) 審級に係る仕組み

「全ての手続のオンライン審理」原則の実効性を保つため、22 条では、当事者がインターネット法院で審理された案件について控訴する場合、第二審法院も原則としてオンライン上の審理方法を取らなければならないと規定した。ただし、当事者のいずれもオフライン状態での審理を求める場合や法院がオンライン上の審理では事実認定や証拠認定を有効になし得ないと判断した場合等においてはオフライン状態での審理を決定することができる」と定めた。

(c)「最高人民法院知識産権紛争における行為保全案件審査に関する法律適用若干問題の規定」(2018 年 11 月 26 日に最高人民法院審判委員会第 1755 回会議を通過し、2019 年 1 月 1 日より施行。法釈〔2018〕第 21 号)⁷⁶

(i) 背景

2012 年に中国の民事訴訟法が改正され行為保全に係る条項が修正されたため、これに合わせて最高人民法院が当該司法解釈を規定した。

(ii) 主な規定

1) 手続上の規定

中国の民事訴訟法 100 条、101 条の規定によれば、緊急の場合の行為保全の請求に対して法院は申請受理後の 48 時間以内に裁定を行わなければならない。これについて、当該司法解釈の 6 条において「緊急の場合」について具体的に例示し、緊急の場合とは「直ちに保全措置を施さないと請求人の利益に損害を及ぼすに足る」状況であると明記した。

2) 考慮要素についての規定

当該司法解釈の 7 条では、行為保全を行う際の考慮要素を 5 つ規定しており、同 8 条

⁷⁶ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-135341.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

ないし 10 条では 7 条の適用のために更に具体的な基準を設けている。そのうち、9 条では実用新型専利と外観設計専利権に基づく行為保全の請求に対して一層厳格な要件を設けており、同 10 条では「補い難い損害」について具体的に規定している。

3) 行為保全請求の錯誤についての取扱い

当該司法解釈の 16 条では、行為保全請求に錯誤があった場合の取扱いにおいて、請求の錯誤の認定は、客観的帰責原則を取ると明記し、一般民事事件において取られている過失帰責との区別を明らかにしている。

また、同 17 条では、行為保全措置の解除について規定し、法院の審理により中国の民事訴訟法司法解釈の 166 条規定の状況であることが明らかな場合、法院は 5 日以内に行為保全の裁定を解除しなければならないとしている。

(d) 「最高人民法院知識産権法廷に関する若干問題の規定」(2018 年 12 月 3 日に最高人民法院審判委員会第 1756 回会議を通過し、2019 年 1 月 1 日より施行。法釈〔2018〕第 22 号)⁷⁷

(i) 背景

2017 年 11 月に、第 19 回中国中央全国改革深化リーダーチーム第 1 回会議で「知的財産裁判領域の改革・イノベーションを強化することに関する若干問題の意見」が審議・通過し、「国家レベルにおける知的財産案件の上訴審理システムの構築を研究する」という方針を固めた。これを受け、最高人民法院は、当該司法解釈を策定した。

(ii) 主な規定

1) 民事案件の類型

当該司法解釈の 2 条 1 号によれば、最高人民法院知識産権法廷では、高級人民法院、知識産権法院、中級人民法院が下した、発明専利、実用新型専利、植物新品種、集積回路デザイン、技術秘密、コンピューターソフト、トラストの第一審民事案件の判決、裁定について上訴案件を審理するとしている。

2) 行政案件についての分類

当該司法解釈の 2 条では、知的財産法廷が受理する行政案件のうち、管轄、当事者、属性等の違いから、権利の有効性に関する行政案件(同 2 号)と行政処罰に係る行政案

⁷⁷ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-137481.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

件（同 3 号）と区別することを明らかにしている。

3) 審級に関する規定

当該司法解釈の 11 条によれば、知識産権法院、中級人民法院が下した既に法律効力の有する案件のうち、同司法解釈 2 条 1 号ないし 3 号に規定する第一審の判決、裁定、調停書について、各レベルの人民検察院が高級人民法院に対して控訴を提起する場合、高級人民法院はこれを最高人民検察院に通知し、最高人民検察院により最高人民法院に提出しなければならないと規定している。これらの案件を最高人民法院知識産権法廷で審理すると定めている。

（e）「最高人民法院技術調査官参加及び知識産権案件訴訟活動に関する若干規定」（2019 年 1 月 28 日に最高人民法院審判委員会第 1760 回会議を通過し、2019 年 5 月 1 日より施行。法釈〔2019〕第 2 号）⁷⁸

（i）背景

北京、上海、広州の知識産権法院において展開されてきた技術調査官制度の試みにより、技術調査官が裁判における補佐的な位置付け、技術調査官が知的財産権案件の審理における手続、職責、効力、法的責任等における問題点を明らかになり、これをまとめて当該司法解釈を策定した。

（ii）主な規定

1) 適用案件の類型

当該司法解釈の 1 条によれば、人民法院は専利、植物新品種、集積回路デザイン、技術秘密、コンピューターソフト、トラスト等の技術的専門性の高い知的財産案件を審理する際に、技術調査官を指名し訴訟活動に参加させることができると規定している。

2) 技術調査官の裁判における位置付け

当該司法解釈の 2 条において、技術調査官が審理補助人員であることを明らかにしており、同 3 条では、知的財産案件の訴訟活動に参加することが決まった（或は変更後）3 日以内に当事者に通知し、当事者に法律に基づいて技術調査官の回避を請求することができることを知らせなければならないと規定している。

⁷⁸ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-154952.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

3) 技術調査官の意見の取扱い

技術調査官の意見は、合議廷が技術事実の認定を行う際の参考とできる（司法解釈 11 条 1 項）が、当該技術事実の認定についての法的責任は合議廷が負う（同 2 項）と定めている。

- (f) 「最高人民法院、最高人民検察院インターネット情報の不正利用、情報ネットワークにおける犯罪活動を幫助する等の刑事案件審理に関する若干問題の解釈」
(2019 年 6 月 3 日に最高人民法院審判委員会第 1771 回会議、2019 年 9 月 4 日に最高人民検察院第 13 回検察委員会第 23 回会議を通過し、2019 年 11 月 1 日より施行。法釈〔2019〕第 15 号)⁷⁹

(i) 背景

2015 年 11 月 1 日に施行された刑法では、286 条の 1、287 条の 1、287 条の 2 を新設し、インターネット安全管理義務の履行を拒絶する罪、情報ネットワークを違法に利用する罪、情報ネットワーク犯罪を幫助する罪について規定した。これを受け、法律適用の正確性や判断基準の統一性を実現し、インターネットに係る犯罪を一層厳しく摘発するために、最高人民法院と最高人民検察院は警察部門等の協力の下、この司法解釈を策定した。

(ii) 主な規定

1) インターネット安全管理義務の履行を拒絶する罪の主体範囲

当該司法解釈の 1 条によれば、刑法 286 の 1 第 1 項で規定する「プロバイダ」とは、ネットワークへの接続、ドメイン名登録の解析等の情報ネットワークへの接続、計算、蓄積、伝達サービス（同 1 号）、情報発信、検索エンジン、即時通信、ネットワーク支払、ネットワーク予約、ネットワーク買い物、ネットワークゲーム、ネットワーク生放送、ネットワークプラットフォームの構築、セキュリティ、広告宣伝、応用商店等の情報ネットワークの応用サービス（同 2 号）、情報ネットワークを利用して提供する電子政務、通信、エネルギー、交通、水利、金融、教育、医療等の公共サービス（同 3 号）と規定している。

⁷⁹ 中国最高人民法院の HP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-193711.html> [最終アクセス日：2020 年 1 月 27 日]

(g)「専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高人民法院の解釈(二)」(2016年1月25日に最高人民法院審判委員会第1676回会議を通過し、2016年4月1日より施行。法釈〔2016〕第1号)⁸⁰

(i) 背景

2009年12月、最高人民法院は「専利権侵害紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈」を公布した。当該司法解釈は、専利権者の利益を保護し、イノベーションを促進する等積極的な役割を果たしたが、その間社会環境が大きく変わった。専利権に係る訴訟案件が急速に増加し、案件も益々複雑化している。これらの問題点を解決するために、この解釈を策定した。

(ii) 主な規定

1) 立証責任の転換

当該司法解釈の27条によれば、権利者が侵害者の得た利益に関する一応の証拠を提出しているが専利権侵害行為に対して当該会計帳簿の提出を命じることができるとし、侵害者が正当な理由なく提出を拒否した場合、又は虚偽の会計帳簿を提出した場合、人民法院は、権利者の主張と提供された証拠に基づいて侵害行為により得た利益を確定することができると規定した。

2) 標準必須専利に係る案件の審理

当該司法解釈の24条において標準必須専利に係る案件の審理について規定している。具体的には、必須専利に関する情報が推奨国家、業界又は地方標準に明記されている場合、人民法院は、当該標準を実施するのに専利権者の承諾が必要ではなく、専利侵害を構成しない旨の被疑侵害者の抗弁を支持しない(同1項)と規定した。

また、必須専利に関する情報が推奨国家、業界又は地方標準に明記されており、専利権者が被疑侵害者との当該専利の実施及び実施許諾に関する条件の基準策定において公正、合理的且つ非差別的な条件での実施許諾義務に故意に違反し、専利実施許諾契約の締結に至らなかった場合、人民法院は、協議中に被疑侵害者の側に明らかな過失がない限り、被疑侵害者による標準の実施行為の停止を求める権利者の主張を支持しない(同2項)と定めた。

さらに、本条2項に定める専利の実施及び実施許諾に関する条件は、専利権者と被疑侵害者間の協議により決定されるものとする規定し、十分な協議を経て合意に至らな

⁸⁰ 中国最高人民法院のHP。

<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-18482.html> [最終アクセス日：2020年1月27日]

い場合、当事者は、公正、合理的且つ非差別的な条件に基づき、専利の革新性の程度、専利が標準において果たす役割、標準が所属する技術分野、標準の性質及び実施範囲、関連する実施許諾条件等を総合的に考慮して、当該実施及び実施許諾条件を決定するものとする（同 3 項）と規定している。

くわえて、同 4 項では、当該司法解釈は、推奨標準必須専利にのみ適用されると明記している。

（7）まとめ

米国との貿易摩擦において、知的財産権の保護に関する問題が指摘される中、近年の中国では、知的財産権の保護の強化を図る法律の改正及び改正作業が多数みられる。この点、中国企業の国際的な技術競争力も高まってきているところ、中国自身が知的財産制度を、イノベーションを促進する上で重要なものとして位置づけていると認められ、例えば、知的財産権の実効性のある保護を実現するための司法システムの改正や損害賠償制度の大幅な見直しがされ、また、インターネット環境の変化に合わせて、知的財産権者の利益保護と利用者の利用環境の整備を考慮した制度整備等がなされており、中国における今後の知財制度の動向については、注視が必要である。

以上

VI. 新興国及び途上国の知財エンフォースメントに関する評価・ベンチマークの分析

1. はじめに

新興国及び途上国における知財エンフォースメントの実態については、日本貿易振興機構による各国の状況調査¹等があり、我が国企業が国際的な事業活動を行う上で有意義な情報となる。一方で、各国の知的財産制度の整備状況やエンフォースメントの体制等には大きな開きがあり、各国の状況を比較することは困難である。この点について、いくつかの団体では知的財産に関する評価を定量的に評価する報告を行っており、これらの指標を俯瞰して分析することにより各国の現状の把握を試みる。また、米国及び EC は、各国の知的財産保護の現状及び課題を検討し、警戒度レベル等を示す報告書を作成しており、これらの結果も参考として検討を行うことが有益と思われる。

そこで、先行報告²でも検討実績があり、知財全般のエンフォースメント³の評価指標として適切と考えられる世界経済フォーラム、ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA)、米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター、財産権連盟、米国通商代表部及び欧州委員会の発行している報告書の評価をベンチマークとして着目して調査を行った。また、調査対象国である新興国及び途上国としては、日本企業の進出状況及び知財保護上の課題等を考慮し BRICs、東南アジア諸国等を中心に着目し、具体的にはブラジル、ロシア、インド及び中国、インドネシア、フィリピン、タイ及びベトナム、並びにウクライナの 9 か国を調査した⁴。

¹ 例えば、以下のようなものがある。特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（日本貿易振興機構（JETRO） バンコク事務所 知的財産部、2017 年 9 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

特許庁委託事業「タイにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2017 年 9 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

² 大熊 靖夫、マトゥリン・リムハッサナイクル、金森 晃宏「東南アジア諸国の知財制度に関する外国政府や諸団体による評価について」パテント 67 巻 13 号 89 頁（2014 年）
https://system.jpaa.or.jp/patents_files_old/201411/jpaapatent201411_089-104.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³ 知財エンフォースメントに関して、TRIPS 協定第 3 部において知的所有権の行使が規定され、通常は知的財産権に基づく民事上及び行政上の手続及び救済措置、国境措置、刑事上の手続等を意味するとされるところ、本稿で取り扱う各団体の報告書における知財エンフォースメントの定義は必ずしも TRIPS 協定上のそれと一致するわけではないと考えられる。実際に米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」では TRIPS 協定上の知的所有権の行使とは異なる意味でも用いられている場合があるとも考えられる。その点を踏まえ、本稿では取り上げた各報告書における知財エンフォースメントについての厳密な定義の精緻な検討には重きを置かず、TRIPS 協定上の知的所有権の行使よりも広くとらえて、知財エンフォースメント評価に関連する各団体の報告書における指標の比較に基づく定量評価の試みに重きを置いて調査を行った。

⁴ 調査内容は原則として 2019 年 10 月時点のものである。

2. 新興国及び途上国の知財エンフォースメントに関する各評価主体の評価・ベンチマーク分析

ブラジル、ロシア、インド、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム及びウクライナの9か国について、知財のエンフォースメントのベンチマークとして世界経済フォーラム「国際競争力報告書」、ザ・ソフトウェア・アライアンス（BSA）「BSA グローバルソフトウェア調査」報告書、米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター「国際知財指標報告書」、財産権連盟「国際財産権指標報告書」、米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」、及び欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」における評価指標を評価主体・報告書ごとにまとめた。

（1）世界経済フォーラム「国際競争力報告書」

「世界経済フォーラム（World Economic Forum：WEF）」⁵は、世界各国の産業界、政界、学界等の指導者が連携し、世界的な議題や世界秩序の改善に取り組む国際機関とされる。1971年、スイスの経済学者クラウス・シュワブ(Klaus Schwab)が設立した「ヨーロッパ経営者フォーラム」が前身であり、スイスの非営利財団としてジュネーブに本部を置く。WEF が毎年発表する報告書のひとつが「国際競争力報告書（Global Competitiveness Report：GCR）」であり、「国際競争力指数（Global Competitiveness Index：GCI）」などにより世界各国の競争力順位を発表している⁶。GCI は、各国の競争力を、国の制度や政策等により規定される当該国の生産力や、国連等の国際機関が公表する資料のほか、WEF が実施するエグゼクティブ世論調査の結果情報等を用いて算出する。なお、エグゼクティブ世論調査は、毎年世界各国の指導者層に対して行われるアンケート調査とされ、2019年版では、2019年1月から4月までの139経済圏の16,000人を超えるビジネスエグゼクティブの意見を収集したとされる。

表には、2019年10月に発行された2019年版報告書⁷に記載された項目のうち、調査対象9か国における「1.15 知財保護」、「1.14 財産権」の値及び「GCI」のスコアを記す。

「1.15 知財保護」、「1.14 財産権」の値は、最低1点、最高7点である。2018年に導入

⁵ 世界経済フォーラムの HP
<https://jp.weforum.org/> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁶ 世界経済フォーラムの HP「報告書」
<https://jp.weforum.org/reports> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁷ World Economic Forum「The Global Competitiveness Report 2019」
http://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

された「GCI 4.0」⁸は、国際経済機関のデータと世界経済フォーラムのエグゼクティブ世論調査のデータの組み合わせから得られた103個の個々の指標(indicator)を組み合わせしており、これらの指標は12の柱(pillar)に分類されている。12の柱は具体的には、「Pillar1. 制度」、「Pillar2. インフラ」、「Pillar3. ICT活用」、「Pillar4. マクロ経済の安定性」、「Pillar5. 健康」、「Pillar6. スキル」、「Pillar7. 製品市場」、「Pillar8. 労働市場」、「Pillar9. 財政制度」、「Pillar10. 市場規模」、「Pillar11. ビジネスの活発さ」、及び「Pillar12. イノベーション能力」である。これらの12の柱は、4つの上位のカテゴリ（Pillar1~4は「有効化された環境」、Pillar5及び6は「人的資本」、Pillar7~10は「市場」、並びにPillar11及び12は「イノベーションエコシステム」）にまとめられている。2019年版は、世界のGDPの99%を占める141の経済をカバーしているとされる。ここでは「GCI」のスコアに加え、それを算出する過程の103の指標のうち、知的財産エンフォースメントに関連性があると考えられる「知財保護」及び「財産権」の各スコアを示している。

なお、データを解釈する際の留意事項として「データを解釈する際には、1~2位の順位の僅かな変化を伴う経済は安定していると考えることが重要である。なぜなら、この僅かな順位の変化はスコアの僅かな変化しか反映しないためである。これは特にランキングの中間で当てはまる。経済のスコアは比較的接近しており、スコアの小さな変化はランクの比較的大きな変化につながる可能性がある。もう1つの重要な考慮事項は、ランク付けが相対的であるため、結果を解釈するときにスコアとランクの両方を考慮する必要がある。」（仮訳）という点が指摘されている⁹。

⁸ 2018年に導入されたGCI 4.0は、1979年の初版以来、毎年各国を評価してきたGlobal Competitiveness Reportで使用されている方法論の4番目で最新の反復(iteration)とされる。GCI 4.0の枠組みは生産性の12の主要な要因、すなわち「柱」である。第4産業革命(4IR)のペースが高まるにつれて重要性が増す要因、つまり人的資本、俊敏性、回復力、革新に重点を置いているとされる。GCI 4.0は「複合インジケータ」であり、その計算は、インジケータレベル（最も分解されたレベル）から全体的なスコア（最高レベル）までのスコアの連続的な集計に基づくとされる。全ての集計レベルで、各測定値はコンポーネントのスコアの平均を取ることによって計算される（詳細な構成と方法論については当該報告書の付録Aを参照）。全体的なGCI 4.0スコアは、12本の柱のスコアの平均であり、合計で、12の柱に103個の指標が分布しているとされる。指標は、国際機関、学術機関、および非政府組織から供給される（仮訳）。World Economic Forum「The Global Competitiveness Report 2019」page 2

⁹ Klaus Schwab、World Economic Forum「The Global Competitiveness Report 2017-2018」page 19 (Published 26 September 2017)
<http://www3.weforum.org/docs/GCR2017-2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2017-2018.pdf>
[最終アクセス日：2019年11月19日]

表：世界経済フォーラム「国際競争力報告書」2019年版

国	知財保護	財産権	国際競争力指標 (GCI)
ブラジル	3.8 (95 位)	3.9 (103 位)	61 (71 位)
ロシア	3.8 (90 位)	3.7 (113 位)	67 (43 位)
インド	4.4 (57 位)	4.4 (65 位)	61 (68 位)
中国	4.5 (53 位)	4.6 (58 位)	74 (28 位)
インドネシア	4.6 (51 位)	4.7 (53 位)	65 (50 位)
フィリピン	4.5 (55 位)	4.5 (61 位)	62 (64 位)
タイ	3.7 (99 位)	4.3 (73 位)	68 (40 位)
ベトナム	3.7 (105 位)	4.0 (98 位)	62 (67 位)
ウクライナ	3.4 (118 位)	3.3 (128 位)	57 (85 位)
全体平均 (141 か国)	—	—	60.7

(2) ザ・ソフトウェア・アライアンス (BSA) 「BSA グローバルソフトウェア調査」

「ザ・ソフトウェア・アライアンス (The Software Alliance : BSA)」¹⁰⁾は、1988 年に発足した「ビジネス・ソフトウェア・アライアンス (Business Software Alliance : BSA)」から 2012 年 10 月に名称変更した団体である。ソフトウェア産業を代表する団体であり、アドビ、アップル、IBM、マイクロソフト、シマンテックなど世界的なソフトウェア企業が会員となっている。ワシントン DC に本部を置き、60 か国以上で活動しており、その取組みは、正規ソフトウェアの使用を促進するコンプライアンス・プログラムや、ソフトウェアに関する教育啓発や政策提言、知財保護活動を行っている。

「BSA グローバルソフトウェア調査」は、BSA が IDC¹¹⁾と協力して世界の 110 以上の国や地域のパーソナルコンピュータにインストールされているライセンスのない不正ソフトウェアの利用率（不正コピー率）と不正ソフトウェアの総額（損害額）などをについて定量的に調査したものである。ここで、不正コピー率は、不正ソフトウェア総数を対象年にインストールされたソフトウェア総数で除算することにより算出される。ここで、不正ソフトウェア総数は、インストールされたソフトウェア総数から正規ソフトウェア総数を減算することにより得られ、正規ソフトウェア総数はソフトウェアの市場規模をソフトウェアの平均単価で除算することにより導かれ、インストールされたソフトウェア総数は、ソフトウェアがインストールされた PC 台数に PC1 台当たりのソフトウ

¹⁰⁾ BSA の HP

<https://www.bsa.org> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹¹⁾ IT 産業の市場統計・予測大手とされる。

ウェア数を乗算することにより算出している。また、不正ソフトウェア総額は、不正ソフトウェア総数にソフトウェア平均単価を乗算することにより算出されている。

なお、ソフトウェアがインストールされたPC台数やPC1台当たりのソフトウェア数、各国の市場規模、ソフトウェアの平均単価等は、調査会社や各地のアナリストの調査により得られた数値が用いられる。

表には、最近の2018年6月に発行された報告書で報告された2017年の調査結果のうち、調査対象9か国の「不正コピー率」及び「不正ソフトウェア総額」を記す¹²。

これによると、インドネシア及びウクライナの不正コピー率は80%を超え、次いでベトナムが高くなっている。中国やインドはこれらの国よりは不正コピー率は低い、コンピュータを利用する人口が多いため不正ソフトウェア総額が大きくなっている。

表：「BSA グローバルソフトウェア調査」2018年版

国	不正コピー率 (2017)	不正ソフトウェア総額 (単位：百万ドル) (2017)
ブラジル	46%	1,665
ロシア	62%	1,291
インド	56%	2,474
中国	66%	6,842
インドネシア	83%	1,095
フィリピン	64%	388
タイ	66%	714
ベトナム	74%	492
ウクライナ	80%	108
世界全体	37%	46,302

(3) 米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター「国際知財指標報告書」

2007年、米国商工会議所（United States Chamber of Commerce：USCC）に設置されたグローバルイノベーションポリシーセンター（Global Innovation Policy Center：GIPC）¹³は、米国内のみならず、国際的な知財保護に向けた取組を進めている。同センターは、

¹² 「BSA グローバルソフトウェア調査 2018年6月」（2018年6月）

https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Software_Survey2018_J.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

¹³ 米国商工会議所（United States Chamber of Commerce：USCC）に設置されたグローバルイノベーションポリシーセンター（Global Innovation Policy Center：GIPC）（旧グローバル知財センター（Global Intellectual Property Center：GIPC））のHP

<https://www.theglobalipcenter.com/> [最終アクセス日：2019年11月19日]

2012 年 12 月より知財制度の整備レベルに関する調査結果を「国際知財指標報告書」¹⁴として発表しており、2019 年 2 月には、調査対象国を 50 か国に拡大した第 7 回調査結果を発表した¹⁵。第 7 回調査結果における評価指標は、特許、著作権、商標、営業秘密、IP 資産の商業化¹⁶、権利行使、システム効率¹⁷及び条約の 8 つのカテゴリからなり、評価項目(INDICATOR)は合計 45 項目である。それぞれのカテゴリに対する配点は、特許 8 点、著作権 7 点、商標 6 点、営業秘密 3 点、IP 資産の商業化 6 点、権利行使 7 点、システム効率 4 点及び条約 4 点であり計 45 点満点である。なお、近年、評価項目(INDICATOR)の変更に伴い合計スコアの最大値も変化している。2019 年第 7 版:45 点満点、2018 年第 6 版:40 点満点、2017 年第 5 版:35 点満点、並びに 2016 年第 4 版及び 2015 年第 3 版:30 点満点となっており、各年比較の際は留意を要する。表には、第 7 回 の 2019 年調査報告書で報告された結果のうち、調査対象 9 か国の結果を記す。

¹⁴ 米国商工会議所 (United States Chamber of Commerce : USCC) に設置されたグローバルイノベーションポリシーセンター (Global Innovation Policy Center : GIPC) の HP 「U.S. Chamber International IP Index」について

<https://www.theglobalipcenter.com/ipindex2019/> [最終アクセス日 : 2019 年 11 月 19 日]

¹⁵ United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index 7th Edition」 (February 2019) https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2019/03/023593_GIPC_IP_Index_2019_Full_04.pdf [最終アクセス日 : 2019 年 11 月 19 日]

¹⁶ Commercialization of IP Assets

¹⁷ Systemic Efficiency

表：米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター「国際知財指標報告書」
2019 年版

国	特 許	著 作 権	商 標	営 業 秘 密	IP 資 産 の 商 業 化 (*1)	権 利 行 使	シ ス テ ム 効 率 (*2)	条 約	合計 (順位 ／50 か 国中)
ブラジル	2.25	1.88	3.75	1.00	2.58	3.04	3.25	0.50	18.25(31)
ロシア	4.00	2.74	3.00	1.10	1.92	2.45	1.25	3.00	19.46(29)
インド	2.25	2.22	3.10	0.50	2.50	1.40	3.25	1.00	16.22(36)
中国	5.50	2.53	3.40	1.10	1.58	2.59	3.25	1.50	21.45(25)
インドネシア	2.00	2.77	2.65	0.50	0.25	1.20	2.50	1.00	12.87(45)
フィリピン	3.25	1.78	2.85	0.50	2.16	1.66	3.00	1.00	16.20(37)
タイ	2.00	2.28	2.65	0.50	1.66	2.66	2.75	0.00	14.50(42)
ベトナム	2.00	1.28	3.35	1.25	1.58	1.85	2.00	0.50	13.81(43)
ウクライナ	2.5	2.08	2.60	0.50	1.75	0.87	0.75	4.00	15.05(39)

(*1) Commercialization of IP Assets

(*2) Systemic Efficiency

(4) 財産権連盟「国際財産権指標報告書」

財産権連盟（Property Rights Alliance：PRA）¹⁸は、全米税制改革協議会の関連団体であり、米国内外の知財を含む財産権の保護に関する活動を実施し、毎年、「国際財産権指標（International Property Rights Index：IPRI）報告書」¹⁹を発行している。同報告書は、諸外国における知財を含む財産権の保護の程度を比較評価するものであり、評価の算出は、専門家をはじめ多数の関係者の意見等によるとされる。

表には、調査対象 9 か国に対する 2019 年の知財権と IPRI の値を記す²⁰。なお、IPRI は、知財権に財産保護の指標を併せた評価指標である。いずれの指標も最低 0 点、最高

¹⁸ 財産権連盟（Property Rights Alliance：PRA）のHP
<https://www.propertyrightsalliance.org/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

¹⁹ 財産権連盟（Property Rights Alliance：PRA）のHP「International Property Rights Index 2019」
<https://www.internationalpropertyrightsindex.org/full-report> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

²⁰ 財産権連盟（Property Rights Alliance：PRA）のHP「International Property Rights Index 2019」
「All countries」について
<https://www.internationalpropertyrightsindex.org/countries> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

10 点である。

表：財産権連盟「国際財産権指標報告書」2019 年版

国	知財権 (IPR) (順位／129 か国中)	国際財産権指標 (IPRI) (順位／129 か国中)
ブラジル	6.259(38)	5.564(62)
ロシア	5.391(64)	4.989(86)
インド	5.974(50)	5.820(55)
中国	6.021(49)	6.033(49)
インドネシア	4.414(98)	5.405(65)
フィリピン	5.705(58)	5.309(67)
タイ	4.766(80)	5.455(64)
ベトナム	4.555(89)	5.084(83)
ウクライナ	4.578(88)	4.432(109)
全体平均 (129 か国)	5.553	5.729

(5) 米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」

米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) ²¹は、大統領府内に設けられた通商交渉や通商政策を所掌する連邦政府機関である。通商協定や通商紛争等、通商政策全般に幅広く関与する。USTR は、1974 年通商法を根拠として諸外国の貿易障壁に関する議会への報告が義務付けられており、毎年、「外国貿易障壁報告書」

(National Trade Estimate Report) ²²を発行している。同法には貿易相手国の不公正な慣行に対して、当該国との協議や制裁に関する規定が設けられており、特に知財保護の不十分な国を監視する別途の報告が義務付けられている。その報告書は、「スペシャル 301 条報告書」(Special 301 Report) ²³と呼ばれ、同報告書で指定される監視の警戒レベルは、高いほうから「優先国」²⁴、「優先監視国」、「監視国」の三段階があり、「優先国」に指定されると相手国との協議が開始され、協議不調の場合には制裁に向けた手続が進められる。

「スペシャル 301 条報告書」は、議会で義務付けられた世界的な知的財産権 (IPR) の保護と執行に関する年次レビューの結果を反映している。このレビューは、米国の輸

²¹ 米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) の HP <https://ustr.gov/> [最終アクセス日 : 2019 年 11 月 19 日]

²² 米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) の HP 「USTR Releases 2019 National Trade Estimate Report」について <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/march/ustr-releases-2019-national-trade> [最終アクセス日 : 2019 年 11 月 19 日]

²³ 米国通商代表部 (Office of the United States Trade Representative : USTR) の HP 「Special 301」 <https://ustr.gov/issue-areas/intellectual-property/Special-301> [最終アクセス日 : 2019 年 11 月 19 日]

²⁴ なお、2019 年版報告書によれば、現状では優先国に指定されている国は確認されていない。

出業者だけでなくそれらの市場における国内の知的財産集約型産業にも利益をもたらす効果的な知的財産権保護及び執行を含む革新のための環境を世界中の市場で奨励し維持するという米国政府の決意を反映しているとされる。本報告書は、以下を含む革新と投資を制限する幅広い懸念を特定している。(a) 多くのトレーディングパートナー市場において、知的財産権の保護と執行の有効性の低下、及び知的財産権に頼る人々の全般的な市場アクセスの低下、(b) 世界中の国々における営業秘密保護の報告された不適切性、及び営業秘密の不正流用の発生率の増加、(c) 外国市場における米国の権利保有者を不当に不利にする可能性がある厄介な「固有の革新」政策、(d) 著作権侵害及びインターネット上での偽造商標製品の販売の継続的な挑戦、(e) ヘルスケア及び著作権で保護されたコンテンツへのアクセスを妨げられると思われる、透明でない、差別的な、又はそうでなければ貿易制限的な措置を含む、追加の市場アクセス障壁、(f) 国境や世界中の多くのトレーディングパートナー市場で進行中の体系的な知的財産権執行の問題（仮訳）。

表には 2019 年 4 月に公表された 2019 年版報告書²⁵に記載された項目のうち、調査対象 9 か国に対する「警戒レベル」を記す。

表：米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」2019 年版

国	警戒レベル
ブラジル	監視国
ロシア	優先監視国
インド	優先監視国
中国	優先監視国（306 条監視国 ^(*) ）
インドネシア	優先監視国
フィリピン	—
タイ	監視国
ベトナム	監視国
ウクライナ	優先監視国

(*) 306 条監視国とは、米国通商法 306 条の下での継続的な監視を受ける国を指し、二国間協定の不履行が認められた場合に直ちに制裁措置を発動するとされる。

（６）欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」

欧州委員会（European Commission : EC）²⁶は、1958 年に設立された欧州連合（European Union : EU）の政策執行機関である。28 名の委員による合議制で運営され、法案の提出や予算の管理、他国と締結する協定の交渉等を含む EU の運営全般を担っている。これ

²⁵ The Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2019 Special 301 Report」 (APRIL 2019) https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Special_301_Report.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

²⁶ 欧州委員会（European Commission : EC）の HP https://ec.europa.eu/commission/index_en [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

まで EC は 2006 年、2008 年、2010 年、2014 年及び 2016 年に行った調査に基づいてそれぞれ委員会作業文書「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」を公表している。そして、2019 年 12 月、EC は 2019 年版「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」²⁷を EU 理事会に提出した（2020 年 1 月修正）。同報告書は、EU 域外での知財権の保護及び権利行使に関し、EC 貿易総局が 2018 年の報告以降、2019 年 8 月までの進展を受けた調査結果を報告したものである。報告書によれば、調査の主な目的は、IPR の保護と執行の状態が最大の懸念をもたらす第三国を特定し、それによっていわゆる「優先国」の更新リストを確立することである²⁸。本報告書の内容は、アンケート調査のほか、種々の情報や資料に基づくとされる。

この報告書は、EU 以外の国々における知的財産権制度の有効性に関する情報を EU の権利保有者に提供するとされる。この評価は、知的財産の保護及び/又は執行が EU の利益にとって有害である特定の国を EU が定義するのにも役立ち、さらに EU 以外の国の当局による IPR システムに対する EU の利用者の認識、特に改善の余地がある分野についての理解に役立つとされる²⁹。

表には、2019 年版報告書中の調査対象 9 か国に対する（働きかけの必要性の）優先度を記す。2019 年版の報告書において優先度を設定された国は合計 13 か国であり、優先度の設定は、高い方から、1 から 3 までの三段階の評価がなされ、優先度 1 は 1 か国、優先度 2 は 5 か国、及び優先度 3 は 7 か国である。

²⁷ European Commission (EC) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT 「Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries」 (Brussels, 8.1.2020 SWD(2019) 452 final/2) https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/january/tradoc_158561.pdf [最終アクセス日：2020 年 1 月 23 日]

²⁸ なお、優先国のリストは、世界中の IPR 保護と執行の網羅的な分析ではないとされる。ここでの「優先国」とは、IPR の保護と執行が絶対的に最も問題となる国ではなく、そのような不備が EU の利益に最大の経済的損害を与えるとみなされる国を意味することに留意すべきである。

²⁹ 欧州委員会 (European Commission : EC) の HP 「Enforcement」について <http://ec.europa.eu/trade/policy/accessing-markets/intellectual-property/enforcement/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

表：欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」2019 年版

国	優先度
ブラジル	3
ロシア	2
インド	2
中国	1
インドネシア	2
フィリピン	—
タイ	3
ベトナム	—
ウクライナ	2

3. 各国の評価の経年変化について

新興国及び途上国の知財エンフォースメントに関するベンチマークの各年の変化を調査することにより、各国の知財保護の状況の変化を把握することができると考えられる。そこで、上記 6 つの団体等の報告書の評価をベンチマークとして、調査対象国 9 か国（ブラジル、ロシア、インド、中国、インドネシア、フィリピン、タイ、ベトナム及びウクライナ）について 2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年における経年変化を追跡した。

- ・世界経済フォーラム「国際競争力報告書」（2005-2006 年版³⁰、2010-2011 年版³¹、2015-2016 年版³²、2016-2017 年版³³、2017-2018 年版³⁴、2018 年版³⁵、2019 年版³⁶）

³⁰ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2005-2006」 (2005 年)

³¹ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2010-2011」 (2010 年)
http://www3.weforum.org/docs/WEF_GlobalCompetitivenessReport_2010-11.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³² Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2015-2016」 (Published 22 September 2015)
http://www3.weforum.org/docs/gcr/2015-2016/Global_Competitiveness_Report_2015-2016.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³³ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2016-2017」 (Published 28 September 2016)
http://www3.weforum.org/docs/GCR2016-2017/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2016-2017_FINAL.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁴ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2017-2018」 (Published 26 September 2017)
<http://www3.weforum.org/docs/GCR2017-2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2017-2018.pdf> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁵ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2018」
<http://www3.weforum.org/docs/GCR2018/05FullReport/TheGlobalCompetitivenessReport2018.pdf> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

³⁶ Klaus Schwab、World Economic Forum 「The Global Competitiveness Report 2019」
http://www3.weforum.org/docs/WEF_TheGlobalCompetitivenessReport2019.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

- ・ザ・ソフトウェア・アライアンス「BSA グローバルソフトウェア調査」(2006 年版³⁷、2011 年版³⁸、2016 年版³⁹、2018 年版⁴⁰)
- ・米国商工会議所グローバルイノベーションポリシーセンター「国際知財指標報告書」(2015 年版⁴¹、2016 年版⁴²、2017 年版⁴³、2018 年版⁴⁴、2019 年版⁴⁵)
- ・財産権連盟「国際財産権指標報告書」⁴⁶
- ・米国通商代表部「スペシャル 301 条報告書」(2005 年版⁴⁷、2010 年版⁴⁸、2015 年版⁴⁹、

-
- ³⁷ 「第 3 回 BSA&IDC 世界ソフトウェア 違法コピー調査 2006 年 5 月」(2006 年) データは 2005 年のものである。
https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Piracy_Study_2005_J.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ³⁸ 「第 8 回 BSA 世界ソフトウェア 違法コピー調査概要 2011 年 5 月」(2011 年) データは 2010 年のものである。
https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Piracy_Study_2010_J.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ³⁹ 「BSA グローバルソフトウェア調査 2016 年 5 月」(2016 年 5 月) データは 2015 年のものである。
https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Software_Survey2016_J.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁰ 「BSA グローバルソフトウェア調査 2018 年 6 月」(2018 年 6 月) データは 2017 年のものである。
https://bsa.or.jp/wp-content/uploads/Global_Software_Survey2018_J.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴¹ United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index Third Edition」(February 2015)
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2017/04/GIPC_Index_Report2015.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴² United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index Fourth Edition」(February 2016)
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2017/04/GIPC_Index_Report_2016.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴³ United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index Fifth Edition」(February 2017)
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2017/02/GIPC_IP_Index_2017_Report.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁴ United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index Sixth Edition」(February 2018)
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2018/02/GIPC_IP_Index_2018.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁵ United States Chamber of Commerce (USCC) 「U.S. Chamber International IP Index 7th Edition」(February 2019)
https://www.theglobalipcenter.com/wp-content/uploads/2019/03/023593_GIPC_IP_Index_2019_Full_04.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁶ 財産権連盟 (Property Rights Alliance: PRA) の HP 「International Property Rights Index 2019」
「All countries」について
<https://www.internationalpropertyrightsindex.org/countries> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁷ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2005 Special 301 Report」(2005)
<https://ustr.gov/sites/default/files/2005%20Special%20301%20Report.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁸ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2010 Special 301 Report」(April 30, 2010)
[https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/gsp/speeches/reports/2010/301/2010%20Special%20301%20Report%20\(3\).pdf](https://ustr.gov/sites/default/files/uploads/gsp/speeches/reports/2010/301/2010%20Special%20301%20Report%20(3).pdf) [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]
- ⁴⁹ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2015 Special 301 Report」(APRIL 2015)
<https://ustr.gov/sites/default/files/2015-Special-301-Report-FINAL.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

2016 年版⁵⁰、2017 年版⁵¹、2018 年版⁵²、2019 年版⁵³)

・欧州委員会「第三国における知財権の保護及び権利行使に関する報告書」(2015 年版⁵⁴、2018 年版⁵⁵、2019 年版⁵⁶)

(1) ブラジル

(a) 知的財産関連法等

ブラジル連邦共和国(ブラジル)では、知財に関する主な法令として、特許・実用新案、意匠(工業デザイン)、商標等について規定する産業財産法(LPI)等の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、開発商工サービス省傘下の国立工業所有権機関(INPI)が設けられている。産業財産法を実施するために各種の決議(Resolução)や規範命令(Instrução Normativa)を施行している⁵⁷。ブラジルでは知的財産権に関し複雑で特殊な制度が存在し、出願から査定までに長い時間を要することが特徴となっている⁵⁸。

また、ブラジルは、知財に関する主な条約としては、パリ条約、特許協力条約、及びベルヌ条約に加盟しているが、現時点ではマドリッド協定議定書、ハーグ協定、特許法

⁵⁰ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2016 Special 301 Report」 (APRIL 2016)
<https://ustr.gov/sites/default/files/USTR-2016-Special-301-Report.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵¹ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2017 Special 301 Report」 (2017)
<https://ustr.gov/sites/default/files/301/2017%20Special%20301%20Report%20FINAL.PDF> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵² Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2018 Special 301 Report」 (2018)
<https://ustr.gov/sites/default/files/files/Press/Reports/2018%20Special%20301.pdf> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵³ Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2019 Special 301 Report」 (APRIL 2019)
https://ustr.gov/sites/default/files/2019_Special_301_Report.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵⁴ European Commission (EC) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT 「Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries」 (Brussels, 1.7.2015 SWD(2015) 132 final)
http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2015/july/tradoc_153600.pdf [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵⁵ European Commission (EC) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT 「Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries」 (Brussels, 21.2.2018 SWD(2018) 47 final)
<http://ec.europa.eu/transparency/regdoc/rep/10102/2018/EN/SWD-2018-47-F1-EN-MAIN-PART-1.PDF> [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵⁶ European Commission (EC) COMMISSION STAFF WORKING DOCUMENT 「Report on the protection and enforcement of intellectual property rights in third countries」 (Brussels, 8.1.2020 SWD(2019) 452 final/2)
https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2020/january/tradoc_158561.pdf [最終アクセス日: 2020 年 1 月 23 日]
2019 年 12 月の報告書を 2020 年 1 月に訂正したものを本稿では 2019 年版データとして取り扱う。

⁵⁷ 平成 26 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業「ブラジル・メキシコ・コロンビア・インド・ロシアの 産業財産権制度及びその運用実態に関する調査研究報告書」(一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 (AIPPI・JAPAN)、2015 年 3 月)
<http://www.globalipdb.inpit.go.jp/jpowp/wp-content/uploads/2015/11/13867f425d2a334ce7f565ed2198ff82.pdf>
[最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

⁵⁸ 日本貿易振興機構(JETRO)の HP ブラジル「技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」について
https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/br/invest_08.html [最終アクセス日: 2019 年 11 月 19 日]

条約及び商標法条約には加盟していない⁵⁹。WIPO には 1975 年に加盟、WTO にも 1995 年から加盟している。

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。ブラジルの知財制度に関する評価は、WEF においては 2017 年に向けて評価を徐々に上げていたが 2018 年、2019 年と評価を落としている。

BSA による報告では、2005 年から 2015 年にかけて不正コピー率が大きく改善している。

また、USCC や PRA による報告では、評価対象国全体の中での位置は決して高くはないものの、本調査対象国 9 か国の中では中位程度以上の評価となっている。

USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルでは、2007 年に優先監視国から監視国に引き下げられている⁶⁰。2007 年の報告書では、「著作権の執行を強化するブラジルの著しい進歩を認識している。ブラジルの国家海賊対策評議会は、知的財産権執行の分野における官民協力のモデルとして認識されつつある。さらに、海賊行為や知的財産犯罪に対処するためのブラジル政府の国家行動計画は、特に効果的な警察活動を通じて、継続的な肯定的な結果を生み出している。海賊行為と偽造は依然として高レベルで存在しており、刑事訴追はしばしば警察の行動に遅れをとっているが、ブラジルはその積極的な努力を認めるに値する。米国は、米国・ブラジル二国間協議メカニズム及び米国・ブラジル商業対話を通じたものを含め、知財問題に関するブラジルとの継続的な健全な協議に期待する。」(仮訳) と評価している。この点は、先に述べた BSA の不正コピー率の推移等と整合する。2019 年の報告書でも監視国となっており、その理由として、国家評議会(CNCP) 等により著作権侵害の偽造品や海賊版の押収等が行われているが、オンラインでの著作権侵害や不正コピーのソフトウェアの利用等が許容できないレベルで高いことや、特許出願の審査の遅延、「メールボックス」特許の期間を無効化又は短縮化する

⁵⁹ 世界知的所有権機関 (WIPO) の HP 「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶⁰ The Office of the United States Trade Representative (USTR) 「2007 Special 301 Report」 (2007)
https://ustr.gov/sites/default/files/asset_upload_file230_11122.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

INPI の処置への懸念⁶¹、また、国家衛生規制機関（ANVISA）⁶²の役割を制限するとの合意は歓迎するが INPI との医薬品の重複審査による遅延について引き続き状況を監視するとしている。

EC による報告は、2015 年と 2018 年のいずれにおいても優先度 3 のままであり、改善すべき課題が一定程度残っていると考えられる。2018 年の EC の報告書で挙げられた課題としては、特許及び商標（特に特許）の審査の遅延、デジタル著作権侵害（違法ダウンロードや違法ストリーミング）の対策が効率的に進んでいないこと、医薬品特許に対する INPI の審査前の ANVISA による調査、知的財産権の執行手続の複雑さや不透明性、8 年から 10 年も続くことがあるという司法制度の問題などが挙げられている。

表：ブラジルに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF：知財保護 ^(*) (²)	3.2/7 (65/117)	3.1/7 (89/139)	3.7/7 (83/140)	4.1/7 (73/138)	4.2/7 (63/137)	4.0/7 (77/140)	3.8/7 (95/141)
BSA：不正コピー率	64%	54%	47%		46%		
USCC:国際知財指標 ^(*)			10.86/30 (24/30)	10.41/30 (29/38)	13.23/35 (32/45)	15.72/40 (33/50)	18.25/45 (31/50)
PRA:知財権 ^(*)	4.913/10 (35/69) (³)	5.222/10 (52/119)	5.200/10 (56/121)	5.436/10 (53/124)	5.746/10 (50/127)	6.368/10 (36/125)	6.259 /10 (38/129)
USTR：警戒レベル	優先監視国	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国
EC:優先度			3			3	3

(*)1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*)2) この指標の最高は 7 点、最低は 1 点である。

(*)3) 2005 年の欄は、2007 年版のデータである。

⁶¹ 1995 年 1 月 1 日から 1997 年 5 月 14 日までに出願された医薬品特許の総称。TRIPS 協定第 27 条で医薬品の特許対象となったことの経過措置として、前記期間に出願の受理がされた。ブラジル産業財産権法第 40 条補項では、「特許存続期間は、特許付与日から起算して、発明特許の場合は 10 年未満・・・であってはならない」とされており、審査が遅延しても、特許期間は 10 年を限度に延長されるが、このメールボックス特許については、同法第 229 条補項で、「第 40 条の冒頭に規定した期間を限度として」としており、その延長が認められないこととなっている点が問題となっている。

(参考) https://www.jetro.go.jp/ext_images/Ipnnews/cs_america/2019/br_ipnews_201907.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶² ANVISA は、「ブラジルの公衆衛生にリスクを及ぼし得る製品・サービスについて規制、管理、監視を行う機関で、ブラジル国内における医療用具、医薬品、食料品、化粧品、衛生用品等の販売には、ANVISA への事前登録が必要である。」とされる。

(参考) <https://www.globalipdb.inpit.go.jp/etc/17739/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

（２）ロシア

（ａ）知的財産関連法等

ロシア連邦（ロシア）では、発明、実用新案及び工業意匠に係る知的財産権は特許権の対象とされ、連邦民法に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、連邦政府直轄の執行機関である連邦知的所有権行政局（ROSPATENT）が設けられている。

また、ロシアは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書、ハーグ協定、ベルヌ条約、特許法条約及び商標法条約に加盟している⁶³。WIPO には 1970 年に加盟、WTO にも 2012 年から加盟している。

（ｂ）ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。ロシアの知財制度に関する評価は、WEF においては 2015 年から 2018 年にかけてスコアが 3.0 から 3.9 まで、順位が 120 位前後から 90 位前後までそれぞれ向上し一定の改善傾向がみられる。

BSA の報告では、不正コピー率は 2005 年から 2010 年の報告で 83%から 65%と大きく改善したが、その後のさらなる改善は見られない。

また、USCC や PRA の報告では、評価対象国全体の中での位置は決して高くはないものの、本調査対象国 9 か国の中では相対的に高い評価となっている。

しかしながら、USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルは優先監視国であり、今回の調査対象範囲において全く変化はない状況が続いている。2019 年の報告書では、例えば次のように評価している。「著作権侵害、商標の偽造及び集合管理組織（CMO）による著作権管理の不透明な手続の存在を課題とし、特に知的財産権の執行全体が 10 年前の状態から低下しており、ロシアの執行機関は十分な人員を備えていないとの利害関係者による報告を懸念している。」「刑事訴訟と訴追に関して長い遅延により問題は悪化している。」「オンライン著作権侵害は重大な問題である。」「海賊版対策法の施行等の良い兆しはみられるが、ロシアは海賊行為を助長するいくつかのオンラインサイトの本拠地である。」「利害関係者は映画の劇場公開から数日以内に不正な録画がインターネットに公開されたケースが 2015 年以降 200%増加していると報告している。」「ロシアは依然として中国からの偽造品の活況な市場である。」「オンラインでの偽造品の取引に対して執行はほとんどない。」（仮訳）

EC による報告は、2015 年と 2018 年のいずれにおいても優先度 2 であり、改善すべき課題が大きいと考えられる。2018 年の EC の報告書では、例えば、次のような点を挙

⁶³ 世界知的所有権機関（WIPO）の HP 「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

げている。「進捗として、過去 2 年間で、オンライン著作権侵害規制の範囲の拡大や税関当局の職権の導入等多くの改善が行われた。」「ツールボックスの改善にも関わらず、オンライン著作権侵害等へのロシア執行当局の取組は十分効率的ではない。」「いくつかのオンライン海賊版サイトはロシアに未だに存在する。」「OECD-EUIPO の調査によれば、ロシアは EU に輸入された偽造食品の主な供給国の一つである。」「EU 利害関係者は、医薬品、履物、スポーツ用品、電子機器等、オンラインでの偽造品の取引が依然として広まっていると報告している。」「商標分野での欧州ビジネスの最大の懸念は、異議申立手続がないことである。」(仮訳)

表：ロシアに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF : 知財保護 (*1) (*2)	2.4/7 (105 /117)	2.6/7 (119 /139)	3.0/7 (124 /140)	3.3/7 (117 /138)	3.7/7 (93/137)	3.9/7 (85/140)	3.8/7 (90/141)
BSA : 不正コピー率	83%	65%	64%		62%		
USCC: 国際知財指標(*1)			13.54/30 (16/30)	13.06/30 (20/38)	15.53/35 (23/45)	17.29/40 (29/50)	19.46/45 (29/50)
PRA: 知財権(*1)	3.710/10 (54/69) (*3)	4.583/10 (70/119)	4.841/10 (68/121)	4.841/10 (73/124)	4.943/10 (74/127)	5.216/10 (65/125)	5.391/10 (64/129)
USTR : 警戒レベル	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国
EC: 優先度			2			2	2

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は 7 点、最低は 1 点である。

(*3) 2005 年の欄は、2007 年版のデータである。

(3) インド

(a) 知的財産関連法等

インドでは、知財に関する主な法令として、特許法、意匠法、商標法、著作権法等の法律に基づき知的財産が保護されている。インドには、小発明を保護する実用新案法の

ような法律や、ノウハウを保護する不正競争防止法のような法律はないとされる。知財に関する官庁としては、インド特許庁（CGPDTM）が設けられている⁶⁴。

また、インドは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書及びベルヌ条約に加盟しているが、現時点ではハーグ協定、特許法条約及び商標法条約には加盟していない⁶⁵。WIPO には 1975 年に加盟、WTO にも 1995 年の設立当初から加盟している。

（b）ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。インドの知財制度に関する評価は、WEF においては 2015 年から 2018 年にかけて 50 位から 40 位前後で推移しており有意な改善は見られず、2019 年には 57 位と大きく順位を下げている。一方で、2016 年から 2019 年にかけてスコアはそれほど大きく変動していない点には留意すべきである。

BSA の報告では、不正コピー率は 2005 年の報告の 72%から、2017 年では 56%と徐々に改善が進んでいるが依然高い水準である。

また、USCC や PRA による報告は、各報告書の評価対象国全体の中での位置は決して高くはない。

USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルでは優先監視国とされており、今回の調査対象範囲において全く変化していない。2019 年の報告書では、例えば次のように評価している。「過去 1 年間、インドは知的財産の課題に対処し、知的財産の保護と執行を促進するための措置を講じた。しかしながら、多くの行動はまだ具体的なメリットにつながっていない。」「インドは、狭い特許性の基準、強制実施権と特許取消しの潜在的な脅威、及び、インド特許法において、そのようなライセンスと取消しを行うための過度に広い基準を懸念する。」「また、特許出願人は、費用と時間のかかる特許異議のハードル、審査期間の長さ、過剰な報告要件などに直面している。」「OECD が作成した 2019 年の報告では、インドが偽造品の TOP5 の産地となっており、・・・2017 年の報告書では世界で押収された偽造医薬品の 55%がインドで作られたものであると報告している。」「米国は、インドに商標法に関するシンガポール条約への加入を引き続き求める。」「インターネット著作権侵害、ビデオゲームの不正なファイル共有、技術的保護手段の回避などが継続的な問題として報告されている。」（仮訳）

さらに EC による報告は、2015 年と 2018 年のいずれにおいても優先度 2 のままであり、改善すべき課題が大きいと考えられる。2018 年の EC の報告書では、USTR の報告

⁶⁴ 大谷 仁郎「インド知財の概況、インドの政治経済および日系企業動向について」（パテント 2017 Vol.70 No.6 p46～）

<https://system.jpaa.or.jp/patent/viewPdf/2826> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶⁵ 世界知的所有権機関（WIPO）の HP 「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

と同様に、インドの知的財産法の改善点について指摘しつつ、制限された特許性の基準と、付与された特許の執行の難しさ、強制実施権の付与や特許の取消しの非常に広範な基準などにより、医薬品に限らず他の分野にとっても非常に困難であるとしている。また、EUの知的財産権の通関に関する報告では、2016年EUの通関での押収物の62%をインド産が占めており、2015年に比べて6ポイント上昇していることを挙げるなどインド発の模倣品の影響について報告している。

表：インドに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1)(*2)	4.0/7 (41/117)	3.6/7 (66/139)	4.2/7 (50/140)	4.5/7 (42/138)	4.4/7 (52/137)	4.6/7 (45/140)	4.4/7 (57/141)
BSA：不正コピー率	72%	64%	58%		56%		
USCC:国際知財指標(*1)			7.23/30 (29/30)	7.05/30 (37/38)	8.75/35 (43/45)	12.03/40 (44/50)	16.22/45 (36/50)
PRA:知財権(*1)	4.440/10 (40/69) (*3)	5.289/10 (49/119)	5.349/10 (51/121)	5.625/10 (47/124)	5.866/10 (45/127)	5.802/10 (52/125)	5.974/10 (50/129)
USTR：警戒レベル	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国
EC:優先度			2			2	2

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

(4) 中国

(a) 知的財産関連法等

中華人民共和国(中国)では、知財に関する主な法令として、特許法(専利法)、商標法、不正競争防止法(反不正当竞争法)、著作権法等の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、国务院の直属の機関である中国特許庁(国家知識産権局)が設けられている。

また、中国は、知財に関する主な条約としては、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書及びベルヌ条約に加盟しているが、現時点ではハーグ協定、特許法条約及び商標法条約には加盟していない⁶⁶。WIPO には 1980 年に加盟、WTO にも 2001 年から加盟している。

さらに、中国における権利行使について、経済産業省受託調査「2016 年度中国知財関連司法動向調査」⁶⁷によれば、「最高人民法院は毎年 4 月に前年度の知的財産権司法保護について白書」を出していることに言及し、「白書は、知識産権事件の審理に対する難易度はますます増していることを示した。知名の企業ブランドの利益保護と市場割合に関する商標紛争事件、著名映像文化作品に関するインターネット伝達に関する著作権紛争事件は絶えず増加し、特に「インターネット+」の行動計画が実施されるにつれ、インターネットに関する知識産権紛争は現れ続け、知識産権の審判も絶えず新しい挑戦に直面している」と指摘されている。

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。中国の知財制度に関する評価は、WEF においては 2015 年から 2018 年にかけて 60 位前後から 50 位前後へ若干の改善傾向がみられる。一方で、2016 年から 2019 年にかけてスコアはそれほど大きく変動していない点には留意すべきである。

BSA による報告では、2005 年には不正コピー率が 86%という極めて高い数値であり、その後改善の傾向であるが、2017 年でも 66%と依然として高い数値である。

USCC や PRA による報告は、各報告書の評価対象国全体の中での位置は決して高くはないものの、本調査対象国 9 か国の中では相対的に高い評価となっている。

しかしながら、USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルでは優先監視国（306 条監視国）とされており、今回の調査対象範囲において全く変化していない。2019 年の報告書では、他の国に比べて多くのページを割いて報告しており、例えば、「知的財産（IP）の監督官庁を含む広範な政府の再編成、並びに知的財産法及び規制の修正案の提案をしたにもかかわらず、中国は、知的財産の保護と執行を強化するための基本的な構造変更、中国市場の外国投資への開放、市場に対する資源分配の決定的な役割の付与、民間セクターの技術移転の決定における政府の干渉の自粛などがなされていない。」「中国は、技術移転や差別的なライセンス制限を必要とするあるいは圧力をかける、国内企業が最先端の技術を取得するために外国企業や資本の買収を指示あるいは促進する、アメリカ企

⁶⁶ 世界知的所有権機関（WIPO）のHP「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁶⁷ 経済産業省受託調査「2016 年度中国知財関連司法動向調査」（日本貿易振興機構（JETRO）北京事務所 知識産権部、2017 年 1 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/cn/ip/pdf/report_201701.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

業のコンピュータネットワークから知的財産への不正アクセスを取得するため不正侵入や盗聴の実施やサポートを行う、など、さまざまな不公正で有害な行為に従事していることを発見した。」（仮訳）など厳しい評価をしている。

また、EC による報告は、2015 年と 2018 年のいずれにおいても優先度 1 のままであり、改善すべき課題が大きいと考えられる。2018 年の EC の報告書では、EU で押収された偽造品の約 80%が中国製であり、その額も約 72%を占めるなど中国は世界の偽造品の主な生産国であることを挙げるとともに、中国における知的財産の施行の重要な欠点は省や都市の間の大きな格差であり、北京や上海の行政や裁判所の水準は概ね満足できるもので今後の改善も期待できるが、残りの地域では専門知識の欠如と腐敗が深刻な問題であると評価している。他にも、多くの中国政府による調達手続では外国企業からの技術移転又はノウハウ開示が要求されることや中国の企業が十分なロイヤリティを支払うことなく特定の規格の機能に不可欠な技術を広く使用しているという EU 利害関係者の報告や、中国の特許システムは出願件数こそ非常に急速に増加しているが、付与された特許の質には深刻な懸念がある、などの記載がある（仮訳）。

表：中国に関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1)(*2)	3.2/7 (63/117)	4.0/7 (49/139)	4.0/7 (63/140)	4.3/7 (62/138)	4.5/7 (49/137)	4.5/7 (49/140)	4.5/7 (53/141)
BSA：不正コピー率	86%	78%	70%		66%		
USCC:国際知財指標(*1)			12.4/30 (19/30)	12.64/30 (22/38)	14.83/35 (27/45)	19.08/40 (25/50)	21.45/45 (25/50)
PRA:知財権(*1)	3.533/10 (56/69) (*3)	4.822/10 (61/119)	5.313/10 (52/121)	5.320/10 (56/124)	5.614/10 (54/127)	5.888/10 (50/125)	6.021 /10 (49/129)
USTR： 警戒レベル	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)	優先監視国 (306 条監視国)
EC:優先度			1			1	1

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

(5) インドネシア

(a) 知的財産関連法等

インドネシア共和国（インドネシア）では、知財に関する主な法令として特許法、意匠法、商標法、著作権法、不正競争防止法等の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、法務人権省下にインドネシア知的財産権総局（DGIPR）が設けられている⁶⁸。

また、インドネシアは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マ

⁶⁸ 特許庁委託事業「模倣対策マニュアル インドネシア編」（日本貿易振興機構（JETRO） 知的財産・イノベーション部 知的財産課、シンガポール事務所 知的財産部、2018年3月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/idn/ip/pdf/manual_201803.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

ドリッド協定議定書、ベルヌ条約及び商標法条約に加盟しているが、ハーグ協定及び特許法条約には加盟していない⁶⁹。WIPO には 1979 年に加盟、WTO にも 1995 年の設立当初から加盟している。

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。インドネシアの知財制度に関する評価は、WEF においては知財保護のスコアに関して 2005 年の 3.2 から 2015 年の 4.3 まで一定の改善がみられたものの、近年は 2015 年から 2019 年にかけて知財保護のスコアは 4 点台の半ば程度、順位は 50 位から 40 位前後で推移しており一層の有意な改善は見られない。

BSA の報告では、今回の調査対象範囲において不正コピー率はいずれも 80%を超えており、直近の 2017 年の報告でも 83%であり、依然として極めて高い水準のままである。

また、USCC や PRA の報告は、各報告書の評価対象国全体の中での位置は低いといえる。一方で、PRA における知財権指標のスコア自体は 2005 年の 3.952 から 2019 年の 4.414 へと徐々にではあるが向上しており、緩やかな改善の傾向がみとれる。

USTR スペシャル 301 条報告書では優先監視国とされており、今回の調査対象範囲において全く変化していない。2019 年の報告書では、「懸念としては、広範な海賊行為と偽造、特に危険な偽造品に対する執行の欠如が含まれる。」「実市場やオンライン市場での知的財産権侵害に対する抑止効果のあるレベルの罰則が必要である。」「インドネシア特許法には、連続的なイノベーションに対する特許性の基準、現地の製造及び使用要件、強制実施権を発動する根拠と手順、伝統的知識と遺伝資源に関する発明の開示要件などについて懸念がある。」(仮訳) と評価している。

EC による報告は、2015 年では優先度 3 であったが 2018 年報告書では優先度 2 と評価は悪化している。2018 年の EC の報告書では、「EU の利害関係者は、知的財産法の執行では司法手続が長すぎるという点で大きな課題が残っていると報告している。」「差し迫った侵害を防止するために、裁判所が暫定的及び予防的措置の適用を強化する必要がある。」「裁判所が侵害と認められた商品を流通経路から破棄又は確実な除去を命じられるように法改正が必要である。」「税関により押収された侵害品は、破壊や商取引の経路から除去されることがない。」(仮訳) などの懸念を述べている。

⁶⁹ 世界知的所有権機関 (WIPO) の HP 「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

表：インドネシアに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1)(*2)	3.2/7 (68/117)	3.8/7 (58/139)	4.3/7 (48/140)	4.3/7 (50/138)	4.5/7 (46/137)	4.6/7 (44/140)	4.6/7 (51/141)
BSA：不正コピー率	87%	87%	84%		83%		
USCC:国際知財指標(*1)			8.61/30 (27/30)	8.59/30 (33/38)	9.64/35 (39/45)	12.14/40 (43/50)	12.87/45 (45/50)
PRA:知財権(*1)	3.952/10 (48/69) (*3)	3.233/10 (103/119)	4.111/10 (88/121)	4.188/10 (97/124)	4.237/10 (99/127)	4.344/10 (97/125)	4.414/10 (98/129)
USTR：警戒レベル	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国
EC:優先度			3			2	2

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

(6) フィリピン

(a) 知的財産関連法等

フィリピン共和国（フィリピン）では、知財に関する主な法令として、特許、商標、意匠、著作権を包含する知財法の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、貿易産業省下に知的所有権庁（IPOPHL）が設けられている。

また、フィリピンは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書及びベルヌ条約に加盟しているが、現在までハーグ協定、特許法条約及び商標法条約には加盟していない⁷⁰。WIPOには1980年に加盟、WTOにも1995年の設立当初から加盟している。

⁷⁰ 世界知的所有権機関（WIPO）のHP「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019年11月19日]

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。フィリピンの知財制度に関する評価は、WEF においては 2010 年から 2019 年にかけてスコアは 2.8 から 4.5 まで、100 位前後から 50 前後までそれぞれ向上し一定の改善傾向がみられる。

BSA の報告では、不正コピー率は 2005 年の報告の 71%から、2017 年では 64%と僅かながら改善が進んでいるが依然として極めて高い水準である。

また、USCC や PRA の報告では、評価対象国全体の中での位置は必ずしも高いとはいえない。一方で、PRA における知財権指標のスコア自体は 2005 年の 4.257 から 2019 年の 5.705 へと着実に向上しており、一定の改善がみてとれる。

USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルについては、かつては監視国であったが 2015 年以降は監視国リストから除外されている。2014 年の報告書によれば、「フィリピンは 2014 年のスペシャル 301 条報告で監視国から除外された。この決定は、一連の重要な立法改革、より効果的な民事及び行政の執行への取組への動き、知的財産権当局による米国政府及び民間部門のメンバーとの持続的かつ建設的な取り決め、並びに、残された懸念事項に引き続き対処するとの公約、の総体的な重みに基づくものである。」(仮訳)としている。なお、米国とタイは、2014 年 4 月に米軍のフィリピン軍基地の利用について定める防衛協力強化協定 (EDCA) が締結されており⁷¹、このような政治的背景が影響した可能性は排除されない。

また、EC による報告では、2015 年及び 2018 年において優先度 3 と評価されていたが、2019 年において優先度リストから除外され、嚴重に監視する必要のある国グループに含まれることとなった。これは、利害関係者から寄せられた苦情が非常に少ないことと、EU の権利保有者にとって他国の相対的な重要性が高まったことに起因するものと分析されている。しかしながら、フィリピンの状況は過去数年にわたって改善しておらず、EUIPO-OECD の調査⁷²によれば、フィリピンは、革製品、ハンドバッグ、医薬品、履物、ゲーム、玩具、スポーツ用品等の多くの製品カテゴリで、EU 向けの偽造品の重要な原産国であり続けていると指摘され、依然として改善すべき課題が一定程度残っていると考えられる。また従前指摘されていた課題として具体的には 2018 年の EC の報告書では、「EU 利害関係者は裁判所の手続が非常に長く、不合理に複雑であり、法で規定されている罰則と罰金は侵害に対して十分な抑止力がないと報告している。」「偽造と著作権侵害は、特にデジタル環境と著作権関連の問題において深刻な問題である。」「医薬品の規制データ保護と企業秘密の保護に特に対処するための法律が存在しない。」(仮

⁷¹ 「【フィリピン】 米国との新たな軍事協定の締結」 国会図書館「外国の立法」No.260-1
http://www.dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8702078_po_02600111.pdf?contentNo=1&alternativeNo= [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁷² Mapping the Real Routes of Trade in Fake Goods (2017)、Trends in Trade in Counterfeit and Pirated Goods (2019)、Why do countries export fakes? (2018)

訳)などを報告している。

表：フィリピンに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1)(*2)	2.8/7 (84/117)	2.8/7 (103 /139)	3.9/7 (71/140)	4.0/7 (74/138)	4.1/7 (71/137)	4.4/7 (52/140)	4.5/7 (55/141)
BSA：不正コピー率	71%	69%	67%		64%		
USCC:国際知財指標(*1)			—	—	11.78/35 (34/45)	13.80/40 (38/50)	16.20/45 (37/50)
PRA:知財権(*1)	4.257/10 (44/69) (*3)	4.761/10 (64/119)	5.127/10 (57/121)	5.226/10 (58/124)	5.379/10 (58/127)	5.389/10 (62/125)	5.705/10 (58/129)
USTR：警戒レベル	優先監視国	監視国	—	—	—	—	—
EC:優先度			3			3	—

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

(7) タイ

(a) 知的財産関連法等

タイ王国(タイ)では、知財に関する主な法令としては、特許、小特許(実用新案)、意匠を規定する特許法や、商標法、著作権法、営業秘密法等の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、商務省知的財産局(DIP)が設けられており、知的財産権局は、知的財産権の保護を含め知的財産権の創造及び商業的利用の促進を目的としている⁷³。

⁷³ 経済産業省委託事業「タイにおける模倣品流通実態調査」(日本貿易振興機構(JETRO) バンコク事務所 知的財産部、2015年5月)
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/th/ip/pdf/th_mohou_201505.pdf [最終アクセス日：2019年11月19日]

また、タイは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書及びベルヌ条約に加盟しているが、現在までハーグ協定、特許法条約及び商標法条約には加盟していない⁷⁴。WIPO には 1989 年に加盟、WTO にも 1995 年の設立当初から加盟している。

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。タイの知財制度に関する評価は、WEF においては、2005 年から 2010 年にかけて、知財保護のスコア及び順位ともに明確な低下がみられた。その後直近の 2015 年から 2019 年にかけて知財保護のスコアは 3.2 から 3.7 へと改善し、順位は 120 位前後から 100 位前後で推移し若干の改善傾向はみられるものの、大きな変化はない。

BSA の報告では、不正コピー率は 2005 年の 80% から、2017 年の 66% へと徐々に改善が進んでいるが依然として極めて高い水準である。

また、USCC や PRA の報告では、評価対象国全体の中での位置は総じて低い評価となっている。一方で、PRA における知財権指標のスコア自体は 2015 年の 4.260 から 2019 年の 4.766 へと徐々に向上しており、若干の改善がみてとれる。

さらに EC による報告では、2015 年及び 2018 年において優先度 3 と評価され改善すべき課題が一定程度残っていると考えられる。2018 年の EC の報告書では、「EU の利害関係者は、実市場とオンライン市場の両方での偽造品及び海賊版商品の広範な入手可能性、並びに効果的かつ抑止的な執行措置の欠如に関して深刻な懸念が続いていると報告している。」「EU の利害関係者は、民事訴訟は非常に長くコストがかかり、暫定措置及び差止命令が裁判所によって命令されることはほとんどなく、刑事制裁は十分な抑止力がなく、捜索令状を入手するのは困難であり、証拠の保存は弱く、通関手続は商標と著作権に対してのみ利用可能であるとも報告している。」(仮訳)などを報告している。

一方において USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルは 2017 年までは優先監視国であったが、2018 年以降は監視国となっている。報告書では「米国とタイの二国間 TIFA の一環としての知的財産の保護と執行に関する取組は、執行、特許、医薬品、商標、著作権等、さまざまな問題にわたる米国の知的財産権の懸念に対処する上で大きな進歩をもたらした。例えば、タイは、首相と副首相がそれぞれ率いる知的財産政策に関する省庁間全国委員会と知的財産権侵害の執行に関する小委員会を設立した。政府の最高レベルからのこの強い関心は、政府機関間の調整の改善、並びに全国の偽造品及び海賊版製品と戦うための強化された持続的な取組努力につながった。タイはまた、審査官の数の大幅な増加や規制の合理化など、特許及び商標出願のバックログに対処するため

⁷⁴ 世界知的所有権機関 (WIPO) の HP 「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

の措置を講じた。さらに、タイはマドリッド議定書に加わり、米国企業が商標を申請しやすくし、米国のコンテンツ業界に影響を与えるオンライン著作権侵害に関する懸念に対処するための措置を講じた。」と評価している。一方で、「しかし、物理的な市場とオンラインの両方での偽造品と海賊版の入手可能性に関する懸念が残っており、米国は、効果的で抑止的な執行措置の提供を引き続き改善するようタイに要請する。」とし、その他実行面の不十分な面を指摘している（仮訳）。

なお、タイでは、2014年5月のクーデターで軍事政権下となったため、米国との関係が悪化し、中国との関係を強くしていたところ、トランプ政権後は関係改善をすすめており^{75 76 77}、このような政治的背景も影響した可能性も排除されない。

表：タイに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1) (*2)	4.1/7 (37/117)	3.1/7 (84/139)	3.2/7 (113 /140)	3.3/7 (121 /138)	3.5/7 (106 /137)	3.7/7 (99/140)	3.7/7 (99/141)
BSA：不正コピー率	80%	73%	69%		66%		
USCC:国際知財指標(*1)			7.1/30 (30/30)	7.4/30 (36/38)	9.53/35 (40/45)	12.55/40 (41/50)	14.50/45 (42/50)
PRA:知財権(*1) (*3)	4.442/10 (39/69)	4.289/10 (76/119)	4.260/10 (82/121)	4.337/10 (88/124)	4.456/10 (89/127)	4.550/10 (86/125)	4.766/10 (80/129)
USTR：警戒レベル	監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	監視国	監視国
EC:優先度			3			3	3

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

⁷⁵ 産経新聞「米、タイ軍政との関係修復へ 対中国で東南アジア戦略を再構築」2017.2
<https://www.sankei.com/world/news/170215/wor1702150065-n2.html> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁷⁶ ロイター「米タイ首脳会談、関係改善の兆し トランプ氏は貿易赤字縮小望む」2017.10
<https://jp.reuters.com/article/usa-trump-thailand-idJPKCN1C804K> [最終アクセス日：2019年11月19日]

⁷⁷ なお、2019年7月には国民投票の結果、新政権の首相が誕生し、民政復帰を実現した。
 外務省「タイ王国における新政権発足について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_005115.html [最終アクセス日：2019年11月19日]

（８）ベトナム

（ａ）知的財産関連法等

ベトナム社会主義共和国（ベトナム）では、知財に関する主な法令としては、特許、商標、意匠、著作権、営業秘密、不正競争等が規定された一つの知財法という法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、知的財産分野における国家権限機関は保護機関と権限執行機関の２つのグループに分けられる。このうち、保護機関には、ベトナム国家知的所有権庁(NOIP)、著作権局、植物新品種保護事務局といった機関が含まれ、国家知的所有権庁は科学技術省に属し知的財産に関する国家管理を、ベトナム著作権局は文化スポーツ観光省の直轄機関で著作権と隣接権保護の国家管理を、植物新品種保護事務局は農業農村開発省に所属し植物新品種の申請書類の受理、審査、保護ライセンスの発行を行う機関である⁷⁸。

また、ベトナムは、知財に関する主な条約として、パリ条約、特許協力条約、マドリッド協定議定書及びベルヌ条約に加盟しているが、現在までハーグ協定、特許法条約及び商標法条約には加盟していない⁷⁹。WIPO には 1976 年に加盟、WTO にも 2007 年から加盟している。

さらに、ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関しては、「1995 年以降、ベトナムにおいては知的財産を巡る状況の大幅な改善が図られている。知的財産法は TRIPs 協定の要件への準拠を目的として改正され、公衆による知的財産への意識も向上しつつある。とりわけ 2005 年以降は、政府主導による戦略的行動計画（知的財産法及びその執行についての改善、企業及び地域社会における知的財産への意識向上、人材育成などを目的とする計画）の実施が図られ、相応の成果を上げている。」と評価されている一方で、「知的財産関連の紛争を専門に取扱う裁判所の設置については、その必要性が謳われつつも、現在のところ明確な方向性は示されていない。」と指摘されている⁸⁰。

（ｂ）ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。ベトナムの知財制度に関する評価は、WEF においては、知財保護のスコアに関して 2005 年の 2.6 から 2015 年の 3.6 へと一定の向上

⁷⁸ 経済産業省受託調査「ベトナムにおける模倣品・知的財産権侵害物品の流通に関する調査」（日本貿易振興機構（JETRO） ハノイ事務所、2015 年 3 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/rP_vn_repo_distributcounterfeitIpPro201608.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁷⁹ 世界知的所有権機関（WIPO）の HP「WIPO-Administered Treaties」について
<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁸⁰ 特許庁委託事業「ベトナムにおける知的財産の権利執行状況に関する調査」（日本貿易振興機構（JETRO）バンコク事務所 知的財産部、2017 年 9 月）
https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/ip/pdf/report_chizai_201709.pdf [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

が見られた。その後直近の 2015 年から 2019 年にかけて 90 位前後から 100 位前後までで推移し若干の低下傾向はみられるものの大きな変化はなく、スコアも 3.5 から 3.7 までの範囲内で安定している。

BSA の報告では、不正コピー率は 2005 年の 90%から 2017 年の 74%へと若干の改善が進んでいるが依然として極めて高い水準である。

また、USCC や PRA の報告では、評価対象国全体の中での位置は総じて低い評価となっている。一方で、PRA における知財権指標のスコア自体は 2010 年の 3.483 から 2019 年の 4.555 へと上下変動を伴いながら全体として向上しており、一定の改善がみてとれる。

USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルは監視国となっており、今回の調査対象範囲において全く変化していない。2019 年の報告書では、「オンラインでの偽造品の著作権侵害と販売は依然として一般的であり、ベトナムがより強力な執行措置を講じない限り、オンラインでの海賊行為と偽造品の販売は悪化する可能性がある。」「ベトナムの機関は、一般人の意識を高めるキャンペーンを行ってきたが、外国企業はベトナムで合法的な製品を販売するためのさまざまな障害に直面し続けている。偽造品（高品質の偽造品を含む）は、実市場で広く利用可能なままであり、まだ限定的であるものの模倣品の国内製造が懸念事項として浮上している。」「書籍の海賊版やケーブル及び衛星の信号の盗難が存在しており、民間部門と公共部門の両方のソフトウェア著作権侵害が依然として懸念事項である。」（仮訳）と報告している。

さらに EC による報告では、2015 年において優先度 3 と評価されていたが、2018 年においては優先度リストから除外された。EU は、ベトナムと自由貿易協定を締結しているが、2018 年の EC の報告書では、ベトナムの知的財産法の監視は、その適切な実施の保証のために不可欠としており、「偽造品の取引が依然として懸念事項である。」「EU の利害関係者は、商標の登録プロセスの長さや異議申立て手続の遅さも懸念している。」

「EU の利害関係者は知的財産権の侵害が全国的に、特に露天市や商業地域で広がっていると報告している。」「侵害者に対する制裁は抑止効果が不十分であり、税関当局を含む訓練された知的財産担当職員が不足していることが懸念として上がっている。」（仮訳）と報告している。

表：ベトナムに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF : 知財保護 (*1) (*2)	2.6/7 (92/117)	2.7/7 (109 /139)	3.6/7 (88/140)	3.7/7 (92/138)	3.6/7 (99/137)	3.5/7 (105 /140)	3.7/7 (105/141)
BSA : 不正コピー率	90%	83%	78%		74%		
USCC:国際知財指標(*1)			7.84/30 (28/30)	7.83/30 (35/38)	10.34/35 (37/45)	13.19/40 (40/50)	13.81/45 (43/50)
PRA:知財権(*1)	—	3.483/10 (97/119)	4.056/10 (91/121)	4.371/10 (87/124)	4.517/10 (86/127)	4.437/10 (91/125)	4.555/10 (89/129)
USTR : 警戒レベル	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国	監視国
EC:優先度			3			—	—

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(9) ウクライナ

(a) 知的財産関連法等

ウクライナ共和国（ウクライナ）では、知財に関する主な法令としては、特許、実用新案を規定する特許法や、意匠法、商標法、著作権法等の法律に基づき知的財産が保護されている。知財に関する官庁としては、ウクライナ経済開発通商省知的財産部(Ukrpatent)が設けられ、ウクライナの知的財産法保護の唯一の国家機関であり、知的財産権の申請の審査等を行っている⁸¹。

また、ウクライナは、パリ条約、特許協力条約、ハーグ協定、マドリッド協定議定書、ベルヌ条約、特許法条約及び商標法条約等知財に関する主な条約にはいずれにも加盟し

⁸¹ ABOUT UKRPATENT

<https://ukrpatent.org/en/articles/about> [最終アクセス日：2019年11月19日]

ている⁸²。WIPO には 1970 年に⁸³、WTO には 2008 年に加盟している⁸⁴。

(b) ベンチマーク諸評価

表には、前述した各報告書において、2005 年及び 2010 年並びに 2015-2019 年の 5 年間に同国が評価された内容の一部を記す。ウクライナの知財制度に関する評価は、WEF においては 2005 年から 2019 年にかけて 90 位前後から 120 位前後までで推移し、知財保護のスコアは若干の改善傾向がみられるものの大きな変化は見られず、特に 2015 年以降は 3.1 から 3.4 までの範囲で比較的安定している。

また、BSA の報告では、今回の調査対象範囲において不正コピー率はいずれも 80%以上であり、直近の 2017 年の報告でも 80%であり、依然として極めて高い水準のままである。

USCC や PRA の報告では、評価対象国全体の中での位置は総じて低い評価となっている。一方で、PRA における知財権指標のスコア自体は 2005 年の 3.855 から 2019 年の 4.578 へと徐々に向上しており、若干の改善がみてとれる。

USTR スペシャル 301 条報告書の警戒レベルは大きく変動している。2005 年には最も警戒レベルの高い優先国であり、2006 年に優先監視国、2008 年に監視国と警戒レベルを下げたものの、2012 年に優先監視国、2013 年に優先国と再び警戒レベルを上げた。その後、2015 年から 2019 年まで優先監視国となっている。

優先監視国へ移行した 2006 年の報告書によれば、2005 年 8 月にウクライナが海賊版光ディスクの作成を取り締まる法律を改正したことに応じて、米国が 2002 年に課した 7500 万ドルの経済制裁を免責すると報告している。さらに、監視国へ移行した 2008 年の報告書によれば、ウクライナの WTO への加盟及びウクライナの光ディスク法改正の効果として海賊版製造の証拠が発見されていないことを評価している。

その後、優先監視国に警戒レベルを引き上げた 2012 年の報告書では、ウクライナ警察が国内最大の侵害サイト(ex.ua)を削除したが、その数日後に再開を認めたことや、知的財産権の査察官の大幅な人員削減、ウクライナを経由した偽造品や海賊版の流通に対する税関職員の職権の欠如などを報告している。さらに、優先国へ引き上げた 2013 年の報告書では、ウクライナに適切な著作権管理団体が存在しない状態となっていること、ウクライナ政府自ら不正コピーのソフトウェアを使用していること、ウクライナに本拠を置く複数のサイトがオンライン著作権侵害企業の安全な避難場所となっていることなどを報告している。2014 年の報告書以降は優先監視国としており、2013 年の報告書で

⁸² 世界知的所有権機関 (WIPO) の H P 「WIPO-Administered Treaties」について

<https://www.wipo.int/treaties/en/> [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁸³ WIPO-Administered Treaties Contracting Parties

https://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&treaty_id=1 [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

⁸⁴ 経済産業省 WTO 加盟

https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/4_Accession/Accession.html [最終アクセス日：2019 年 11 月 19 日]

上げた3点についてウクライナの立法や運営の努力を監視している。

また、ECによる報告では、2015年から2018年にかけて優先度が3から2へと評価は悪化していることが確認される。2018年のECの報告書では、知的財産のエンフォースメントを含む野心的な知財章を含むEU-ウクライナ連合協定⁸⁵(DCFTA)が2016年1月1日に発効したこと、ウクライナで映画撮影技術に関する法律が可決し、これにはオンライン著作権侵害のレベルを減らす規定が含まれること、プロバイダの責任を明確にし、オンライン著作権侵害への救済策を明確にする新しい法律が明らかになったことなどを報告している。

表：ウクライナに関する諸評価

指標	2005	2010	2015	2016	2017	2018	2019
WEF： 知財保護 (*1)(*2)	2.6/7 (91/117)	2.6/7 (113 /139)	3.1/7 (120 /140)	3.2/7 (125 /138)	3.3/7 (119 /137)	3.4/7 (114 /140)	3.4/7 (118 /141)
BSA：不正コピー率	85%	86%	82%		80%		
USCC:国際知財指標(*1)			11.69/30 (23/30)	11.55/30 (27/38)	14.06/35 (30/45)	14.28/40 (37/50)	15.05/45 (39/50)
PRA:知財権(*1)	3.855/10 (49/69) (*3)	3.928/10 (85/119)	4.070/10 (90/121)	4.320/10 (89/124)	4.419/10 (93/127)	4.436/10 (92/125)	4.578/10 (88/129)
USTR：警戒レベル	優先国	監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国	優先監視国
EC:優先度			3			2	2

(*1) 表中、上段の数値は当該指標における当該国のスコアを、下段の括弧内の数値は調査対象国数における当該国の順位を示す。

(*2) この指標の最高は7点、最低は1点である。

(*3) 2005年の欄は、2007年版のデータである。

⁸⁵ 外務省「ウクライナ・グルジア・モルドバとEUのDCFTAを含む連合協定署名について（外務報道官談話）」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_000540.html [最終アクセス日：2019年11月19日]

4. 総合分析

(1) 指標の総合順位

以上のとおり、新興国及び途上国を対象として知的財産エンフォースメントに関する6つのベンチマーク指標を調査し、結果をベンチマーク毎及び調査対象国毎にまとめ概説した。ここでは、各国の総合的な比較を行うため、各指標の最新の指標を以下の表に示す。また、USTRの警戒レベル及びECの優先度を除いた4つの指標において、各国の9か国内の順位を単純に合計し、その数を昇順に順位付けしたものを「総合順位」として示す。

表：2019年版の各国指標一覧と総合順位⁸⁶

	WEF： 知財保護	BSA： 不正コ ピー率	USCC:国際 知財指標	PRA:知 財権	総合 順位	USTR：警 戒レベル	EC:優 先度
ブラジ ル	3.8(6) (95/141)	46% (1)	18.25(3) (31/50)	6.259(1) (38/129)	2	監視国	3
ロシア	3.8(5) (90/141)	62% (3)	19.46(2) (29/50)	5.391(5) (64/129)	4	優先監視 国	2
インド	4.4(4) (57/141)	56% (2)	16.22(4) (36/50)	5.974(3) (50/129)	3	優先監視 国	2
中国	4.5(2) (53/141)	66% (5)	21.45(1) (25/50)	6.021(2) (49/129)	1	優先監視 国（306 条 監視国）	1
インド ネシア	4.6(1) (51/141)	83% (9)	12.87(9) (45/50)	4.414(9) (98/129)	7	優先監視 国	2
フィリ ピン	4.5(3) (55/141)	64% (4)	16.20(5) (37/50)	5.705(4) (58/129)	5	—	
タイ	3.7(7) (99/141)	66% (5)	14.50(7) (42/50)	4.766(6) (80/129)	6	監視国	3
ベトナ ム	3.7(8) (105/141)	74% (7)	13.81(8) (43/50)	4.555(8) (89/129)	9	監視国	—
ウクラ イナ	3.4(9) (118/141)	80% (8)	15.05(6) (39/50)	4.578(7) (88/129)	8	優先監視 国	2
9 か国 平均	4.0	66%	16.42	5.296			

注：数値の後に記載された括弧内の数字は、今回調査対象とした 9 か国中における当該国の順位を示す。

上記表にまとめた結果によれば、総合順位は、中国、ブラジル、インド、ロシア、フィリピン、タイ、インドネシア、ウクライナ、ベトナムの順となった。BSA、USCC、PRA の各順位と総合順位とはおおむね相関性があるが、WEF の知財保護の順位と総合順位とは、インドネシア(WEF:1 位、総合順位 7 位)、ブラジル(WEF:6 位、総合順位 2 位)などで大きな相違がみられる。

一方、総合順位は上位である中国、インド、ロシアは、USTR の警戒レベルでは、優

⁸⁶ 原則として 2019 年 10 月時点でアクセス可能な各団体の報告書に基づいて作成し（EC の優先度除く）、EC の優先度は 2020 年 1 月時点で更新した。

先監視国に指定され、EC の優先度においても、優先度が 1 あるいは 2 となっている。これらの報告内容によれば、調査対象国からの模倣品や海賊版の量が多いことや海賊行為を助長するオンラインサイトがあることを挙げ、これらに対する対応策をその国が採っていない場合に厳しい評価をしている。すなわち、USTR や EC の報告書では、各国の知財エンフォースメントのレベルそのものよりも、米国あるいは EU に対する影響の大きさによってその警戒度が大きく左右されていることが見てとれる。

(2) 各指標と各国のエンフォースメントとの関係

調査対象 9 か国において、総合順位が上位又は中位の国で、USTR の警告度が監視国以下であり EC の優先度が 3 あるいは優先度がない（以下「USTR 及び EC の報告書で警戒度が低い」という。）国としては、ブラジル(総合順位 2 位、USTR 監視国、EC 優先度 3)、及びフィリピン(5 位、USTR 非監視国、EC 優先度なし)があり、総合順位が下位の国で、USTR の警告度が優先監視国以上であり EC の優先度が 1 あるいは 2 である（以下「USTR 及び EC の報告書で警戒度が高い」という。）国としてはウクライナ(総合順位 8 位、USTR 優先監視国、EC 優先度 2)、及びインドネシア(総合順位 7 位、USTR 優先監視国、EC 優先度 2)がある。

総合順位において評価の高かったブラジル及び評価が中程度であったフィリピンは、オンラインによる著作権侵害や模造品の取引や、特許の審査及び訴訟に時間がかかることなどの問題を抱えているものの、海賊版の音楽やソフトウェアの対策は進んでおり、それは BSA の不正ソフトウェア率が他の調査対象国に比べて低いことから確認できる。

一方、総合順位において評価の低かったウクライナ及びインドネシアでは、BSA の不正ソフトウェア率が 80%以上と極めて高く、経年変化を見ても余り改善していない。また、政府自らの不正コピーのソフトウェア利用（ウクライナ）や、知的財産権侵害に対する抑止効果のあるレベルの罰則がない（インドネシア）などが問題視されるなど、著作権侵害に対する大きな問題を抱えている。

また、総合順位では上位であるが、USTR 及び EC の報告書で警戒度が高い国としては、中国（総合順位 1 位、USTR 優先監視国、EC 優先度 1）及びインド（総合順位 3 位、USTR 優先監視国、EC 優先度 2）があり、総合順位では下位であり、USTR 及び EC の報告書で警戒度が低い国としてはベトナム(総合順位 9 位、USTR 監視国、EC 優先度なし)がある。

総合順位に比べ USTR 及び EC の報告書で警戒度が高くなった中国及びインドは、ともに模倣品の生産国として欧米に認識されている国であり、その国の技術力、生産力、市場規模等が大きいため、欧米政府からより高度な知財エンフォースメントが求められている結果といえる。

一方、総合順位に比べ USTR 及び EC の報告書で警戒度が低いベトナムに関しては、

国内における海賊版や模倣品の流通や知財エンフォースメントの実効性には問題があるものの、USTR や EC の報告書において欧米への模倣品等の影響が現時点では問題として指摘されていないところ、欧米への影響の大きさの程度に鑑みて USTR における警戒度レベルや EC の優先度を高くする必要がない可能性が考えられる。

5. まとめ

各報告書のベンチマークの活用のあり方としては、その中のスコアや順位そのものの微小な経年変動を詳細に分析するというよりは、各ベンチマークの特性を理解した上で対象国における中長期的な傾向や持続している課題の抽出等に資するものとして位置づけることが考えられる⁸⁷。新興国及び途上国ごとに特有の知財に関する課題の是正・解消に向けた取組の過程において、当該国における課題の特定や優先度等の決定、さらには知財保護が不十分である可能性の根拠の一つとして上記知財エンフォースメントに関する各種ベンチマークの評価指標を考慮することも検討の価値があり、今後も各報告書のベンチマークの評価分析の結果に継続的に関心を払っていくことは有益であるといえる。

以上

⁸⁷ 各報告書の評価結果を詳細に比較検討するには、各報告書が採用する評価手法・評価項目・判断基準等に対する正確な理解が必要であり、各報告書に記載された評価方法に関する説明を十分に確認することが不可欠となる点は留意すべきである。